

平成14年度

行政サービスのあり方及び実務課題の研究報告

平成 15 年5月

湘南市研究会

目次

1	はじめに	1
2	事務事業の一元化に向けた研究	2
(1)	事務事業一元化調査検討の目的及び概要	2
(2)	主な事務事業の一元化調査検討	6
3	各種実務課題の研究	116
(1)	電算システムの現状	116
(2)	組織の現状	126
(3)	法令関係の現状	129
(4)	財政状況	136
(5)	外郭団体の現状	146
(6)	政令指定都市として想定される事務事業の把握	165
4	参考資料	171

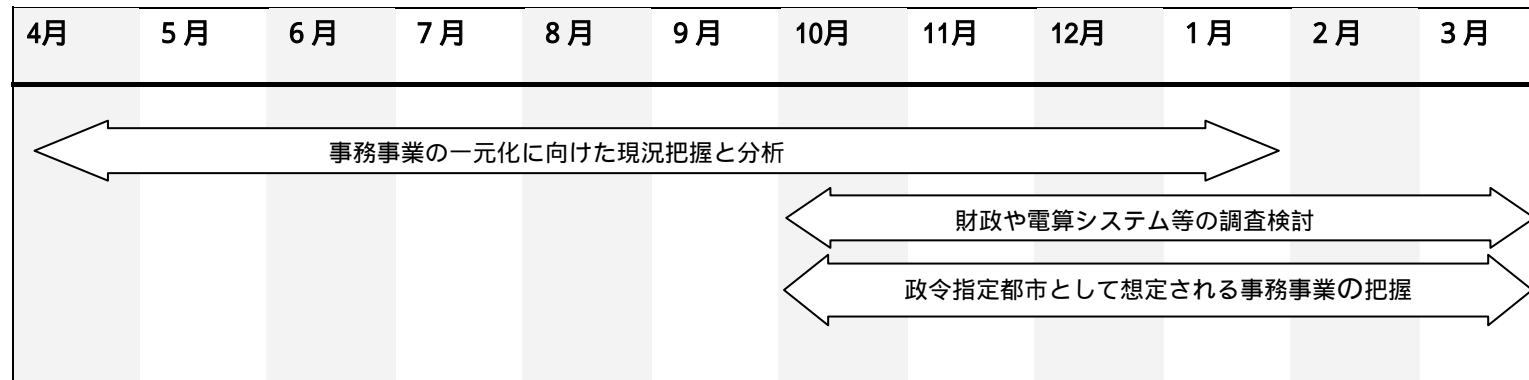


1 はじめに

湘南市研究会では、その主要な研究テーマである「行政サービスのあり方」と「財政等様々な実務上の課題の分析」の研究を行うにあたり、平成14年度は、3市3町でどのような事務事業が行われているのか、またそれらの事務事業をひとつにしたらどのような課題があるのか、現況把握と課題分析を中心として次のような調査検討を行いました。

- 事務事業の一元化に向けた現況把握と分析
- 財政や電算システム等の調査検討
- 政令指定都市として想定される事務事業の把握

平成14年度調査検討スケジュール





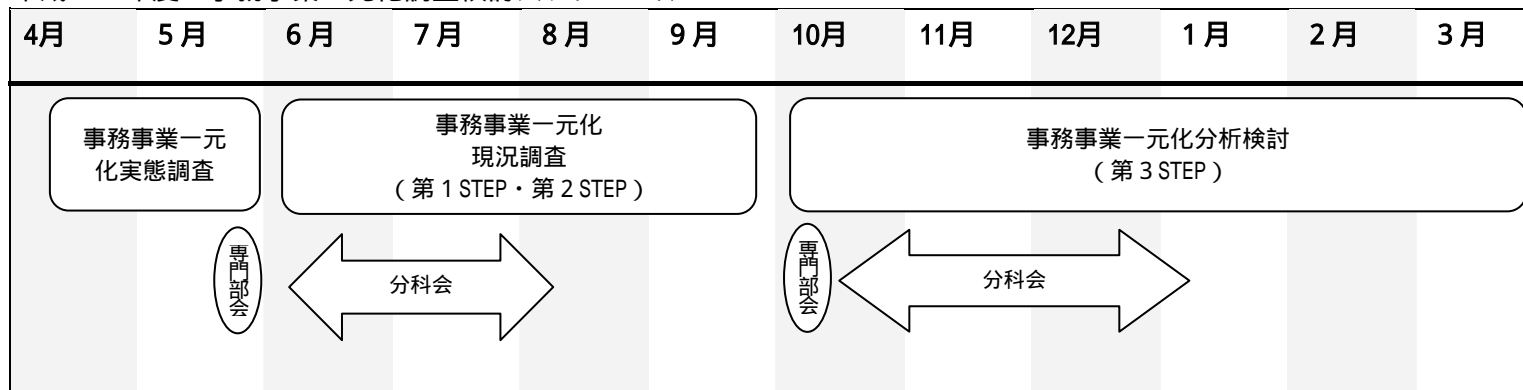
2 事務事業の一元化に向けた研究

(1) 事務事業一元化調査検討の目的及び概要

この調査検討は、湘南市構想における行政サービスのあり方と実務課題の研究の一環として、3市3町で現在実施している事務事業（平成14年4月1日現在）の実態を調査し、現況把握を行い、一元化するにあたっての課題等の分析検討を行ったものです。この調査検討にあたっては、効果的に行うために行政サービスの分野別に6つの専門部会と専門部会を補佐する49の分科会を組織し実施しました。また、それらにおいて次のような段階をもって現況把握と分析検討を行いました。

- 事務事業一元化実態調査 3市3町それぞれ現在実施している事務事業について調査
- 事務事業一元化現況調査（第1STEP・第2STEP） 分野別の専門部会と分科会における、3市3町の事務事業の現況把握
- 事務事業一元化分析検討（第3STEP） 現況把握に基づく、一元化の必要性和課題点等についての分析検討

平成14年度 事務事業一元化調査検討スケジュール



○専門部会開催状況

専門部会数：6 専門部会

開催日： 第1回専門部会 平成14年5月27日、29日

第2回専門部会 平成14年10月3日、4日、8日

(第3回専門部会 平成15年4月23日、24日、25日)

ア 事務事業一元化実態調査

事務事業一元化実態調査の状況

調査期間：平成14年4月上旬～5月下旬

実態調査の概要：3市3町それぞれに、現在実施している事務事業について事業内容等について実態を調査

帳票の作成：「事務事業一元化実態調書」を作成する。

イ 事務事業一元化現況調査

事務事業一元化現況調査（第1STEP、第2STEP）の状況

分科会開催期間：平成14年6月上旬～平成14年8月上旬

第1STEPの概要：3市3町において調査した「事務事業一元化実態調書」を基に、事務事業を照合し現況比較のための整理を行う。

第2STEPの概要：整理された事務事業の現況（平成14年4月1日現在）を調査、比較検討することでその相違点を浮き彫りにする。

帳票の作成：「事務事業一元化現況調書」を作成する。

ウ 事務事業一元化分析検討

事務事業一元化分析検討（第3STEP）の状況

分科会開催期間： 平成14年10月上旬～平成15年3月下旬

第3STEPの概要： 「事務事業一元化現況調書」を基に、一元化の必要性と課題点等について分析し、その方向性を検討する。

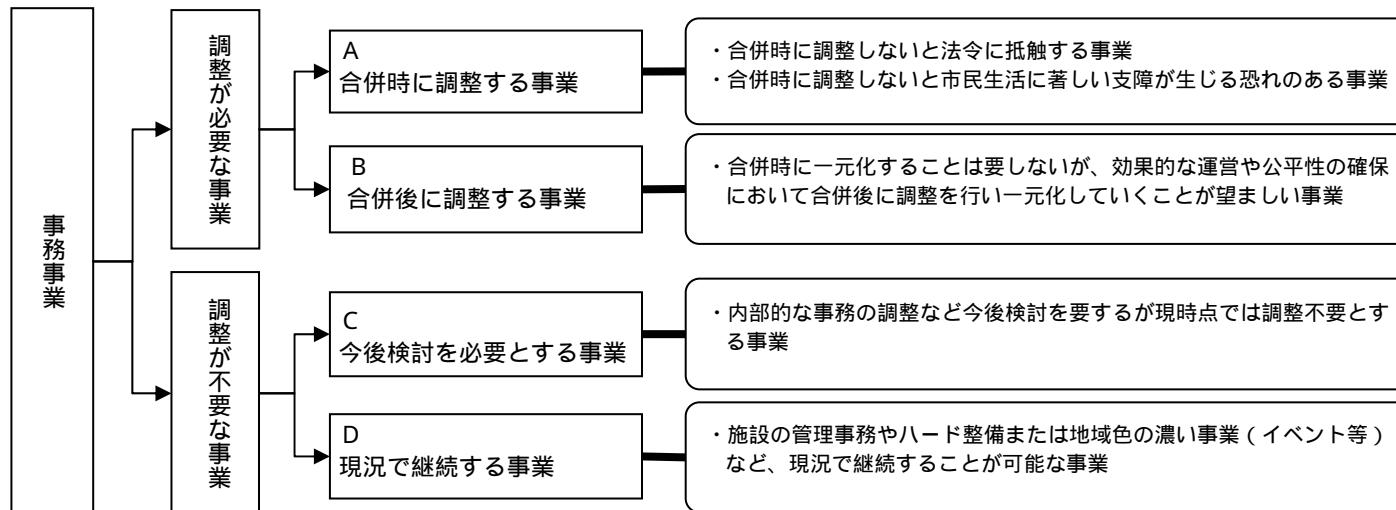
帳票の作成： 「事務事業一元化分析調書」を作成する。

事務事業一元化分析検討（第3STEP）における一元化の方向の検討

事務事業一元化分析検討（第3STEP）段階では、全ての事務事業を継続することを前提に、次のような視点で一元化の必要性、調整を行う時期、課題点について分析を行いました。

〔検討に際しての視点〕

一体性確保の原則、 住民福祉の原則、 負担公平の原則、 健全な財政運営の原則、 行政改革推進の原則



調整の方向別集計表（分野別）

調査検討を行った事務事業数については、次のとおりです。

事務事業総数 1,565 事業 （平成 15 年 3 月 31 日現在）

分野	件数	割合 (%)	調整が必要な事業		調整が不要な事業	
			A 合併時に 調整する事業	B 合併後に 調整する事業	C 今後検討を必要 とする事業	D 現況で継続する 事業
福祉・健康・医療（専門部会 1）	388 件	24.8	163 件	60 件	86 件	79 件
教育・文化・自治（専門部会 2）	202 件	12.9	75 件	72 件	10 件	45 件
都市整備・都市計画（専門部会 3）	305 件	19.5	74 件	53 件	75 件	103 件
環境・産業（専門部会 4）	367 件	23.5	115 件	115 件	32 件	105 件
総務・企画・防災（専門部会 5）	260 件	16.6	68 件	32 件	143 件	17 件
財政（専門部会 6）	43 件	2.7	31 件	2 件	9 件	1 件
合 計	1,565 件		526 件 33.6%	334 件 21.3%	355 件 22.7%	350 件 22.4%



(2) 主な事務事業の一元化調査検討

平成 14 年度の調査検討として実態調査、現況把握、分析検討を行った事務事業 (1,565 項目) の中から主なものについて、次のような分野別にご紹介します。

§ 福祉・健康・医療分野

(社会福祉、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉、生活保護・災害救助、国民年金・国民健康保険、保健医療、介護保険、老人保健、斎場・墓地)

§ 教育・文化・自治分野

(教育総務、学校教育、社会教育、青少年対策、図書館、保健体育、博物館・美術館、文化振興、市民活動・消費者、市民窓口)

§ 都市整備・都市計画分野

(都市計画、開発指導、住宅・建築指導、公園、都市整備、道路、河川・下水道)

§ 環境・産業分野

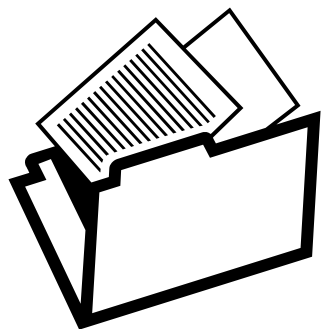
(環境、清掃、農林水産業、商工・観光、労働、市場・公営競技)

§ 総務・企画・防災分野

(人事、文書、情報化、企画、情報公開、広報広聴、都市交流、男女共同参画、表彰、市史編纂、管財・契約、消防・防災、議会・行政委員会)

§ 財政分野

(財政、税、会計)



福祉・健康・医療分野

49項目

《 表中の表記について 》

記載内容は、特に注意書きがない限り、平成 14 年 4 月 1 日現在を基準としています。

「一元化の方向」欄の A ~ D は、次のとおり分析した方向性を指します。

- | | |
|----------------|------------------|
| A : 合併時に調整する事業 | C : 今後検討を必要とする事業 |
| B : 合併後に調整する事業 | D : 現況で継続する事業 |

区 分	事務事業項目名	内 容																																												
社会福祉	保健福祉 総合窓口事業	事業概要	制度や内容が複雑な、保健福祉に関する総合的な窓口相談に係る事業。																																											
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市																																											
		一元化の方向	A：3市が実施していることから、受益の範囲に格差が生じることや、職員体制等が違いサービス水準が異なるため合併時に一元化することが望ましい。																																											
		分析	総合相談窓口・地区福祉窓口比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">総合相談窓口</td> <td>専任職員の配置人数</td> <td>3名</td> <td>5名</td> <td>2名</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>給与</td> <td>給与</td> <td>報酬</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地区福祉窓口</td> <td>専任職員の配置人数</td> <td></td> <td>46名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td></td> <td>報酬</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 総合相談窓口 3市設置、3町未設置であり、未設置は市民サービスを提供する上で平等性に欠けるため調整が課題となる。 地区福祉窓口 藤沢市以外の未設置市町について、地域住民が身近に福祉サービスを充実させることが出来ないため調整が課題となる。</p>									平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	総合相談窓口	専任職員の配置人数	3名	5名	2名				人件費	給与	給与	報酬				地区福祉窓口	専任職員の配置人数		46名					人件費		報酬			
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																						
	総合相談窓口	専任職員の配置人数	3名	5名	2名																																									
		人件費	給与	給与	報酬																																									
	地区福祉窓口	専任職員の配置人数		46名																																										
		人件費		報酬																																										
	民生委員・ 児童委員	事業概要	民生委員法に基づき住民の生活状況の把握、要援護者の自立相談・助言・援助及び福祉事務所その他関係行政機関の業務への協力が職務とされている民生委員・児童委員の事業費。																																											
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																											
		一元化の方向	A：活動費・協議会補助金額に差があるため負担の公平を保つため、合併時に一元化することが望ましい。																																											
分析		民生委員児童委員数比較表 (単位：人)																																												
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																					
		担当地区	3 3 2	4 3 5	2 5 2	6 3	4 8	4 3																																						
	主任児童委員	4 6	3 4	2 4	5	2	3																																							
	計	3 7 8	4 6 9	2 7 6	6 8	5 0	4 6																																							
民生委員児童委員活動費比較表 (単位：円)																																														
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																							
支出科目	負担金補助 及び交付金	報酬	報酬	報酬	報酬	負担金補助 及び交付金	報酬																																							
会長(年額)	140,400	142,800	114,000	117,700	30,000	60,300	28,300																																							
委員(年額)	75,600	122,400	98,400	117,700	30,000	60,300	28,300																																							
民生委員児童委員協議会補助金比較表 (単位：円)																																														
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																							
市・町民生委員児童委員協議会補助金		226,800	568,000	1,980,000																																										
地区民生委員児童委員協議会補助金		2,230,200			4,544,400	1,067,000	3,342,000																																							
【課題点】 民生委員を民生嘱託員等に補職し、報酬等を支払っているが、補職名及び報酬等の支出科目・金額が異なっている。 民生委員児童委員協議会に対し補助金を交付しているが、算定根拠及び基準が異なっている。																																														

区分	事務事業項目名	内容																																																																																																																							
社会福祉	社会福祉基金補助事業	事業概要	社会福祉協議会等に設置した福祉基金を補助し、果実による利子の運用により、法外福祉事業の助成に充当する。																																																																																																																						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町																																																																																																																						
		一元化の方向	A：補助金の額に差があるなど、負担の公平が保たれないことから合併時に一元化することが望ましい。																																																																																																																						
		分析	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町が実施している。補助の支出基盤が違う。 【課題点】 社会福祉基金積立額及び補助金額に差があるため調整が必要である他、次のような点で調整を行うことが課題となる。 ・社会福祉協議会のあり方（1組織または複数組織）の影響が大きい。 ・社会福祉基金事業の統合化。 ・基金利子の減少に伴う事業の精査。																																																																																																																						
	要援護等慰問活動事業	事業概要	生活困窮世帯に対する慰問金支給事業、被爆者に対する援護手当支給事業。																																																																																																																						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																																																																																						
		一元化の方向	A：要援護慰問金は、3市が実施しており受益の範囲に格差が生じる。支給金額が違いサービス水準が異なるなどから合併時に一元化することが望ましい。																																																																																																																						
		分析	要援護等慰問金活動比較表 (単位：円) <table border="1" data-bbox="616 638 2116 1117"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主体</td> <td>社協</td> <td>社協</td> <td>市・社協</td> <td></td> <td></td> <td>社協</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>生保対象(含む)</td> <td>生保除外</td> <td>生保対象(含む)</td> <td></td> <td></td> <td>障害者等</td> </tr> <tr> <td>要保護者 夏季(1人)</td> <td>3,000</td> <td>2,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要保護者 年末(1人)</td> <td>3,000</td> <td>2,500</td> <td>3,000(世帯)・5,000 +(人数×2,000)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要保護者 夏季(2人以上)</td> <td>7,000</td> <td>3,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>要保護者 年末(2人以上)</td> <td>7,000</td> <td>3,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保護者 夏季(1人)</td> <td>2,000</td> <td>要 夏季(3人)4,500</td> <td>3,000(世帯)・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保護者 年末(1人)</td> <td>2,000</td> <td>要 年末(3人)4,500</td> <td>3,000(世帯)・</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保護者 夏季(2人以上)</td> <td>3,000</td> <td>要 夏季(4人)5,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>被保護者 年末(2人以上)</td> <td>3,000</td> <td>要 年末(4人)5,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>障害者慰問金</td> <td>2,000</td> <td>2,800(品物)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,000</td> </tr> <tr> <td>母子家庭慰問金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>9,000</td> </tr> <tr> <td>父子家庭・準要保護世帯慰問金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>住宅寝たきり・痴呆性老人慰問金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>5,000</td> </tr> <tr> <td>独居老人慰問金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	主体	社協	社協	市・社協			社協	対象者	生保対象(含む)	生保除外	生保対象(含む)			障害者等	要保護者 夏季(1人)	3,000	2,500					要保護者 年末(1人)	3,000	2,500	3,000(世帯)・5,000 +(人数×2,000)				要保護者 夏季(2人以上)	7,000	3,500					要保護者 年末(2人以上)	7,000	3,500					被保護者 夏季(1人)	2,000	要 夏季(3人)4,500	3,000(世帯)・				被保護者 年末(1人)	2,000	要 年末(3人)4,500	3,000(世帯)・				被保護者 夏季(2人以上)	3,000	要 夏季(4人)5,500					被保護者 年末(2人以上)	3,000	要 年末(4人)5,500					障害者慰問金	2,000	2,800(品物)				4,000	母子家庭慰問金						9,000	父子家庭・準要保護世帯慰問金						6,000	住宅寝たきり・痴呆性老人慰問金						5,000	独居老人慰問金						4,000
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																																																																																	
		主体	社協	社協	市・社協			社協																																																																																																																	
対象者		生保対象(含む)	生保除外	生保対象(含む)			障害者等																																																																																																																		
要保護者 夏季(1人)		3,000	2,500																																																																																																																						
要保護者 年末(1人)		3,000	2,500	3,000(世帯)・5,000 +(人数×2,000)																																																																																																																					
要保護者 夏季(2人以上)		7,000	3,500																																																																																																																						
要保護者 年末(2人以上)	7,000	3,500																																																																																																																							
被保護者 夏季(1人)	2,000	要 夏季(3人)4,500	3,000(世帯)・																																																																																																																						
被保護者 年末(1人)	2,000	要 年末(3人)4,500	3,000(世帯)・																																																																																																																						
被保護者 夏季(2人以上)	3,000	要 夏季(4人)5,500																																																																																																																							
被保護者 年末(2人以上)	3,000	要 年末(4人)5,500																																																																																																																							
障害者慰問金	2,000	2,800(品物)				4,000																																																																																																																			
母子家庭慰問金						9,000																																																																																																																			
父子家庭・準要保護世帯慰問金						6,000																																																																																																																			
住宅寝たきり・痴呆性老人慰問金						5,000																																																																																																																			
独居老人慰問金						4,000																																																																																																																			
分析	原子爆弾被爆者援護事業比較表 (単位：円) <table border="1" data-bbox="616 1197 2116 1292"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主体</td> <td>社協</td> <td>市</td> <td>市</td> <td>町</td> <td>町</td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>5,000</td> <td>41,000</td> <td>12,000</td> <td>12,000</td> <td>3,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	主体	社協	市	市	町	町		支給額	5,000	41,000	12,000	12,000	3,000																																																																																														
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																																																																																			
主体	社協	市	市	町	町																																																																																																																				
支給額	5,000	41,000	12,000	12,000	3,000																																																																																																																				
分析	【課題点】 実施市町では、実施主体が市、社協と相違しており未設置の町もあるため調整が必要。 対象者及び支給額並びに補助金に相違があり調整が課題となる。																																																																																																																								

区分	事務事業項目名	内容																																								
障害福祉	重度障害者の医療費助成事業	事業概要	重度障害者に対し、医療費の一部を助成する。																																							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																							
		一元化の方向	A：助成対象者が異なり受益の範囲に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。																																							
		分析	重度障害者の医療費助成事業比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者（身体障害）</td> <td>1～3級</td> <td>1～3級</td> <td>1～2級</td> <td>1～6級</td> <td>1～6級</td> <td>1～4級</td> </tr> <tr> <td>対象者（知的障害）</td> <td>IQ40以下</td> <td>IQ50以下</td> <td>IQ35以下</td> <td>IQ70以下</td> <td>IQ70以下</td> <td>IQ50以下</td> </tr> <tr> <td>対象者（精神障害）</td> <td></td> <td>1～2級</td> <td>1級</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象者（重複障害）</td> <td>身障4級+IQ50以下</td> <td>65歳以上で4級の一部及び寝たきり</td> <td>身障3級+IQ50以下</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 助成対象者に相違があるため、調整が課題となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	対象者（身体障害）	1～3級	1～3級	1～2級	1～6級	1～6級	1～4級	対象者（知的障害）	IQ40以下	IQ50以下	IQ35以下	IQ70以下	IQ70以下	IQ50以下	対象者（精神障害）		1～2級	1級				対象者（重複障害）	身障4級+IQ50以下	65歳以上で4級の一部及び寝たきり	身障3級+IQ50以下		
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																			
	対象者（身体障害）	1～3級	1～3級	1～2級	1～6級	1～6級	1～4級																																			
	対象者（知的障害）	IQ40以下	IQ50以下	IQ35以下	IQ70以下	IQ70以下	IQ50以下																																			
	対象者（精神障害）		1～2級	1級																																						
	対象者（重複障害）	身障4級+IQ50以下	65歳以上で4級の一部及び寝たきり	身障3級+IQ50以下																																						
	鉄道駅エレベーター設置事業	事業概要	高齢社会の進行、バリアフリーのまちづくりを進める観点から、駅舎へのエレベーター設置を進めている。東海道線辻堂駅・二宮駅（平成14年度）																																							
実施市町		藤沢市・二宮町																																								
一元化の方向		D：特定の施設への設置事業であるため調整は必要ない。																																								
分析		ハード面の整備であり調整が必要な課題はない。 （参考）東海道線実施済：藤沢駅・茅ヶ崎駅 小田急線実施済：湘南台駅・長後駅・六会日大前駅・善行駅																																								
障害者（身体・知的・精神）ホームヘルプサービス	事業概要	在宅の障害者の属する世帯が、日常生活を営む上で著しい支障がある場合に派遣する。今後身体障害者・知的障害者は、支援費制度に移行する。																																								
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																								
	一元化の方向	A：利用者自己負担金が異なり負担の公平が保たれないことから、合併時に一元化することが望ましい。																																								
	分析	障害者（身体・知的・精神）ホームヘルプサービス比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯</td> <td>在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯</td> <td>在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯</td> <td>在宅の重度障害者（身体・知的・精神）がいる世帯</td> <td>在宅の身体障害者（1・2級）・知的障害者（A1・A2）・精神障害者（手帳所持者または精神障害を支給事由とする年金の給付を受けている）の属する世帯</td> <td>在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯</td> </tr> <tr> <td>利用者負担金（精神障害の場合）</td> <td>国基準</td> <td>市基準 A・B 0円 C・D 100円 E 200円 F 300円 G1 450円 G2 550円 G3 700円 G4 950円</td> <td>市基準 160円（生活保護受給世帯・所得税非課税世帯は自己負担金なし。補助申請は国基準）</td> <td>国基準</td> <td>国基準</td> <td>国基準</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 精神障害者世帯への派遣の場合の利用者負担金に相違があり、調整が課題となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	対象	在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯	在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯	在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯	在宅の重度障害者（身体・知的・精神）がいる世帯	在宅の身体障害者（1・2級）・知的障害者（A1・A2）・精神障害者（手帳所持者または精神障害を支給事由とする年金の給付を受けている）の属する世帯	在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯	利用者負担金（精神障害の場合）	国基準	市基準 A・B 0円 C・D 100円 E 200円 F 300円 G1 450円 G2 550円 G3 700円 G4 950円	市基準 160円（生活保護受給世帯・所得税非課税世帯は自己負担金なし。補助申請は国基準）	国基準	国基準	国基準														
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																				
対象	在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯	在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯	在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯	在宅の重度障害者（身体・知的・精神）がいる世帯	在宅の身体障害者（1・2級）・知的障害者（A1・A2）・精神障害者（手帳所持者または精神障害を支給事由とする年金の給付を受けている）の属する世帯	在宅の身体障害者・知的障害者・精神障害者の属する世帯																																				
利用者負担金（精神障害の場合）	国基準	市基準 A・B 0円 C・D 100円 E 200円 F 300円 G1 450円 G2 550円 G3 700円 G4 950円	市基準 160円（生活保護受給世帯・所得税非課税世帯は自己負担金なし。補助申請は国基準）	国基準	国基準	国基準																																				

区 分	事務事業項目名	内 容																																																										
障害福祉	障害者(身体・知的)サービス事業	事業概要	在宅の障害者のため、障害者施設の機能を活用し、施設に通所し日常生活訓練を行う。今後身体障害者・知的障害者は、支援費制度に移行する。																																																									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																									
		一元化の方向	C：支援費制度に移行するため、調整する必要はない。																																																									
		分析	対象者(在宅の身体・知的障害者)に相違がある。寒川町：重度心身障害者のみを対象。																																																									
	障害者(身体・知的・精神・難病)短期入所事業	事業概要	在宅の障害者及び難病患者等を介護している家族が居宅において、疾病その他の理由により介護することができない場合に一時的に施設・病院に受け入れる。今後身体障害者・知的障害者は、支援費制度に移行する。																																																									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																									
		一元化の方向	C：支援費制度に移行するため、調整する必要はない。																																																									
		分析	相違点はない。																																																									
	障害者(身体・知的・精神)福祉(介護)手当	事業概要	障害を有する者に福祉の増進、生活の向上を目的として手当を支給する。福祉手当：3市3町実施。介護手当：藤沢市・二宮町で実施。																																																									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																									
		一元化の方向	A：支給対象者・支給金額・介護手当の実施等が異なり受益の範囲に格差があることから、合併時に調整することが望ましい。																																																									
		分析	障害者(身体・知的・精神)福祉(介護)手当比較表 (単位：円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">障害者福祉手当</td> <td>対象者(身体)</td> <td>1～3級</td> <td>1～3級</td> <td>1～3級</td> <td>1～3級</td> <td>1～6級</td> <td>1～6級</td> </tr> <tr> <td>対象者(知的)</td> <td>I Q 5 0 以下</td> <td>I Q 5 0 以下</td> <td>I Q 4 0 以下</td> <td>I Q 4 0 以下</td> <td>I Q 7 0 以下</td> <td>I Q 7 0 以下</td> </tr> <tr> <td>対象者(精神)</td> <td>1～2級</td> <td></td> <td>1～2級</td> <td>1～2級</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>対象者(重複)</td> <td></td> <td></td> <td>身体3～4級 I Q 5 0 以下</td> <td>身体3～4級 I Q 5 0 以下</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>36,000</td> <td>48,000</td> <td>30,000・18,000</td> <td>17,000・10,000</td> <td>5,500～10,000</td> <td>7,000～14,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">介護手当</td> <td></td> <td>84,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>15,000</td> </tr> </tbody> </table>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	障害者福祉手当	対象者(身体)	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	1～6級	1～6級	対象者(知的)	I Q 5 0 以下	I Q 5 0 以下	I Q 4 0 以下	I Q 4 0 以下	I Q 7 0 以下	I Q 7 0 以下	対象者(精神)	1～2級		1～2級	1～2級			対象者(重複)			身体3～4級 I Q 5 0 以下	身体3～4級 I Q 5 0 以下			支給額	36,000	48,000	30,000・18,000	17,000・10,000	5,500～10,000	7,000～14,000	介護手当			84,000			
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																				
障害者福祉手当	対象者(身体)	1～3級	1～3級	1～3級	1～3級	1～6級	1～6級																																																					
	対象者(知的)	I Q 5 0 以下	I Q 5 0 以下	I Q 4 0 以下	I Q 4 0 以下	I Q 7 0 以下	I Q 7 0 以下																																																					
	対象者(精神)	1～2級		1～2級	1～2級																																																							
	対象者(重複)			身体3～4級 I Q 5 0 以下	身体3～4級 I Q 5 0 以下																																																							
	支給額	36,000	48,000	30,000・18,000	17,000・10,000	5,500～10,000	7,000～14,000																																																					
介護手当			84,000				15,000																																																					
<p>介護手当対象者 藤沢市：1・2級(身体)・A1(知的)の重度障害者(6ヵ月以上ねたきり状態)を介護している介護者。 二宮町：食事・着脱・排泄等ができない障害者(6ヵ月以上継続した状態)を介護している介護者。</p> <p>【課題点】 支給対象者・支給金額等に相違があり、調整が課題となる。</p>																																																												

区分	事務事業項目名	内 容							
障害福祉	障害者(身体・知的・精神)地域作業所支援事業	事業概要	就労することが困難な在宅障害者に作業の場を確保し、訓練を通じて就労意欲の向上と社会生活適応の指導を行う団体(地域作業所)を支援する。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A:事業実施に対する助成額が異なりサービス水準に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。						
		分析	障害者(身体・知的・精神)地域作業所支援事業比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			借地借家補助金交付額	月額10万円(上限)	借地借家料月額の1/2かつ月額10万円(上限)	月額10万円(上限)	月額10万円(上限)	月額35,000円(上限)	
			重度障害者加算額	月額15,000円(対象者)身体1・2級知的A1・A2重複3級+IQ50以下精神1級	月額20,000円(対象者)身障1級かつ知的A1・A2月額10,000円(対象者)身体2・3級かつIQ50以下知的B1月額10,000円(対象者)精神1級	月額10,000円(対象者)身体1・2級知的A1・A2	月額10,000円	月額10,000円	月額10,000円
交通費助成額	全額		全額(上限定期料金まで)	全額	交通費実費と定期運賃を比較して、どちらか低い方の額	最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通所に要した運賃の1/2	最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により通所に要した運賃の1/2		
その他	訓練指導補助金交付	訓練指導補助金交付	車両維持管理費補助金交付	訓練指導補助金交付	訓練指導補助金交付				
	【課題点】 交通費助成額に相違があり、調整が課題となる。 重度障害者加算額の対象者と加算額に相違があり、調整が必要となる。								
高齢者福祉	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業	事業概要	在宅ひとり暮らしの高齢者または高齢者世帯でかつ慢性疾患を持つ等日常生活に注意を要する者に対して、緊急通報システムの貸与を行う。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A:利用者自己負担金額が異なり、サービス水準に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。						
		分析	ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
方式	電話式 ペンダント式		電話式 ペンダント式	電話式 ペンダント式	電話式 ペンダント式	電話式 ペンダント式	電話式 ペンダント式		
利用者負担金	360円/月 使用料	0円	367円/月 使用料	5,250円 設置料	388円/月 使用料	0円			
	【課題点】 利用者負担金に相違があり調整が課題となる。								

区分	事務事業項目名	内 容																											
高齢者福祉	ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業	事業概要	家庭において調理することが困難なひとり暮らし高齢者などに対して、配食を行うことで健康で自立した生活の一助を担う。																										
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																										
		一元化の方向	A：サービス内容・利用者自己負担金額が異なり、サービス水準に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。																										
		分析	<p>ひとり暮らし高齢者等配食サービス比較表 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="611 316 2038 421"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サービス内容</td> <td>夕食</td> <td>昼食</td> <td>昼食</td> <td>昼食</td> <td>夕食</td> <td>昼食・夕食</td> </tr> <tr> <td>利用者負担金</td> <td>500</td> <td>500</td> <td>400</td> <td>400</td> <td>350</td> <td>310・250</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 サービス内容・利用者負担金に相違があり調整が課題となる。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	サービス内容	夕食	昼食	昼食	昼食	夕食	昼食・夕食	利用者負担金	500	500	400	400	350
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																						
	サービス内容	夕食	昼食	昼食	昼食	夕食	昼食・夕食																						
	利用者負担金	500	500	400	400	350	310・250																						
	在宅介護支援センター運営事業	事業概要	在宅の要介護高齢者などやその家族に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、各種サービスが総合的に受けられるよう関係機関との連絡調整などの便宜を供与し地域福祉の向上を図る。																										
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																										
		一元化の方向	C：全市町で実施しており、サービス水準等に相違はないが、一元化していく必要がある。																										
		分析	<p>基幹型在宅介護支援センターは各市町とも1箇所づつ設置、地域型在宅介護支援センターは、平塚市：10箇所、藤沢市：17箇所、茅ヶ崎市：11箇所、寒川町：3箇所、大磯町：2箇所、二宮町：1箇所へ委託している。</p> <p>全市町で実施しており、サービス水準等に相違はない。なお国の要綱上新市において、基幹型在宅支援センターのあり方は変わってくる。</p>																										
	在宅高齢者緊急短期入所事業	事業概要	要介護高齢者を介護している家族が、病気や事故等によりその家族において介護できない場合、一時的に特別養護老人ホーム等に入所させ、要介護高齢者の養護をする。																										
実施市町		平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町																											
一元化の方向		A：利用者自己負担金額が異なり、負担の公平に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。																											
分析		<p>在宅高齢者緊急短期入所事業比較表 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="611 1189 2038 1294"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用者負担金</td> <td>状況により</td> <td>介護保険報酬単価の1割</td> <td>状況により</td> <td>-</td> <td>1,330</td> <td>1,730</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 利用者負担金に相違があり調整が課題となる。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	利用者負担金	状況により	介護保険報酬単価の1割	状況により	-	1,330	1,730							
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																							
利用者負担金	状況により	介護保険報酬単価の1割	状況により	-	1,330	1,730																							

区 分	事務事業項目名	内 容																																						
高齢者 福祉	老人理療 助成事業	事業概要	老人に対し、あんま・マッサージ・はり又は灸を受ける費用の一部を助成する。																																					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町																																					
		一元化の方向	A：助成の内容・利用者自己負担額が異なり、サービス水準・負担の公平に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。																																					
		分析	老人理療助成事業比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成内容</td> <td>あんま マッサージ はり灸</td> <td>あんま マッサージ はり灸</td> <td>マッサージ</td> <td>マッサージ はり灸</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>助成券配布枚数</td> <td>12枚/年</td> <td>12枚/年</td> <td>3枚/年</td> <td>4枚/年</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者自己負担金</td> <td>600円/枚</td> <td>300円/枚</td> <td>2,000円超分</td> <td>500円/枚</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 助成内容・利用者負担金に相違があり調整が課題となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	助成内容	あんま マッサージ はり灸	あんま マッサージ はり灸	マッサージ	マッサージ はり灸			助成券配布枚数	12枚/年	12枚/年	3枚/年	4枚/年			利用者自己負担金	600円/枚	300円/枚	2,000円超分	500円/枚						
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																	
	助成内容	あんま マッサージ はり灸	あんま マッサージ はり灸	マッサージ	マッサージ はり灸																																			
	助成券配布枚数	12枚/年	12枚/年	3枚/年	4枚/年																																			
	利用者自己負担金	600円/枚	300円/枚	2,000円超分	500円/枚																																			
	敬老祝賀経費	事業概要	敬老の日を中心とした良き日に敬老会を、また対象年齢にあたる方に敬老祝金を贈呈する。																																					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																					
一元化の方向		A：敬老大会の開催方法・敬老祝金の対象・金額が異なるため受益の範囲・サービス水準に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。																																						
分析		敬老大会比較表																																						
		<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催方法</td> <td>地区社協</td> <td>市</td> <td>市</td> <td>町</td> <td>町</td> <td>町</td> </tr> </tbody> </table>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	開催方法	地区社協	市	市	町	町	町																			
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																
	開催方法	地区社協	市	市	町	町	町																																	
敬老祝金比較表 (単位：円)																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給対象</td> <td>77・80・88・90・ 99・100歳以上</td> <td>77・80・90・100歳</td> <td>77・88・99歳 100歳以上</td> <td>75・77・80・88・ 90・100歳以上</td> <td>77歳以上</td> <td>78歳以上</td> </tr> <tr> <td>支給額(年額)</td> <td>3,000～10,000</td> <td>3,000～10,000</td> <td>5,000～30,000</td> <td>5,000～15,000</td> <td>12,000</td> <td>12,000</td> </tr> <tr> <td>100歳到達支給額(年額)</td> <td></td> <td>30,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>50,000</td> </tr> <tr> <td>100歳以上支給額(年額)</td> <td>50,000</td> <td></td> <td>50,000</td> <td>30,000</td> <td>12,000</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	支給対象	77・80・88・90・ 99・100歳以上	77・80・90・100歳	77・88・99歳 100歳以上	75・77・80・88・ 90・100歳以上	77歳以上	78歳以上	支給額(年額)	3,000～10,000	3,000～10,000	5,000～30,000	5,000～15,000	12,000	12,000	100歳到達支給額(年額)		30,000				50,000	100歳以上支給額(年額)	50,000		50,000	30,000	12,000	30,000
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																		
支給対象	77・80・88・90・ 99・100歳以上	77・80・90・100歳	77・88・99歳 100歳以上	75・77・80・88・ 90・100歳以上	77歳以上	78歳以上																																		
支給額(年額)	3,000～10,000	3,000～10,000	5,000～30,000	5,000～15,000	12,000	12,000																																		
100歳到達支給額(年額)		30,000				50,000																																		
100歳以上支給額(年額)	50,000		50,000	30,000	12,000	30,000																																		
<p>【課題点】 敬老会の開催方法に相違があるが、存続についても検討が必要。 敬老祝金の支給対象・支給額に相違があり調整が課題となる。</p>																																								

区分	事務事業項目名	内 容																																																																																			
高齢者福祉	高齢者ふれあいバスカード購入助成事業	事業概要	高齢者の健康づくりと社会参加を促進するため、75歳以上の希望者にバスカードを1人年1回交付する。5000円のバスカードを自己負担1000円で購入できる。																																																																																		
		実施市町	平塚市・藤沢市																																																																																		
		一元化の方向	A：サービス内容・利用者自己負担額が異なり、サービス水準・負担の公平に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。																																																																																		
		分析	高齢者ふれあいバスカード購入助成事業比較表 (単位：円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給対象</td> <td>75歳以上希望者</td> <td>75歳以上希望者</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>助成内容</td> <td>バスカード 5,000円分/年</td> <td>バスカード 江ノ電電車回数券 5,000円分/年</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用者負担金</td> <td>1,000</td> <td>1,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 助成内容に相違があり調整が課題となる。 交通施策との調整が課題となる。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	支給対象	75歳以上希望者	75歳以上希望者					助成内容	バスカード 5,000円分/年	バスカード 江ノ電電車回数券 5,000円分/年					利用者負担金	1,000	1,000																																																				
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																																															
支給対象	75歳以上希望者	75歳以上希望者																																																																																			
助成内容	バスカード 5,000円分/年	バスカード 江ノ電電車回数券 5,000円分/年																																																																																			
利用者負担金	1,000	1,000																																																																																			
児童福祉	公立保育所運営事業	事業概要	市立・町立保育園の設置数・定員・入園対象者・開設時間・保育士配置基準等運営事業。 平塚市：10園(840名) 藤沢市：16園(1,860名) 茅ヶ崎市：6園(510名) 寒川町：0園 大磯町：2園(180名) 二宮町：1園(90名)																																																																																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町																																																																																		
		一元化の方向	A：保育内容・保育料が異なり、サービス水準・負担の公平に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。																																																																																		
		分析	公立保育所運営事業比較表 (単位：円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">保育所数</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>6</td> <td></td> <td>2</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">定員</td> <td>840名</td> <td>1,860名</td> <td>510名</td> <td></td> <td>180名</td> <td>90名</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">開所時間 (保育所数)</td> <td>平日</td> <td>7:00~19:00(10)</td> <td>7:00~19:00(16)</td> <td>7:00~19:00(6)</td> <td></td> <td>7:00~19:00(2)</td> <td>7:30~20:00(1)</td> </tr> <tr> <td>土曜日</td> <td>7:00~16:00(10)</td> <td>7:00~17:00(16)</td> <td>7:00~19:00(6)</td> <td></td> <td>7:00~18:00(2)</td> <td>7:30~14:00(1)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">延長保育時間 (保育所数)</td> <td>平日(朝)</td> <td rowspan="2">18:00~19:00(10)</td> <td rowspan="2">18:00~19:00(16)</td> <td rowspan="2">18:00~19:00(6)</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">7:00~7:30(2)</td> <td rowspan="2">18:30~20:00(1)</td> </tr> <tr> <td>平日(夕) 土曜日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最低受入年齢</td> <td>2ヵ月</td> <td>6ヵ月</td> <td>6ヵ月</td> <td></td> <td>6ヵ月</td> <td>2ヵ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">保育料 (最高限度額)</td> <td>3歳未満児</td> <td>56,000</td> <td>58,500</td> <td>58,300</td> <td></td> <td>61,500</td> <td>54,000</td> </tr> <tr> <td>3歳児</td> <td>31,200</td> <td>30,600</td> <td>32,100</td> <td></td> <td>28,700</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>4歳以上児</td> <td>31,200</td> <td>30,600</td> <td>32,100</td> <td></td> <td>24,200</td> <td>26,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>寒川町は、公設民営で設置している。</p> <p>【課題点】 保育料の徴収基準は各市町独自に定めており調整が課題となる。 受入年齢・開所時間に相違があり調整が課題となる。</p>									平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	保育所数		10	16	6		2	1	定員		840名	1,860名	510名		180名	90名	開所時間 (保育所数)	平日	7:00~19:00(10)	7:00~19:00(16)	7:00~19:00(6)		7:00~19:00(2)	7:30~20:00(1)	土曜日	7:00~16:00(10)	7:00~17:00(16)	7:00~19:00(6)		7:00~18:00(2)	7:30~14:00(1)	延長保育時間 (保育所数)	平日(朝)	18:00~19:00(10)	18:00~19:00(16)	18:00~19:00(6)		7:00~7:30(2)	18:30~20:00(1)	平日(夕) 土曜日	最低受入年齢		2ヵ月	6ヵ月	6ヵ月		6ヵ月	2ヵ月	保育料 (最高限度額)	3歳未満児	56,000	58,500	58,300		61,500	54,000	3歳児	31,200	30,600	32,100		28,700	30,000	4歳以上児	31,200	30,600	32,100	
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																																														
保育所数		10	16	6		2	1																																																																														
定員		840名	1,860名	510名		180名	90名																																																																														
開所時間 (保育所数)	平日	7:00~19:00(10)	7:00~19:00(16)	7:00~19:00(6)		7:00~19:00(2)	7:30~20:00(1)																																																																														
	土曜日	7:00~16:00(10)	7:00~17:00(16)	7:00~19:00(6)		7:00~18:00(2)	7:30~14:00(1)																																																																														
延長保育時間 (保育所数)	平日(朝)	18:00~19:00(10)	18:00~19:00(16)	18:00~19:00(6)		7:00~7:30(2)	18:30~20:00(1)																																																																														
	平日(夕) 土曜日																																																																																				
最低受入年齢		2ヵ月	6ヵ月	6ヵ月		6ヵ月	2ヵ月																																																																														
保育料 (最高限度額)	3歳未満児	56,000	58,500	58,300		61,500	54,000																																																																														
	3歳児	31,200	30,600	32,100		28,700	30,000																																																																														
	4歳以上児	31,200	30,600	32,100		24,200	26,000																																																																														

区分	事務事業項目名	内容								
児童福祉	法人立保育所 運営事業	事業概要	民間保育所への運営費補助（平・藤・茅・二）及び管外委託（3市3町）事業。（寒川町は公設民営で実施） 平塚市：16園 藤沢市：17園 茅ヶ崎市：12園 寒川町：3園 大磯町：0園 二宮町：4園							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町							
		一元化の方向	A：保育内容・保育料が異なり、サービス水準・負担の公平に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。							
		分析	法人立保育所運営事業比較表 (単位：円)							
			保育所数		平塚市 16園	藤沢市 17園	茅ヶ崎市 12園	寒川町 3園	大磯町	二宮町 4園
			開所時間 (保育所数)	平日	7:00～19:00(11) 7:00～20:00(4)	7:00～19:00(16) 7:30～22:00(1)	7:00～19:00(12)	7:30～19:00(3)		7:30～18:30(3)
				土曜日	7:00～22:00(1) 7:00～8:00(10) 7:00～19:00(5) 7:00～22:00(1)	7:00～17:00(16) 7:30～17:00(1)	7:00～19:00(12)	7:30～13:00(3)		7:30～16:00(3)
			延長保育時間 (保育所数)	平日(朝)	7:00～11:00(1)	7:30～11:00(1)				
				平日(夕)	18:00～19:00(11) 18:00～20:00(4)	18:00～19:00(16)	18:00～19:00(12)	18:30～19:00(3)		
		最低受入年齢		2ヵ月	2ヵ月	6ヵ月	6ヵ月		2ヵ月	
保育料 (最高限度額)	3歳未満児	56,000	58,500	58,300	61,300		54,000			
	3歳児	31,200	30,600	32,100	33,300		30,000			
	4歳以上児	31,200	30,600	32,100	28,000		26,000			
運営費助成に伴う「級地区分」が違う(乙地 平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町、丙地 大磯町・二宮町)が合併により解消される。										
【課題点】 保育料の徴収基準は各市町独自に定めており調整が課題となる。 受入年齢・開所時間に相違があり調整が課題となる。 単独費の助成内容に相違があり調整が課題となる。										
	保育所 入所関係事務	事業概要	保育所入所のための手続き及び保育料の算定事務。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	A：保育内容・保育料が異なり、サービス水準・負担の公平に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。							
		分析	【課題点】 保育料・延長保育料の減免・徴収方法に相違があり調整が課題となる。 入所の選考(判定)基準に相違があり調整が課題となる。 入所の具体的要件(居宅内外労働・出産・疾病・育児休業等)に相違があり調整が課題となる。 管理システムの一元化が課題となる。							

区分	事務事業項目名	内 容																																	
児童福祉	子育て支援センター事業	事業概要	育児不安等についての相談指導、援助の調整、育児情報、交流の場の提供、協力、支援等を行う子育て支援センター事業。 平塚市：1箇所(分室有) 藤沢市：1箇所 茅ヶ崎市：2箇所 寒川町：1箇所 大磯町：0箇所 二宮町：1箇所																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町																																
		一元化の方向	B：事業の実施方法が異なるため、速やかに一元化することが望ましい。																																
		分析	子育て支援センター事業比較表 <table border="1" data-bbox="613 352 2038 437"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設置数</td> <td>1箇所(分室有)</td> <td>1箇所</td> <td>2箇所</td> <td>1箇所</td> <td>-</td> <td>1箇所</td> </tr> <tr> <td>運営形態</td> <td>委託</td> <td>委託</td> <td>委託</td> <td>委託</td> <td>-</td> <td>直営</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 事業実施及び運営方法(委託・直営)などに相違があり、住民サービスの向上、平準化に向け調整が課題となる。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	設置数	1箇所(分室有)	1箇所	2箇所	1箇所	-	1箇所	運営形態	委託	委託	委託	委託	-	直営					
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
	設置数	1箇所(分室有)	1箇所	2箇所	1箇所	-	1箇所																												
	運営形態	委託	委託	委託	委託	-	直営																												
	ファミリーサポートセンター事業	事業概要	仕事と育児の両立に悩んでいる人のために、援助を受けたい人と援助を提供できる人が会員となり、相互援助活動のコーディネートを行うファミリーサポートセンター事業。																																
		実施市町	藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町																																
		一元化の方向	A：利用時間帯が異なり、サービス水準に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。																																
分析		ファミリーサポートセンター事業比較表 (単位：円) <table border="1" data-bbox="613 794 2038 906"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用料金(平日・1時間)</td> <td></td> <td>700</td> <td>700</td> <td>700</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用料金(休日・1時間)</td> <td></td> <td>900</td> <td>900</td> <td>900</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用時間</td> <td></td> <td>6:00～22:00</td> <td>6:00～20:00</td> <td>7:00～19:00</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 利用時間帯に相違があり、調整が課題となる。 実施市町と未実施市町の差異の解消により、サービス水準の向上と平準化の調整が課題となる。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	利用料金(平日・1時間)		700	700	700			利用料金(休日・1時間)		900	900	900			利用時間		6:00～22:00	6:00～20:00	7:00～19:00	
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																													
利用料金(平日・1時間)		700	700	700																															
利用料金(休日・1時間)		900	900	900																															
利用時間		6:00～22:00	6:00～20:00	7:00～19:00																															
生活保護 災害救助	生活保護法 関係事務	事業概要	生活保護法に基づき、生活困窮者に対しその程度に応じて、必要な保護を行い最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																
		一元化の方向	A：生活保護法により3町は神奈川県が事業主体になっているが、合併することにより一元化することとなる																																
		分析	実施主体に相違がある。3町は神奈川県が実施主体。 <p>【課題点】 市と町における身分上・予算・法的定数の取扱いに相違があり、調整が課題となる。 藤沢市のみ専任面接相談員及び婦人相談員を配置しており、市民サービスの充実と平等性を図ることが課題となる。 合併により「級地区分」(1級地 1 藤沢市、1級地 2 平塚市・茅ヶ崎市、2級地 1 寒川町・大磯町・二宮町)が変更になり、支給単価が上がる項目がある。</p>																																

区 分	事務事業項目名	内 容									
生活保護 災害救助	災害救助 関係経費	事業概要	災害救助法の適用を受けない災害により、被害を受けた住民に対する見舞金等の支給事業。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町								
		一元化の方向	A：甲慰金・見舞金が異なり、サービス水準に格差があることから合併時に一元化することが望ましい。								
		分析	災害救助関係経費比較表 (単位：円)								
			甲慰金（生計中心者）	火災 災害	750,000	2,500,000	500,000	500,000	270,000	1,000,000	
						500,000				750,000	
			甲慰金（その他）	火災 災害	750,000	1,250,000	500,000	500,000	270,000	1,000,000	
						500,000				750,000	
			災害見舞金	全壊・全壊等	住家1人世帯	50,000	70,000	50,000	100,000	100,000	50,000
						80,000	100,000				100,000
30,000	30,000					50,000					
半焼・半壊等	住家1人世帯				30,000	30,000	30,000	50,000	50,000	30,000	
					50,000	50,000				50,000	
		20,000			20,000	30,000					
床上浸水等	住家1人世帯	20,000		20,000	5,000	20,000	20,000	20,000			
		30,000		30,000				30,000			
		20,000		20,000				20,000			
傷病	A	50,000		80,000	30,000			70,000			
				150,000				50,000			
								30,000			
障害見舞金	火災 災害		800,000								
			300,000								
【課題点】 支給項目・支給対象者及び支給金額に相違があり、調整が課題となる。											
国民年金	各種届出	事業概要	国民年金法、国民年金法施行令、国民年金法施行規則等による各種届出。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町								
		一元化の方向	B：本庁舎以外の出張所等での受付の実施等が異なるため、速やかに一元化することが望ましい。								
		分析	業務そのものは、国からの法定受託事務なので市町によって、帳票類や作業手順、異なる社会保険事務所等相違点はあると思われるが、基本的には同じ事務処理になる。コンピュータの統一化の必要性がある。二宮町は日立、それ以外はNECだが年金独自システムがあるのは藤沢市のみである。 【課題点】 コンピュータシステムの一元化が課題となる。 届出書式と届出から送付までの事務処理手順に相違があり、調整が課題となる。								
国民健康 保険	出産育児一時金	事業概要	国民健康保険法第58条1項の規定により法定給付（相対的必要給付）として出産育児一時金の支給を行う。支給額 30万円								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町								
		一元化の方向	A：給付方法において実施状況が異なりサービス水準に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。								
		分析	出産育児一時金比較表 (単位：円)								
			支給額	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000		
			委任払いの実施状況	実施	実施	実施	未実施	未実施	実施		
貸付の実施状況	未実施		未実施	実施	未実施	未実施	未実施				
【課題点】 給付方法において委任払い・貸付の実施状況に相違があり、調整が課題となる。											

区 分	事務事業項目名	内 容																																																																																																
国民健康 保険	葬祭費	事業概要	国民健康保険法第58条1項の規定により法定給付（相対的必要給付）として葬祭費の支給を行う。																																																																																															
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																																																															
		一元化の方向	A：支給額が異なり受益の公平に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。																																																																																															
		分析	葬祭費比較表 (単位：円) <table border="1" data-bbox="616 316 2033 370"> <tr> <td></td> <td>平塚市</td> <td>藤沢市</td> <td>茅ヶ崎市</td> <td>寒川町</td> <td>大磯町</td> <td>二宮町</td> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>75,000</td> <td>60,000</td> <td>65,000</td> <td>70,000</td> <td>50,000</td> <td>40,000</td> </tr> </table> 【課題点】 支給額に相違があり、調整が課題となる。								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	支給額	75,000	60,000	65,000	70,000	50,000	40,000																																																																											
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																																																											
	支給額	75,000	60,000	65,000	70,000	50,000	40,000																																																																																											
	保険料(税)賦課	事業概要	国民健康保険料（税）の賦課																																																																																															
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																																																															
		一元化の方向	A：国民健康保険法施行令第29条の7により合併時に一元化する。ただし調整に際しては、国民健康保険法附則第11項を考慮する。																																																																																															
		分析	国民健康保険賦課比較表 <table border="1" data-bbox="616 625 2049 1168"> <tr> <td colspan="2">料・税</td> <td>平塚市</td> <td>藤沢市</td> <td>茅ヶ崎市</td> <td>寒川町</td> <td>大磯町</td> <td>二宮町</td> </tr> <tr> <td colspan="2">賦課（課税）方式</td> <td>4方式</td> <td>3方式</td> <td>4方式</td> <td>4方式</td> <td>4方式 介護分2方式</td> <td>4方式 介護分2方式</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得割額の算定の基礎となる額</td> <td>旧ただし書き 方式</td> <td>市町村民税税額 方式</td> <td>旧ただし書き 方式</td> <td>旧ただし書き 方式</td> <td>旧ただし書き 方式</td> <td>旧ただし書き 方式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">医療分料（税）率</td> <td>所得割</td> <td>5.6%</td> <td>市民税額の300/100</td> <td>5.95%</td> <td>6.91%</td> <td>4.0%</td> <td>5.2%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>10.0%</td> <td></td> <td>16.0%</td> <td>23.62%</td> <td>27.8%</td> <td>46.0%</td> </tr> <tr> <td>均等割</td> <td>23,100円</td> <td>27,960円</td> <td>18,000円</td> <td>18,200円</td> <td>18,500円</td> <td>21,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">介護分料（税）率</td> <td>均等割</td> <td>20,000円</td> <td>15,960円</td> <td>24,600円</td> <td>15,270円</td> <td>17,600円</td> <td>19,800円</td> </tr> <tr> <td>所得割</td> <td>1.12%</td> <td>市民税額の60/100</td> <td>1.25%</td> <td>1.02%</td> <td>1.2%</td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td>資産割</td> <td>3.83%</td> <td></td> <td>4.0%</td> <td>5.36%</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法定軽減割合</td> <td>均等割</td> <td>6,100円</td> <td>6,000円</td> <td>4,200円</td> <td>3,930円</td> <td>8,400円</td> <td>9,600円</td> </tr> <tr> <td>平等割</td> <td>3,900円</td> <td>3,960円</td> <td>4,800円</td> <td>2,350円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>減免事由</td> <td>災害 生活困窮 退職等</td> <td>災害 所得減少 疾病 生保 給付制限</td> <td>災害 所得減少 失業 生活困窮 譲渡所得</td> <td>災害 低所得 所得減少 疾病 給付制限 その他町長が 認めた場合</td> <td>災害 生活困窮 失職等</td> <td>災害 生活困窮 疾病 失職</td> </tr> </table> 【課題点】 賦課（課税）方法に相違があり、調整が課題となる。 所得割算定基礎及び均等割・平等割・資産割に相違があり、調整が課題となる。 減免の基礎に相違があり、調整が課題となる。 「合併した市町村において、合併の日の属する年度及びこれに続く5ヵ年度の間、不均一の保険料の賦課をすることができる。」(法附則第11項)の調整も課題となる。							料・税		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	賦課（課税）方式		4方式	3方式	4方式	4方式	4方式 介護分2方式	4方式 介護分2方式	所得割額の算定の基礎となる額		旧ただし書き 方式	市町村民税税額 方式	旧ただし書き 方式	旧ただし書き 方式	旧ただし書き 方式	旧ただし書き 方式	医療分料（税）率	所得割	5.6%	市民税額の300/100	5.95%	6.91%	4.0%	5.2%	資産割	10.0%		16.0%	23.62%	27.8%	46.0%	均等割	23,100円	27,960円	18,000円	18,200円	18,500円	21,800円	介護分料（税）率	均等割	20,000円	15,960円	24,600円	15,270円	17,600円	19,800円	所得割	1.12%	市民税額の60/100	1.25%	1.02%	1.2%	1.2%	資産割	3.83%		4.0%	5.36%			法定軽減割合	均等割	6,100円	6,000円	4,200円	3,930円	8,400円	9,600円	平等割	3,900円	3,960円	4,800円	2,350円			減免事由	災害 生活困窮 退職等	災害 所得減少 疾病 生保 給付制限	災害 所得減少 失業 生活困窮 譲渡所得	災害 低所得 所得減少 疾病 給付制限 その他町長が 認めた場合	災害 生活困窮 失職等
料・税		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																																																											
賦課（課税）方式		4方式	3方式	4方式	4方式	4方式 介護分2方式	4方式 介護分2方式																																																																																											
所得割額の算定の基礎となる額		旧ただし書き 方式	市町村民税税額 方式	旧ただし書き 方式	旧ただし書き 方式	旧ただし書き 方式	旧ただし書き 方式																																																																																											
医療分料（税）率	所得割	5.6%	市民税額の300/100	5.95%	6.91%	4.0%	5.2%																																																																																											
	資産割	10.0%		16.0%	23.62%	27.8%	46.0%																																																																																											
	均等割	23,100円	27,960円	18,000円	18,200円	18,500円	21,800円																																																																																											
介護分料（税）率	均等割	20,000円	15,960円	24,600円	15,270円	17,600円	19,800円																																																																																											
	所得割	1.12%	市民税額の60/100	1.25%	1.02%	1.2%	1.2%																																																																																											
	資産割	3.83%		4.0%	5.36%																																																																																													
法定軽減割合	均等割	6,100円	6,000円	4,200円	3,930円	8,400円	9,600円																																																																																											
	平等割	3,900円	3,960円	4,800円	2,350円																																																																																													
	減免事由	災害 生活困窮 退職等	災害 所得減少 疾病 生保 給付制限	災害 所得減少 失業 生活困窮 譲渡所得	災害 低所得 所得減少 疾病 給付制限 その他町長が 認めた場合	災害 生活困窮 失職等	災害 生活困窮 疾病 失職																																																																																											

区分	事務事業項目名	内容																																																																																				
国民健康保険	収納	事業概要	国民健康保険料（税）の収納																																																																																			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																																																			
		一元化の方向	A：納付方法の取り扱いが異なりサービス水準に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい																																																																																			
		分析	収納比較表 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>納期</td> <td>10期</td> <td>10期</td> <td>12期</td> <td>12期</td> <td>10期</td> <td>10期</td> </tr> <tr> <td>郵便局での自主納付の取り扱い</td> <td>可</td> <td>可</td> <td>可</td> <td>不可</td> <td>可</td> <td>可</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 納期及び郵便局での自主納付の取り扱いに相違があり、調整が課題となる。 金融機関への口座振替依頼方法に相違があり、調整が課題となる。</p>		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	納期	10期	10期	12期	12期	10期	10期	郵便局での自主納付の取り扱い	可	可	可	不可	可	可																																																														
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																																																
納期	10期	10期	12期	12期	10期	10期																																																																																
郵便局での自主納付の取り扱い	可	可	可	不可	可	可																																																																																
保健医療	乳幼児健康診査	事業概要	母子保健法に基づく乳幼児に対する健診事業。																																																																																			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																																																			
		一元化の方向	A：健診項目・対象月齢・実施手法が異なりサービス水準に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。																																																																																			
		分析	乳幼児健康診査比較表 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">健診項目</td> <td rowspan="2">4ヵ月児健診</td> <td>実施手法</td> <td>個別</td> <td>個別</td> <td>個別</td> <td>集団</td> <td>集団</td> </tr> <tr> <td>対象月齢</td> <td>4ヵ月</td> <td>4ヵ月</td> <td>4ヵ月</td> <td>4ヵ月</td> <td>3~5ヵ月</td> <td>3~4ヵ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">8(9)~10ヵ月 (お誕生日前)健診</td> <td>実施手法</td> <td>個別</td> <td>個別</td> <td>個別</td> <td>個別</td> <td>個別</td> <td>個別</td> </tr> <tr> <td>対象月齢</td> <td>8~10ヵ月</td> <td>9~10ヵ月</td> <td>10~11ヵ月</td> <td>10~11ヵ月</td> <td>8~10ヵ月</td> <td>8~10ヵ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1歳6ヵ月児健診</td> <td>実施手法</td> <td>集団</td> <td>集団</td> <td>集団</td> <td>集団</td> <td>集団</td> <td>集団</td> </tr> <tr> <td>対象月齢</td> <td>1歳6~7ヵ月</td> <td>1歳6ヵ月</td> <td>1歳6ヵ月</td> <td>1歳6ヵ月</td> <td>1歳6~8ヵ月</td> <td>1歳6~7ヵ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2歳(2歳6ヵ月児) 歯科健診</td> <td>実施手法</td> <td>集団</td> <td>集団</td> <td></td> <td></td> <td>集団</td> <td>集団</td> </tr> <tr> <td>対象月齢</td> <td>2歳1ヵ月</td> <td>2歳</td> <td></td> <td></td> <td>2歳6ヵ月</td> <td>2歳3~4ヵ月</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳(3歳6ヵ月児) 健診</td> <td>実施手法</td> <td>集団</td> <td>集団</td> <td>集団</td> <td>集団</td> <td>集団</td> <td>集団</td> </tr> <tr> <td>対象月齢</td> <td>3歳2ヵ月</td> <td>3歳6ヵ月</td> <td>3歳6ヵ月</td> <td>3歳6ヵ月</td> <td>3歳3~5ヵ月</td> <td>3歳4~5ヵ月</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 健診項目(2歳児歯科健診)・対象月齢・実施手法に相違があり、調整が課題となる。</p>			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	健診項目	4ヵ月児健診	実施手法	個別	個別	個別	集団	集団	対象月齢	4ヵ月	4ヵ月	4ヵ月	4ヵ月	3~5ヵ月	3~4ヵ月	8(9)~10ヵ月 (お誕生日前)健診	実施手法	個別	個別	個別	個別	個別	個別	対象月齢	8~10ヵ月	9~10ヵ月	10~11ヵ月	10~11ヵ月	8~10ヵ月	8~10ヵ月	1歳6ヵ月児健診	実施手法	集団	集団	集団	集団	集団	集団	対象月齢	1歳6~7ヵ月	1歳6ヵ月	1歳6ヵ月	1歳6ヵ月	1歳6~8ヵ月	1歳6~7ヵ月	2歳(2歳6ヵ月児) 歯科健診	実施手法	集団	集団			集団	集団	対象月齢	2歳1ヵ月	2歳			2歳6ヵ月	2歳3~4ヵ月	3歳(3歳6ヵ月児) 健診	実施手法	集団	集団	集団	集団	集団	集団	対象月齢	3歳2ヵ月	3歳6ヵ月	3歳6ヵ月	3歳6ヵ月	3歳3~5ヵ月	3歳4~5ヵ月
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																																													
		健診項目	4ヵ月児健診	実施手法	個別	個別	個別	集団	集団																																																																													
				対象月齢	4ヵ月	4ヵ月	4ヵ月	4ヵ月	3~5ヵ月	3~4ヵ月																																																																												
	8(9)~10ヵ月 (お誕生日前)健診		実施手法	個別	個別	個別	個別	個別	個別																																																																													
			対象月齢	8~10ヵ月	9~10ヵ月	10~11ヵ月	10~11ヵ月	8~10ヵ月	8~10ヵ月																																																																													
	1歳6ヵ月児健診		実施手法	集団	集団	集団	集団	集団	集団																																																																													
対象月齢			1歳6~7ヵ月	1歳6ヵ月	1歳6ヵ月	1歳6ヵ月	1歳6~8ヵ月	1歳6~7ヵ月																																																																														
2歳(2歳6ヵ月児) 歯科健診	実施手法	集団	集団			集団	集団																																																																															
	対象月齢	2歳1ヵ月	2歳			2歳6ヵ月	2歳3~4ヵ月																																																																															
3歳(3歳6ヵ月児) 健診	実施手法	集団	集団	集団	集団	集団	集団																																																																															
	対象月齢	3歳2ヵ月	3歳6ヵ月	3歳6ヵ月	3歳6ヵ月	3歳3~5ヵ月	3歳4~5ヵ月																																																																															
妊婦健康診査	事業概要	母子保健法に基づく妊婦に対する健診事業。神奈川県産科婦人科医会と委託契約で実施している。																																																																																				
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																																																				
	一元化の方向	C：全市町で実施しており、サービス水準等に相違はないが、事務手続き方法等について一元化していく必要がある。																																																																																				
	分析	3市3町とも対象者・実施手法とも同様のため、調整する課題はない。																																																																																				

区分	事務事業項目名	内 容								
保健医療	胃がん検診	事業概要	個別または集団検診により胃がん検診を実施している。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	A：利用者自己負担金・実施手法が異なり負担の公平及びサービス水準に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。							
		分析	胃がん検診比較表 (単位：円)							
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
			実施手法	集団	個別	集団・施設	集団・施設	集団	集団	
			利用者負担金(免除あり)	900	1,800	1,000・3,100	1,000・3,100	900	900	
			その他のがん検診(参考) (単位：円)							
			子宮がん検診	実施手法	集団・施設	個別	集団・施設	集団・施設	集団・施設	集団・施設
				利用者負担金(集団)頸部(免除あり)	600		900・1,700	900	600	600
利用者負担金(個別・施設)頸部・頸部+体部(免除あり)	1,700・2,500			1,700・2,500	1,900・3,400	1,900・3,400	2,500 (内膜細胞採取不能は1,700)	2,500 (内膜細胞採取不能は1,700)		
乳がん検診	実施手法		集団・施設	個別	集団・施設	集団・施設	集団	集団		
	利用者負担金(免除あり)		300・700	700	600・1,000	600・1,000	300	300		
肺がん検診	実施手法	施設	個別	施設	集団・施設	集団・施設	集団・施設			
	利用者負担金(集団)X線・X線+喀痰(免除あり)				600・1,400	200・700	200・700			
	利用者負担金(施設)X線・X線+喀痰(免除あり)	800・1,700	700	1,100・1,900 (基本健康診査料に含む)	1,100・1,900 (基本健康診査時受診の場合、基本健康診査料に含む)	基本健康診査において実施	基本健康診査において実施			
大腸がん検診	実施手法	集団	個別	集団・施設	集団・施設	集団	集団			
	利用者負担金(免除あり)	500	1,000	600・1,300	600・1,300	500	500			
		【課題点】	実施手法・利用者負担金に相違があり、調整が課題となる。							
基本健康診査	基本健康診査	事業概要	老人保健法に基づき、基本健康診査及び肝炎ウイルス検査を実施する。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	A：利用者自己負担金・実施手法が異なり負担の公平及びサービス水準に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。							
		分析	基本健康診査比較表 (単位：円)							
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
			基本健康診査利用者負担金	1,000	0	2,200	2,200	2,000	1,000	
			肝炎ウイルス検査利用者負担金	1,200	0	1,000	1,000	1,200	600	
				【課題点】	利用者負担金に相違があり、調整が課題となる。					

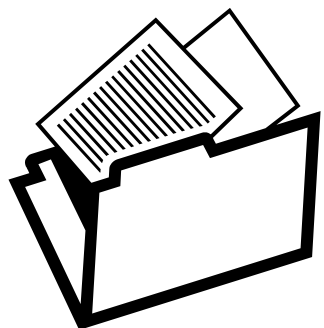
区分	事務事業項目名	内容								
保健医療	休日夜間 急患診療事業	事業概要	休日・夜間の救急患者に対する一次医療。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	B：実施手法・依頼先が異なることから、速やかに一元化することが望ましい。							
		分析	休日夜間急患診療事業比較表							
			診療体制	休日	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
					9:30～11:30 13:30～16:30 19:00～22:30 (年末年始可) 内科・小児科・外科 歯科(昼間のみ)	9:00～17:00 18:00～8:00(翌) 10:00～15:30 歯科 (年末年始可) 内科・小児科	9:00～23:00 内科・薬局 9:00～17:00 小児科・外科・歯科 (年末年始可)	9:00～17:00 19:00～22:00	19:00～22:00	19:00～22:00
			平日夜間 (土曜日)	19:00～22:30 内科・小児科 外科(土曜日のみ)	20:00～23:00 (18:00～23:00) 内科・小児科		19:00～22:00	19:00～22:00	19:00～22:00	
		依頼・委託先・運営主体	市医師会 市歯科医師会 市薬剤師会	市医師会 市歯科医師会 市薬剤師会 市保健医療財団	医師会 歯科医師会 茅ヶ崎寒川薬剤師会	町内医療機関	東海大学大磯 病院	東海大学大磯 病院		
		【課題点】 診療科目・診療時間に相違があり、依頼・委託先・運営主体であるそれぞれの医師会・医療機関との調整が課題となる。								
		小児医療費 助成事業	事業概要	乳幼児に対して、医療費の一部を助成する。						
実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町									
一元化の方向	A：対象者・所得制限・給付方法が異なることからサービス水準に格差があり、合併時に一元化することが望ましい。									
分析	小児医療費助成事業比較表									
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
	助成対象(通院)		0歳～3歳	0歳～3歳	0歳～4歳	0歳～6歳	0歳	0歳～3歳		
	助成対象(入院)		0歳～中学卒業	0歳～中学卒業	0歳～中学卒業	0歳～中学卒業	0歳～中学卒業	0歳～中学卒業		
	所得制限(撤廃対象)		0歳	0歳～3歳	0歳	0歳	0歳	0歳		
所得制限(制限内容)	1歳以上特例		4歳以上特例	1歳以上特例	1歳以上特例	1歳以上一般・特例	1歳以上一般・特例			
【課題点】 対象者・所得制限・給付方法に相違があり、調整が課題となる。										
予防接種	事業概要	予防接種法に基づく予防接種を実施する。								
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町								
	一元化の方向	C：全市町で実施しており、サービス水準等に相違はないが、事務手続き方法等について一元化していく必要がある。								
	分析	小児(個別): 三種混合・二種混合・風疹・麻疹・日本脳炎 小児(集団): ポリオ 高齢者(個別): インフルエンザ 個人負担金 1,000円 予防接種法に基づくためサービス水準等に相違はない。								

区 分	事務事業項目名	内 容																																									
保健医療	病院会計事務	事業概要	市民病院の会計事務。																																								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市																																								
		一元化の方向	D：病院ごとの会計であるため、調整を必要としない。																																								
		分析	病院ごとの会計であるため、調整を必要とする課題はない。																																								
	来院用 駐車場設備	事業概要	来院者のための駐車場の管理・運営を行う。																																								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市																																								
		一元化の方向	A：駐車場利用料金が異なり負担の公平に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。																																								
		分析	<p>来院用駐車場設備比較表</p> <table border="1" data-bbox="611 488 2024 671"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収容台数</td> <td>320台</td> <td>364台</td> <td>238台</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利用料金</td> <td>無料</td> <td>30分～1時間 200円 1時間～30分ごと 100円</td> <td>無料</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 駐車場利用料金に相違があり、調整が課題となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	収容台数	320台	364台	238台				利用料金	無料	30分～1時間 200円 1時間～30分ごと 100円	無料																	
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																				
	収容台数	320台	364台	238台																																							
	利用料金	無料	30分～1時間 200円 1時間～30分ごと 100円	無料																																							
	特別入院室 使用料	事業概要	特別入院室の使用料については、患者への十分な情報提供を行い、患者の自由な選択と同意を確認の上利用料の徴収をしている。																																								
実施市町		平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市																																									
一元化の方向		A：使用料が異なり負担の公平に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。																																									
分析		<p>特別入院室使用料比較表 (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="611 967 2024 1297"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">使用料1日 (市内に住所を有する)</td> <td>特別室A 15,000</td> <td>特別入院室1人A 20,000</td> <td rowspan="5">特別入院室A 15,000 特別入院室B 10,000</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>特別室B 10,000</td> <td>特別入院室1人B 10,000</td> </tr> <tr> <td>個室A 5,000</td> <td>特別入院室1人C 5,000</td> </tr> <tr> <td>個室B 4,000</td> <td>特別入院室2人A 4,000</td> </tr> <tr> <td>2人室 1,500</td> <td>特別入院室2人B 2,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">使用料1日 (市外に住所を有する)</td> <td>特別室A 22,500</td> <td>特別入院室1人A 30,000</td> <td rowspan="5">特別入院室A 22,500 特別入院室B 15,000</td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> <td rowspan="5"></td> </tr> <tr> <td>特別室B 15,000</td> <td>特別入院室1人B 15,000</td> </tr> <tr> <td>個室A 7,500</td> <td>特別入院室1人C 7,500</td> </tr> <tr> <td>個室B 6,000</td> <td>特別入院室2人A 6,000</td> </tr> <tr> <td>2人室 2,250</td> <td>特別入院室2人B 3,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 特別入院室使用料に相違があり、調整が課題となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	使用料1日 (市内に住所を有する)	特別室A 15,000	特別入院室1人A 20,000	特別入院室A 15,000 特別入院室B 10,000				特別室B 10,000	特別入院室1人B 10,000	個室A 5,000	特別入院室1人C 5,000	個室B 4,000	特別入院室2人A 4,000	2人室 1,500	特別入院室2人B 2,000	使用料1日 (市外に住所を有する)	特別室A 22,500	特別入院室1人A 30,000	特別入院室A 22,500 特別入院室B 15,000				特別室B 15,000	特別入院室1人B 15,000	個室A 7,500	特別入院室1人C 7,500	個室B 6,000	特別入院室2人A 6,000	2人室 2,250
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																					
使用料1日 (市内に住所を有する)	特別室A 15,000	特別入院室1人A 20,000	特別入院室A 15,000 特別入院室B 10,000																																								
	特別室B 10,000	特別入院室1人B 10,000																																									
	個室A 5,000	特別入院室1人C 5,000																																									
	個室B 4,000	特別入院室2人A 4,000																																									
	2人室 1,500	特別入院室2人B 2,000																																									
使用料1日 (市外に住所を有する)	特別室A 22,500	特別入院室1人A 30,000	特別入院室A 22,500 特別入院室B 15,000																																								
	特別室B 15,000	特別入院室1人B 15,000																																									
	個室A 7,500	特別入院室1人C 7,500																																									
	個室B 6,000	特別入院室2人A 6,000																																									
	2人室 2,250	特別入院室2人B 3,600																																									

区 分	事務事業項目名	内 容																																								
介護保険	介護認定調査費	事業概要	被保険者が介護保険給付を受けるために、保険者の認定を受ける必要があり、申請に基づき訪問調査を行い調査票を作成し、主治医に対して意見書作成を依頼する。																																							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																							
		一元化の方向	A：介護保険法第27条～39条により合併時に一元化する。																																							
		分析	介護認定調査費比較表 (単位：円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査委託料(施設)</td> <td>2,100</td> <td></td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>調査委託料(在宅)</td> <td>4,000</td> <td></td> <td>4,200</td> <td>4,200</td> <td>3,990</td> <td>3,885</td> </tr> <tr> <td>調査手数料(施設)</td> <td></td> <td>3,500</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>調査手数料(在宅)</td> <td></td> <td>5,000</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 調査方法に市町の直営と事業者への委託があり、その比率に相違があるため、調整が課題となる。 事業者への委託で行っている場合、手数料や委託料に相違があるため、調整が課題となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	調査委託料(施設)	2,100		2,100	2,100	2,100	2,100	調査委託料(在宅)	4,000		4,200	4,200	3,990	3,885	調査手数料(施設)		3,500					調査手数料(在宅)		5,000			
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																			
	調査委託料(施設)	2,100		2,100	2,100	2,100	2,100																																			
	調査委託料(在宅)	4,000		4,200	4,200	3,990	3,885																																			
	調査手数料(施設)		3,500																																							
	調査手数料(在宅)		5,000																																							
	賦課徴収費	事業概要	介護保険料の賦課・徴収に係る事務。																																							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																							
		一元化の方向	A：介護保険法第129条～146条により合併時に一元化する。																																							
分析		賦課徴収費比較表 (単位：円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護保険料(基準額)</td> <td>2,850</td> <td>2,800</td> <td>2,850</td> <td>2,950</td> <td>2,850</td> <td>2,878</td> </tr> <tr> <td>納 期</td> <td>10期</td> <td>10期</td> <td>12期</td> <td>12期</td> <td>10期</td> <td>10期</td> </tr> <tr> <td>普通徴収 暫定賦課の有無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 介護保険料の基準額に相違があり、調整が課題となる。 納期(納付回数)に相違があり、調整が課題となる。 普通徴収において暫定賦課・本徴収の相違があり、調整が課題となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	介護保険料(基準額)	2,850	2,800	2,850	2,950	2,850	2,878	納 期	10期	10期	12期	12期	10期	10期	普通徴収 暫定賦課の有無	無	無	有	有	無	無							
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																				
介護保険料(基準額)	2,850	2,800	2,850	2,950	2,850	2,878																																				
納 期	10期	10期	12期	12期	10期	10期																																				
普通徴収 暫定賦課の有無	無	無	有	有	無	無																																				
介護保険料減免	事業概要	介護保険料の市町独自の減免に係る事務。																																								
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町																																								
	一元化の方向	A：減免の基準が異なり負担の公平が保たれないことから、合併時に一元化することが望ましい。																																								
	分析	介護保険料減免比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>減免の条件(基準)</td> <td>第1段階で老齢福祉年金受給者 第2段階で生活保護基準以下 第2段階で生活保護基準の120%以下</td> <td>第1段階で老齢福祉年金受給者 第2段階で生活保護基準以下 第2段階で生活保護基準の120%以下</td> <td>生活保護基準の110%以下</td> <td></td> <td></td> <td>生活保護基準以下</td> </tr> <tr> <td>減免率</td> <td>50%を減額 50%を減額 30%を減額</td> <td>50%を減額 65%を減額 30%を減額</td> <td>基準額の25%に減額</td> <td></td> <td></td> <td>50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 独自減免の実施の有無に相違があり、また実施している場合において減免条件に相違があるため、調整が課題となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	減免の条件(基準)	第1段階で老齢福祉年金受給者 第2段階で生活保護基準以下 第2段階で生活保護基準の120%以下	第1段階で老齢福祉年金受給者 第2段階で生活保護基準以下 第2段階で生活保護基準の120%以下	生活保護基準の110%以下			生活保護基準以下	減免率	50%を減額 50%を減額 30%を減額	50%を減額 65%を減額 30%を減額	基準額の25%に減額			50%を減額														
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																				
減免の条件(基準)	第1段階で老齢福祉年金受給者 第2段階で生活保護基準以下 第2段階で生活保護基準の120%以下	第1段階で老齢福祉年金受給者 第2段階で生活保護基準以下 第2段階で生活保護基準の120%以下	生活保護基準の110%以下			生活保護基準以下																																				
減免率	50%を減額 50%を減額 30%を減額	50%を減額 65%を減額 30%を減額	基準額の25%に減額			50%を減額																																				

区分	事務事業項目名	内 容																			
介護保険	事業者等連絡会	事業概要	介護サービス利用者によりよいサービスを提供するため、サービス提供事業者・居宅介護支援事業者等関係機関との連絡会を開催する。																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																		
		一元化の方向	A：同一市内で事業者に対する施策が異なりサービス水準に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。																		
		分析	3市は介護サービス適正実施指導事業を実施している。(3町は連絡会的な内容) 【課題点】 市においては介護サービス適正実施指導事業を行っているが、町においては連絡会的な内容になっているなど相違があり、調整が課題となる。																		
老人保健	老人医療給付事務事業	事業概要	内科・歯科・調剤等の診療分の医療費を、国保連合会及び支払基金からの請求に基づき、翌々月20日までに支払う。																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																		
		一元化の方向	C：全市町で実施しており、サービス水準等に相違はないが、一元化していく必要がある。																		
		分析	老人保健法に基づいているため、調整する課題はない。																		
	老人医療費助成事業	事業概要	通常、70歳から適用になる高齢者医療制度を、適用年齢を引き下げて、老人保健法に準じた患者負担になるよう助成を実施する。老人保健法改正にともない、制度の見直し(廃止・縮小)の傾向にある。																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・寒川町																		
		一元化の方向	A：年齢引き下げ助成の実施の有無。また実施している場合において助成対象者に相違があるため、合併時に一元化することが望ましい。																		
		分析	老人医療費助成事業比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年齢引き下げ助成実施の有無</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> </tbody> </table> 【課題点】 年齢引き下げ助成の実施の有無に相違があり、また実施している場合において助成対象者に相違があるため、調整が課題となる。							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	年齢引き下げ助成実施の有無	有	有	無	有	無
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町														
	年齢引き下げ助成実施の有無	有	有	無	有	無	無														
	霊園管理運営事業	事業概要	霊園の維持管理及び運営に係る事業。																		
		実施市町	平塚市・藤沢市																		
一元化の方向		A：申込資格や管理料等が異なりサービス水準に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。																			
分析		霊園管理運営事業比較表 (単位：円) <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理料</td> <td>5,700～6,900</td> <td>2,038～10,836</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 【課題点】 霊園管理料に相違があり、調整が課題となるが、墓地の大きさや立地条件に差があり料金を統一することは難しい。							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	管理料	5,700～6,900	2,038～10,836				
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町															
管理料	5,700～6,900	2,038～10,836																			

区 分	事務事業項目名	内 容						
斎場	火葬場 管理運営事業	事業概要	火葬場の維持管理及び運営に係る事業。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市					
		一元化の方向	A：火葬場使用料が異なりサービス水準に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。					
		分析	火葬場管理運営事業比較表 (単位：円)					
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町
	使用料(市民)	0	0	0	無料(茅ヶ崎市 との広域利用)	95,000円を 限度に補助 (該当施設なし)	95,000円を 限度に補助 (該当施設なし)	
	使用料(市民以外)	25,000～95,000	25,000～80,000	25,000～80,000				
		【課題点】 火葬場使用料に相違があり、調整が課題となる。						
	斎場 管理運営事業	事業概要	斎場の維持管理及び運営に係る事業。					
		実施市町	藤沢市・茅ヶ崎市					
一元化の方向		A：斎場使用料が異なりサービス水準に格差があることから、合併時に一元化することが望ましい。						
分析		斎場管理運営事業比較表 (単位：円)						
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
使用料		1,200～84,000	3,000～40,000					
	【課題点】 斎場使用料に相違があり、調整が課題となるが、斎場のホール等の広さや立地条件に差があり料金を統一することは難しい。							



教育・文化・自治分野

45項目

《 表中の表記について 》

記載内容は、特に注意書きがない限り、平成 14 年 4 月 1 日現在を基準としています。

「一元化の方向」欄の A ~ D は、次のとおり分析した方向性を指します。

A : 合併時に調整する事業 C : 今後検討を必要とする事業

B : 合併後に調整する事業 D : 現況で継続する事業

区 分	事務事業項目名	内 容																																
教育総務	教育委員会委員に関すること	事業概要	教育委員会委員に関する事項																															
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																															
		一元化の方向	A：教育委員の報酬額に差があるため、合併時に一元化する必要がある。																															
		分析	教育委員会委員報酬比較表 (単位：円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th rowspan="2">報酬月額</th> <th>委員長</th> <td>161,800</td> <td>183,100</td> <td>144,000</td> <td>60,000</td> <td>51,800</td> <td>40,000</td> </tr> <tr> <th>委員</th> <td>149,200</td> <td>173,500</td> <td>124,000</td> <td>51,500</td> <td>51,800</td> <td>30,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 教育委員の報酬額に相違があるため、調整が必要となる。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	報酬月額	委員長	161,800	183,100	144,000	60,000	51,800	40,000	委員	149,200	173,500	124,000	51,500	51,800	30,000			
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																											
報酬月額	委員長	161,800	183,100	144,000	60,000	51,800	40,000																											
	委員	149,200	173,500	124,000	51,500	51,800	30,000																											
学校教育	教育委員会奨学金	事業概要	向学心がありながら経済的理由により高等学校への就学が困難な生徒に対して、奨学金を給付もしくは貸与する。																															
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町																															
		一元化の方向	A：対象者や給付方式・内容が異なり、受益の状況に格差が生じるため、合併時に一元化する必要がある。																															
		分析	教育委員会奨学金比較表 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>対象者</th> <td>高校1～3年 90名</td> <td>高校1～3年 250名</td> <td>高校1～3年 115名</td> <td>高校3年3人 高専1年1人</td> <td></td> <td>30名</td> </tr> <tr> <th>給付内容</th> <td>10,500円/月</td> <td>8,500円/月</td> <td>奨学金 10,000円/月 図書券 1年 5,000円/年 2・3年 3,000円/年</td> <td>13,000円/月</td> <td></td> <td>10,000円/月</td> </tr> <tr> <th>返還方法</th> <td></td> <td></td> <td></td> <td>卒業後6ヶ月以降 10年以内に返還する。無利息。</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 支給対象者や支給金額が異なる他、貸与方式（寒川町）のところもあり、調整が必要となる。 茅ヶ崎市のみ図書券の支給も行っている。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	対象者	高校1～3年 90名	高校1～3年 250名	高校1～3年 115名	高校3年3人 高専1年1人		30名	給付内容	10,500円/月	8,500円/月	奨学金 10,000円/月 図書券 1年 5,000円/年 2・3年 3,000円/年	13,000円/月		10,000円/月	返還方法				卒業後6ヶ月以降 10年以内に返還する。無利息。
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
対象者	高校1～3年 90名	高校1～3年 250名	高校1～3年 115名	高校3年3人 高専1年1人		30名																												
給付内容	10,500円/月	8,500円/月	奨学金 10,000円/月 図書券 1年 5,000円/年 2・3年 3,000円/年	13,000円/月		10,000円/月																												
返還方法				卒業後6ヶ月以降 10年以内に返還する。無利息。																														

区 分	事務事業項目名	内 容																																															
学校教育	私立幼稚園補助金	事業概要	私立幼稚園の振興を図るため、私立幼稚園協会等に補助金を支出する。																																														
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町																																														
		一元化の方向	A：補助金の種類・金額等が異なり、受益の状況に格差が生じることから、合併時に一元化する必要がある。																																														
		分析	私立幼稚園協会補助金																																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金 額</td> <td>1,500,000 円</td> <td>幼稚園協会 3,268,000 円 無認可団体 634,000 円</td> <td>幼稚園協会 2,826,000 円 幼稚園連合会 252,000 円</td> <td>30,000 円</td> <td></td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>園 数 等</td> <td>23 園</td> <td>幼稚園協会 36 園 無認可団体 12 園</td> <td>幼稚園協会 18 園 幼稚園連合会 2 園</td> <td>1 園</td> <td></td> <td>5 園</td> </tr> </tbody> </table>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	金 額	1,500,000 円	幼稚園協会 3,268,000 円 無認可団体 634,000 円	幼稚園協会 2,826,000 円 幼稚園連合会 252,000 円	30,000 円		50,000 円	園 数 等	23 園	幼稚園協会 36 園 無認可団体 12 園	幼稚園協会 18 園 幼稚園連合会 2 園	1 園		5 園																			
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																								
			金 額	1,500,000 円	幼稚園協会 3,268,000 円 無認可団体 634,000 円	幼稚園協会 2,826,000 円 幼稚園連合会 252,000 円	30,000 円		50,000 円																																								
			園 数 等	23 園	幼稚園協会 36 園 無認可団体 12 園	幼稚園協会 18 園 幼稚園連合会 2 園	1 園		5 園																																								
			その他の補助金																																														
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>心身障害児補助金</td> <td>11,000 円/月</td> <td></td> <td>40,000 円/年</td> <td></td> <td></td> <td>10,000 円/月</td> </tr> <tr> <td>教材教具購入費及び 健康管理費補助金</td> <td>300,000 円/23 園 +650 円 × 園児数</td> <td>認可 292,000 円+園 児数 × 1,000 円 無認可 79,400 円+園 児数 × 1,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100,000 円/1 園</td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園父母の会 連合会補助金</td> <td>100,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>私立幼稚園教育振興 補助金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>100,000 円+園 児数 × 1,300 円</td> </tr> <tr> <td>運営資金貸付金</td> <td></td> <td>35,000,000 円</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	心身障害児補助金	11,000 円/月		40,000 円/年			10,000 円/月	教材教具購入費及び 健康管理費補助金	300,000 円/23 園 +650 円 × 園児数	認可 292,000 円+園 児数 × 1,000 円 無認可 79,400 円+園 児数 × 1,000 円				100,000 円/1 園	私立幼稚園父母の会 連合会補助金	100,000 円						私立幼稚園教育振興 補助金						100,000 円+園 児数 × 1,300 円	運営資金貸付金		35,000,000 円		
	平塚市		藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																										
心身障害児補助金	11,000 円/月			40,000 円/年			10,000 円/月																																										
教材教具購入費及び 健康管理費補助金	300,000 円/23 園 +650 円 × 園児数		認可 292,000 円+園 児数 × 1,000 円 無認可 79,400 円+園 児数 × 1,000 円				100,000 円/1 園																																										
私立幼稚園父母の会 連合会補助金	100,000 円																																																
私立幼稚園教育振興 補助金						100,000 円+園 児数 × 1,300 円																																											
運営資金貸付金		35,000,000 円																																															
<p>【課題点】</p> <p>各市町で補助金の種類や金額に相違があるため、調整が必要となる。 藤沢市のみ、協会への運営資金貸付金制度を実施している。</p>																																																	

区 分	事務事業項目名	内 容																																																						
学校教育	就園奨励費補助金 (単独上乘せ分)	事業概要	私立幼稚園等に就園する幼児の保護者の経済的負担を軽減することにより、幼児教育の振興を図る。																																																					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町																																																					
		一元化の方向	A：対象年齢や補助金額等に差があり、受益の状況に格差が生じるため、合併時に一元化する必要がある。																																																					
		分析	就園奨励費補助金比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象年齢</td> <td>4歳～5歳</td> <td>3歳～5歳</td> <td>3歳～5歳</td> <td>3歳～5歳</td> <td></td> <td>3歳～5歳</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>38,400円</td> <td>8,000円～21,000円</td> <td>6000円～16,000円</td> <td>3,000円～23,900円</td> <td></td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>対象施設</td> <td>認可23園</td> <td>認可36園 無認可12園</td> <td>認可46園 無認可8園</td> <td>認可17園 無認可2園</td> <td></td> <td>認可5園</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 対象年齢や補助金額等に相違があるため、調整が必要となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	対象年齢	4歳～5歳	3歳～5歳	3歳～5歳	3歳～5歳		3歳～5歳	補助金額	38,400円	8,000円～21,000円	6000円～16,000円	3,000円～23,900円		15,000円	対象施設	認可23園	認可36園 無認可12園	認可46園 無認可8園	認可17園 無認可2園		認可5園																				
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																	
	対象年齢	4歳～5歳	3歳～5歳	3歳～5歳	3歳～5歳		3歳～5歳																																																	
	補助金額	38,400円	8,000円～21,000円	6000円～16,000円	3,000円～23,900円		15,000円																																																	
	対象施設	認可23園	認可36園 無認可12園	認可46園 無認可8園	認可17園 無認可2園		認可5園																																																	
	A E T や日本語 指導員等に 関すること	事業概要	A E T (A L T) を小・中学校に派遣し、英語に対する興味・関心を高め、実践的コミュニケーション能力の基礎を培う。また、日本語指導を必要とする外国籍児童生徒等を対象に相談員等を派遣する。																																																					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																					
一元化の方向		B：配置基準や雇用形態が異なると公平性が保たれないため、一元化していく必要がある。																																																						
分析		A E T (A L T) に関する比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 数</td> <td>非常勤3名 委託2名</td> <td>常勤嘱託4名</td> <td>臨時職員5名</td> <td>非常勤2名</td> <td>非常勤2名</td> <td>非常勤2名</td> </tr> <tr> <td>人件費 (年間1名分)</td> <td>非常勤4,320,000円 委託4,655,000円</td> <td>5,923,190円</td> <td>(最大) 4,485,800円</td> <td>5,535,800円</td> <td>5,368,000円</td> <td>5,520,000円</td> </tr> <tr> <td>配置状況</td> <td>小・中学校 公立幼稚園</td> <td>小・中学校</td> <td>小・中学校</td> <td>小・中学校</td> <td>小・中学校 公立幼稚園</td> <td>小・中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>日本語指導員に関する比較表</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人 数</td> <td>委託18名</td> <td>非常勤11名</td> <td>臨時職員5名</td> <td></td> <td></td> <td>非常勤</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td>3,000円/時給</td> <td>3,000円/時給</td> <td>3,000円/時給</td> <td></td> <td></td> <td>3,000円/時給</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 報酬(人件費)、雇用形態等について相違があるため、調整が必要となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	人 数	非常勤3名 委託2名	常勤嘱託4名	臨時職員5名	非常勤2名	非常勤2名	非常勤2名	人件費 (年間1名分)	非常勤4,320,000円 委託4,655,000円	5,923,190円	(最大) 4,485,800円	5,535,800円	5,368,000円	5,520,000円	配置状況	小・中学校 公立幼稚園	小・中学校	小・中学校	小・中学校	小・中学校 公立幼稚園	小・中学校		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	人 数	委託18名	非常勤11名	臨時職員5名			非常勤	人件費	3,000円/時給	3,000円/時給	3,000円/時給			3,000円/時給
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																	
人 数		非常勤3名 委託2名	常勤嘱託4名	臨時職員5名	非常勤2名	非常勤2名	非常勤2名																																																	
人件費 (年間1名分)	非常勤4,320,000円 委託4,655,000円	5,923,190円	(最大) 4,485,800円	5,535,800円	5,368,000円	5,520,000円																																																		
配置状況	小・中学校 公立幼稚園	小・中学校	小・中学校	小・中学校	小・中学校 公立幼稚園	小・中学校																																																		
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																		
人 数	委託18名	非常勤11名	臨時職員5名			非常勤																																																		
人件費	3,000円/時給	3,000円/時給	3,000円/時給			3,000円/時給																																																		

区 分	事務事業項目名	内 容																																															
学校教育	学校、地域 連携指導	事業概要	学校が家庭や地域と連携を図り、子ども達を取り巻く今日的な課題等に対処する。																																														
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																														
		一元化の方向	B：学校評議員の委嘱状況に相違があるため、一元化していく必要がある。																																														
		分析	学校評議員比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委嘱基準</td> <td>各校7人以内</td> <td>小中学校 各5人 養護学校 7人</td> <td>各校5人以内</td> <td>各校10人以内</td> <td>各校5人以内</td> <td>各校10人以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 各市町により学校評議員の委嘱人数に相違があるため、調整が必要となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	委嘱基準	各校7人以内	小中学校 各5人 養護学校 7人	各校5人以内	各校10人以内	各校5人以内	各校10人以内																											
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																										
	委嘱基準	各校7人以内	小中学校 各5人 養護学校 7人	各校5人以内	各校10人以内	各校5人以内	各校10人以内																																										
	中学校部活動	事業概要	専門的な知識や技能を有するものを中学校部活動指導者として派遣することにより、部活動の振興を図る。																																														
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																														
		一元化の方向	B：指導員配置状況等に差があると、格差が生じるため、一元化していく必要がある。																																														
		分析	全市町とも外部からの指導者の活用を図っている。 【課題点】 指導回数や研修実施などの調整の他、指導者の確保策とあわせてその活用方法を調整していく必要がある。																																														
	学校給食に 関すること	事業概要	学校給食を実施するのに必要な施設等の整備や学校給食の実施内容等について。																																														
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																														
一元化の方向		B：施設や実施状況にさまざまな相違があり、受益の状況に格差が生じるため、調整していく必要がある。																																															
分析		学校給食比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>完全給食実施対象</td> <td>小学校</td> <td>小・養護学校</td> <td>小学校</td> <td>小学校</td> <td>小学校</td> <td>小・中学校</td> </tr> <tr> <td>完全給食給食費（月額）</td> <td>3,400円</td> <td>3,600円</td> <td>3,600円</td> <td>3,700円</td> <td>3,700円</td> <td>小学校3,800円 中学校4,500円</td> </tr> <tr> <td>調理施設区分</td> <td>単独 7校 共同 2 1校</td> <td>単独 3 2校 共同 4 校</td> <td>単独 1 4校 共同 4 校</td> <td>単独 5 校</td> <td>単独 2 校</td> <td>共同 5 校</td> </tr> <tr> <td>施設状況</td> <td>ウェット</td> <td>ウェット</td> <td>ウェット・ドライ</td> <td>ウェット</td> <td>セミドライ</td> <td>ウェット</td> </tr> <tr> <td>遺伝子組み換え対応</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 調理場方式や使用食器、設備等について相違があり、調整が必要となってくる。 二宮町の中学校完全給食の取扱いについて調整して行く必要がある。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	完全給食実施対象	小学校	小・養護学校	小学校	小学校	小学校	小・中学校	完全給食給食費（月額）	3,400円	3,600円	3,600円	3,700円	3,700円	小学校3,800円 中学校4,500円	調理施設区分	単独 7校 共同 2 1校	単独 3 2校 共同 4 校	単独 1 4校 共同 4 校	単独 5 校	単独 2 校	共同 5 校	施設状況	ウェット	ウェット	ウェット・ドライ	ウェット	セミドライ	ウェット	遺伝子組み換え対応	有	有	有	有	有	有
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																										
完全給食実施対象		小学校	小・養護学校	小学校	小学校	小学校	小・中学校																																										
完全給食給食費（月額）	3,400円	3,600円	3,600円	3,700円	3,700円	小学校3,800円 中学校4,500円																																											
調理施設区分	単独 7校 共同 2 1校	単独 3 2校 共同 4 校	単独 1 4校 共同 4 校	単独 5 校	単独 2 校	共同 5 校																																											
施設状況	ウェット	ウェット	ウェット・ドライ	ウェット	セミドライ	ウェット																																											
遺伝子組み換え対応	有	有	有	有	有	有																																											

区分	事務事業項目名	内 容																			
学校教育	小学校費 (建設費)	事業概要	小学校施設設備の機能向上又は機能維持のため、新設、増設、改修等を行う。																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																		
		一元化の方向	D：耐震計画に基づいて実施していく。																		
		分析	小学校耐震工事の進捗状況表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震工事の進捗状況</td> <td>対象校全 25 校 ・完了(5校) ・一部完了(16校) ・未了(4校)</td> <td>対象校全 27 校 ・完了(9校) ・未了(18校)</td> <td>対象校 15 校 ・完了(1校) ・一部完了(3校) ・未了(11校)</td> <td>対象校全 5 校 ・完了(2校) ・一部完了(2校) ・未了(1校)</td> <td>対象校全 2 校 ・完了(2校)</td> <td>対象校全 3 校 ・完了(2校) ・未了(1校)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 児童急増期に建設した学校が多いことや財政状況から、耐震補強工事等の計画的な実施が難しくなっている。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	耐震工事の進捗状況	対象校全 25 校 ・完了(5校) ・一部完了(16校) ・未了(4校)	対象校全 27 校 ・完了(9校) ・未了(18校)	対象校 15 校 ・完了(1校) ・一部完了(3校) ・未了(11校)	対象校全 5 校 ・完了(2校) ・一部完了(2校) ・未了(1校)	対象校全 2 校 ・完了(2校)
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町														
	耐震工事の進捗状況	対象校全 25 校 ・完了(5校) ・一部完了(16校) ・未了(4校)	対象校全 27 校 ・完了(9校) ・未了(18校)	対象校 15 校 ・完了(1校) ・一部完了(3校) ・未了(11校)	対象校全 5 校 ・完了(2校) ・一部完了(2校) ・未了(1校)	対象校全 2 校 ・完了(2校)	対象校全 3 校 ・完了(2校) ・未了(1校)														
	中学校費 (建設費)	事業概要	中学校施設設備の機能向上又は機能維持のため、新設、増設、改修等を行う。																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																		
		一元化の方向	D：耐震計画に基づいて実施していく。																		
		分析	中学校耐震工事の進捗状況表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>耐震工事の進捗状況</td> <td>対象校全 12 校 ・完了(1校) ・一部完了(10校) ・未了(1校)</td> <td>対象校数全 10 校 ・完了(1校) ・未了(9校)</td> <td>対象校全 10 校 ・完了(2校) ・一部完了(1校) ・未了(7校)</td> <td>対象校全 3 校中 ・完了(1校) ・一部完了(1校) ・未了(1校)</td> <td>対象校全 2 校 ・一部完了(2校)</td> <td>対象校全 2 校 ・完了(1校) ・未了(1校)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 生徒急増期に建設した学校が多いことや財政状況から、耐震補強工事等の計画的な実施が難しくなっている。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	耐震工事の進捗状況	対象校全 12 校 ・完了(1校) ・一部完了(10校) ・未了(1校)	対象校数全 10 校 ・完了(1校) ・未了(9校)	対象校全 10 校 ・完了(2校) ・一部完了(1校) ・未了(7校)	対象校全 3 校中 ・完了(1校) ・一部完了(1校) ・未了(1校)	対象校全 2 校 ・一部完了(2校)
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町															
耐震工事の進捗状況	対象校全 12 校 ・完了(1校) ・一部完了(10校) ・未了(1校)	対象校数全 10 校 ・完了(1校) ・未了(9校)	対象校全 10 校 ・完了(2校) ・一部完了(1校) ・未了(7校)	対象校全 3 校中 ・完了(1校) ・一部完了(1校) ・未了(1校)	対象校全 2 校 ・一部完了(2校)	対象校全 2 校 ・完了(1校) ・未了(1校)															
教育相談	事業概要	児童・生徒、保護者、教員が抱えている不安や悩みの解決に向けて相談に応じ、助言・指導等を行う。																			
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																			
	一元化の方向	B：相談体制について相違があるため、一元化していく必要がある。																			
	分析	平塚市が 10 時～17 時、茅ヶ崎市が 9 時～16 時など来所相談受付時間に若干の違いがある。 【課題点】 児童・生徒、保護者、教員に対するケアで、対象に差はないが、相談時間、相談員の資格等、体制を調整して行く必要がある。																			

区分	事務事業項目名	内 容							
学校教育	不登校児童生徒 対策事業	事業概要	心因性要因等、何らかの原因により不登校の状態にある児童・生徒に対して、社会生活（学校生活）に適応できるよう、適切な援助や指導を行う。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	B：相談員の種類等、相談体制に相違があるため、一元化していく必要がある。						
		分析	適応指導教室比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			構成	専任教諭 1 名 専任指導員 2 名	専任教諭 1 名 教科指導員 1 名 カウンセラー 2 名 教育ケースワーカー 2 名	適応指導担当教諭 1 名 教育相談員 2 名	専任教師 1 名 教育指導 1 名	専任教師 1 名 教育指導 1 名	専任教諭 1 名 専任相談員 1 名 臨時雇相談員 2 名
		教育相談事業比較表							
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
		構成	訪問相談担当嘱託員 1 名 大学院生 2 名	訪問相談員 4 名	訪問相談指導員 1 名 訪問相談員 3 名	心理士 2 名 精神科医師 1 名	スクールアド バイザー 1 名	訪問相談員 1 名	
		【課題点】 相談員の構成や人件費、雇用形態などについて調整が必要となる。							
公立幼稚園	事業概要	公立幼稚園の設置状況。							
	実施市町	平塚市・大磯町							
	一元化の方向	D：継続して運営していく。							
	分析	公立幼稚園比較表							
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
公立幼稚園数	5 園				4 園				
【課題点】 公立幼稚園の配置状況などが課題となってくる可能性がある。									
社会教育	生涯学習・ 社会教育施設	事業概要	各市町の公民館以外の生涯学習・社会教育施設の設置・運営状況。						
		実施市町	藤沢市・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	D：各施設の設置目的が異なるため、現況の運営形態を継続する。						
		分析	生涯学習・社会教育施設比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
施設名称			学習文化センター			大磯町生涯学習館	二宮町ふるさとの家		
面積 (㎡)		1 1 5 . 0 0			5 3 4 . 8 6	1 3 8 . 8 4			
【課題点】 それぞれ設置目的が違うため、新市においても現況の運営形態を継続する。									

区分	事務事業項目名	内 容																																	
社会教育	地域教育力推進協議会	事業概要	学校・家庭・地域が新たな連携を組み、子ども達の自己実現に向け、地域教育力のネットワークづくりを推進する。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・大磯町・二宮町																																
		一元化の方向	B：地域によって構成や体制が異なるため、新市としての取組みを一元化していく必要がある。																																
		分析	地域教育力推進協議会比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>構成</td> <td>各地区代表者等 20名</td> <td>学校・PTA・地域組織、関係諸団体の代表者等15名程度</td> <td></td> <td></td> <td>55団体 個人会員42名</td> <td>学校・PTA・地域代表者、行政関係者20名</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 各市町により構成や推進体制に相違があり、調整が課題となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	構成	各地区代表者等 20名	学校・PTA・地域組織、関係諸団体の代表者等15名程度			55団体 個人会員42名	学校・PTA・地域代表者、行政関係者20名													
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
	構成	各地区代表者等 20名	学校・PTA・地域組織、関係諸団体の代表者等15名程度			55団体 個人会員42名	学校・PTA・地域代表者、行政関係者20名																												
	生涯学習情報提供	事業概要	住民の多様な学習ニーズに応えるため、情報入手手段の拡大を図る。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																
		一元化の方向	B：情報提供の方法が違い、住民が情報を取得出来る手段に格差が生じるため、一元化していく必要がある。																																
		分析	生涯学習情報提供比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人材登録制度</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>H Pの活用</td> <td>有</td> <td>有</td> <td></td> <td>有</td> <td></td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>生涯学習情報誌の発行</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 新市としての情報の一元化を図り、発信する必要があることから、情報ネットワークの整備が不可欠である。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	人材登録制度	有	有	有	有	有	有	H Pの活用	有	有		有		有	生涯学習情報誌の発行	有	有	有	有	有
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
	人材登録制度	有	有	有	有	有	有																												
H Pの活用	有	有		有		有																													
生涯学習情報誌の発行	有	有	有	有	有	有																													
公民館施設	事業概要	各市町の公民館の設置・組織・運営状況。																																	
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町																																	
	一元化の方向	B：開館時間等が異なり、サービス水準に格差が生じるため、検討することが望ましい。																																	
	分析	公民館比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設内容</td> <td>26館</td> <td>13館</td> <td>5館</td> <td>4館</td> <td></td> <td>1館</td> </tr> <tr> <td>開館時間</td> <td>9:00～22:00</td> <td>9:00～22:00</td> <td>9:00～21:00</td> <td>9:00～21:30</td> <td></td> <td>9:00～22:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 各市町で開館時間等に相違があり、調整が課題となる。 二宮町は貸館業務のみで、公民館事業は行っていない。 各施設とも施設の老朽化による維持管理が大きな課題となっている。 公民館の適性配置を検討する必要がある。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	施設内容	26館	13館	5館	4館		1館	開館時間	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～21:00	9:00～21:30		9:00～22:00							
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																													
施設内容	26館	13館	5館	4館		1館																													
開館時間	9:00～22:00	9:00～22:00	9:00～21:00	9:00～21:30		9:00～22:00																													

区 分	事務事業項目名	内 容																																																						
青少年 対策	愛護指導事業	事業概要	青少年の問題行動の早期発見、早期指導を行う。																																																					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町																																																					
		一元化の方向	B：組織体制や実施回数に差があるため、一元化していく必要がある。																																																					
		分析	<p>愛護指導事業比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況</td> <td>毎日</td> <td>毎日</td> <td>月1回</td> <td>年3回</td> <td></td> <td>年5回</td> </tr> <tr> <td>組織体制</td> <td>青少年補導員</td> <td>青少年指導員 特別街頭指導員</td> <td>青少年指導員 青少年補導員</td> <td>青少年指導員</td> <td></td> <td>青少年指導員 環境浄化推進員</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 組織体制や、実施状況に差があり、調整が必要となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	実施状況	毎日	毎日	月1回	年3回		年5回	組織体制	青少年補導員	青少年指導員 特別街頭指導員	青少年指導員 青少年補導員	青少年指導員		青少年指導員 環境浄化推進員																											
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																	
	実施状況	毎日	毎日	月1回	年3回		年5回																																																	
	組織体制	青少年補導員	青少年指導員 特別街頭指導員	青少年指導員 青少年補導員	青少年指導員		青少年指導員 環境浄化推進員																																																	
	成人式	事業概要	成人となったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、励ますために開催する。																																																					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																					
		一元化の方向	A：新市としての成人式のあり方を検討していく必要がある。																																																					
分析		<p>成人式比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新成人該当数</td> <td>3,364人</td> <td>4,666人</td> <td>2,608人</td> <td>626人</td> <td>391人</td> <td>356人</td> </tr> <tr> <td>出席者数</td> <td>2,167人</td> <td>3,187人</td> <td>1,673人</td> <td>434人</td> <td>278人</td> <td>271人</td> </tr> <tr> <td>平成14年 実施日</td> <td>1月14日</td> <td>1月14日</td> <td>1月14日</td> <td>1月14日</td> <td>1月14日</td> <td>1月14日</td> </tr> <tr> <td>開催時間</td> <td>10:40～12:30</td> <td>14:00～15:00</td> <td>11:00～12:35</td> <td>13:00～15:00</td> <td>13:30～15:30</td> <td>11:00～13:30</td> </tr> <tr> <td>記念品</td> <td>図書カード(500円)</td> <td>オリジナルCD</td> <td></td> <td>システム手帳 (ミニ)</td> <td>オリジナル湯のみ・手拭い</td> <td>インスタントカメラ</td> </tr> <tr> <td>運営形態</td> <td>実行委員会に委託</td> <td>実行委員会に委託</td> <td>実行委員会に委託</td> <td>実行委員会に委託</td> <td>実行委員会に委託</td> <td>実行委員会に委託</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 各市町とも実行委員会に委託しているが、新市としてのあり方を調整して行く必要がある。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	新成人該当数	3,364人	4,666人	2,608人	626人	391人	356人	出席者数	2,167人	3,187人	1,673人	434人	278人	271人	平成14年 実施日	1月14日	1月14日	1月14日	1月14日	1月14日	1月14日	開催時間	10:40～12:30	14:00～15:00	11:00～12:35	13:00～15:00	13:30～15:30	11:00～13:30	記念品	図書カード(500円)	オリジナルCD		システム手帳 (ミニ)	オリジナル湯のみ・手拭い	インスタントカメラ	運営形態	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																	
新成人該当数		3,364人	4,666人	2,608人	626人	391人	356人																																																	
出席者数	2,167人	3,187人	1,673人	434人	278人	271人																																																		
平成14年 実施日	1月14日	1月14日	1月14日	1月14日	1月14日	1月14日																																																		
開催時間	10:40～12:30	14:00～15:00	11:00～12:35	13:00～15:00	13:30～15:30	11:00～13:30																																																		
記念品	図書カード(500円)	オリジナルCD		システム手帳 (ミニ)	オリジナル湯のみ・手拭い	インスタントカメラ																																																		
運営形態	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託	実行委員会に委託																																																		

区 分	事務事業項目名	内 容																										
青少年 対策	青少年会館運営	事業概要	青少年の交流と活動の拠点として運営を行うとともに、各種事業を実施し、青少年の健全育成に寄与する。																									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市																									
		一元化の方向	B：運営方法が異なるため、一元化していくことが望ましい。																									
		分析	青少年会館比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設の名称</td> <td>平塚市青少年会館</td> <td>藤沢青少年会館 辻堂青少年会館</td> <td>青少年会館 海岸青少年会館</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運営方法</td> <td>直営</td> <td>(財)藤沢市青少年協会に委託</td> <td>直営</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 藤沢市が財団法人に委託しているなど、運営方法に相違があり、調整が必要となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	施設の名称	平塚市青少年会館	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館	青少年会館 海岸青少年会館				運営方法	直営	(財)藤沢市青少年協会に委託	直営		
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																					
	施設の名称	平塚市青少年会館	藤沢青少年会館 辻堂青少年会館	青少年会館 海岸青少年会館																								
	運営方法	直営	(財)藤沢市青少年協会に委託	直営																								
	青少年相談事業	事業概要	青少年の問題行動の早期発見・早期指導・早期救済を行うため、親や青少年自身からの相談に対する助言・指導を行う。																									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町																									
		一元化の方向	B：相談受付体制が異なると、サービス水準に格差が生じるため、一元化していく必要がある。																									
分析		青少年相談事業比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談受付体制</td> <td>来所 電話 手紙</td> <td>来所 電話</td> <td>来所 電話 訪問</td> <td>来所 電話</td> <td>電話</td> <td></td> </tr> <tr> <td>相談日</td> <td>月～土 10:00～18:30 (休日はFAX対応)</td> <td>月～金 8:30～19:00 電話相談については 土・日・祝日 9:00～17:00も対応</td> <td>月～金 9:00～16:00</td> <td>月～金 8:30～17:00</td> <td>月～金 8:30～17:00</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 藤沢市の電話相談は日曜日、祝日も実施するなど、開所日・開所時間に若干の相違があり、調整が必要である。 各市町で相談受付体制が異なり、調整が必要である。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	相談受付体制	来所 電話 手紙	来所 電話	来所 電話 訪問	来所 電話	電話		相談日	月～土 10:00～18:30 (休日はFAX対応)	月～金 8:30～19:00 電話相談については 土・日・祝日 9:00～17:00も対応	月～金 9:00～16:00	月～金 8:30～17:00	月～金 8:30～17:00	
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																						
相談受付体制	来所 電話 手紙	来所 電話	来所 電話 訪問	来所 電話	電話																							
相談日	月～土 10:00～18:30 (休日はFAX対応)	月～金 8:30～19:00 電話相談については 土・日・祝日 9:00～17:00も対応	月～金 9:00～16:00	月～金 8:30～17:00	月～金 8:30～17:00																							

区 分	事務事業項目名	内 容																									
青少年 対策	子どもの居場所 づくり事業	事業概要	学校、家庭、地域の連携の下、放課後の小学校施設を開放することによって、子どもの遊び場を確保し、遊びを通して豊かな感性、社会性、創造性などを養うことを目的とする。																								
		実施市町	藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町																								
		一元化の方向	B：実施してない市町もあり、受益の範囲に格差が生じるため、一元化していく必要がある。																								
		分析	子どもの居場所作り比較表 <table border="1" data-bbox="613 395 2033 472"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施手法</td> <td></td> <td>運営委員会で実施</td> <td>運営委員会で実施</td> <td>ボランティアで実施</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 14年度より開始の新規事業で実施していない市町もあり、今後の取組みについて調整する必要がある。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	実施手法		運営委員会で実施	運営委員会で実施	ボランティアで実施							
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																				
	実施手法		運営委員会で実施	運営委員会で実施	ボランティアで実施																						
	青少年関係施設	事業概要	青少年の健全育成を目的として設置された施設の設置・運営。																								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町																								
		一元化の方向	B：運営方法が異なるため、一元化していく必要がある。																								
		分析	青少年関係施設 <table border="1" data-bbox="613 882 2033 1195"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名称</td> <td>平塚市こどもの家 平塚市びわ青少年の家</td> <td>少年の森 地域子供の家 児童館</td> <td>青少年の家 「ちがさき山荘」 茅ヶ崎市子どもの家</td> <td></td> <td></td> <td>二宮町児童館</td> </tr> <tr> <td>運営状況</td> <td>直営</td> <td>(財)藤沢市青少年協会に委託 (地域子供の家は15年度から)</td> <td>ちがさき山荘： (財)茅ヶ崎市都市施設公社に委託 茅ヶ崎市子どもの家： 管理運営委員会に委託</td> <td></td> <td></td> <td>直営</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 藤沢市は施設の運営を協会に委託するなど、運営方法等に違いがあり、調整が必要となる。 二宮町の児童館は地域集会所としての要素が強い。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	施設名称	平塚市こどもの家 平塚市びわ青少年の家	少年の森 地域子供の家 児童館	青少年の家 「ちがさき山荘」 茅ヶ崎市子どもの家			二宮町児童館	運営状況	直営	(財)藤沢市青少年協会に委託 (地域子供の家は15年度から)	ちがさき山荘： (財)茅ヶ崎市都市施設公社に委託 茅ヶ崎市子どもの家： 管理運営委員会に委託	
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																					
施設名称	平塚市こどもの家 平塚市びわ青少年の家	少年の森 地域子供の家 児童館	青少年の家 「ちがさき山荘」 茅ヶ崎市子どもの家			二宮町児童館																					
運営状況	直営	(財)藤沢市青少年協会に委託 (地域子供の家は15年度から)	ちがさき山荘： (財)茅ヶ崎市都市施設公社に委託 茅ヶ崎市子どもの家： 管理運営委員会に委託			直営																					

区 分	事務事業項目名	内 容							
青少年 対策	放課後児童	事業概要	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、遊びを主体とする健全育成活動を行う地域組織として、児童クラブを設置し児童の健全育成の向上を図る。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A：対象学年が異なると、サービス水準に格差が生じるため、合併時に一元化していく必要がある。						
		分析	放課後児童比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	小学校数	28校	35校	18校	5校	2校	3校		
	放課後児童クラブ数	22	34	17	5	2	3		
	対象学年	1年～6年	1年～4年 (余裕があれば6年まで)	1年～6年	1年～6年	1年～3年 (原則)	1年～6年		
	対象児童数	678人	1,683人	586人	135人	100人	108人		
	運営形態	保護者会・社会福祉法人に委託	青少年協会・社会福祉法人等に委託	父母会に委託	保護者会に委託	学童保育会に委託	保護者による自主運営組織に補助		
		【課題点】 受入対象学年に相違があり、調整する必要がある。 二宮町のみ補助金交付による自主運営であるため、調整する必要がある。							
図書館	図書館施設	事業概要	各市町図書館の施設内容、組織等。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	B：新市としての図書館の組織体制を、一元化していかなければならない。						
		分析	図書館施設比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	施設数	本館 1館 分館 3館	本館 1館 分館 3館 室 11カ所	本館 1館 分館 1館 分室 8カ所	本館 1館	本館 1館 分館 1館	本館 1館		
	蔵書数等	図書:702,475冊 A V: 50,016点	図書:1,132,203冊 A V: 101,822点	図書:442,945冊 A V: 9,771点	図書:61,800冊 A V: 207点	図書:197,804冊 A V: 7,273点	図書:135,846冊 A V: 9,741点		
	移動図書館の有無	有		有			有		
		【課題点】 新市となった際の中央館設置の必要性、公民館図書館の扱い等、組織体制を検討しなければならない。							

区分	事務事業項目名	内 容							
図書館	管理運営	事業概要	各市町図書館の管理・運営。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A：開館時間が異なると、サービス水準に格差が生じるため、合併時に一元化しなければならない。						
		分析	図書館管理運営比較表						
			本館開設時間	平塚市 火～日・祝 9:00～17:00 金 9:00～19:00	藤沢市 水・木・土・日・祝 9:00～17:00 火・金 9:00～19:00	茅ヶ崎市 火～日・祝 9:00～17:00 金 9:00～19:30	寒川町 火～日・祝 9:30～17:00	大磯町 火～金 10:00～19:00 土・日 10:00～17:00	二宮町 火～金 9:30～19:00 土・日・祝 9:30～17:00
図書館協議会比较表	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
委員数	6人	7人	5人		6人	8人			
報酬支給対象委員数	4人	7人	5人		5人	5人			
年間開催数	3回	6回	4回		4回	3回			
報酬/日	11,700円	会長 10,200円 委員 9,300円	10,000円		会長 9,400円 委員 7,300円	6,200円			
		【課題点】 開館時間など、さまざまな面について調整が必要となる。 協議会の開催数や委員報酬額に相違があり、調整が必要となる。							
保健体育	学校体育施設 利用事業	事業概要	小・中学校の体育施設の開放を行い、地域コミュニティづくりの促進と公共施設の活用を図る。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	B：利用可能日が異なると、サービス水準に格差が生じるため、一元化して行く必要がある。						
		分析	学校体育施設開放日比較表						
			運動場	平塚市 土・日・祝	藤沢市 日・祝	茅ヶ崎市 土・日・祝 夜間(4校)	寒川町 土・日・祝	大磯町 土・日・祝 日・祝	二宮町 水の夜間 土・日
体育館	小学校 平日の夜間 日・祝	週3～4日	平日の夜間 土・日・祝	平日の夜間 土・日・祝	火、金の夜間 土・日・祝	水の夜間 土・日			
中学校			-	平日・土・日・祝の 夜間					
プール	小学校	7月20日から 18日間	夏季の土日 8日間	夏季休業期間の うち27日間	夏季休業期間の うち10日間				
		【課題点】 開放している施設や利用可能日に相違があり、調整が課題となる。							

区 分	事務事業項目名	内 容																																								
保健体育	公共施設 情報システム	事業概要	スポーツ施設の空き情報等の提供や利用申請手続きをコンピュータの使用により統一的・一元的に行う。																																							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市																																							
		一元化の方向	A：予約手段に差があると、サービス水準が異なるため、合併時に一元化する必要がある。																																							
		分析	<p>公共施設情報システム比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況</td> <td>実施 インターネット利用 (H14.10~)</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 現在公共端末にて予約が出来るのは3市のみであり、範囲の拡大、予約方法やシステムの調整が必要。 3市ともインターネットでの予約を考えている。(平塚市はH14.10~実施)</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	実施状況	実施 インターネット利用 (H14.10~)	実施	実施																							
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																			
	実施状況	実施 インターネット利用 (H14.10~)	実施	実施																																						
	体育施設 管理運営経費	事業概要	住民が安心して利用出来るスポーツ施設の維持管理を行い、スポーツの場を提供することにより、地域スポーツの振興を図る。																																							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																							
		一元化の方向	B：開館時間等が異なり、サービス水準に格差が生じるため、一元化して行く必要がある。																																							
		分析	<p>体育施設比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>体育館開館時間</td> <td>9:00~21:00 日曜・祝日は 9:00~19:00</td> <td>9:00~21:00</td> <td>9:00~21:00</td> <td>9:00~21:00</td> <td></td> <td>9:00~21:00</td> </tr> <tr> <td>庭球場開場時間</td> <td>9:00~17:00</td> <td>施設・時期によっ て異なるが最大 6:30~18:30</td> <td>8:30~17:00</td> <td>時期によって異な るが最大 9:00~17:00</td> <td>9:00~21:00</td> <td>9:00~16:00</td> </tr> <tr> <td>室内プール開放時間</td> <td>9:00~21:00</td> <td>屋内 9:30~20:00</td> <td>10:00~19:30</td> <td>9:00~19:00</td> <td></td> <td>10:00~21:00</td> </tr> <tr> <td>民間施設利用</td> <td>有</td> <td>有</td> <td></td> <td></td> <td>有</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 目的はほぼ同一の施設であっても、それぞれの規模に相違があるため、使用料の調整をすることは困難である。 開館時間は調整が必要となる。 民間企業等の施設を借りて、開放している市町もあり、調整が必要である。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	体育館開館時間	9:00~21:00 日曜・祝日は 9:00~19:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00		9:00~21:00	庭球場開場時間	9:00~17:00	施設・時期によっ て異なるが最大 6:30~18:30	8:30~17:00	時期によって異な るが最大 9:00~17:00	9:00~21:00	9:00~16:00	室内プール開放時間	9:00~21:00	屋内 9:30~20:00	10:00~19:30	9:00~19:00		10:00~21:00	民間施設利用	有	有			有
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																			
体育館開館時間		9:00~21:00 日曜・祝日は 9:00~19:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00		9:00~21:00																																			
庭球場開場時間	9:00~17:00	施設・時期によっ て異なるが最大 6:30~18:30	8:30~17:00	時期によって異な るが最大 9:00~17:00	9:00~21:00	9:00~16:00																																				
室内プール開放時間	9:00~21:00	屋内 9:30~20:00	10:00~19:30	9:00~19:00		10:00~21:00																																				
民間施設利用	有	有			有																																					

区 分	事務事業項目名	内 容																										
博物館 美術館	博物館管理	事業概要	博物館施設の維持・管理。																									
		実施市町	平塚市・茅ヶ崎市・大磯町																									
		一元化の方向	D：個々の施設であるため、現況の管理形態を継続する。																									
		分析	博物館管理形態比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>平塚市博物館</td> <td></td> <td>茅ヶ崎市文化資料館</td> <td></td> <td>大磯町郷土資料館</td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理形態</td> <td>直営</td> <td></td> <td>直営</td> <td></td> <td>直営</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 施設の老朽化による維持管理が課題となっている。 博物館法による施設は平塚市博物館と大磯町郷土資料館であり、茅ヶ崎市文化資料館は博物館類似施設である。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	名 称	平塚市博物館		茅ヶ崎市文化資料館		大磯町郷土資料館		管理形態	直営		直営		直営
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																					
	名 称	平塚市博物館		茅ヶ崎市文化資料館		大磯町郷土資料館																						
	管理形態	直営		直営		直営																						
	博物館運営	事業概要	博物館施設の運営状況。																									
		実施市町	平塚市・茅ヶ崎市・大磯町																									
		一元化の方向	B：開館時間等が異なり、サービス水準に格差が生じるため、一元化していく必要がある。																									
		分析	博物館運営比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開館時間</td> <td>9:00～17:00 特別展開催時の金曜日は19:00まで</td> <td></td> <td>9:00～16:00</td> <td></td> <td>9:00～16:30</td> <td></td> </tr> <tr> <td>入館料</td> <td>無料</td> <td></td> <td>無料</td> <td></td> <td>無料</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 開館時間について、調整が必要となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	開館時間	9:00～17:00 特別展開催時の金曜日は19:00まで		9:00～16:00		9:00～16:30		入館料	無料		無料		無料
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																					
開館時間	9:00～17:00 特別展開催時の金曜日は19:00まで		9:00～16:00		9:00～16:30																							
入館料	無料		無料		無料																							
美術館管理	事業概要	美術館施設の維持・管理。																										
	実施市町	平塚市・茅ヶ崎市																										
	一元化の方向	B：管理形態に相違があるため、一元化していく必要がある。																										
	分析	美術館管理形態比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>管理形態</td> <td>直営</td> <td></td> <td>(財)茅ヶ崎市文化振興財団委託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 管理方法に相違があり、調整が必要となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	管理形態	直営		(財)茅ヶ崎市文化振興財団委託										
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																						
管理形態	直営		(財)茅ヶ崎市文化振興財団委託																									

区 分	事務事業項目名	内 容																																							
博物館 美術館	美術館運営	事業概要	美術館施設の運営状況。																																						
		実施市町	平塚市・茅ヶ崎市																																						
		一元化の方向	B：開館時間等が異なり、サービス水準に格差が生じるため、一元化していく必要がある。																																						
		分析	<p>美術館運営比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開館時間</td> <td>9:30～17:00</td> <td></td> <td>10:00～18:00 11月～3月は17:00まで</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>展示料金</td> <td>常設展 一般200円 (20名以上の団体160円) 大学生・高校生100円 (20名以上の団体80円) 企画展：600円～800円程度</td> <td></td> <td>常設展 一般200円 (20名以上の団体150円) 大学生100円 (20名以上の団体70円) 企画展 1000円以内</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 開館時間について調整する必要がある。 別個の施設であるため、一概には言えないが、展示料金の一元化について、検討が必要である。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	開館時間	9:30～17:00		10:00～18:00 11月～3月は17:00まで				展示料金	常設展 一般200円 (20名以上の団体160円) 大学生・高校生100円 (20名以上の団体80円) 企画展：600円～800円程度		常設展 一般200円 (20名以上の団体150円) 大学生100円 (20名以上の団体70円) 企画展 1000円以内															
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																			
開館時間	9:30～17:00		10:00～18:00 11月～3月は17:00まで																																						
展示料金	常設展 一般200円 (20名以上の団体160円) 大学生・高校生100円 (20名以上の団体80円) 企画展：600円～800円程度		常設展 一般200円 (20名以上の団体150円) 大学生100円 (20名以上の団体70円) 企画展 1000円以内																																						
文化振興	市文化財団	事業概要	文化振興を目的とした財団の運営状況。																																						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町																																						
		一元化の方向	B：補助金額等に差があり、財団の内容とともに調整していく必要がある。																																						
		分析	<p>市文化財団比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>(財)平塚市文化財団</td> <td>(財)藤沢市芸術文化振興財団</td> <td>(財)茅ヶ崎市文化振興財団</td> <td></td> <td></td> <td>二宮町文化施設等振興協会</td> </tr> <tr> <td>設 立</td> <td>平成11年4月</td> <td>平成4年10月</td> <td>平成8年4月</td> <td></td> <td></td> <td>平成12年10月</td> </tr> <tr> <td>基本財産</td> <td>3億円</td> <td>3億円</td> <td>3億円</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>市町よりの補助委託金</td> <td>168,574千円</td> <td>61,573千円</td> <td>123,267千円</td> <td></td> <td></td> <td>24,300千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 財団事業の内容に独自性があり、補助(委託)金額にも差がある。 二宮町の振興協会は財団化されていない。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	名 称	(財)平塚市文化財団	(財)藤沢市芸術文化振興財団	(財)茅ヶ崎市文化振興財団			二宮町文化施設等振興協会	設 立	平成11年4月	平成4年10月	平成8年4月			平成12年10月	基本財産	3億円	3億円	3億円				市町よりの補助委託金	168,574千円	61,573千円	123,267千円	
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																			
名 称	(財)平塚市文化財団	(財)藤沢市芸術文化振興財団	(財)茅ヶ崎市文化振興財団			二宮町文化施設等振興協会																																			
設 立	平成11年4月	平成4年10月	平成8年4月			平成12年10月																																			
基本財産	3億円	3億円	3億円																																						
市町よりの補助委託金	168,574千円	61,573千円	123,267千円			24,300千円																																			

区 分	事務事業項目名	内 容								
文化振興	市文化振興基金	事業概要	市民文化の振興を図るために、長期的・安定的な財源を確保するための基金。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市							
		一元化の方向	A：新市の基金として合併時に一元化する必要がある。							
		分析	市文化振興基金比較表							
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
	積立目標額		1 2 億円	1 8 億円	5 億円					
		平成 13 年度末積立額	3,750 万円	13 億 9,089 万円	6,866 万円					
		【課題点】	それぞれの積立目標額が違うため、調整が必要となる。							
	文化施設 管理事業 (直営)	事業概要	住民の文化の向上に資するための施設の管理・運営状況							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町							
		一元化の方向	B：開館時間等が異なり、サービス水準に格差が生じるため、一元化していく必要がある。							
		分析	文化施設管理事業(直営)ホール施設の状況							
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
			施設名	平塚市民センター	藤沢市民会館 湘南台文化センター 市民シアター	茅ヶ崎 市民文化会館	寒川町民センタ ー		二宮町 生涯学習センター	
			開館年	昭和 37 年	昭和 43 年 平成元年	昭和 55 年	昭和 54 年		平成 12 年	
			定員	ホール 1,400 名	大ホール 1,380 名 小ホール 434 名 ホール 600 名	大ホール 1,412 名 小ホール 410 名	ホール 851 名		ホール 531 名	
			使用料 (全日使用)	平日	55,000 円	大ホール 93,700 円 小ホール 27,800 円 ホール 64,400 円	大ホール 96,000 円 小ホール 28,000 円	50,000 円		22,050 円
				休日	66,000 円	大ホール 124,300 円 小ホール 37,200 円 ホール 83,400 円	大ホール 123,000 円 小ホール 36,000 円	65,000 円		27,450 円
			開館時間(基本)	9:00~21:30	9:00~22:00 9:00~22:00	9:00~21:30	9:00~21:30		9:00~22:00	
			その他の文化施設 藤沢市 湘南台文化センターこども館、市民ギャラリー 茅ヶ崎市 市民ギャラリー							
		【課題点】	目的はほぼ同一の施設であるが、それぞれの規模等に相違があるため、使用料等の調整をすることは困難であるが、開館時間については調整が必要となる可能性がある。 各施設の老朽化が課題となる。							

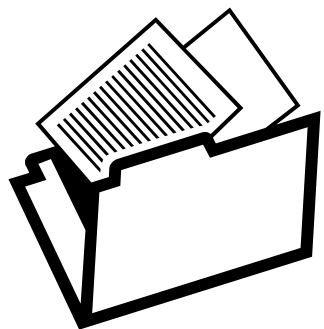
区 分	事務事業項目名	内 容								
市民活動 消費者	自治会館等 建設事務	事業概要	自治会館や地域集会所等の整備促進を図るための支援事務。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	A：融資制度の内容に相違があり、受益の状況に格差が生じるため、合併時に一元化しなければならない。							
		分析	自治会館建設費等補助内容比較表							
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
			土地購入 補助率 限度額		50%以内 1,000万円	50%以内 1,000万円	制度なし	制度なし	制度なし	
			建物新築 補助率 限度額	40%以内 500万円	50%以内 1,200万円	60%以内 1,000万円	50% 600万円	新築・建替えの場 合は町施設とし て建設	新築・建替えの場 合は町施設とし て建設	
			建物補修（改修） 補助率 限度額	40%以内 30万円	50%以内 1,200万円（50万 円以上のもの）	60%以内 50万円	50% 100万円（5万 円以上のもの）	2/3 以内 150万円	50%以内 特になし（10万 円以上のもの）	
			建設資金融資	通常 500万円 条件付 700万円						
		建設資金等利子補給	融資を受けた自 治会に完済時ま で全額補給							
【課題点】	補助率や融資限度額が大きく異なるため、調整が必要となる。 平塚市のみで実施している建設資金融資と利子補給制度について調整が必要となる。									
市民活動 災害補償保険	市民活動 災害補償保険	事業概要	市民団体等が行う市民活動中の事故を補償することにより、市民活動の健全な発展を図る。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町							
		一元化の方向	A：補償内容に相違があり、受益の範囲に格差が生じるため、合併時に一元化する必要がある。							
		分析	市民活動災害補償保険事業比較表							
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
			死亡保険金	2,000万円	1,500万円	1,500万円	1,500万円			
			入院補償給付金	入院日額	5,000円	3,500円	3,500円	3,500円		
				通院日額	3,000円	2,000円	2,000円	2,000円		
			身体賠償	1人	1億円	1億円	1億円	1億円		
				1事故	5億円	5億円	5億円	5億円		
財物賠償 1事故	500万円	500万円	1,000万円	1,000万円						
保管賠償 1事故	500万円	500万円	500万円	500万円						
特定疾病補償		-	有	有						
【課題点】	補償内容に差があるため、調整が必要となる。 大磯町、二宮町は未導入であり、個別保険で対応している。									

区 分	事務事業項目名	内 容																																	
市民活動 消費者	市民活動 推進条例制定	事業概要	市民活動推進のための総合的施策に取り組むことを条例で定めることにより、市民活動のより効果的な推進を図る。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町																																
		一元化の方向	A：新市の条例として合併時に一元化しなければならない。																																
		分析	市民活動推進条例制定の状況 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td>平塚市市民活動 推進条例</td> <td>藤沢市市民活動 推進条例</td> <td>(仮称) 市民活動推進条例</td> <td></td> <td></td> <td>(仮称) まちづくり条例</td> </tr> <tr> <td>施行日等</td> <td>平成 15 年 1 月施行</td> <td>平成 13 年 10 月施行</td> <td>平成 16 年度中 制定目標</td> <td></td> <td></td> <td>平成 15 年度中 制定目標</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 藤沢市は基本条例の性格と推進センター設置条例の性格を一体とした条例であるなど、それぞれの概念や性格に違いが見られる。 新市としての条例化について、それぞれの条例制定までのいきさつも含めて調整しなければならない。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	名 称	平塚市市民活動 推進条例	藤沢市市民活動 推進条例	(仮称) 市民活動推進条例			(仮称) まちづくり条例	施行日等	平成 15 年 1 月施行	平成 13 年 10 月施行	平成 16 年度中 制定目標			平成 15 年度中 制定目標					
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
	名 称	平塚市市民活動 推進条例	藤沢市市民活動 推進条例	(仮称) 市民活動推進条例			(仮称) まちづくり条例																												
	施行日等	平成 15 年 1 月施行	平成 13 年 10 月施行	平成 16 年度中 制定目標			平成 15 年度中 制定目標																												
	市民活動団体 情報提供	事業概要	市民活動団体の広報活動の支援と活動団体情報の市民への提供を行う。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市																																
		一元化の方向	B：登録団体など、情報の一元化をしていく必要がある。																																
		分析	市民活動団体情報提供実施状況 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施状況</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td></td> <td>団体名簿作成中</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 3市で実施しているが、団体登録、インターネットや冊子による情報提供など、実施内容に大差はない。また、大磯町は団体名簿を作成中である。 3町が未実施であるので、登録団体等の情報の統一化を図る必要がある。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	実施状況	実施	実施	実施		団体名簿作成中													
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
実施状況	実施	実施	実施		団体名簿作成中																														
市民活動 推進センター 運営管理費	事業概要	市民活動の推進を図るために設置した施設の運営の充実を図り、より一層の市民活動の推進と自立化の支援を図る。																																	
	実施市町	藤沢市・茅ヶ崎市																																	
	一元化の方向	A：管理形態などに相違があるため、合併時に一元化する必要がある。																																	
	分析	市民活動推進センター比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名 称</td> <td></td> <td>藤沢市市民活動 推進センター</td> <td>ちがさき市民活動 サポートセンター</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td>平成 15 年度 開設予定</td> <td>平成 13 年 12 月</td> <td>平成 14 年 4 月</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>管理方法</td> <td></td> <td>NPO 法人に委託</td> <td>管理運営委員会に委託</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 設置目的が同様な施設であるので、管理形態、運営方法等について調整する必要がある。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	名 称		藤沢市市民活動 推進センター	ちがさき市民活動 サポートセンター				開設年月	平成 15 年度 開設予定	平成 13 年 12 月	平成 14 年 4 月				管理方法		NPO 法人に委託	管理運営委員会に委託		
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																													
名 称		藤沢市市民活動 推進センター	ちがさき市民活動 サポートセンター																																
開設年月	平成 15 年度 開設予定	平成 13 年 12 月	平成 14 年 4 月																																
管理方法		NPO 法人に委託	管理運営委員会に委託																																

区分	事務事業項目名	内 容																																								
市民活動 消費者	消費生活 モニター	事業概要	住民の消費生活の安定、向上を図るため、消費者行政施策及び消費生活の実態に関して、広く消費者の意見、要望等を聴取し、行政面に反映させることを目的とする。																																							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町																																							
		一元化の方向	A：謝礼額等に相違があるため、合併時に一元化する必要がある。																																							
		分析	消費生活モニター比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定員</td> <td>25人以内</td> <td>40人以内</td> <td>20人以内</td> <td>10人以内</td> <td></td> <td>5人以内</td> </tr> <tr> <td>謝礼(年額)</td> <td>18,000円</td> <td>24,000円</td> <td>12,000円</td> <td>12,000円</td> <td></td> <td>14,000円</td> </tr> <tr> <td>任期</td> <td>1年</td> <td>2年</td> <td>2年</td> <td>1年</td> <td></td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 新市としてのモニターの人数、謝礼額、任期について調整する必要がある。 価格調査などは基本的に共通しているが、活動内容について調整する必要がある</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	定員	25人以内	40人以内	20人以内	10人以内		5人以内	謝礼(年額)	18,000円	24,000円	12,000円	12,000円		14,000円	任期	1年	2年	2年	1年		1年						
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																			
	定員	25人以内	40人以内	20人以内	10人以内		5人以内																																			
	謝礼(年額)	18,000円	24,000円	12,000円	12,000円		14,000円																																			
	任期	1年	2年	2年	1年		1年																																			
	消費生活相談	事業概要	消費者問題が多様化、複雑化する中で、消費者被害の迅速な救済と未然防止を目的とした相談を実施している。																																							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																							
一元化の方向		A：相談日・時間等が異なり、サービス水準に格差が生じるので、合併時に一元化する必要がある。																																								
分析		消費生活相談比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談開催日</td> <td>週3日 月・水・金</td> <td>週4日 月・火・水・金</td> <td>週4日 月・火・水・金</td> <td>週1日 木</td> <td>週2日 水・金</td> <td>週2日 月・木</td> </tr> <tr> <td>相談受付時間(除昼休)</td> <td>9:00~16:00</td> <td>9:00~16:00</td> <td>10:00~16:00</td> <td>10:00~16:00</td> <td>9:00~16:00</td> <td>9:30~16:30</td> </tr> <tr> <td>1日当たり相談員数</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>相談員謝礼(日額)</td> <td>9,400円</td> <td>10,200円</td> <td>9,000円</td> <td>10,000円</td> <td>9,400円</td> <td>9,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 相談開催日、受付時間、相談員の謝礼額に相違があるので、調整する必要がある。 神奈川県平塚消費生活センター、藤沢消費生活センターが廃止されるため、相談体制の拡充が求められる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	相談開催日	週3日 月・水・金	週4日 月・火・水・金	週4日 月・火・水・金	週1日 木	週2日 水・金	週2日 月・木	相談受付時間(除昼休)	9:00~16:00	9:00~16:00	10:00~16:00	10:00~16:00	9:00~16:00	9:30~16:30	1日当たり相談員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人	相談員謝礼(日額)	9,400円	10,200円	9,000円	10,000円	9,400円	9,400円
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																			
相談開催日		週3日 月・水・金	週4日 月・火・水・金	週4日 月・火・水・金	週1日 木	週2日 水・金	週2日 月・木																																			
相談受付時間(除昼休)	9:00~16:00	9:00~16:00	10:00~16:00	10:00~16:00	9:00~16:00	9:30~16:30																																				
1日当たり相談員数	1人	1人	1人	1人	1人	1人																																				
相談員謝礼(日額)	9,400円	10,200円	9,000円	10,000円	9,400円	9,400円																																				

区 分	事務事業項目名	内 容																																																	
市民窓口	各種証明書発行 事務	事業概要	住民窓口において、戸籍謄本などの各種証明書交付申請書により証明書を交付する。																																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																
		一元化の方向	A：証明書発行手数料が異なると、負担の公平が保たれないので、合併時に一元化しなければならない。																																																
		分析	各種証明手数料比較表 (単位：円)																																																
			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 12.5%;">平塚市</th> <th style="width: 12.5%;">藤沢市</th> <th style="width: 12.5%;">茅ヶ崎市</th> <th style="width: 12.5%;">寒川町</th> <th style="width: 12.5%;">大磯町</th> <th style="width: 12.5%;">二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住民(除)票の写し</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>5人まで 200 6人以上 400</td> <td>5人まで 200 6人以上 400</td> </tr> <tr> <td>戸籍の附票</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証明</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>300</td> <td>200</td> <td>200</td> </tr> <tr> <td>閲覧手数料</td> <td>金額 300(1世帯) 2,250(1冊)</td> <td>300(1世帯)</td> <td>300(1世帯)</td> <td>300(10人)</td> <td>200(1時間)</td> <td>200(1世帯)</td> </tr> <tr> <td>上限</td> <td>なし</td> <td>30,000</td> <td>30,000</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>20,000</td> </tr> </tbody> </table>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	住民(除)票の写し	300	300	300	300	5人まで 200 6人以上 400	5人まで 200 6人以上 400	戸籍の附票	300	300	300	300	200	200	印鑑登録証明	300	300	300	300	200	200	閲覧手数料	金額 300(1世帯) 2,250(1冊)	300(1世帯)	300(1世帯)	300(10人)	200(1時間)	200(1世帯)	上限	なし	30,000	30,000	なし	なし	20,000
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																										
			住民(除)票の写し	300	300	300	300	5人まで 200 6人以上 400	5人まで 200 6人以上 400																																										
			戸籍の附票	300	300	300	300	200	200																																										
			印鑑登録証明	300	300	300	300	200	200																																										
			閲覧手数料	金額 300(1世帯) 2,250(1冊)	300(1世帯)	300(1世帯)	300(10人)	200(1時間)	200(1世帯)																																										
上限	なし		30,000	30,000	なし	なし	20,000																																												
各種証明書発行件数比較表 (平成13年度実績件数)																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 12.5%;">平塚市</th> <th style="width: 12.5%;">藤沢市</th> <th style="width: 12.5%;">茅ヶ崎市</th> <th style="width: 12.5%;">寒川町</th> <th style="width: 12.5%;">大磯町</th> <th style="width: 12.5%;">二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>戸籍謄抄本</td> <td>43,096</td> <td>64,031</td> <td>37,505</td> <td>6,845</td> <td>7,339</td> <td>5,421</td> </tr> <tr> <td>除籍謄抄本</td> <td>6,541</td> <td>13,301</td> <td>4,614</td> <td>992</td> <td>1,673</td> <td>1,049</td> </tr> <tr> <td>住民(除)票の写し</td> <td>179,589</td> <td>263,418</td> <td>144,439</td> <td>28,834</td> <td>19,960</td> <td>18,058</td> </tr> <tr> <td>戸籍の附票</td> <td>3,895</td> <td>5,989</td> <td>3,184</td> <td>612</td> <td>605</td> <td>399</td> </tr> <tr> <td>印鑑登録証明</td> <td>143,542</td> <td>223,843</td> <td>123,587</td> <td>25,460</td> <td>19,792</td> <td>17,035</td> </tr> </tbody> </table>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	戸籍謄抄本	43,096	64,031	37,505	6,845	7,339	5,421	除籍謄抄本	6,541	13,301	4,614	992	1,673	1,049	住民(除)票の写し	179,589	263,418	144,439	28,834	19,960	18,058	戸籍の附票	3,895	5,989	3,184	612	605	399	印鑑登録証明	143,542	223,843	123,587	25,460	19,792	17,035			
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																													
戸籍謄抄本	43,096	64,031	37,505	6,845	7,339	5,421																																													
除籍謄抄本	6,541	13,301	4,614	992	1,673	1,049																																													
住民(除)票の写し	179,589	263,418	144,439	28,834	19,960	18,058																																													
戸籍の附票	3,895	5,989	3,184	612	605	399																																													
印鑑登録証明	143,542	223,843	123,587	25,460	19,792	17,035																																													
<p>【課題点】 発行手数料に相違があるため、調整が必要となる。 交付する内容に相違はないが、証明書のサイズ、様式等が異なるため、調整する必要がある。</p>																																																			

区分	事務事業項目名	内 容								
市民窓口	出先窓口センター	事業概要	住民サービスの一環として、市（町）内に出先窓口機関を開設し、住民票の写しの交付などを行う。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	A：取扱い内容などに相違があると、サービス水準に格差が生じるので、合併時に一元化する必要がある。							
		分析	出先窓口センター事業比較表							
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			箇所数		市民窓口センター 15箇所	市民センター 10箇所	市民窓口センター 5箇所 小出支所1箇所		国府支所 1箇所	サービスプラザ 1箇所
			開設日・時間	平日	9:00～17:00 駅前 9:00～20:00	8:30～17:00	8:30～17:00 駅前 8:30～19:30		8:30～17:00	9:00～19:00 (火曜日休)
				土日祝日	駅前 9:00～17:00 (第3日曜休)	9:00～12:00 13:00～16:00	駅前 8:30～17:00			9:00～19:00 (日曜のみ)
			サービス内容	戸籍関係	(17時以降と土日祝日は×)	(土日祝日は×)	(・全業務 小出支所、香川市民窓口センター ・発行業務のみ 上記支所・センター以外 ・17:00以降は×)		×	×
				住民票発行						(17時以降と日曜は受付のみ)
印鑑証明								(17時以降と日曜は受付のみ)		
税証明	(17時以降と土日祝日は×)			(土日祝日は×)	小出支所のみ			(17時以降と日曜は受付のみ)		
その他業務	・公共施設利用申請 ・母子健康手帳交付			・住民異動、印鑑登録受付 ・国保、国民年金、介護保険受付 ・火葬場、藤沢聖苑使用許可 ・福祉窓口、地域対策事業 ・公民館事業、図書館事業	・小出支所については通常の市役所業務を行う。 ・香川市民窓口センターについては、住民異動届・印鑑登録・戸籍届出を行なう。		・給食サービス ・図書おはなし会	・じん芥持込み処理券販売		
【課題点】 取扱い業務や職員配置状況等に相違があるので、調整が必要となる。 開設日、開設時間に相違があるため、調整が必要となる。										



都市計画・都市整備分野

34項目

《 表中の表記について 》

① 記載内容は、特に注意書きがない限り、平成14年4月1日現在を基準としています。

② 「一元化の方向」欄のA～Dは、次のとおり分析した方向性を指します。

A：合併時に調整する事業 C：今後検討を必要とする事業

B：合併後に調整する事業 D：現況で継続する事業

区 分	事務事業項目名	内 容	
都市計画	地区計画	事業概要	各地区の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境を整備し、保全するための制度
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町
		一元化の方向	A：都市計画法第16条第2項、同条第3項、第58条の2に基づくものであるため、合併時に一元化する必要がある。
		分析	3市3町で実施しているが、手続き条例のすり合わせが今後必要である。 【課題点】 ○手続き条例の統合化が必要。
	都市計画の 情報提供	事業概要	都市計画法第3条第3項による、住民に対する都市計画に関する知識の普及及び情報の提供
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町
		一元化の方向	A：市民サービスの公平性を図る必要があるため、提供する情報、提供方法等を合併時に一元化する必要がある。
		分析	3市3町で行っている。都市計画図の頒布・広報紙及びホームページ等により情報提供を行っている。情報提供に差異はない。 【課題点】 ○ホームページの内容充実を図る。
	都市計画 マスタープラン	事業概要	整・開・保、総合計画等の都市計画等の上位計画と連携し、市町の将来都市像や整備課題を明示し、課題解決の方向性や土地利用の方針等を示すプラン
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町
		一元化の方向	B：都市計画法第18条の2に基づくものであるため、合併後すみやかに一元化する必要がある。
		分析	3市3町で実施しているが、市町の策定年度も異なり、地域性等の相違もあり、同一の計画プランとしては、成り立たない。 【課題点】 ○統一的視点に立ったマスタープランの再構築が必要である。
	都市景観 形成事業	事業概要	公共・民間施設の景観形成の事前協議や助言指導及び都市景観全般にわたって支援
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市
		一元化の方向	A：各市の単独の事業であり、合併時に位置付け等の調整が必要である。
		分析	3市で実施している。藤沢市、茅ヶ崎市は、条例により、特別景観地区のように区域を指定している。平塚市は、要綱による。大規模建築物等の届出・協議対象について平塚市は高さ10m以上、藤沢市、茅ヶ崎市とも高さ12m以上、延べ面積1,000㎡以上、階数は平塚市、藤沢市3以上、茅ヶ崎市4以上である。なお、平塚市は、都市景観形成におけるモデル地区の届出・協議対象は全てである。 【課題点】 ○関係住民との合意形成の確立 ○住居系地区における景観形成の支援の必要性

区 分	事務事業項目名	内 容																																			
都市計画	相模線複線化等促進期成同盟会	事業概要	県及び相模線沿線市町で組織する相模線複線化等促進期成同盟会において、複線化に向けた要望活動、調査研究を行なう。																																		
		実施市町	茅ヶ崎市・寒川町																																		
		一元化の方向	D：合併後も複線化を図る方針に変更がないため、調整不要。																																		
		分析	茅ヶ崎市・寒川町が、県及び他の相模線沿線市町と要望・陳情活動や調査研究活動を行っている。																																		
開発指導	開発行為許可関連業務	事業概要	良質な宅地開発と公共施設の整備を目的とし、開発行為に対し開発許可の手続きが必要か否かの判断と開発許可申請の受付・審査・許可書等の交付・工事完了検査等を行う。																																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																		
		一元化の方向	A：都市計画法第29、35の2、36、37、38、41、42、43、44、45条、旧住造法第10、11、12、13条に基づくものであること、また許可関連業務の一元化を図り、市民の公平性確保するためにも、合併時に一元化が必要																																		
		分析	藤沢市においては、宅造の許可を行っている。3町については、神奈川県が許可をしている。条例化の検討については、共通の課題である 【課題点】 ○3町については、神奈川県が許可しており、湘南市になると3町の人員の確保が必要である。																																		
	申請手数料徴収	事業概要	開発行為許可申請等各許可申請時に手数料を納付してもらう。																																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市																																		
		一元化の方向	A：合併時に、手数料納入方法の一元化を図り、公平性の確保をする。																																		
		分析	申請手数料比較表																																		
			<table border="1" data-bbox="607 999 2029 1206"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開発許可に伴う手数料条例は、神奈川県と同じですか</td> <td>市手数料条例 県と同じ</td> <td>市手数料条例 県と同じ</td> <td>市手数料条例 県と同じ</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>優良宅地に伴う手数料は、神奈川県と同じですか</td> <td>市手数料条例 県と同じ</td> <td>市手数料条例 県と同じ</td> <td>市手数料条例 県と同じ</td> <td>使用</td> <td>使用</td> <td>使用</td> </tr> <tr> <td>宅地造成許可については</td> <td>—</td> <td>あり</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	開発許可に伴う手数料条例は、神奈川県と同じですか	市手数料条例 県と同じ	市手数料条例 県と同じ	市手数料条例 県と同じ	—	—	—	優良宅地に伴う手数料は、神奈川県と同じですか	市手数料条例 県と同じ	市手数料条例 県と同じ	市手数料条例 県と同じ	使用	使用	使用	宅地造成許可については	—	あり	—	—	—	—
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
開発許可に伴う手数料条例は、神奈川県と同じですか	市手数料条例 県と同じ		市手数料条例 県と同じ	市手数料条例 県と同じ	—	—	—																														
優良宅地に伴う手数料は、神奈川県と同じですか	市手数料条例 県と同じ	市手数料条例 県と同じ	市手数料条例 県と同じ	使用	使用	使用																															
宅地造成許可については	—	あり	—	—	—	—																															
【課題点】																																					
○3市とも金額は、神奈川県の手数料を使用している。 ○3町は神奈川県が対応しているため、3市3町とも同じ料金を取っている。																																					

区分	事務事業項目名	内 容							
開発指導	「市開発事業指導要綱」に基づく開発事業の協議に関すること	事業概要	秩序ある開発事業の円滑な促進と公共施設等の整備促進を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とし指導を行う。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A：合併時に、指導基準（条例・要綱）の一元化を図り、公平性を確保する。						
		分析	開発事業指導要綱比較表（適用範囲の項目のみ掲載）						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> 開発行為にあつては、開発区域の面積が500㎡以上のもので（調整区域については全てのもの） 建築行為にあつては、建築基準法第6条の規定による建築確認申請書及び同法第18条第2項の規定による計画通知書が必要とするもの。ただし、一戸建ての専用住宅等は除外する。 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第29条第1項の規定による許可を要する開発行為 都市計画法第29条第1項第3号、第4号に規定する開発行為 地階を除く階数が3以上で共同住宅の用に供する部分の住戸数が24以上の建築物 地階を除く階数が3以上で住室又は数が24以上のワンルーム形式建築物 他11項目 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第29条第1項の規定による許可を要する開発行為 都市計画法第29条第1項第3号、第4号に規定する開発行為 建築物の高さが12m以上又は地階を除く階数が4以上の建築物 計画戸数が10戸を超える開発事業 	<ul style="list-style-type: none"> 県知事許可 500㎡以上 中高層3階以上 計画戸数5戸以上 	<ul style="list-style-type: none"> 開発区域面積が300㎡以上の開発行為 中高層建築物（最低地盤面からの高さが10m以上又は最低地盤面からの階数が3以上の建築物をいう。）の建築 10戸以上の集合住宅の建築 開発事業区域の面積が500㎡以上の店舗等への用途の変更又は建築 他4項目 	<ul style="list-style-type: none"> 都市計画法第29条の規定による許可を要する開発行為 建築の高さが10m以上又は地階を除く階数が3以上（専用住宅で木造又は軽量鉄骨造は除く）の建築物
			【課題点】						
		○条例・要綱で対応しているが、将来は条例化を視野に入れながら調整することが必要である。							
		建築紛争相談	事業概要	建築紛争に対して、その調整を図り、もって良好な近隣関係の保持に資する。					
			実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町					
一元化の方向	A：合併時に、処理基準の一元化を図り、公平性を確保する。								
分析	建築紛争相談比較表								
	建築紛争相談		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	大磯町			
		要領を設置	条例を設置	条例を設置	まちづくり条例の中で紛争相談員制度を設置				
【課題点】									
○条例と要領の違い									
住宅・建築指導	市営住宅の管理	事業概要	市営住宅平塚市1, 552戸、藤沢市1, 639戸、茅ヶ崎市331戸、町営住宅大磯町27戸の適正な管理を行い、良好な住環境の整備を図る。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町						
		一元化の方向	A：サービス水準が異なるため、合併時に入居条件、管理状況の調整が必要。						
		分析	平塚市は、直営で修繕を一部行っている。（作業員3名又は電気・機械担当職員により対応）。藤沢市は、まちづくり協会に委託。茅ヶ崎市、全て外注している。寒川町、二宮町該当なし。						
【課題点】									
○老朽化した住宅の修繕、建て替え									
○市営住宅使用料の確保									
○既存市営住宅の整備工事（バリアフリー化等）居住環境の改善									

区 分	事務事業項目名	内 容									
住宅・ 建築指導	市営住宅の建設	事業概要	市営住宅の建設（建替）を行う及び市営住宅借り上げ制度として民間が建設した住宅を賃貸し、市営住宅として借り上げる。								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市								
		一元化の方向	A：サービス水準が異なるため、合併時に入居条件、管理状況の調整が必要。								
		分析	市営住宅建設比較表（借上）								
					平塚市		藤沢市		茅ヶ崎市		
			敷地の基準		敷地面積 500㎡以上		敷地面積 500㎡以上		敷地面積 500㎡以上		
	住宅の基準		住戸数20戸以上		住宅の戸数は、1団地18戸（1DK3戸、2DK9戸、3DK6戸）から21戸（1DK3戸、2DK12戸、3DK6戸）程度であること		①建物は耐火構造もしくは準耐火構造であること ②住宅の戸数は、1団地8戸以上であること ③全住戸の概ね50%にあたる戸数が、高齢者住宅であること				
	※平塚市・・・（借上）高齢住宅建設基準										
	【課題点】										
	○老朽化した住宅の修繕・建て替え										
	○借り上げ期間終了時における入居者移転対応										
	特定行政庁業務	事業概要	特定行政庁の事務に関すること。特例許可、認定、道路の位置指定、仮使用承認、仮設許可等								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市								
		一元化の方向	A：合併時に建築基準法許可・認定・指定の基準の調整が必要。								
分析		特定行政庁業務比較表									
		法令	項目	細目	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
		建築基準法第42条第1項第5号	道路位置指定	指定基準	有	有	有	県で対応	県で対応	県で対応	
		建築基準法第43条	ただし書き許可	許可基準	無	有	有	県で対応	県で対応	県で対応	
				包括同意基準	有	有	有	県で対応	県で対応	県で対応	
	建築基準法第59条の2	総合設計制度	許可基準	国の準則	国の準則 +独自 (策定中)	国の準則	県で対応	県で対応	県で対応		
建築基準法第86条	一団地認定 連坦建築物認定	一団地認定基準	有	有	有	県で対応	県で対応	県で対応			
建築基準法第55条第3項各号	一低層及び二低層の高さの緩和認定		無	無	無	県で対応	県で対応	県で対応			
建築基準法第56条の2ただし書き	日陰の特例許可	包括同意基準	有	有	有	県で対応	県で対応	県で対応			
建築基準法第85条第4項	仮設建築物取扱い		無	無	無	県で対応	県で対応	県で対応			
【課題点】											
○建築基準条例の検討											
○道路台帳の整備											
○違反是正率の向上											
○建築協定の普及と啓発活動											

区分	事務事業項目名	内 容																																	
住宅・ 建築指導	建築物防災対策	事業概要	県及び県下37市町村で構成する神奈川県建築物震後対策推進協議会において応急危険度判定士の養成等、震後対策事業を行う。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																
		一元化の方向	A：建築基準法防災対策等の市民サービスの内容が異なるため、合併時に調整が必要。																																
		分析	建築物防災対策比較表 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">木造耐震診断</td> <td>補助制度</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> <td>無</td> </tr> <tr> <td>補助金の額</td> <td>10,000円/件</td> <td>15,000円/件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ブロック塀等 安全対策</td> <td>補助制度</td> <td rowspan="2">無</td> <td>有</td> <td>有</td> <td rowspan="2">無</td> <td rowspan="2">無</td> <td rowspan="2">無</td> </tr> <tr> <td>補助金の額</td> <td>限度額 80万円/件</td> <td>限度額 37万円/件</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総合的な防災指導の徹底 ○判定士活動の実施体制の整備 ○防災査察体制の充実 ○防災指導徹底及び周知 			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	木造耐震診断	補助制度	有	有	無	無	無	無	補助金の額	10,000円/件	15,000円/件					ブロック塀等 安全対策	補助制度	無	有	有	無	無	無	補助金の額
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
木造耐震診断	補助制度	有	有	無	無	無	無																												
	補助金の額	10,000円/件	15,000円/件																																
ブロック塀等 安全対策	補助制度	無	有	有	無	無	無																												
	補助金の額		限度額 80万円/件	限度額 37万円/件																															
公園	公園内スポーツ 施設管理運営業 務事業	事業概要	建物・設備の機能を合理的に発揮させ、常に最適な状態に保ち、そして、適切な保守・保全・管理を行うことにより、住民の利用の便に供するとともに業務の円滑適正な執行ができるよう留意し、併せて建物の美観及び存続期間を一層増加させることを目的とする。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町																																
		一元化の方向	A：都市公園法に基づく施設使用料、維持管理方法、サービス水準が異なるので、合併時に調整が必要。																																
		分析	公園内スポーツ施設（プール）管理運営事業比較表 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">平塚市</th> <th>茅ヶ崎市</th> </tr> <tr> <th>湘南海岸公園</th> <th>龍城ヶ丘</th> <th>総合体育館</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用料</td> <td>おとな250円 子ども100円</td> <td>おとな250円 子ども100円</td> <td>おとな400円 子ども200円</td> <td>おとな200円 子ども50円</td> </tr> <tr> <td>利用期間</td> <td>7月10日～8月31日</td> <td>7月10日～8月31日</td> <td>1月5日～12月27日</td> <td>7月～8月</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○プール・サッカー場・テニスコートがあり、各市町によって管理運営方法が異なる。 		平塚市			茅ヶ崎市	湘南海岸公園	龍城ヶ丘	総合体育館		使用料	おとな250円 子ども100円	おとな250円 子ども100円	おとな400円 子ども200円	おとな200円 子ども50円	利用期間	7月10日～8月31日	7月10日～8月31日	1月5日～12月27日	7月～8月													
	平塚市				茅ヶ崎市																														
	湘南海岸公園	龍城ヶ丘	総合体育館																																
使用料	おとな250円 子ども100円	おとな250円 子ども100円	おとな400円 子ども200円	おとな200円 子ども50円																															
利用期間	7月10日～8月31日	7月10日～8月31日	1月5日～12月27日	7月～8月																															
公園	公園愛護会交付 金交付事務	事業概要	公園愛護の意識の高揚及び公園美化の向上を図るため、補助金の交付を行い、公園愛護会の設立を奨励し、地域による公園の自主管理組織を育成するもの。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市																																
		一元化の方向	A：2市の交付要綱が違うので、合併時に調整が必要。団体の育成基準と交付金額の相違。																																
		分析	公園愛護会交付金交付事務事業比較表 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">平塚市</th> <th colspan="2">藤沢市</th> </tr> <tr> <th>公園面積</th> <th>金額</th> <th>公園面積</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">算出根拠</td> <td>150㎡以上500㎡未満</td> <td>30,000円</td> <td>500㎡未満</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>500㎡以上1,000㎡未満</td> <td>40,000円</td> <td rowspan="3">500㎡以上2,000㎡未満</td> <td rowspan="3">100㎡あたり3,000円の額により算出した額</td> </tr> <tr> <td>1,000㎡以上2,000㎡未満</td> <td>41,000円</td> </tr> <tr> <td>2,000㎡以上3,000㎡未満</td> <td>43,000円</td> </tr> <tr> <td>3,000㎡以上</td> <td>45,000円</td> <td>2,000㎡以上</td> <td>60,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○交付基準と算出根拠の一元化 		平塚市		藤沢市		公園面積	金額	公園面積	金額	算出根拠	150㎡以上500㎡未満	30,000円	500㎡未満	15,000円	500㎡以上1,000㎡未満	40,000円	500㎡以上2,000㎡未満	100㎡あたり3,000円の額により算出した額	1,000㎡以上2,000㎡未満	41,000円	2,000㎡以上3,000㎡未満	43,000円	3,000㎡以上	45,000円	2,000㎡以上	60,000円						
	平塚市		藤沢市																																
	公園面積	金額	公園面積	金額																															
算出根拠	150㎡以上500㎡未満	30,000円	500㎡未満	15,000円																															
	500㎡以上1,000㎡未満	40,000円	500㎡以上2,000㎡未満	100㎡あたり3,000円の額により算出した額																															
	1,000㎡以上2,000㎡未満	41,000円																																	
	2,000㎡以上3,000㎡未満	43,000円																																	
	3,000㎡以上	45,000円	2,000㎡以上	60,000円																															

区 分	事務事業項目名	内 容								
公園	公園清掃（ごみ取り）等の委託	事業概要	公園の美観を保ち、利用者が快適に利用できるよう清掃やごみ取りを行う（委託する）。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	D：作業内容、方法共に若干の相違もあるが、地域に応じたものであるため、調整しない。							
		分析	平塚市、大磯町、二宮町では、いきがい事業団に茅ヶ崎市、寒川町では、シルバー人材センターに、藤沢市では、まちづくり協会にそれぞれ主に委託している。							
	公園等の樹木管理	事業概要	公園、緑地等の樹木選定を行い、良好な環境を確保する。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	D：作業内容が共通しているため、調整しない。							
		分析	平塚市、寒川町は、一部樹木の剪定等について職員の直営により実施している。その他は、いきがい事業団、まちづくり協会、入札による専門業者による委託。							
	公園	公園内行為、占用、施設設置、施設管理許可事務	事業概要	公園内で行為に対する制限、禁止、占用の申請、許可、使用料徴収など。						
			実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
			一元化の方向	A：都市公園法、各市町の条例等の一元化、使用料、取扱い区分の格差があるので、合併時に調整が必要。						
		分析	公園内行為、占用、施設設置、施設管理許可事務比較表（主なもの）							
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
			物品の販売、募金その他これらに類する行為（1㎡につき1日）	200円	200円	300円	200円	100円/年・㎡	—	
	営業目的で放送、録音又は映画撮影をすること（1日）	8,000円	10,000円	8,000円	10,000円	2,000円	2,100円			
公園施設を設置する場合（1㎡につき1月）	300円	80円	—	—	100円/年・㎡	100円/年・㎡				
	【課題点】 ○使用料と取扱い区分の調整									
都市整備	まちづくり総合支援事業	事業概要	「まちづくり総合支援事業」制度を活用し、まちづくりに関する施設整備や面整備を総合的に実施し、地域が抱える課題の解決を図る。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・寒川町							
		一元化の方向	B：補助金交付・間接補助に関連するものであり、また、市民サービスとの関係で、合併後に調整が必要。							
		分析	まちづくり総合支援事業比較表							
				平塚市			藤沢市			寒川町
			事業名	真田・北金目土地区画整理事業	真田土地区画整理事業	まちづくり総合推進事業	生活文化ゾーン整備事業	江の島地区	辻堂駅周辺地区	寒川駅周辺まちづくり事業調査
			施行主体	都市基盤整備公団	土地区画整理組合	市	市	市	市	町
			面積	81.4ha		31.5ha	0.3ha	2.7ha	6.3ha	18.8ha
			負担根拠	土地区画整理法第119条の2	平塚市まちづくり総合支援事業補助金交付要綱	—	—	—	—	—
			【課題点】 ○国のまちづくり総合支援事業制度要綱によるものである。 ○市町以外の要素事業者施行者への補助金交付で、間接補助に関連するものもあり、市民サービスとの関係で調整が必要。							

区 分	事務事業項目名	内 容							
都市整備	市施行土地区画 整理事業	事業概要	都市計画区域内の土地について、公共施設の設備改善及び宅地の利用増進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設または変更を行う。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・寒川町						
		一元化の方向	A：事業認可済みであり、統一により事業費等、事業計画変更することは逆に問題を生ずるが、換地閲覧料金の調整が必要。						
		分析	<p>市施行土地区画整理事業比較表</p> <table border="1" data-bbox="607 331 1496 408"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>寒川町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>換地図閲覧料金</td> <td>0円</td> <td>300円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国の補助事業であり、国より事業認可済みで、事業期間が長く掛かり、統一する事により事業費・事業計画等を変更することは、逆に問題を生じる。 ○換地図閲覧料金の調整必要 ○76条許可について、許可の取り扱い又は許可基準等を定める調整必要 		平塚市	藤沢市	寒川町	換地図閲覧料金	0円
	平塚市	藤沢市	寒川町						
換地図閲覧料金	0円	300円	0円						

区 分	事務事業項目名	内 容						
都市整備	組合施行土地区画整理事業	事業概要	組合施行等の土地区画整理事業に対し助成及び負担を行う。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市					
		一元化の方向	A：組合への補助等であり、今後の事業計画を進める中で、合併時に公平な市民サービスへの補助の見直しが必要。					
		分析	組合施行土地区画整理事業比較表					
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市		
			都計道	用地費	100%以内	予算の範囲内	100%以内	
				築造費				
				舗装費				
				補償費				
			区画道路	用地費	幅員8m以上の道路(除く都計道)工事費及び移転費の50%以内並びに幅員6mを超える部分の用地費の100%以内、それ以外の道路工事費の50%	予算の範囲内	幅員6mを超える部分 3/10以内	
				築造費				
				舗装費				
				補償費			無補助	
			公園	用地費	3%超100%	予算の範囲内	基準面積を超える部分の占める割合以内の率を乗じて得た額	
				工事費	50%			
				補償費	無補助		無補助	
			緑地	用地費	無補助	無補助	無補助	
				工事費				
				補償費				
			河川・水路	用地費	無補助	予算の範囲内	河川については、 100%以内で負担	
				工事費			無補助	
				補償費				
			調整池	用地費	100%以内	予算の範囲内	4.5/10以内 (公園と分離設置に限る)	
				工事費	50%以内(除く公園併用部分)			
				補償費	無補助		無補助	
			雨水排水	用地費	無補助	予算の範囲内	無補助	
				工事費			50%	工事費より公共下水道事業受益者負担金相当額を控除した額に4.5/10以内の率を乗じて得た額
				補償費			無補助	無補助
供給処理施設	公共下水道		50%(除く処理施設。公共下水道事業として施行する場合は除く)	予算の範囲内	工事費より公共下水道事業受益者負担金相当額を控除した額に4.5/10以内の率を乗じて得た額			
	上水道費					無補助	無補助	
	家屋移転		無補助	予算の範囲内	無補助			
調査設計費	文化財調査費	50%	予算の範囲内	4.5/10以内の額				
	換地諸費	無補助		無補助				
	測量試験費							
	管理引継図書							
	組合事務費	無補助	無補助	無補助				
	補助限度額	なし	あり	なし				

			<p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助事業で、国の事業認可済みであり、事業期間が長く、統一することは、事業費等、事業計画変更することは問題あるが、合併後の新規のものは調整必要 ○各市の助成要綱による負担金は各事業者間で統一した負担をする必要が生じる恐れがあるため、限度額計算の方法等については統一した考え方で支出する必要があり調整必要 ○76条許可について、許可の取り扱い又は許可基準等を定める調整必要 																			
道路	狭あい道路関連事業	事業概要	建築行為に係る狭あい道路																			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																			
		一元化の方向	A：後退用地の買取価格等、各市町に違いがあり要綱等整備を含め、合併時に一元化を図り市町民の公平性を確保する必要がある。																			
		分析	<p>狭あい道路関連事業比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>後退用地単価</td> <td> 市街化区域 65,000円 市街化調整区域 既存宅地 30,000円 市街化調整区域 その他 24,000円 </td> <td> 固定資産税評価額 の13% 市街化調整区域 宅地以外 同30% 市街化区域 生産緑地 同30% </td> <td> 商業地域 78,700円 近隣商業地域 31,200円 その他市街化区域 25,000円 市街化調整区域 12,500円 </td> <td>固定資産税評価額 の30%</td> <td>固定資産税評価額 の1/2</td> <td> 市街化区域 固定資産税評価額 の1/3 市街化調整区域 寄付又は無償使用 </td> </tr> <tr> <td>角切用地</td> <td>後退用地単価と 同じ</td> <td>固定資産税評価額 の130%</td> <td>買取価格</td> <td>固定資産税評価額 の10/7</td> <td>固定資産税 評価額</td> <td>固定資産税評価額 の1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○後退用地の取得単価の定め方、補償額の決定方法の相違点 ○測量、分筆・所有権移転登記等の事務を直営で行うものと、委託で行うものとの相違点 ○後退用地取得後の整備方法が直営で行うものと、工事発注で行うものとの相違点 		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	後退用地単価	市街化区域 65,000円 市街化調整区域 既存宅地 30,000円 市街化調整区域 その他 24,000円	固定資産税評価額 の13% 市街化調整区域 宅地以外 同30% 市街化区域 生産緑地 同30%	商業地域 78,700円 近隣商業地域 31,200円 その他市街化区域 25,000円 市街化調整区域 12,500円	固定資産税評価額 の30%	固定資産税評価額 の1/2	市街化区域 固定資産税評価額 の1/3 市街化調整区域 寄付又は無償使用	角切用地	後退用地単価と 同じ	固定資産税評価額 の130%	買取価格	固定資産税評価額 の10/7
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																
後退用地単価	市街化区域 65,000円 市街化調整区域 既存宅地 30,000円 市街化調整区域 その他 24,000円	固定資産税評価額 の13% 市街化調整区域 宅地以外 同30% 市街化区域 生産緑地 同30%	商業地域 78,700円 近隣商業地域 31,200円 その他市街化区域 25,000円 市街化調整区域 12,500円	固定資産税評価額 の30%	固定資産税評価額 の1/2	市街化区域 固定資産税評価額 の1/3 市街化調整区域 寄付又は無償使用																
角切用地	後退用地単価と 同じ	固定資産税評価額 の130%	買取価格	固定資産税評価額 の10/7	固定資産税 評価額	固定資産税評価額 の1/2																

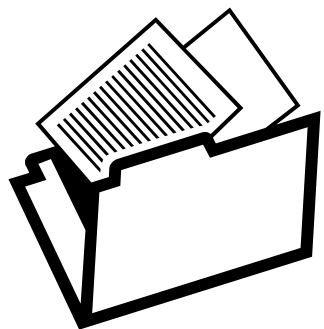
区 分	事務事業項目名	内 容											
道路	自転車・バイク 駐車場管理運営 事業	事業概要	市街地に自転車・バイク駐車場を確保し、利便性の向上と路上駐車を排除する。										
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町										
		一元化の方向	B：サービス水準が異なるため、調整が必要。										
		分析	自転車・バイク駐車場管理運営事業比較表										
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
			自転車	定期	一般	600円	2,000円	1,500円	無料	1,500円	1,260円		
				学生	2,000円	1,800円	1,200円	1,200円		1,530円			
			一時			100円	100円	100円		100円	60円		
						120円						100円	
						200円						100円	
			バイク	定期	一般	2,000円	3,000円	2,500円		2,500円	2,500円	1,890円	
		学生		3,100円	1,890円								
		一時		200円	200円	200円						200円	120円
		【課題点】											
		○公社運営による方法と、直営、委託方法による相違がある											
電線地中化事業	事業概要	災害に強い都市づくりを目的として、また商店街や住宅地の景観に優れた地域づくりのため電線類の地中化を進める。											
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町											
	一元化の方向	D：新電線類地中化計画に基づき推進しているもので、各市町共通であり、調整は必要ない。											
	分析	基本的に相違点なし。共通課題として、占用事業者負担があるため、事業者側から協力が得られにくい。											
歩道のバリアフ リー化事業	事業概要	歩行者の安全性向上と障害者や高齢者にやさしいまちづくりを進めるため、歩道の段差解消などによるバリアフリー化を進める。											
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町											
	一元化の方向	D：3市3町とも同様手法にて実施しているため、調整は必要ない。											
	分析	基本的に相違点なし。											

区 分	事務事業項目名	内 容							
道路	私道の整備及び助成	事業概要	私道を利用する市民及びその利用者の生活環境の向上を図るため、未舗装の私道を舗装する。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町						
		一元化の方向	B：大磯町・二宮町は、該当しないが、他の3市1町については条例等に違いがあるため、合併後に一元化を図り公平性を確保する。						
		分析	私道の整備及び助成比較表						
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	
			事業名		私道の整備及び助成	私道舗装費	市道等舗装事業	道路橋りょう管理事務	
			整備方法	通り抜け私道	市直営施工	工事請負費	工事請負費	私道整備補助金	
				行き止まり私道		助成金			
			舗装構成	As 舗装 (簡易舗装)	表層 5 cm 路盤 10 cm	表層 5 cm 路盤 15 cm	表層 5 cm 路盤 10 cm	表層 5 cm 路盤 15 cm	
		整備要件	根拠	要綱	規則	要綱	要綱		
道路形態	3棟以上		境界明確道路行き止まり私道3棟以上	分筆登記道路3棟以上	築造後2年以上経過幅員4m・3棟以上				
所有者等の負担	通り抜け私道	原材料費負担	負担なし	負担なし	町積算額の1/2以内補助				
	行き止まり私道		1割負担（9割助成）						
		【課題点】 ○規則・要綱による統一した整備							
河川 下水道	「馬入の渡し」 事業	事業概要	子どもたちが家族と一緒に「馬入の渡し」を体験することにより、昔の旅の大変さや川とのつきあい方を学び、馬入の歴史を知り、河川から見たまちを考え、川船2艘で平塚・茅ヶ崎を往復する。併せて、少年野球交流、小学生サッカー交流親善試合、ミニSL、祭囃子等のイベントを実施する。						
		実施市町	平塚市・茅ヶ崎市						
		一元化の方向	D：相模川を挟む平塚市と茅ヶ崎市が関係する事業なので市民生活には影響がないので、調整は必要ない。						
		分析	平塚市と茅ヶ崎市との広域行政連携事業						
	水路 下水道	水路占用関係事務	事業概要	水路の敷地又は上部もしくは下部に工作物を新設又は改築し、その敷地を占有する行為に伴う許認可事務					
			実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町					
			一元化の方向	A：占用料等格差があり、負担の公平が保たれないため、合併時に調整する必要がある。					
			分析	水路占用比較					
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
				平塚市水路に関する条例 平塚市道路占用料条例 (一部準用) 占用申請の受付し、許可書及び納入通知書の発送	藤沢市水路に関する条例 藤沢市道路占用料徴収条例 占用申請の受付し、許可書及び納付書の発送	茅ヶ崎市水路に関する条例 茅ヶ崎市道路占用料徴収条例 占用申請の受付し許可書及び納付書の発送	寒川町水路に関する条例	占用条例なし 占用申請を受け付け、許可書を交付 占用料はなし	水路条例がないため占用料を徴収していない
【課題点】 ○各市とも占用料が道路占用料（道路占用料準じた占用料）を使用しているが、単価の相違があり、湘南市になった時不公平になる									

区 分	事務事業項目名	内 容	
河川 下水道	下水道事業合流 改善事業	事業概要	汚水・雨水合流区域における浸水対策及び水質保全等を目的とした合流式改善に関する調査設計委託
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市
		一元化の方向	B：3市では汚水・雨水の分流式を最終目標とした合流式改善を進めており、一方で3町においては既に分流式となっているため、調整が必要である。
		分析	藤沢市において事業実施。平塚市は、汚水・雨水の分流式を最終目標とした調査設計委託。茅ヶ崎市は、雨天時の越流水の一時貯留施設の整備に関する調査設計委託。
河川 下水道	事業認可の変更	事業概要	下水道法・都市計画法に基づき事業認可区域（整備区域）の変更
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町
		一元化の方向	B：下水道法及び都市計画法に基づく認可変更の手続きで共通の手法の調整は不要であるが、湘南市を想定した下水道全体事業としての調整は必要。
		分析	<p>相模川流域関連…平塚市、大磯町、茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町 酒匂側流域関連…二宮町 別に藤沢市 単独公共下水道事業あり。</p> <p>【課題点】 ○許可変更の手続は、共通の手法で調整は不要であるが、湘南市を想定した時は、下水道全体の調整は必要</p>

区 分	事務事業項目名	内 容						
河川 下水道	下水道事業 受益者負担金 及び 分担金 賦課徴収事務	事業概要	公共下水道の整備により生活環境が改善され、その利益を受ける方に建設費の一部を受益者負担金及び分担金として負担してもらう。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町					
		一元化の方向	A：市町独自の条例・施行規則を定めている団体と定めていない団体があること、さらに負担金額有無や奨励金の率に相違があることから、「市民生活影響に及ぼす要素が大」であると考えられ合併時に調整が必要					
		分析	下水道事業受益者負担金及び分担金賦課徴収事務比較表					
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	市街化区域 339円/㎡ 市街化調整区域の分 担金366円/㎡ 工事施工年度 3年(12期) 有り 区域外接続の協力金 として366円/㎡ 都市計画下水道事業 受益者負担金及び下 水道事業分担金条 例	受益者負担金 520円/㎡他 工事完了翌年度 1年(4期) なし 調整区域の内認可取得区 域 分担金800円/㎡ 区域外下水道接続負担金 (処理区域) 380千円/戸 排水区域 345千円/戸	450円/㎡ 工事完了翌年度 3年(12期) なし 区域外・区域外流入分 担金として 450円/㎡	徴収していない	377円/㎡ 供用開始年度 3年(12期) 有り 検討中	450円/㎡ 供用開始の前年度 3年(12期) 有り 検討中		
	【課題点】 ○各市町とも基本額の相違や徴収の有無があるため、調整は必要							

区分	事務事業項目名	内 容														
河川 下水道	合併処理浄化槽 維持管理費 補助事業	事業概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理を行っている者に対し、その費用の一部を補助する。													
		実施市町	平塚市・藤沢市													
		一元化の方向	A：補助制度の有無、額について、合併時に調整が必要。													
		分析	<p>合併処理浄化槽維持管理費補助事業比較表</p> <table border="1" data-bbox="604 375 2016 606"> <thead> <tr> <th data-bbox="604 375 1299 406">平塚市</th> <th data-bbox="1299 375 2016 406">藤沢市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="604 406 1299 486">年度内に行なった補助対象事業（法定・保守・清掃）に要した費用のうち、消費税及び地方消費税を除いた額に補助率3分の2を乗じて得た額。ただし上限有り。</td> <td data-bbox="1299 406 2016 486">1 m³まで 3,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="604 486 1299 518">上限額の内訳</td> <td data-bbox="1299 486 2016 518">1.25 m³ 3,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="604 518 1299 550">法定検査 1回目 11,500円 2回目以降 5,000円</td> <td data-bbox="1299 518 2016 550">1.50 m³ 3,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="604 550 1299 582">保守点検 9人槽以下 17,000円 10人槽 19,000円</td> <td data-bbox="1299 550 2016 582">1.75 m³ 3,000 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="604 582 1299 606">清掃 容量×7,800円</td> <td data-bbox="1299 582 2016 606">2.00 m³ 3,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1299 606 2016 630">2.50 m³ 4,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="604 638 1030 702">【課題点】 ○2市だけが実施しているため、調整が必要</p>	平塚市	藤沢市	年度内に行なった補助対象事業（法定・保守・清掃）に要した費用のうち、消費税及び地方消費税を除いた額に補助率3分の2を乗じて得た額。ただし上限有り。	1 m ³ まで 3,000 円	上限額の内訳	1.25 m ³ 3,000 円	法定検査 1回目 11,500円 2回目以降 5,000円	1.50 m ³ 3,000 円	保守点検 9人槽以下 17,000円 10人槽 19,000円	1.75 m ³ 3,000 円	清掃 容量×7,800円	2.00 m ³ 3,000 円	
	平塚市	藤沢市														
	年度内に行なった補助対象事業（法定・保守・清掃）に要した費用のうち、消費税及び地方消費税を除いた額に補助率3分の2を乗じて得た額。ただし上限有り。	1 m ³ まで 3,000 円														
	上限額の内訳	1.25 m ³ 3,000 円														
	法定検査 1回目 11,500円 2回目以降 5,000円	1.50 m ³ 3,000 円														
	保守点検 9人槽以下 17,000円 10人槽 19,000円	1.75 m ³ 3,000 円														
	清掃 容量×7,800円	2.00 m ³ 3,000 円														
		2.50 m ³ 4,000 円														
	合併処理浄化槽 設置等補助事業	事業概要	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止及び生活環境の悪化を防止する、合併処理浄化槽を設置した者に対し、設置に要した費用の一部を補助する。													
実施市町	一元化の方向	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市														
一元化の方向	分析	A：補助制度の有無について、合併時に調整が必要。														
分析	事業概要	藤沢市、現在環境部局にて対応、水の一元化により下水道サイドに移行予定 寒川町、大磯町、二宮町該当なし														
公共下水道賦課 徴収事務	事業概要	【課題点】 ○3市が実施しているので、3市の補助額の統一と、町との整合を図る。														
実施市町	一元化の方向	各市町下水道（使用料）条例に基づき、上水道の使用料データを基に賦課徴収する。														
一元化の方向	分析	B：事務手続き・内容の統一を図るため、合併後に調整が必要。														
分析	事業概要	25 m ³ 当たりの使用料（消費税込み） 藤沢市 2,455 円 平塚市 2,039 円 茅ヶ崎市 2,220 円 寒川町 2,243 円 大磯町 2,016 円 二宮町 2,315 円 15年度より上水道一括納付制度に事務委託予定。（3市3町とも）														
【課題点】	分析	○15年度より一括納付となるため16年度の料金改定までに統一を図る														



環境・産業分野

52項目

《 表中の表記について 》

① 記載内容は、特に注意書きがない限り、平成 14 年 4 月 1 日現在を基準としています。

② 「一元化の方向」欄の A～D は、次のとおり分析した方向性を指します。

A：合併時に調整する事業 C：今後検討を必要とする事業

B：合併後に調整する事業 D：現況で継続する事業

区 分	事務事業項目名	内 容																									
環境	環境基本計画	事業概要	環境と創造に関する総合的な計画を定め、環境に関する施策の総合的な推進の指針を策定する。																								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																								
		一元化の方向	B：環境に関する総合的な計画を定め、施策の推進を行うために、合併後一元化する必要がある。																								
		分析	環境基本計画比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概要</td> <td>H12年から 10年間計画 (3年毎見直し)</td> <td>H10年から 12年計画 (毎年環境白書策定)</td> <td>H10年から 12年間計画 (H14年度で 改定作業)</td> <td>H14年度に計画の 策定予定</td> <td>H14年度計画策定</td> <td>H14年度から 10年間計画 (5年毎見直し)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○合併時に基本理念及び環境保全と創造に関する中・長期的計画策定を要し、総合計画等諸施策との均衡を図りながら一元化を図ることから、ビジョン策定を早期に立ち上げる必要がある。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	概要	H12年から 10年間計画 (3年毎見直し)	H10年から 12年計画 (毎年環境白書策定)	H10年から 12年間計画 (H14年度で 改定作業)	H14年度に計画の 策定予定	H14年度計画策定	H14年度から 10年間計画 (5年毎見直し)					
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																				
	概要	H12年から 10年間計画 (3年毎見直し)	H10年から 12年計画 (毎年環境白書策定)	H10年から 12年間計画 (H14年度で 改定作業)	H14年度に計画の 策定予定	H14年度計画策定	H14年度から 10年間計画 (5年毎見直し)																				
	DXN (ダイオキシン類)測定	事業概要	地域内のダイオキシン類の濃度の把握を行う。																								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																								
		一元化の方向	A：ダイオキシン類対策特別措置法第27条に基づき、合併時に一元化する必要がある。																								
		分析	DXN測定対象比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測定対象の相違</td> <td>大気 水質 土壌 底質</td> <td>大気 水質 土壌 底質</td> <td>大気 水質 土壌</td> <td>大気 水質</td> <td>大気</td> <td>大気 水質 土壌 底質</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○大気、水、土壌、底質等、測定対象に相違がある。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	測定対象の相違	大気 水質 土壌 底質	大気 水質 土壌 底質	大気 水質 土壌	大気 水質	大気	大気 水質 土壌 底質					
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																				
	測定対象の相違	大気 水質 土壌 底質	大気 水質 土壌 底質	大気 水質 土壌	大気 水質	大気	大気 水質 土壌 底質																				
光化学対策に 関すること	事業概要	光化学スモッグの発生しやすい期間に大気測定データを観測し、注意報等の周知を図る事業																									
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																									
	一元化の方向	A：大気汚染防止法・神奈川県大気汚染緊急時措置要綱に基づき、合併時に一元化する必要がある。																									
	分析	光化学対策比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大気データの観測</td> <td>観測実施</td> <td>観測実施</td> <td>観測実施</td> <td>県情報</td> <td>県情報</td> <td>県情報</td> </tr> <tr> <td>注意報の周知方法</td> <td>防災無線</td> <td>防災無線 FMレディオ湘南 ゼイム湘南</td> <td>防災無線</td> <td>防災無線</td> <td>防災無線</td> <td>防災無線</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○現在県の発令に基づき湘南地域（平塚、逗子、鎌倉、藤沢及び茅ヶ崎の5市と葉山、寒川、大磯及び二宮の4町）の発令範囲の変更・見直しを県と協議しなければならない。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	大気データの観測	観測実施	観測実施	観測実施	県情報	県情報	県情報	注意報の周知方法	防災無線	防災無線 FMレディオ湘南 ゼイム湘南	防災無線	防災無線	防災無線
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																					
大気データの観測	観測実施	観測実施	観測実施	県情報	県情報	県情報																					
注意報の周知方法	防災無線	防災無線 FMレディオ湘南 ゼイム湘南	防災無線	防災無線	防災無線	防災無線																					

区 分	事務事業項目名	内 容																			
環境	水質自動監視測定業務	事業概要	水質汚濁防止法に基づき、水質汚濁状況の調査を行なう。																		
		実施市町	平塚市・藤沢市																		
		一元化の方向	A：水質汚濁防止法第15条同法施行令第10条に基づき、合併時に一元化する必要がある。																		
		分析	水質自動監視測定業務実施比較表 <table border="1" data-bbox="613 328 2089 437"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常時監視測定</td> <td>水質自動監視測定局 2ヶ所 海域測定 1ヶ所 地下水測定 28ヶ所</td> <td>水質自動監視測定局 2ヶ所 海域測定 2ヶ所 地下水測定 31ヶ所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○水質自動監視測定局の設置場所の選定が必要となる。 ○水質自動監視装置の保守管理委託事務の調整が必要となる。 ○常時監視について、国・県との協議が必要となる。 							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	常時監視測定	水質自動監視測定局 2ヶ所 海域測定 1ヶ所 地下水測定 28ヶ所	水質自動監視測定局 2ヶ所 海域測定 2ヶ所 地下水測定 31ヶ所	—	—	—
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町														
	常時監視測定	水質自動監視測定局 2ヶ所 海域測定 1ヶ所 地下水測定 28ヶ所	水質自動監視測定局 2ヶ所 海域測定 2ヶ所 地下水測定 31ヶ所	—	—	—	—														
	大気汚染監視測定	事業概要	大気汚染防止法に基づき、大気の汚染状況の調査を行う。																		
		実施市町	平塚市・藤沢市																		
		一元化の方向	A：大気汚染防止法第22条同法施行令第13条に基づき、合併時に一元化する必要がある。																		
		分析	大気汚染監視測定実施比較表 <table border="1" data-bbox="613 783 2112 877"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>常時監視測定</td> <td>一般監視測定 8局 自動車排出ガス測定 1局</td> <td>一般監視測定 4局 自動車排出ガス測定 1局</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○大気汚染常時監視測定局の配備・リース・委託業務の調整が課題である。 ○常時監視について、国・県との協議が必要となる。 							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	常時監視測定	一般監視測定 8局 自動車排出ガス測定 1局	一般監視測定 4局 自動車排出ガス測定 1局	—	—	—
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町														
	常時監視測定	一般監視測定 8局 自動車排出ガス測定 1局	一般監視測定 4局 自動車排出ガス測定 1局	—	—	—	—														
土壌汚染対策	事業概要	地下水及び土壌が環境基準を超えて汚染されている地域の汚染状況と浄化指導を行う。																			
	実施市町	平塚市・藤沢市																			
	一元化の方向	A：土壌汚染対策法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例58条～63条、神奈川県事務処理の特例に関する条例別表に基づき、合併時に一元化する必要がある。																			
	分析	土壌汚染対策比較表 <table border="1" data-bbox="613 1208 1966 1361"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監視調査</td> <td>・地下水 ・特定有害物質を使用している事業所</td> <td>・地下水 ・特定有害物質を使用している事業所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成15年2月15日施行土壌汚染対策法に基づき、事務執行体制の整備が課題である。 							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	監視調査	・地下水 ・特定有害物質を使用している事業所	・地下水 ・特定有害物質を使用している事業所	—	—	—	—
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町															
監視調査	・地下水 ・特定有害物質を使用している事業所	・地下水 ・特定有害物質を使用している事業所	—	—	—	—															

区 分	事務事業項目名	内 容																																		
環境	狂犬病予防事業	事業概要	畜犬登録業務と犬の登録鑑札、注射済票の交付業務																																	
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																	
		一元化の方向	A：狂犬病予防法第4条、第5条に基づき、合併時に一元化する必要がある。																																	
		分析	狂犬病予防事業比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施手法</td> <td>委託・直営</td> <td>委託・直営</td> <td>委託・直営</td> <td>委託・直営</td> <td>委託・直営</td> <td>委託・直営</td> </tr> <tr> <td>対象件数</td> <td>11,911件</td> <td>15,420件</td> <td>10,330件</td> <td>2,353件</td> <td>2,310件</td> <td>1,824件</td> </tr> <tr> <td>減免の有無</td> <td>有(盲導犬等)</td> <td>有(盲導犬等)</td> <td>有(補助犬)</td> <td>有(盲導犬等)</td> <td>有(盲導犬等)</td> <td>有(盲導犬)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○減免対象について、運用上は3市3町とも同一であるが、対象を明確に制度化する調整が必要である。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	実施手法	委託・直営	委託・直営	委託・直営	委託・直営	委託・直営	委託・直営	対象件数	11,911件	15,420件	10,330件	2,353件	2,310件	1,824件	減免の有無	有(盲導犬等)	有(盲導犬等)	有(補助犬)	有(盲導犬等)	有(盲導犬等)
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																													
	実施手法	委託・直営	委託・直営	委託・直営	委託・直営	委託・直営	委託・直営																													
	対象件数	11,911件	15,420件	10,330件	2,353件	2,310件	1,824件																													
	減免の有無	有(盲導犬等)	有(盲導犬等)	有(補助犬)	有(盲導犬等)	有(盲導犬等)	有(盲導犬)																													
	鳥獣に関する事務	事業概要	鳥獣保護及び狩猟に関する法律に基づく、捕獲、飼養の許認可、傷病鳥獣の保護、有害鳥獣による生活被害の調査																																	
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																	
		一元化の方向	A：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第12条、神奈川県事務処理の特例に関する条例別表に基づき、合併時に一元化する必要がある。																																	
		分析	捕獲許可、飼養許認可、傷病鳥獣の保護及び有害鳥獣による生活被害の調査は、各市町共通事務である。 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メジロ・ホウジロ飼養許可交付手数料</td> <td>3,400円</td> <td>3,400円</td> <td>3,400円</td> <td>3,400円</td> <td>3,400円</td> <td>3,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○有害鳥獣捕獲後の個体の処分方法、処理ルートが課題である。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	メジロ・ホウジロ飼養許可交付手数料	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円													
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																														
メジロ・ホウジロ飼養許可交付手数料	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円	3,400円																														
緑化モデル団体の育成	事業概要	地域の緑化を推進するため、補助金等を交付して緑化推進団体を育成する事業																																		
	実施市町	平塚市・藤沢市・寒川町																																		
	一元化の方向	B：各市町における活動の対象が異なり、効果的な育成を図るために一元化することが望ましい。																																		
	分析	緑化モデル団体の育成比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>緑化モデル団体認定の10人以上の団体</td> <td>藤沢市緑いっぱい市民の会</td> <td>—</td> <td>遊休農地を利用した花畑活動を行う者</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○対象とする団体の規模、エリア、補助金交付期間の調整が必要。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	対象	緑化モデル団体認定の10人以上の団体	藤沢市緑いっぱい市民の会	—	遊休農地を利用した花畑活動を行う者	—	—														
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																														
対象	緑化モデル団体認定の10人以上の団体	藤沢市緑いっぱい市民の会	—	遊休農地を利用した花畑活動を行う者	—	—																														

区 分	事務事業項目名	内 容								
環境	保全樹木・保全樹林・保全生垣の指定事業	事業概要	緑の保全を図るために、保存すべき樹木、樹林、生垣に奨励金等の交付を行う事業							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町							
		調整の方向	B：助成金額の単価、限度額に相違があり、公平性の確保のために、一元化することが望ましい。							
		分析	保全樹木・保全樹林・保全生垣の指定事業比較表							
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			助成額	樹木	1本目4,000円 2本目以降1,000円 限度額10,000円	1本目2,000円 2本目以降1,000円 限度額30,000円	1本目4,500円 2本目以降2,250円	8,000円/本	-	1本目3,000円 2本目以降1,000円/本 加算 限度額10,000円
				樹林	1,000円/100㎡ 限度額200,000円	固定資産税・都市計画税+8円/㎡	固定資産税相当額+500㎡まで2,500円、500㎡を超えると100㎡につき500円	10円/㎡+固定資産税額	-	300㎡以上500㎡未満20,000円 500㎡以上は100㎡につき3,000円加算
				生垣	1,000円/10m	10m以上20m未満5,000円 20m以上30m未満10,000円 30m以上15,000円	360円/m	-	-	-
		【課題点】								
		○対象となる樹林、樹木、生垣の基準に相違があるため調整が必要となる。								
○平塚、藤沢、寒川が条例、茅ヶ崎、二宮が要綱										
○助成金額の単価、限度額に相違があるため調整が必要となる。										
	緑化まつり	事業概要	緑化の推進とみどりの普及を目的に実施する事業							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町							
		一元化の方向	B：各市町、イベントの内容、実施方法が異なる。効果的な普及を推進するために、一元化することが望ましい。							
	分析	緑化まつり実施状況比較表								
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
		実施	○	○	○	○	-	○		
	実施主体	実行委員会	市と藤沢市緑いっぱい市民の会	委託	実行委員会	-	町			
【課題点】										
○実施主体の相違（実行委員会、市民の会との共催、行政）の調整										
○開催時期の調整（4月下旬、5月上旬、5月下旬）の調整										
○開催日数の調整（1日、2日間、3日間）の調整										

区 分	事務事業項目名	内 容																			
環境	みどり基金事業	事業概要	緑化の推進を図るために、緑化の推進の財源とし樹林地等の取得や緑化を推進する事業を行う。																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																		
		一元化の方向	B：効果的な緑化の推進を図るために、一元化することが望ましい。																		
		分析	みどり基金比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基金の積立額</td> <td>1,526,888千円</td> <td>1,203,331千円</td> <td>181,689千円</td> <td>22,886千円</td> <td>150,674千円</td> <td>49,190千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○開発事業に伴う公園整備費納付金の繰り入れがある（平塚市）中高層建築物の建築に伴う寄付金の繰り入れがある。（藤沢市）点の調整を要する。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	基金の積立額	1,526,888千円	1,203,331千円	181,689千円	22,886千円	150,674千円
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町														
	基金の積立額	1,526,888千円	1,203,331千円	181,689千円	22,886千円	150,674千円	49,190千円														
	松くい虫の 予防及び駆除	事業概要	森林病虫害等防除法に基づく、松食い虫の予防と駆除の事業																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町																		
		一元化の方向	B：効果的な予防と駆除を図るために、一元化することが望ましい。																		
		分析	松くい虫の予防及び駆除対象地域比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象</td> <td>指定地域対象</td> <td>全区域対象</td> <td>指定地域対象</td> <td>—</td> <td>指定地域対象</td> <td>全区域対象</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○対象地域の指定に違いがある。（公園施設、一般市民、地区保全松林、全域等）調整が必要となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	対象	指定地域対象	全区域対象	指定地域対象	—	指定地域対象
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町														
	対象	指定地域対象	全区域対象	指定地域対象	—	指定地域対象	全区域対象														
緑の基本計画推進 事業	事業概要	都市公園の整備、緑地の適正な保全と緑化の推進を総合的・計画的に策定する事業																			
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町																			
	一元化の方向	B：効果的な都市公園の整備、緑地の適正な保全と緑化の推進のために、一元化することが望ましい。																			
	分析	緑の基本計画推進事業比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>目標緑地割合</td> <td>市街化区域内 10.2%</td> <td>市域内 31%</td> <td>市域内 29.49%</td> <td>町区域内 31%</td> <td>計画策定中</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○緑地、公園、緑化の将来目標の調整が必要となる。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	目標緑地割合	市街化区域内 10.2%	市域内 31%	市域内 29.49%	町区域内 31%	計画策定中	—
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町															
目標緑地割合	市街化区域内 10.2%	市域内 31%	市域内 29.49%	町区域内 31%	計画策定中	—															

区 分	事務事業項目名	内 容								
環境	交通災害共済制度	事業概要	交通災害を受けた者に見舞金を給付する事業							
		実施市町	平塚市・藤沢市・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	A：制度の公平性の確保のため、合併時に一元化することが望ましい。							
		分析	交通災害共済制度掛金・見舞金比較表							
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			掛 金	大人 500 円 老人（70歳以上）300 円 身障者等 300 円 小人（中学生以上）200 円	-	-	-	-	-	-
			見舞金金額	死亡 1,000,000 円 治療日数 10ヶ月以上 200,000 円 6ヶ月以上 130,000 円 3ヶ月以上 60,000 円 1ヶ月以上 30,000 円 1週間以上 15,000 円	死亡 500,000 円 入院 21日以上60日未満 80,000 円 60日以上 150,000 円 障害 300,000 円	-	-	死亡 20歳未満 70,000 円 20歳以上 150,000 円 入院 6ヶ月以上 30,000 円 3ヶ月以上 15,000 円 2週間以上 8,000 円	死亡 未就学者 100,000 円 6～19歳 150,000 円 20歳以上 200,000 円 入院 150日以上 70,000 円 120日以上 60,000 円 90日以上 50,000 円 60日以上 40,000 円 30日以上 30,000 円 7日以上 20,000 円 7日未満 10,000 円	-
			対象者	平塚市交通災害共済条例（交通事故による災害を受けた者）	藤沢市災害弔慰金の支給に関する条例（災害（車両等の交通による事故））	-	-	-	大磯町交通災害見舞金給付条例（交通災害を受けた者）	二宮町交通災害見舞金条例（交通災害を受けた者）
		【課題点】								
		○共済制度と見舞金制度との調整が必要								
	防犯灯設置事業	事業概要	犯罪のない明るいまちづくりとして防犯灯を設置する事業							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町							
		一元化の方向	B：効率的な防犯灯の設置・管理のため、一元化することが望ましい。							
		分析	防犯灯設置比較表							
					平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			管理灯数	市町設置・管理	5,505 灯	-	11,890 灯	2,571 灯	3,295 灯	2,532 灯
自治会設置・管理	7,459 灯	25,981 灯	497 灯	-	-	-	-			
【課題点】										
○防犯灯の管理（直営、自治会）形態の調整が課題となる。										

区 分	事務事業項目名	内 容							
環境	自転車等 整理対策事業	事業概要	安全で快適な生活を確保するため、駅周辺の自転車等の路上放置の防止と撤去を行う事業						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A：地域により取り扱いが異なると市民生活に著しい影響があることから合併時に一元化することが望ましい。						
		分析	自転車等整理対策比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			移動対象	自転車	自転車・バイク	自転車・バイク	自転車・バイク	自転車・バイク	自転車・バイク
		保管料	—	自転車 1,500 円 バイク 3,000 円	—	—	自転車 1,000 円 バイク 3,000 円	自転車 510 円 バイク 1,020 円	
		【課題点】	○保管料、返却料（無料、有料）の違いの調整が必要						
			○撤去車両（自転車、バイク）の違いの調整が必要						
		環境	交通指導委託事業	事業概要	交通事故の防止、交通安全思想の普及のため、交通指導員による街頭指導等を行う事業				
実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町								
一元化の方向	B：効果的な普及・指導のために、一元化することが望ましい。								
分析	交通指導委託事業比較表								
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	実施主体			交通安全協会	交通指導員 91 人 (うち市委嘱 33 人)	交通安全協会	交通安全協会	交通安全協会	交通安全協会
【課題点】	○実施主体（直営、交通安全協会）の違いの調整が必要								

区分	事務事業項目名	内容								
清掃	資源再生ごみ買上業務	事業概要	資源再生ごみの収集量に応じて、自治会等の回収協力団体に分別回収協力交付金・補助金等を支払う。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町							
		一元化の方向	A：料金設定の相違により、市民生活に著しい影響がある。合併時に一元化することが望ましい。							
		分析	資源再生ごみ買上業務比較表							
			実施手法 (直営・委託等)	平塚市 直営 (収集は3者協調による)	藤沢市 直営 (収集は3者協調による)	茅ヶ崎市 直営 (資源回収団体補助金)	寒川町 直営	大磯町 直営 (びん缶)	直営 (古紙・古布)	二宮町 —
			対象者	各自治会	各自治会・マンション管理組合等	自治会、子供会等の資源回収団体(要登録)	各自治会	自治会	自治会 子ども会等	—
			負担金等支出単価	6円/ℓ	2.5円/ℓ(平均)	補助金額 (1) 実施回数による額 ・10回以上 5000円 ・6回以上10回未満 3500円 ・6回未満 2500円 (2) 回収量による額 5円/ℓ	世帯割：230円 + 自治会世帯数： 100世帯以下 3000円 101～300世帯 4000円 301～500世帯 5000円 501～1000世帯 7000円 1001～世帯 10000円	時価で人口割り	集団回収分 3円/ℓ	—
			【課題点】							
		○料金設定に相違があるため調整が必要となる。								
			可燃ごみの収集運搬業務	事業概要	可燃ごみの収集運搬業務を行う。					
実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町									
一元化の方向	A：料金設定、実施手法(直営・委託)、収集頻度、可燃ごみの種類、ごみ有料化に相違があり、市民生活に著しい影響がある。合併時に一元化することが望ましい。									
分析	ごみ収集関係比較表									
	実施手法			平塚市 直営	藤沢市 直営・一部委託	茅ヶ崎市 直営	寒川町 委託	大磯町 委託	二宮町 委託	
	対象者			市民 無料	市民 無料	市民 無料	町民 有料(専用袋購入)	町民 有料(専用袋購入)	町民 有料(専用袋購入)	
	収集回数	2回/週	2回/週	2回/週	3回/週	3回/週 (プラ・古紙・古布含む)	3回/週			
【課題点】										
○料金設定(平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市：無料、寒川町・大磯町・二宮町：指定袋制、事業者：大磯町は未実施)、実施手法(直営・委託)、収集頻度、可燃ごみの種類、ごみ有料化(指定袋制など)に相違があるため調整が必要である。										

区 分	事務事業項目名	内 容							
清掃	清掃手数料（ごみ） 賦課徴収事業	事業概要	事業系（一部家庭系）一般廃棄物収集に伴う清掃手数料の賦課・徴収を行う。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町						
		一元化の方向	A：料金設定、対象者に相違があり、市民生活に著しい影響がある。合併時に一元化することが望ましい。						
		分析	清掃手数料（ごみ）賦課徴収事務比較表						
			実施手法	平塚市 直営	藤沢市 直営	茅ヶ崎市 直営	寒川町 委託	大磯町 －	二宮町 直営
			対象者	市内事業者で日量 100 ㎏以下の排出者 (要事前申請) ※可燃ごみのみ対象	市内事業者で月量 300 ㎏以上の排出者 (要事前申請) ※可燃ごみのみ対象	市内事業者で日量 10 ㎏以上の排出者 ※可燃ごみのみ対象	町内事業者で日量 10 ㎏未満の排出者（要事 前申請） ※可燃ごみのみ対象	－	町内業者：月 750 ㎏以 下の排出者
			利用者負担	20 円/㎏	300～500 は 24 円/㎏ 500 以上は 32 円/㎏	25 円/㎏	3 ㎏未満 無料 3～5 ㎏未満 2,000 円 5～7 ㎏未満 3,000 円 7～10 ㎏未満 4,000 円	－	月 50 ㎏未満 80 円～ 750 ㎏ 3,060 円まで の 9 段階
			減免有無	有	有	有	－	－	－
		【課題点】 ○料金設定（指定袋制など）、対象者（基準）に相違があるため調整が課題となる。							
		不燃ごみの 運搬収集業務	事業概要	市（町）民が集積所に排出した不燃ごみを回収し、処理施設に運搬する。					
実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町								
一元化の方向	A：料金設定、実施手法（直営・委託）、収集頻度、対象者、不燃ごみの種類に相違があり、市民生活に著しい影響がある。合併時に一元化することが望ましい。								
分析	不燃ごみの運搬収集業務比較表								
	実施手法（直営・委託等）		平塚市 直営	藤沢市 委託	茅ヶ崎市 直営	寒川町 委託	大磯町 委託	二宮町 委託	
	対象者		市民	市民	市民	町民	町民	町民	
	収集回数	2 回/月 収集	隔週収集 (2～3 回/月)	隔週収集 (2～3 回/月)	2 回/月 収集	1 回/月 収集	1 回/月 収集		
【課題点】 ○料金設定、実施手法（直営：平塚市・茅ヶ崎市、委託：藤沢市・寒川町・大磯町・二宮町）、収集頻度、対象者（事業者対象の有無）、不燃ごみの種類に相違がある。									

区分	事務事業項目名	内容							
清掃	ペットボトル 中間処理運営費	事業概要	一般家庭から排出されたペットボトルを収集し、容器包装リサイクル法に基づく中間処理を行う。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	B：実施手法（直営・委託）、収集頻度の相違があり、収集体制と併せて調整を要する。一元化することが望ましい。						
		分析	ペットボトル中間処理運営費比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	実施手法		直営	委託 (収集は直営)	直営 (容リ法に基づく中間処理は未実施)	委託	直営	委託	
	対象者		市民	市民	市民	町民	町民	町民	
	じんかい・ごみ手数料の賦課・徴収	事業概要	事業活動に伴い排出されるごみ及び臨時に一般家庭から持ち込まれるごみを重量により、処理手数料を賦課・徴収をする。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A：料金設定に相違があり、市民生活に著しい影響がある。合併時に一元化することが望ましい。						
分析		じんかい・ごみ手数料の賦課・徴収業務比較表							
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
	利用者負担	市民：6円/ℓ [※] 事業者：13円/ℓ [※]	市民：16円/ℓ [※] (500ℓ以上) 事業者：16円/ℓ [※] 下水汚泥：16円/ℓ [※]	市民： 100ℓ [※] 未満500円 100ℓ [※] 、1,000円 10ℓ [※] 増すごとに 100円を加算 事業者：1 50円/10ℓ [※]	町民：10円/ℓ [※] 事業者：15円/ℓ [※]	町民：5円/ℓ [※] 又は 800円/m ³ 事業者：10円/ℓ [※] ～20円/ℓ [※] 又は 1,000円/m ³ ～ 2,000円/m ³	町民： 550円/100ℓ [※] 事業者： 1700円/100ℓ [※]		
	減免の有無	有	有	有	有	有	—		
【課題点】	○実施手法（直営・委託）、収集頻度の相違があり、収集体制と併せて調整を要する。								
	○料金設定の調整が課題となる。								

区分	事務事業項目名	内容																																									
清掃	じんかい・ごみ焼却施設維持管理	事業概要	ごみ焼却施設の計画的な処理等をするため、各種設備及び施設の維持管理を行う。																																								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																								
		一元化の方向	B：実施手法（直営・委託）に相違がある。効果的な維持管理のために、一元化することが望まれる。																																								
		分析	じんかい・ごみ焼却施設維持管理比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施手法（委託・直営等）</td> <td>委託 （一部直営）</td> <td>委託 （一部直営）</td> <td>委託 （一部直営）</td> <td>委託 （一部直営）</td> <td>委託 （一部直営）</td> <td>委託 （一部直営）</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○実施手法（直営・委託）に相違がある。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	実施手法（委託・直営等）	委託 （一部直営）	委託 （一部直営）	委託 （一部直営）	委託 （一部直営）	委託 （一部直営）	委託 （一部直営）																					
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																				
	実施手法（委託・直営等）	委託 （一部直営）	委託 （一部直営）	委託 （一部直営）	委託 （一部直営）	委託 （一部直営）	委託 （一部直営）																																				
	一般廃棄物最終処分場の維持管理	事業概要	一般廃棄物最終処分場の管理運営を行う。また、ダイオキシン類分析等を委託により行う。																																								
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町																																								
		一元化の方向	A：料金設定、実施手法（直営・委託）の相違があり、市民生活に著しい影響がある。合併時に一元化することが望まれる。																																								
		分析	一般廃棄物最終処分場の維持管理比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施手法（委託・直営等）</td> <td>直営 （水処理施設維持管理は委託）</td> <td>整備は直営、埋立造成及び水処理施設維持管理は委託</td> <td>埋立地－直営 水処理施設－委託</td> <td>搬出先の最終処分場の調査のみ実施</td> <td>－</td> <td>直営 （水処理施設の維持管理は委託）</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>市民</td> <td>市民</td> <td>市民</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>町民</td> </tr> <tr> <td>利用者負担</td> <td>6円/㎡</td> <td>8円/㎡</td> <td>0.5トントリ車以下 2,500円 1.0トントリ車以下 5,000円</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> <tr> <td>減免の有無</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>有</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>－</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○料金設定、実施手法（直営・委託）の相違がある。大磯町は該当なし。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	実施手法（委託・直営等）	直営 （水処理施設維持管理は委託）	整備は直営、埋立造成及び水処理施設維持管理は委託	埋立地－直営 水処理施設－委託	搬出先の最終処分場の調査のみ実施	－	直営 （水処理施設の維持管理は委託）	対象者	市民	市民	市民	－	－	町民	利用者負担	6円/㎡	8円/㎡	0.5トントリ車以下 2,500円 1.0トントリ車以下 5,000円	－	－	－	減免の有無	有	有	有	－	－	－
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																			
		実施手法（委託・直営等）	直営 （水処理施設維持管理は委託）	整備は直営、埋立造成及び水処理施設維持管理は委託	埋立地－直営 水処理施設－委託	搬出先の最終処分場の調査のみ実施	－	直営 （水処理施設の維持管理は委託）																																			
対象者	市民	市民	市民	－	－	町民																																					
利用者負担	6円/㎡	8円/㎡	0.5トントリ車以下 2,500円 1.0トントリ車以下 5,000円	－	－	－																																					
減免の有無	有	有	有	－	－	－																																					
資源再生ごみ回収業務	事業概要	市（町）民が集積所に排出した資源再生ごみを回収し、運搬する。																																									
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																									
	一元化の方向	B：実施手法（三者協調方式、委託）回収品目、収集頻度などに相違がある。一元化することが望ましい。																																									
	分析	資源再生ごみ回収業務比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実施手法（委託・直営等）</td> <td>三者協調方式</td> <td>三者協調方式</td> <td>直営（一部委託）</td> <td>委託</td> <td>委託</td> <td>委託</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○実施手法（三者協調方式：平塚市、藤沢市、委託：茅ヶ崎市、寒川町、大磯町、二宮町）回収品目、収集頻度などに相違がある。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	実施手法（委託・直営等）	三者協調方式	三者協調方式	直営（一部委託）	委託	委託	委託																						
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																					
実施手法（委託・直営等）	三者協調方式	三者協調方式	直営（一部委託）	委託	委託	委託																																					

区 分	事務事業項目名	内 容							
清掃	清掃手数料（し尿）賦課徴収事業	事業概要	汲み取り便所使用世帯への清掃手数料の賦課・徴収業務を行う。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項にもとづき、合併時に一元化することが望ましい。						
		分析	清掃手数料（し尿）賦課徴収事業現況比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			実施手法	直営	許可業者	直営	直営	直営	直営
			対象者	市民	市民	市民・事業者	町民・事業者	町民	町民
			利用者負担	定額制：月 210 円/人 従量制：事業者 6 円 30 銭/ℓ、市民 4 円 20 銭/ℓ	定額制：100 円/1 世帯・150 円/1 人 従量制：1 回 100 円・ 250 円/36 ℓ	定額制：月 160 円/人 従量制・臨時：4 円/ℓ 浄化槽：槽容量により異なる	定額制：人数割、月 150 円/人 世帯割 100 円/月（月 1 回汲取り）、世帯割 200 円/月（月 2 回汲 取り） 臨時券（定額制のみ） 500 円/回 従量制：5 円/ℓ	定額制：世帯割…月 180 円/世帯 人頭割 …月 160 円/人 従量制：事業者 10 円 /ℓ 町民 7 円/ℓ	従量制：18 ℓ券 75 円 36 ℓ券 150 円
			減免制度	有	有	有	有	有	-
		【課題点】							
○料金設定の調整が課題となる。									
ごみ処理広域化計画	事業概要	国の「一般廃棄物広域処理指針」や「神奈川県ごみ処理広域化計画」を踏まえ、広域的なごみ処理に関する事項等（ダイオキシン類対策や突発的な事故発生時などの相互協力・支援、ごみの収集体制・分別方法・減量化・資源化の方策・施設整備など）を協議し、平成 19 年度までに「広域化実施計画」の策定を目指す。							
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町							
	一元化の方向	A：一般廃棄物処理基本計画及びごみ処理広域化実施計画等の策定の視点から著しい影響がある。合併時に一元化することが望ましい。							
	分析	ごみ処理広域化計画							
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
		実施手法	直営	直営	直営	直営	直営	直営	
		平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の企画及び廃棄物担当部局、行政 C 企画調整部、県廃棄物対策課、秦野市伊勢原市環境衛生組合	藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の企画及び廃棄物担当部局、湘南地区行政 C 企画調整部及び環境部、県廃棄物対策課	茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の企画及び廃棄物担当部局、県廃棄物対策課、湘南地区行政センターの企画調整及び環境部局	寒川町・藤沢市・茅ヶ崎市の企画及び廃棄物担当部局、行政センター企画調整部及び環境部、県廃棄物対策課	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の企画及び廃棄物担当部局、行政 C 企画調整部、県廃棄物対策課、秦野市伊勢原市環境衛生組合	平塚市、秦野市、伊勢原市、大磯町、二宮町の企画及び廃棄物担当部局、行政 C 企画調整部、県廃棄物対策課、秦野市伊勢原市環境衛生組合		
【課題点】									
○一般廃棄物処理基本計画及びごみ処理広域化実施計画等の策定の視点から合併構想と整合を図る必要がある。									

区 分	事務事業項目名	内 容																			
清掃	プラスチック中間処理施設運営	事業概要	一般家庭から排出される廃プラスチック製容器包装について、法の定める分別基準に適合するよう梱包する。実施手法は、民間会社に設備を設けてもらい、作業を業務委託する。																		
		実施市町	藤沢市・大磯町																		
		一元化の方向	B：藤沢市、大磯町のみの実施であり、公平性の確保のため一元化することが望ましい。																		
		分析	プラスチック中間処理施設運営比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>平塚市</td> <td>藤沢市</td> <td>茅ヶ崎市</td> <td>寒川町</td> <td>大磯町</td> <td>二宮町</td> </tr> <tr> <td>実施手法</td> <td>－</td> <td>委託</td> <td>－</td> <td>－</td> <td>委託</td> <td>－</td> </tr> </table> 【課題点】 ○藤沢市、大磯町のみの実施であり、他の市町との調整を要する。							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	実施手法	－	委託	－	－	委託
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町														
	実施手法	－	委託	－	－	委託	－														
	し尿処理施設維持管理	事業概要	し尿及び浄化槽汚泥を、し尿処理施設で適正処理し、また施設の維持管理を行う。																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																		
		一元化の方向	B：効果的な維持管理のために一元化することが望ましい。																		
		分析	し尿処理施設維持管理業務比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>平塚市</td> <td>藤沢市</td> <td>茅ヶ崎市</td> <td>寒川町</td> <td>大磯町</td> <td>二宮町</td> </tr> <tr> <td>実施手法</td> <td>委託</td> <td>直営</td> <td>委託</td> <td>直営</td> <td>直営</td> <td>直営</td> </tr> </table> 【課題点】 ○実施手法（直営：藤沢市・寒川町・大磯町・二宮町、委託：平塚市・茅ヶ崎市）に相違がある。							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	実施手法	委託	直営	委託	直営	直営
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町														
	実施手法	委託	直営	委託	直営	直営	直営														
粗大ごみ・施設維持管理計画の策定	事業概要	粗大ごみ破砕処理施設の計画的な処理等をするため、各種設備及び施設の維持管理を行う。																			
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町																			
	一元化の方向	D：二宮町は該当がないが、市民生活への影響は少ない。調整は不要と思われる。																			
	分析	粗大ごみ・施設維持管理計画の策定 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>平塚市</td> <td>藤沢市</td> <td>茅ヶ崎市</td> <td>寒川町</td> <td>大磯町</td> <td>二宮町</td> </tr> <tr> <td>実施手法</td> <td>直営</td> <td>直営</td> <td>直営</td> <td>委託</td> <td>直営</td> <td>－</td> </tr> </table>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	実施手法	直営	直営	直営	委託	直営	－
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町															
実施手法	直営	直営	直営	委託	直営	－															

区 分	事務事業項目名	内 容							
農林 水産業	農業経営近代化 合理化対策事業	事業概要	農業の近代化・合理化を目的として農業基盤の強化を図るため、資金を貸し付ける金融機関に利子給金を交付することで、間接的に農業経営者の利子負担を軽減する事業						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A：受益範囲の格差が生じ、サービス水準が異なってしまうなど、市民生活に著しい影響があるため、合併時に一元化することが望ましい。						
		分析	農業経営近代化合理化対策事業比較表						
			対象者	平塚市 神奈川県農業振興資金等利子補給要綱により県知事が利子補給を承認したもの	藤沢市 藤沢市農業振興対策事業補助金交付要領の農業振興資金及びさがみ農協営農資金の承認を受けたもの	茅ヶ崎市 神奈川県農業振興資金等利子補給要綱により県知事が利子補給を承認したもの	寒川町 神奈川県農業振興資金等利子補給要綱により県知事が利子補給を承認したもの	大磯町 神奈川県農業振興資金等利子補給要綱により県知事が利子補給を承認したもの	二宮町 神奈川県農業振興資金等利子補給要綱により県知事が利子補給を承認したもの
			利子補給率	1%分	1/4 以内 (但し、担い手育成資金及び災害対策資金は全額)	1%分 (但し貸付利率は2%限度)	1%分	1%分	1%分
			貸付限度額	個人:1800万円 法人:5億円	個人:1,800万円 法人:2億円 団体:5億円	個人:1,800万円 法人:2億円 団体:5億円	個人:1,800万円 法人:2億円 団体:5億円	個人:1,800万円 法人:5億円	個人:1,800万円 法人:5億円
			<p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○貸付け対象・限度額・貸付け期間・据置期間・利子補給の時期の調整 ○要綱の整備・統一が課題となる。 						
		事業概要	市街化調整区域内の農地を農地以外にする場合の許可に関する事務						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
一元化の方向	A：農地法に基づく事業のため、合併時に一元化する必要がある。								
分析	農地法4条（調整区域の農地転用許可関係）比較表								
	締切日（毎月）	平塚市 10日	藤沢市 10日	茅ヶ崎市 10日	寒川町 10日	大磯町 5日	二宮町 10日		
	<p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○締切日・添付書類・現地調査の方法・審議方法などの調整。 								

区 分	事務事業項目名	内 容																				
農林 水産業	農地法5条(調整区域の農地転用許可)	事業概要	市街化調整区域内の農地を農地以外にする目的で権利を設定、又は移転する場合の許可に関する事務																			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																			
		一元化の方向	A：農地法に基づく事業のため、合併時に一元化する必要がある。																			
		分析	農地法5条(調整区域の農地転用許可)比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>締切日(毎月)</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>10日</td> <td>5日</td> <td>10日</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 ○締切日・添付書類・現地調査の方法・審議方法などの調整</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	締切日(毎月)	10日	10日	10日	10日	5日
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町															
	締切日(毎月)	10日	10日	10日	10日	5日	10日															
	畜産環境対策促進事業	事業概要	家畜排泄物の適正な管理と有効活用を図るため、家畜排泄物処理施設の整備を支援する事業。																			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町																			
		一元化の方向	A：受益範囲に格差が生じるなど、市民生活に著しい影響があるため、合併時に一元化することが望ましい。																			
		分析	畜産環境対策促進事業比較表																			
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町														
補助対象事業			乾燥処理機械施設、発酵処理機械施設、液状処理機械施設、運搬散布機械施設等家畜ふん尿処理利用機械施設の整備	汚水処理施設の設置費及び改修費並びに付属施設の設置費、堆肥生産施設の設置費、家畜ふん尿処理用機械及び器具購入費	(財)畜産環境整備機構の行う畜産環境保全施設整備事業(畜産リース事業)を受けた堆肥舎、堆肥乾燥施設の建設	—	乾燥処理機械施設、発酵処理機械施設、液状処理機械施設、運搬散布機械施設等家畜ふん尿処理利用機械施設の整備	家畜の糞尿処理を目的とする施設の設置及び修繕														
補助率	農業者が組織する団体に要綱に定める地域にあるもの：7/10以内 その他市長が必要と認める農業者：1/3以内	1/2以内	1/10以内 ただし、3,000千円限度	—	農業者が組織する団体に要綱に定める地域にあるもの：7/10以内 その他町長が必要と認める農業者：1/3以内	1/3以内 ただし、1,050千円限度 家畜用浄化槽及び家畜ふん尿処理施設の新設：1/2以内																
<p>【課題点】 ○補助対象・補助率・限度額の調整。 ○補助金交付要綱の統一が課題となる。</p>																						

区分	事務事業項目名	内 容																																			
農林 水産業	農業後継者育成 対策事業(利子補 給含む)	事業概要	農業従事者の減少・高齢化が進む中、次世代の農業を担う農業後継者を育成、指導する事業。																																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																		
		一元化の方向	A：受益範囲に格差が生じるなど、市民生活に著しい影響があるため、合併時に一元化することが望ましい。																																		
		分析	<p>農業後継者育成対策事業比較表</p> <table border="1" data-bbox="622 331 2116 571"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援形態</td> <td>利子補給</td> <td>補助金</td> <td>補助金</td> <td>補助金</td> <td>利子補給</td> <td>補助金</td> </tr> <tr> <td>補助対象事業 (対象者)</td> <td>平塚市農業後継者 育成資金融資要綱 に基づいて資金を 貸し付けた融資機 関</td> <td>新規就農者等農業 後継者が農業に関 する知識・技術等を 習得するための研 修にかかる費用</td> <td>農業後継者組織団 体の活動運営に関 する事業</td> <td>農業後継者団体に よる農業後継者の 育成、指導に関す る事業</td> <td>大磯町農業後継者 育成資金融資要綱 に基づいて資金を 貸し付けた融資機 関</td> <td>農業後継者団体に よる農業後継者の 育成、指導に関す る事業</td> </tr> <tr> <td>補助率(利子補給率)</td> <td>2.6%分</td> <td>定額</td> <td>1/10以内</td> <td>定額</td> <td>2.6%分</td> <td>定額</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○融資機関・対象・条件・限度額・貸付期間の調整。 ○後継者団体への支援方法の調整。 ○貸付原資の準備額の調整。 								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	支援形態	利子補給	補助金	補助金	補助金	利子補給	補助金	補助対象事業 (対象者)	平塚市農業後継者 育成資金融資要綱 に基づいて資金を 貸し付けた融資機 関	新規就農者等農業 後継者が農業に関 する知識・技術等を 習得するための研 修にかかる費用	農業後継者組織団 体の活動運営に関 する事業	農業後継者団体に よる農業後継者の 育成、指導に関す る事業	大磯町農業後継者 育成資金融資要綱 に基づいて資金を 貸し付けた融資機 関	農業後継者団体に よる農業後継者の 育成、指導に関す る事業	補助率(利子補給率)	2.6%分	定額	1/10以内	定額	2.6%分	定額
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																													
		支援形態	利子補給	補助金	補助金	補助金	利子補給	補助金																													
		補助対象事業 (対象者)	平塚市農業後継者 育成資金融資要綱 に基づいて資金を 貸し付けた融資機 関	新規就農者等農業 後継者が農業に関 する知識・技術等を 習得するための研 修にかかる費用	農業後継者組織団 体の活動運営に関 する事業	農業後継者団体に よる農業後継者の 育成、指導に関す る事業	大磯町農業後継者 育成資金融資要綱 に基づいて資金を 貸し付けた融資機 関	農業後継者団体に よる農業後継者の 育成、指導に関す る事業																													
		補助率(利子補給率)	2.6%分	定額	1/10以内	定額	2.6%分	定額																													
		事業概要	漁港区域内の空地等の占有者から占用料を徴収。																																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町																																		
一元化の方向	A：負担の公平が保たれないなど、市民生活に著しい影響があるため、合併時に一元化することが望ましい。																																				
分析	<p>漁港区域占用料比較表</p> <table border="1" data-bbox="622 943 2049 1161"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>占用料額(月額)</td> <td>1㎡10円から 300円</td> <td>1㎡70円 電柱1本 2,140円(年)</td> <td>1㎡15円から 170円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1㎡150円から 1,880円 (年額)</td> </tr> <tr> <td>徴収件数</td> <td>10件</td> <td>4件</td> <td>35件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>1,744,000円</td> <td>744,400円</td> <td>4,467,270円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>58,220円 (半額減免)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請様式・占用料額・徴収方法の調整。 								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	占用料額(月額)	1㎡10円から 300円	1㎡70円 電柱1本 2,140円(年)	1㎡15円から 170円	—	—	1㎡150円から 1,880円 (年額)	徴収件数	10件	4件	35件	—	—	4件	金額	1,744,000円	744,400円	4,467,270円	—	—	58,220円 (半額減免)		
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																															
占用料額(月額)	1㎡10円から 300円	1㎡70円 電柱1本 2,140円(年)	1㎡15円から 170円	—	—	1㎡150円から 1,880円 (年額)																															
徴収件数	10件	4件	35件	—	—	4件																															
金額	1,744,000円	744,400円	4,467,270円	—	—	58,220円 (半額減免)																															
事業概要	漁港区域内の空地等の占有者から占用料を徴収。																																				
実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町																																				
一元化の方向	A：負担の公平が保たれないなど、市民生活に著しい影響があるため、合併時に一元化することが望ましい。																																				
分析	<p>漁港区域占用料比較表</p> <table border="1" data-bbox="622 943 2049 1161"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>占用料額(月額)</td> <td>1㎡10円から 300円</td> <td>1㎡70円 電柱1本 2,140円(年)</td> <td>1㎡15円から 170円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1㎡150円から 1,880円 (年額)</td> </tr> <tr> <td>徴収件数</td> <td>10件</td> <td>4件</td> <td>35件</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>1,744,000円</td> <td>744,400円</td> <td>4,467,270円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>58,220円 (半額減免)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申請様式・占用料額・徴収方法の調整。 								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	占用料額(月額)	1㎡10円から 300円	1㎡70円 電柱1本 2,140円(年)	1㎡15円から 170円	—	—	1㎡150円から 1,880円 (年額)	徴収件数	10件	4件	35件	—	—	4件	金額	1,744,000円	744,400円	4,467,270円	—	—	58,220円 (半額減免)		
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																															
占用料額(月額)	1㎡10円から 300円	1㎡70円 電柱1本 2,140円(年)	1㎡15円から 170円	—	—	1㎡150円から 1,880円 (年額)																															
徴収件数	10件	4件	35件	—	—	4件																															
金額	1,744,000円	744,400円	4,467,270円	—	—	58,220円 (半額減免)																															

区分	事務事業項目名	内 容							
農林 水産業	漁港施設使用料	事業概要	漁港施設利用者から漁港けい泊及び浮棧橋係留等使用料を徴収。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町						
		一元化の方向	D：各施設毎に特色があることから、調整することなく引き継いで実施することが望ましい。						
		分析	漁港施設使用料関係比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
漁港種別	第2種漁港		第1種漁港	第1種漁港	—	—	第1種漁港		
船舶使用料 (例:総トン数5トン未満の使用料)	5トン未満～50トン 超の5段階 (200円/日)	5トン未満～20トン 以上の4段階 (120円/日)	5トン未満～30トン 未満の4段階 (120円/日)	—	—	5トン未満～20トン 以上の4段階 (120円/日)			
該当施設	漁港けい泊 浮棧橋	泊地 係留	焼却炉 工事事務所	—	—	漁港けい泊 浮棧橋			
		【課題点】 ○申請様式・使用料額・徴収方法の調整。							
商工観光	共同施設 維持管理	事業概要	商店街における歩行者及び買物客の安全性快適性を高めるために整備された共同施設（主に街路灯）の維持管理費用を補助する事業。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町						
		一元化の方向	B：補助対象や補助金額の相違があり、公平性の確保のために、一元化することが望ましい。						
		分析	共同施設維持管理比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
対象団体	商店街振興組合、商店 街事業協同組合、その 他任意の商業者団体		(社)藤沢市商店会連 合会加盟の商店街団 体	地域商店街団体	商店街団体	—	町内商店街団体その他 町長が必要と認めた任 意の商店街団体		
補助対象	街路灯、モニュメン ト、アーケード、アー チ、ゲート等の電気料 金。水のみ等の水道料 及び公共下水道使用 料金。路面等清掃費。 彫刻の賠償責任保険 料		街路灯電灯料、アーケ ード常夜灯	街路灯、ネオンアー チ、アーケードの電灯 のうち終夜点灯する もの	街路灯電灯料、街路 灯・アーチ・アーケ ードの塗装費用、その他 町長が必要と認める もの	—	街路灯電気料・その他 町長が適当と認めたも の		
補助率 限度額	電気料金：50%以内。 その他：30%以内 (一部5%の上乗せ有)	電灯料：東京電力の定 額電灯料の75%以内	街路灯、ネオンアー チ、アーケードの電灯 料年額の50%以内の 金額	電灯料：75%。塗装費 用：1/3。町長が認め る事業経費：1/3。	—	電気料金の1/2以内			
その他	年度末一括支払い・申 請団体45	年2回に分け支払う。 申請団体39商店会	・電気料年額とは、当 該年の1月～12月 の実績額を指す。 ・街路灯 792基 ・アーチ 15基 ・アーケード 1箇所100m	電灯料は毎年2月に 申請 (9商店街)	—	年度末一括支払い・申請3 商店会			
		【課題点】 ○補助対象の範囲が各市町で相違があるため調整する。(平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町、二宮町) ○補助率・限度額(75%助成：藤沢市、寒川町、1/2助成：平塚市、茅ヶ崎市、二宮町)が違うため調整する。 ○申請方法の違いの調整(領収書により申請：平塚市、寒川町、二宮町)							

区 分	事務事業項目名	内 容							
商工観光	共同施設整備促進事業	事業概要	商店街の環境整備の為に街路灯やアーケード等の設置または改修の費用に対し補助する事業。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	B：補助対象や補助金額の相違があり、公平性の確保のために、一元化することが望ましい。						
		分析	共同施設整備促進事業比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
補助対象	商店街振興組合、商店街事業協同組合、その他任意の商業者団体		(社) 藤沢市商店会連合会加盟の商店街団体	地域商店街	商店街団体	-	町内商店会及び町長が適当と認めた任意の商店街団体		
対象事業	街路灯、アーケード、アーチ、ゲート、彫刻、シンボル景観施設、カラー舗装の新設・改修	街路灯、アーチ、サイン施設、アーケード、カラー舗装、シンボルタワー、情報関連施設、駐車場施設、駐輪場施設	街路灯、アーチ及びアーケード・サイン施設(片アーチ類及び案内看板類・カラー舗装・シンボルタワー、彫刻及びモニュメント・商店街コミュニティセンター及び買物公園・情報関連施設、広報関連施設及び環境保全施設・駐車場施設及び駐輪場施設・組合共同施設・その他地域商業の発展を図るため実施する事業	街路灯・アーチ・アーケードの設置、その他町長が認めるもの	-	休憩所・アーケード・街路灯・アーチ・道路舗装・サイン施設・モニュメント等			
補助率 限度額	街路灯～彫刻： 35%～15% シンボル景観施設： 70%～18% カラー舗装：40%～18% いずれも団体の種類により、限度額 5000 万円～1000 万円	街路灯～シンボルタワー：40～45%限度額 2,000 万円、情報関連施設：30%限度額 1000 万円、駐車場施設・駐輪場施設：30%400 万円	総額の 35%以内 15,000 千円を限度。ただし、街路灯の設置費で1基あたり 400 千円を超える部分については補助対象経費としない。	設置費の 1/3、その他の 1/3	-	30%以内 限度額 500 万円			
		<p>【課題点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金の調整 <ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きの調整（補助申請に基づき実施：平塚市、藤沢市、二宮町） ・補助率、限度額等の調整 ○二宮町は事例があった場合に予算化する点。 							

区 分	事務事業項目名	内 容							
商工観光	地域商店街 ふれあい事業	事業概要	商店街活性化を目的とし、商店街団体が行なう催物等の経費を一部補助する事業。各市町でおこなわれている。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	D：地域の特色に合わせて行われている事業であり新市へ移行しても、調整せずに引き継いで実施することが効果的であると思われる。						
		分析	地域商店街ふれあい事業比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			補助対象団体	地域商店街団体	(社) 藤沢市商店会連合会加盟の商店街団体	地域商店街団体(事業協同組合、茅ヶ崎市商業協同組合を含む)	寒川商業協同組合	大磯は一とふるカード会	二宮町商店連合協同組合
対象経費	地域ふれあい事業		イベント事業費	商店会販売促進補助事業費(基礎機材・宣伝・印刷・装飾など)	感謝祭事業	事業開始資金及び運営資金の補助	イベント補助事業		
補助率 限度額	総事業費の 25/100 限度額 212,000 円	総事業費の 1/3 限度額：原則として 50 万円	1 地域商店会等 補助率：一定額及び遞減方式 限度額：120 万円 ①補助対象事業費のうち 20 万円までの額については、その相当額 ②補助対象事業費のうち 20 万円を超え、50 万円以下の額については、80%とする。 ③補助対象事業費のうち 50 万円を超え、100 万円以下の額については 60%とする。 ④補助対象事業費のうち 100 万円を超える額については、30%とする。 ※商店会の補助額の合計は予算額を上限とする。 2 茅ヶ崎市商店会連合会 補助限度額 400 万円	予算の範囲内	初年度は、総事業費の 1/3、及び初年度から 5 ヵ年分の利子相当額 (120 千円)	500,000 円			
【課題点】 ○次のような点で実施手法の調整が必要 総事業費の 25/100 212,000 円限度(平塚市)、イベント事業費の一部助成(藤沢市)、販売促進事業活動に対して助成(茅ヶ崎市)、感謝祭事業に対して補助(寒川町) ポイントカードを発行(大磯町)、イベント事業費の一部助成(二宮町)									

区 分	事務事業項目名	内 容						
商工観光	中心市街地活性化事業	事業概要	平塚市・茅ヶ崎市・寒川町でTMO構想を策定する機関へ補助金を交付し、中心市街地活性化基本計画に基づき活性化を図る。					
		実施市町	平塚市・茅ヶ崎市・寒川町・二宮町					
		一元化の方向	D：地域の特色に合わせて行われている事業であり新市へ移行しても、調整せずに引き継いで実施することが望ましい。					
		分析	中心市街地活性化事業比較表					
			対象	平塚市 平塚商工会議所	藤沢市 －	茅ヶ崎市 茅ヶ崎商工会議所	寒川町 寒川まちづくり株式会社	大磯町 －
手法	補助金	－	補助金	補助金	－	ワークショップの展開にあたりコーディネーターを依頼し活性化の方策を検討する。		
<p data-bbox="629 587 719 611">【課題点】</p> <ul data-bbox="629 619 2018 711" style="list-style-type: none"> ○法に基づく手続きの調整 ○補助金の調整 TMO 構想に対する補助金（平塚市、茅ヶ崎市、寒川町）、コーディネーターを依頼し、活性化の方策を検討、実施（二宮町） ○補助対象の調整 商工会議所（平塚市・茅ヶ崎市）、寒川まちづくり株式会社（寒川町）、駅を中心とした中心市街地（二宮町） 								

区 分	事務事業項目名	内 容							
商工観光	中小企業信用保証料事務	事業概要	市町および県の中小企業融資制度を受けるにあたり神奈川県信用保証協会の保証を受けるために信用保証料を支払った中小企業者に対しその一部を補助するもの。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	B：補助金の調整などの点で、一元化することが望ましい。						
		分析	中小企業信用保証料事務比較表						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			対象となる融資	・平塚市中小企業融資制度の全て ・神奈川県中小企業制度融資の全て	・市制度融資（商店街づくり推進資金及び事業協同組合育成資金を除く） ・創業支援融資（県制度融資）	茅ヶ崎市中小企業融資制度及び神奈川県中小企業融資制度（小規模企業資金）の融資を受けるにあたり、神奈川県信用保証協会の信用保証を受けた者	・寒川町中小企業事業融資 ・県小規模企業資金	・県信用保証協会、県農業信用保証協会の信用保証を受ける中小企業者	・二宮町中小企業融資制度の全て。 ・神奈川県中小企業制度融資の全て。
補助対象者	市内に1年以上事業所を有し、市税を完納している中小企業者		上記融資を受けた際に、県保証協会の保証制度を利用した中小企業者（ただし、創業支援融資は市内に主たる事業所を有する者）	・市内に事業所を有し、1年以上同一事業を営んでいる中小企業者・個人にあっては市内に在住している方	町内に事業所をもつ中小企業者	町内に1年以上事業所を有し、町税を完納している中小企業者	町内に事業所を有し、現在事業を営み、かつ町税を完納している中小企業者		
限度額	中小企業者 20万円 協同組合 50万円		30万円	限度額 200千円	10万円	10万円を限度	なし		
補助率	払込額が10万円まで→全額払込額が10万円を超える場合→10万円+（払込額-10万円）×1/2	保証料払込額の91%	・茅ヶ崎市中小企業融資制度：信用保証支払額が100千円まではその相当額、100千円を超える場合は、100千円を超えた額の1/2相当額と100千円の合計額。 ・神奈川県中小企業融資制度：信用保証支払額の2分の1の額が100千円まではその相当額、100千円を超える場合は100千円を超えた額の2分の1相当額と100千円の合計額。	払込額が10万円以下→全額（100円未満切り捨て）払込額10万円超える→10万円補助	補助額 1/2 補助、10万円を限度	・町融資 借入額 500万円まで全額補・県融資借入額 300万円・超えた場合は1/2加算する。			
	【課題点】 ○制度・手法に相違があり、調整が必要である。								

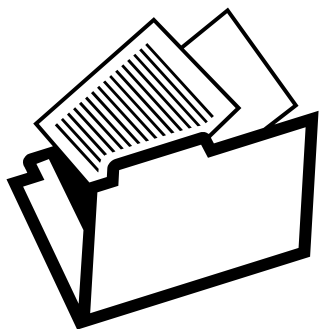
区 分	事務事業項目名	内 容							
商工観光	中小企業融資制度	事業概要	中小企業の経営の安定と振興を図るため各種融資制度を実施。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	B：融資制度の調整など、一元化することが望ましい。						
		分析	中小企業融資制度一覧						
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
			小企業運転資金	○	-	○	-	-	-
			運転資金	○	-	○	○	○	○
			設備資金	○	-	○	○	○	○
			中元・年末資金	○	-	-	-	○	-
			中小企業振興基金	-	○	-	-	-	-
			経済変動特別資金	○	○	○	-	-	-
			経済変動特別資金（BSE）	○	○	-	-	-	-
			生産性・品質向上資金	○	-	-	-	-	-
			環境対策資金	○	○	-	-	-	-
			中小企業近代化資金	-	○	○	-	-	-
			中小企業先端技術資金	-	○	-	-	-	-
			商店街づくり推進資金	-	○	-	-	-	-
			事業共同組合育成資金	-	○	-	-	-	-
	雇用安定対策特別資金		-	○	-	-	-	-	
	事業所立地適正化資金		○	-	-	-	-	-	
	小規模企業小口緊急資金貸付金	-	-	-	-	-	-		
	<p>【課題点】</p> <p>○各種融資制度の調整が必要である。</p>								
海水浴場事業	事業概要	海水浴場を設置し海水浴客が安全にかつ衛生的に遊泳できるよう適切な管理・運営を行う。							
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町							
	一元化の方向	D：各地域色の濃い事業であることから、調整せずに引き継いで実施することが望まれる。							
	分析	海水浴場事業比較表							
海水浴場の管理		平塚市 湘南ひらつか ビーチカーニ バル実行委員 会	藤沢市 海水浴場組合 夏期海岸対策 協議会	茅ヶ崎市 観光協会	寒川町 -	大磯町 町 (ごみ収集、公 衆便所の清掃 は委託)	二宮町 町		

区 分	事務事業項目名	内 容																	
	観光協会事務	事業概要	観光事業の振興と発展を図ることを目的として、様々な観光行事等を通じ、よりよい観光地づくりを目指し、観光客の誘致を行い、まちの活性化に努める。																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																
		一元化の方向	B：観光振興の目的で地域特性を生かした事業を実施する組織であるが、より効果的に実施するためには、一元化することが望ましい。																
		分析	<p>観光協会事務比較表</p> <table border="1" data-bbox="622 347 2119 951"> <thead> <tr> <th data-bbox="622 347 837 387"></th> <th data-bbox="837 347 1050 387">平塚市</th> <th data-bbox="1050 347 1263 387">藤沢市</th> <th data-bbox="1263 347 1476 387">茅ヶ崎市</th> <th data-bbox="1476 347 1688 387">寒川町</th> <th data-bbox="1688 347 1901 387">大磯町</th> <th data-bbox="1901 347 2119 387">二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="622 387 837 951">主な事業内容</td> <td data-bbox="837 387 1050 951">湘南ひらつかシロギス沖釣り大会、ハイキングコース利用者入込調査、湘南ひらつか花火大会、手向けの塔供養式、湘南ひらつか観光風景写真コンクール、湘南潮来ハゼ釣り大会、事業研究会、平塚市菊花展・菊花コンクール、平塚市観光文化展、湘南ひらつか観光風景写真コンクール</td> <td data-bbox="1050 387 1263 951">正月誘客事業、地域観光振興事業、湘南江の島手作りボートレース事業補助、ドラゴンボートレース事業、観光協会人件費補助</td> <td data-bbox="1263 387 1476 951">海水浴場開設、えぼし岩周遊船、観光地引網、観光ウォークラリー、サザンビーチモニュメント建設、浜降祭ポスター作成、観光ガイドマップ作成、観光案内所委託運営</td> <td data-bbox="1476 387 1688 951">総会、役員会、花火大会、写真コンクール、収穫ウォーク、風あげ大会、獅子舞育成、役員研修会</td> <td data-bbox="1688 387 1901 951">文学姉妹都市との児童交流事業、花火大会、薪能、植木市、国府祭、白キス投げ釣り大会、御船祭、宿場まつり等への後援・協力</td> <td data-bbox="1901 387 2119 951">運営費・湘南にのみやふるさとまつり・吾妻さんよさこいパレード・白ギス投釣り大会・観光フォトコンテスト・観光ウォークラリー</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="622 986 712 1010">【課題点】</p> <ul data-bbox="622 1018 909 1074" style="list-style-type: none"> ○ 補助金額等の調整が必要。 ○ 実施事業の検討を要す。 						平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	主な事業内容	湘南ひらつかシロギス沖釣り大会、ハイキングコース利用者入込調査、湘南ひらつか花火大会、手向けの塔供養式、湘南ひらつか観光風景写真コンクール、湘南潮来ハゼ釣り大会、事業研究会、平塚市菊花展・菊花コンクール、平塚市観光文化展、湘南ひらつか観光風景写真コンクール	正月誘客事業、地域観光振興事業、湘南江の島手作りボートレース事業補助、ドラゴンボートレース事業、観光協会人件費補助	海水浴場開設、えぼし岩周遊船、観光地引網、観光ウォークラリー、サザンビーチモニュメント建設、浜降祭ポスター作成、観光ガイドマップ作成、観光案内所委託運営	総会、役員会、花火大会、写真コンクール、収穫ウォーク、風あげ大会、獅子舞育成、役員研修会
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町													
主な事業内容	湘南ひらつかシロギス沖釣り大会、ハイキングコース利用者入込調査、湘南ひらつか花火大会、手向けの塔供養式、湘南ひらつか観光風景写真コンクール、湘南潮来ハゼ釣り大会、事業研究会、平塚市菊花展・菊花コンクール、平塚市観光文化展、湘南ひらつか観光風景写真コンクール	正月誘客事業、地域観光振興事業、湘南江の島手作りボートレース事業補助、ドラゴンボートレース事業、観光協会人件費補助	海水浴場開設、えぼし岩周遊船、観光地引網、観光ウォークラリー、サザンビーチモニュメント建設、浜降祭ポスター作成、観光ガイドマップ作成、観光案内所委託運営	総会、役員会、花火大会、写真コンクール、収穫ウォーク、風あげ大会、獅子舞育成、役員研修会	文学姉妹都市との児童交流事業、花火大会、薪能、植木市、国府祭、白キス投げ釣り大会、御船祭、宿場まつり等への後援・協力	運営費・湘南にのみやふるさとまつり・吾妻さんよさこいパレード・白ギス投釣り大会・観光フォトコンテスト・観光ウォークラリー													

区 分	事務事業項目名	内 容																																																																																																																																																																	
商工観光	観光イベント	事業概要	観光資源を積極的に活用し、四季に応じた様々な事業を展開することにより観光の振興を図り、地域経済の活性化を目指す。																																																																																																																																																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																																																																																																																																																
		一元化の方向	D：3市3町それぞれの地域の特色に合わせて行っている事業のため調整せずに継続することが望ましい。																																																																																																																																																																
		分析	3市3町の主な観光イベント比較表 (観・各観光協会主催 実・各実行委員会主催)																																																																																																																																																																
			<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;"></th> <th style="width:15%;">平塚市</th> <th style="width:15%;">藤沢市</th> <th style="width:15%;">茅ヶ崎市</th> <th style="width:15%;">寒川町</th> <th style="width:15%;">大磯町</th> <th style="width:15%;">二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光文化展</td> <td>平塚観光文化展(観)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>ハゼ釣り大会</td> <td>湘南潮来ハゼ釣り大会(観)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>菊花展(菊花コンクール)</td> <td>菊花展(観)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>写生コンクール</td> <td>観光風景写生コンクール(観)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>写真コンクール</td> <td>観光風景写真コンクール(観)</td> <td></td> <td></td> <td>寒川写真コンクール(観)</td> <td></td> <td>観光フォトコンテスト(観)</td> </tr> <tr> <td>ミスコンテスト</td> <td>湘南ひらつかミス七夕コンテスト(実)</td> <td>湘南江の島海の女王・王子コンテスト(観)</td> <td>ミス茅ヶ崎コンテスト(実)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>まつり</td> <td>湘南ひらつか七夕まつり(実)</td> <td></td> <td>・大岡越前祭(実) ・湘南祭(実) ・浜降祭(実) ・ゆかたまつり(実)</td> <td></td> <td>・高麗植木市(観) ・国府祭(観) ・御船祭(観) ・大磯ふれあいまつり(実) ・大磯宿場まつり(実) ・大磯西行祭(町)</td> <td>・湘南にのみやふるさとまつり(観) ・吾妻さんよさこいパレード(観)</td> </tr> <tr> <td>凧あげ大会</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>凧あげ大会(観)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シロギス釣り大会</td> <td>湘南ひらつかシロギス沖釣り大会(観)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大磯シロギス投げ釣り大会(町)</td> <td>シロギス投げ釣り大会(観)</td> </tr> <tr> <td>花火大会</td> <td>湘南ひらつか花火大会(観)</td> <td>江の島花火大会(実)</td> <td>サザンビーチがさき花火大会(実)</td> <td>寒川納涼花火大会(観)</td> <td>なぎさの祭典(実)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>手作りボートレース</td> <td></td> <td>湘南江の島手作りボートレース(実)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>全日本ライフセービング選手権大会</td> <td></td> <td>全日本ライフセービング選手権大会(日本ライフセービング協会)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>左義長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>大磯左義長(町)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別荘公開</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旧安田邸一般公開(町)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新能</td> <td></td> <td>遊行寺新能(実)</td> <td></td> <td></td> <td>こよろぎ新能(実)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>江の島マイアミビーチショー</td> <td></td> <td>・ハワイアンフェスティバル 他事業多数(実)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>湘南江の島フェスティバル</td> <td></td> <td>湘南江の島フェスティバル(観・実)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>姉妹都市交流事業</td> <td></td> <td>海と山の市民交歓会事業(実)</td> <td></td> <td></td> <td>山口村児童交流事業(観)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ウォークラリー</td> <td></td> <td>・秋の観光収穫ウォークラリー(観) ・江の島・鎌倉スタンブラー(観) ・藤沢七福神めぐり(観) ・早春江の島スタンブラー(観)</td> <td>観光ウォークラリー(観)</td> <td>収穫ウォーク(観)</td> <td></td> <td>観光ウォークラリー(観)</td> </tr> <tr> <td>周遊船</td> <td></td> <td></td> <td>えぼし岩周遊船事業(観)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地引網</td> <td></td> <td></td> <td>観光地引網事業(観)</td> <td></td> <td></td> <td>地引網(観)</td> </tr> </tbody> </table>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	観光文化展	平塚観光文化展(観)						ハゼ釣り大会	湘南潮来ハゼ釣り大会(観)						菊花展(菊花コンクール)	菊花展(観)						写生コンクール	観光風景写生コンクール(観)						写真コンクール	観光風景写真コンクール(観)			寒川写真コンクール(観)		観光フォトコンテスト(観)	ミスコンテスト	湘南ひらつかミス七夕コンテスト(実)	湘南江の島海の女王・王子コンテスト(観)	ミス茅ヶ崎コンテスト(実)				まつり	湘南ひらつか七夕まつり(実)		・大岡越前祭(実) ・湘南祭(実) ・浜降祭(実) ・ゆかたまつり(実)		・高麗植木市(観) ・国府祭(観) ・御船祭(観) ・大磯ふれあいまつり(実) ・大磯宿場まつり(実) ・大磯西行祭(町)	・湘南にのみやふるさとまつり(観) ・吾妻さんよさこいパレード(観)	凧あげ大会				凧あげ大会(観)			シロギス釣り大会	湘南ひらつかシロギス沖釣り大会(観)				大磯シロギス投げ釣り大会(町)	シロギス投げ釣り大会(観)	花火大会	湘南ひらつか花火大会(観)	江の島花火大会(実)	サザンビーチがさき花火大会(実)	寒川納涼花火大会(観)	なぎさの祭典(実)		手作りボートレース		湘南江の島手作りボートレース(実)					全日本ライフセービング選手権大会		全日本ライフセービング選手権大会(日本ライフセービング協会)					左義長					大磯左義長(町)		別荘公開					旧安田邸一般公開(町)		新能		遊行寺新能(実)			こよろぎ新能(実)		江の島マイアミビーチショー		・ハワイアンフェスティバル 他事業多数(実)					湘南江の島フェスティバル		湘南江の島フェスティバル(観・実)					姉妹都市交流事業		海と山の市民交歓会事業(実)			山口村児童交流事業(観)		ウォークラリー		・秋の観光収穫ウォークラリー(観) ・江の島・鎌倉スタンブラー(観) ・藤沢七福神めぐり(観) ・早春江の島スタンブラー(観)	観光ウォークラリー(観)	収穫ウォーク(観)		観光ウォークラリー(観)	周遊船			えぼし岩周遊船事業(観)				地引網			観光地引網事業(観)			地引網(観)
				平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																																																																																																																																																										
			観光文化展	平塚観光文化展(観)																																																																																																																																																															
			ハゼ釣り大会	湘南潮来ハゼ釣り大会(観)																																																																																																																																																															
			菊花展(菊花コンクール)	菊花展(観)																																																																																																																																																															
			写生コンクール	観光風景写生コンクール(観)																																																																																																																																																															
			写真コンクール	観光風景写真コンクール(観)			寒川写真コンクール(観)		観光フォトコンテスト(観)																																																																																																																																																										
			ミスコンテスト	湘南ひらつかミス七夕コンテスト(実)	湘南江の島海の女王・王子コンテスト(観)	ミス茅ヶ崎コンテスト(実)																																																																																																																																																													
			まつり	湘南ひらつか七夕まつり(実)		・大岡越前祭(実) ・湘南祭(実) ・浜降祭(実) ・ゆかたまつり(実)		・高麗植木市(観) ・国府祭(観) ・御船祭(観) ・大磯ふれあいまつり(実) ・大磯宿場まつり(実) ・大磯西行祭(町)	・湘南にのみやふるさとまつり(観) ・吾妻さんよさこいパレード(観)																																																																																																																																																										
			凧あげ大会				凧あげ大会(観)																																																																																																																																																												
			シロギス釣り大会	湘南ひらつかシロギス沖釣り大会(観)				大磯シロギス投げ釣り大会(町)	シロギス投げ釣り大会(観)																																																																																																																																																										
			花火大会	湘南ひらつか花火大会(観)	江の島花火大会(実)	サザンビーチがさき花火大会(実)	寒川納涼花火大会(観)	なぎさの祭典(実)																																																																																																																																																											
			手作りボートレース		湘南江の島手作りボートレース(実)																																																																																																																																																														
全日本ライフセービング選手権大会			全日本ライフセービング選手権大会(日本ライフセービング協会)																																																																																																																																																																
左義長					大磯左義長(町)																																																																																																																																																														
別荘公開					旧安田邸一般公開(町)																																																																																																																																																														
新能		遊行寺新能(実)			こよろぎ新能(実)																																																																																																																																																														
江の島マイアミビーチショー		・ハワイアンフェスティバル 他事業多数(実)																																																																																																																																																																	
湘南江の島フェスティバル		湘南江の島フェスティバル(観・実)																																																																																																																																																																	
姉妹都市交流事業		海と山の市民交歓会事業(実)			山口村児童交流事業(観)																																																																																																																																																														
ウォークラリー		・秋の観光収穫ウォークラリー(観) ・江の島・鎌倉スタンブラー(観) ・藤沢七福神めぐり(観) ・早春江の島スタンブラー(観)	観光ウォークラリー(観)	収穫ウォーク(観)		観光ウォークラリー(観)																																																																																																																																																													
周遊船			えぼし岩周遊船事業(観)																																																																																																																																																																
地引網			観光地引網事業(観)			地引網(観)																																																																																																																																																													

区分	事務事業項目名	内 容								
労働	勤労会館管理運営事業	事業概要	勤労会館の管理運営を行う。							
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市							
		一元化の方向	D：独自事業（各館独自）のため（利用料についての比較表は添付）調整せずに継続することが望ましい。							
		分析	勤労会館管理運営事業比較表							
				平塚市		藤沢市		茅ヶ崎市		
			受付業務	職員・生きがい事業団		第三セクターに委託		職員・臨時職員・シルバー人材センター		
			利用料	大会議室（ホール）	AM2,400円、PM2,400円 夜間3,600円 全日7,200円		全日21,800円～109,100円		全日8,500円（A研修室）	
				中会議室	無料		200円～600円/時間（6会議室）		全日4,400円（B研修室）	
				小会議室	無料				全日1,400～1,900円	
				和室	無料		300円/時間		全日2,200円	
				音楽練習室	－		150円/時間		全日4,400円	
		体育室・娯楽室		－		無料		－		
事業概要	勤労者の生活安定と向上を図るための金融対策事業。									
実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町									
一元化の方向	A：住宅利子補給金の調整や緊急生活対策資金貸付制度の調整など市民生活に著しい影響があるため、合併時に一元化することが望ましい。									
分析		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町			
	住宅利子補給制度対象額	住宅400万円 土地200万円	600万円	300万円（土地付 600万円）	50万円以上600万円 円まで	400万円	300万円			
	住宅利子補給制度対象月数	48月	48月	48月	48月	3年間	48月			
	住宅利子補給制度補給利子	利息の1/2 上限3%	上限3% （×85%）	上限3%	上限3%	上限3%	上限3% 月6900円以内			
	生活資金融資制度生活資金 預託額	1億8000万円 （無利子）	2億4000万円 （無利子）	1億4500万円 （無利子）	1億5000万円 （無利子）	5000万円 （無利子）	2000万円 （無利子）			
	生活資金融資制度生活資金 融資限度額	150万円	150万円（教育資金 は200万円）	150万円	150万円	150万円	150万円			
	生活資金融資制度一般預託	2億4500万円 （有利子）	3億3000万円 （有利子）	－	－	400万円 （有利子）	1400万円 （有利子）			
	その他	－	－	－	－	－	緊急生活対策資金 貸付制度			
	【課題点】									
	○3市3町で実施している住宅利子補給制度について <ul style="list-style-type: none"> ・補給制度対象借入額の違い ・補給期間対象月数の違い ・補給金上限額の違い ○生活資金一般預託 <ul style="list-style-type: none"> ・預託金額の違い ○生活資金融資制度 <ul style="list-style-type: none"> ・預託金額の違い ・融資限度額の用途により若干の違い ○緊急生活対策資金貸付制度（二宮町のみ実施）									

区 分	事務事業項目名	内 容																							
市場 公営競技	市場管理事業	事業概要	市場施設の管理・保守・整備を行う。集荷促進・安定供給を図る。																						
		実施市町	平塚市・藤沢市																						
		一元化の方向	D：卸売市場法より、中央卸売市場(藤沢市)は湘南市に移行。地方卸売市場(平塚市)は規定が無いが、平塚市独自事業。調整せずに継続することが望ましい。																						
		分析	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="600 288 1043 320" style="text-align: center;">市場</td> <td colspan="2" data-bbox="1043 288 1473 320"></td> <td colspan="2" data-bbox="1473 288 2130 320"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 320 1043 352" style="text-align: center;">平塚市</td> <td data-bbox="1043 320 1473 352" style="text-align: center;">藤沢市</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 352 1043 416" style="text-align: center;">水産物地方卸売市場</td> <td data-bbox="1043 352 1473 416" style="text-align: center;">中央卸売市場</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>						市場						平塚市	藤沢市					水産物地方卸売市場	中央卸売市場			
	市場																								
	平塚市	藤沢市																							
	水産物地方卸売市場	中央卸売市場																							
	競輪事業	事業概要	自転車その他機械の回収及び輸出の振興、機械工業の合理化ならびに体育事業その他の公益の増進を目的に競輪を開催する。																						
		実施市町	平塚市・藤沢市																						
		一元化の方向	D：自転車競技法により、施行者は新市に統一される。現在藤沢市の競輪事業は、平塚競輪場を使用しているため、調整せずに継続することとなる。																						
分析		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="600 751 969 791" style="text-align: center;">競輪事業</td> <td data-bbox="969 751 1149 791" style="text-align: center;">平塚市</td> <td data-bbox="1149 751 1328 791" style="text-align: center;">藤沢市</td> <td data-bbox="1328 751 1507 791" style="text-align: center;">茅ヶ崎市</td> <td data-bbox="1507 751 1686 791" style="text-align: center;">寒川町</td> <td data-bbox="1686 751 1865 791" style="text-align: center;">大磯町</td> <td data-bbox="1865 751 2045 791" style="text-align: center;">二宮町</td> </tr> <tr> <td data-bbox="600 791 969 887" style="text-align: center;">競輪事業</td> <td data-bbox="969 791 1149 887" style="text-align: center;">○</td> <td data-bbox="1149 791 1328 887" style="text-align: center;">○ (借上げ開催)</td> <td data-bbox="1328 791 1507 887" style="text-align: center;">-</td> <td data-bbox="1507 791 1686 887" style="text-align: center;">-</td> <td data-bbox="1686 791 1865 887" style="text-align: center;">-</td> <td data-bbox="1865 791 2045 887" style="text-align: center;">-</td> </tr> </table>						競輪事業		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	競輪事業	○	○ (借上げ開催)	-	-	-	-			
競輪事業		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																		
競輪事業	○	○ (借上げ開催)	-	-	-	-																			



総務・企画・防災分野

35項目

《 表中の表記について 》

記載内容は、特に注意書きがない限り、平成 14 年 4 月 1 日現在を基準としています。

「一元化の方向」欄の A ~ D は、次のとおり分析した方向性を指します。

- | | |
|----------------|------------------|
| A : 合併時に調整する事業 | C : 今後検討を必要とする事業 |
| B : 合併後に調整する事業 | D : 現況で継続する事業 |

区 分	事務事業項目名	内 容																																	
人事	給与等支給事務	事業概要	職員等へ条例・規則に基づき給与等の支給を行う事業。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																
		一元化の方向	A：各市町により給与等の支給事務に相違があるため合併時に一元化する必要がある。																																
		分析	<p>給与等比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与等支給事務(14.4.1現在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般行政職平均給料</td> <td>387,805円</td> <td>391,420円</td> <td>388,036円</td> <td>357,523円</td> <td>361,820円</td> <td>303,435円</td> </tr> <tr> <td>一般行政職平均年齢</td> <td>44.3歳</td> <td>44.2歳</td> <td>44.3歳</td> <td>41.5歳</td> <td>42.5歳</td> <td>39.5歳</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 給与計算システム、支給方法、支給日、支給額、年末調整、指定金融機関との協定、非常勤職員等の賃金支給手法等が各市町により異なっており、調整が課題である。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	給与等支給事務(14.4.1現在)							一般行政職平均給料	387,805円	391,420円	388,036円	357,523円	361,820円	303,435円	一般行政職平均年齢	44.3歳	44.2歳	44.3歳	41.5歳	42.5歳
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
	給与等支給事務(14.4.1現在)																																		
	一般行政職平均給料	387,805円	391,420円	388,036円	357,523円	361,820円	303,435円																												
	一般行政職平均年齢	44.3歳	44.2歳	44.3歳	41.5歳	42.5歳	39.5歳																												
	職員研修事務	事業概要	公務員としての基礎知識・専門知識の習得を始め、種々の能力・技術の向上や人材育成を図るため研修を行う事業。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																
一元化の方向		A：各市町により職員研修の内容に相違があるため合併時に一元化する必要がある。																																	
分析		<p>神奈川県市町村研修センターへの委託研修のほか、平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市では、それぞれ独自のメニューにより研修を実施している。</p> <p>【課題点】 研修体系、実施主体、範囲及び種類、講師の選定基準及び条件等が各市町により異なっており、調整が課題である。</p>																																	
文書	文書の保存管理事業	事業概要	保存文書の適正な整理、保存について、ファイリングシステム等により行う事務。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																
		一元化の方向	C：内部的な事務であり住民サービスに直接影響は少ないものの、文書管理システムの導入等一元化する必要がある。																																
		分析	<p>文書の保存にあたってはファイリングシステムを採用しているが、二宮町は未実施である。文書のマイクロフィルム化についても大磯町では未実施となっている。また、担当課については、藤沢市では相談情報文書館で総合的に管理しているが、他の市町は総務部門が行っている。</p> <p>【課題点】 書庫のスペース確保、文書の適正保存、文書目録の電子化、統合文書管理システムの導入等が各市町により異なっており、調整が課題である。</p>																																

区分	事務事業項目名	内 容							
情報化	行政内部情報化事業 (汎用コンピュータでの運用システム)	事業概要	行政事務の効率化や行政サービスの向上を図るため、コンピュータシステムの導入により処理するための事業。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A：コンピュータ運用システムに相違があるため、一元化の必要がある。						
		分析		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	基幹機種	汎用 P C	汎用 P C	汎用 P C	汎用 P C	汎用 P C	分散型 P C		
	適用事務	住民記録、印鑑、外国人、戸籍、除籍、宛名、地方税、国民健康保険、国民年金、介護保険、下水道	住民記録、印鑑、外国人、戸籍、除籍、附票、宛名、地方税、国民健康保険、国民年金、介護保険、下水道	住民記録、印鑑、宛名、地方税、国民健康保険、国民年金、介護保険、下水道	住民記録、印鑑、宛名、地方税、国民健康保険、国民年金、介護保険、下水道	住民記録、印鑑、外国人、宛名、地方税、国民健康保険、国民年金、介護保険、下水道	住民記録、印鑑、外国人、宛名、地方税、国民健康保険、国民年金、介護保険、下水道		
	【課題点】	基幹コンピュータの種類や適用事務に市町ごとに相違があるため、調整が課題である。							
企画	総合計画 進行管理事業	事業概要	各市町で制定している総合計画に掲げた計画事業の進捗状況や分析評価により、その進行を管理する事業。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	C：内部的な事務であり住民サービスに直接影響は少ないものの、各市町の総合計画に対する進行管理の手法が異なるため一元化をする必要がある。						
		分析		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	総合計画策定状況	新平塚市総合計画 (昭和63～平成22年)	ふじさわ総合計画 2020(平成13～32年)	茅ヶ崎市新総合計画 (平成3～22年)	寒川町総合計画 (さむかわ2020プラン) (平成14～32年)	大磯町第三次総合計画 (平成8～17年)	二宮町新総合計画 (平成5～14年)		
	【課題点】	総合計画進行管理の手法が各市町により異なっており、調整が課題である。							
行政評価事業	行政評価事業	事業概要	事業に対する目的や役割について、多面的に点検・評価を行い、効率的で時代の変化に対応した行政運営を図るための事業。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A：内部的な事務であり住民サービスに直接影響は少ないものの、行政評価への取り組み手法や考え方に相違があるため合併時に一元化をする必要がある。						
		分析	行政評価システムの導入については、全ての市町で検討されているが具体的な評価時期・評価対象・公表等については、現在検討段階であり、藤沢、茅ヶ崎、寒川では職員プロジェクト等により研究を重ねている状況である。						
	【課題点】	評価対象、評価時期、評価結果の活用方法等が各市町で異なっているため、調整が課題である。							

区 分	事務事業項目名	内 容							
企画	平和推進事業	事業概要	「核兵器廃絶平和都市宣言」等の趣旨を踏まえ、平和の尊さ等、その意識啓発や平和思想の普及を図る事業。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	B：市町ごとに取り組み内容や事業が実施されているが、統一化が望まれる。						
		分析		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	主な事業内容	・市民広島派遣 ・平和月間の設定 ・市民平和の夕べ	・平和体験学習 （小中学生長 崎派遣） ・被爆体験講話会	・ピーストレイン （広島派遣） ・平和ポスター展	・ピーストレイン （広島派遣） ・平和展	・小中学生平和学 習施設見学 ・原爆被災者見舞 金	・ガラスのうさぎ 像平和と友情 のつどい（講 演、パネル展）		
	【課題点】	平和推進関連事業の取り組みが各市町で異なっているが、事業の統一化の調整が課題である。							
情報公開	公文書公開	事業概要	住民の知る権利及び行政の説明責任を果たすため、公開条例及び規則等に基づき公文書の公開を行う事業。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A：市町ごとに公開内容等に相違があるため、合併時に一元化をする必要がある。						
		分析	名称は、「公文書公開」は二宮町、その他は「情報公開」である。請求権者は、広義の「市民」としているのが平塚、大磯、二宮、その他は「何人」としている。公平委員会は市にはあるが町にはない。対象範囲について、電磁的記録も含めているのが平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、大磯町でその他は対象外。会議の公開は平塚市、藤沢市が行っている。審査会は、茅ヶ崎市のみが情報公開と個人情報保護が一体の名称である。（平塚市は14年度条例の一部改正）						
	【課題点】	請求権者が広義の市民としている市町と、何人としている市町があり、調整が課題である。 対象範囲の電磁的記録について、対象としていない市町があり、調整が課題である。 会議の公開について、1市のみが実施しており、調整が課題である。 審査会について、情報公開と個人情報保護とも一体とした名称や委員数及び報酬額に相違があるので、調整が課題である。 審議会について、情報公開と個人情報保護とも一体とした名称や委員数及び報酬額に相違があるので、調整が課題である。							
個人情報保護	個人情報保護	事業概要	基本的人権の擁護や民主的な行政運営を行うために、行政機関の保有する個人情報の適正な取り扱いや確保を行う事業。						
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町						
		一元化の方向	A：市町ごとに個人情報保護に関する審議会等の手続きに相違があるため、合併時に一元化をする必要がある。						
		分析	公平委員会があるが町にはない。審査会は、茅ヶ崎市は情報公開と個人情報保護が一体となっている。委員数は二宮が7名で他は5名。報酬額は自治体ごとに異なる。藤沢市のみが月額で他は日額である。						
	【課題点】	審査会について、情報公開と個人情報保護とも一体とした名称や委員数及び報酬額に相違があるので、調整が課題である。 審議会について、情報公開と個人情報保護とも一体とした名称や委員数及び報酬額に相違があるので、調整が課題である。							

区 分	事務事業項目名	内 容																				
広報広聴	広報紙等発行事業	事業概要	住民と行政のコミュニケーションの場として、住民参加の親しまれる広報づくりと多様な行政情報を提供する事業。																			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																			
		一元化の方向	A：市町により紙面やスタイル等に相違があるため、合併時に一元化することが望まれる。																			
		分析	<p>広報紙等発行比較表</p> <table border="1" data-bbox="654 327 2078 470"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発行内容</td> <td>タブロイド版、月2回発行、点字・声・子ども広報の発行</td> <td>タブロイド版、月2回発行、点字・声・子ども広報の発行</td> <td>タブロイド版、月2回発行、点字・声・子ども広報の発行</td> <td>A4版、月2回発行、(1回はお知らせ版)</td> <td>A4版、月1回発行、(お知らせ版も同時)、声の広報</td> <td>A4版、月2回発行、(1回はお知らせ版)、声の広報</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 紙面の大きさ、発行回数、配布方法、掲載内容、点字・声・子ども広報等の発行内容に相違があるため、調整が課題である。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	発行内容	タブロイド版、月2回発行、点字・声・子ども広報の発行	タブロイド版、月2回発行、点字・声・子ども広報の発行	タブロイド版、月2回発行、点字・声・子ども広報の発行	A4版、月2回発行、(1回はお知らせ版)	A4版、月1回発行、(お知らせ版も同時)、声の広報
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町															
	発行内容	タブロイド版、月2回発行、点字・声・子ども広報の発行	タブロイド版、月2回発行、点字・声・子ども広報の発行	タブロイド版、月2回発行、点字・声・子ども広報の発行	A4版、月2回発行、(1回はお知らせ版)	A4版、月1回発行、(お知らせ版も同時)、声の広報	A4版、月2回発行、(1回はお知らせ版)、声の広報															
	地域集会事業	事業概要	広く住民から意見や提案を受けるため、地域ごとに行政との意見交換会を行う事業。																			
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																			
		一元化の方向	C：市町の取り組み内容に大きな相違はないが、手続き等の一元化が望まれる。																			
		分析	<p>集会の実施主体や運営を自治会など市民自らがしている(藤沢市、茅ヶ崎市、二宮町)。大磯町は首長の考え方で実施しており制度化がされていない。平塚市は制度はあるものの実施されていない。</p> <p>【課題点】 実施回数、地区数、テーマ、対象等の具体的な内容の調整は課題である。</p>																			
	市民電子会議室事業	事業概要	行政への提案や計画策定への参画の促進を図るため、インターネットを利用した市民電子会議室を設置し、円滑な行政運営を行う事業。																			
		実施市町	藤沢市																			
一元化の方向		D：藤沢市のみが実施しており、継続可能な事業である。																				
分析		<p>藤沢市のみの実施である。</p> <p>【課題点】 参加者の拡大、市民による運営充実、市内部の環境整備及び取り組みの必要性の調整が課題である。</p>																				
市民相談事業	事業概要	住民が安心して暮らせるよう、気軽に相談できる体制づくりと行政組織のしくみや案内などを行う事業。																				
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																				
	一元化の方向	A：市町ごとに取り組み内容に相違があるため、合併時に一元化をする必要がある。																				
	分析	<p>弁護士や専門的資格を持った相談員が行うもの、市政に対する相談・問い合わせを受け付けるもの、暮らしの市民生活の中での軽易な法律問題についての相談等に区分されるが、相談の種類に多少相違がある。</p> <p>また、相談室については、二宮町のみが設置されていない。</p> <p>【課題点】 相談の種類、回数、報酬の有無等に相違があるため、調整が課題である。</p>																				

区分	事務事業項目名	内容						
都市交流	国際姉妹都市交流事業	事業概要	国際交流促進のため、海外の都市との間に姉妹都市交流を締結し、交流する事業。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・大磯町					
		一元化の方向	D：交流締結の実状に応じ、継続可能な事業である。					
		分析	国際姉妹都市締結状況					
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
	交流状況	・ローレンス市 (アメリカ)	・マイアミビーチ市 (アメリカ) ・ウインザー市 (カナダ) ・昆明市(中国) ・保寧市(韓国)			・デイトン市 ・ラシン市 (アメリカ)		
	友好都市交流事業	事業概要	国際交流促進のため、海外の都市との間に姉妹都市交流を締結し、交流する事業。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町					
		一元化の方向	D：交流締結の実状に応じ、継続可能な事業である。					
		分析	友好都市締結状況					
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	
	交流状況	高山市(岐阜県) 花巻市(岩手県) 天城湯ヶ島(静岡県)	松本市(長野県)	岡崎市(愛知県)	寒河江市(山形県)	小諸市(長野県) 山口村(長野県)		
	【課題点】 交流内容の統一や地域についての調整が課題である。							
外国籍市民への支援事業	事業概要	外国籍市民が地域社会の一員として生活できるよう、情報を提供するとともに、外国籍市民と地域住民との交流を深める事業。						
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町						
	一元化の方向	A：市町ごとに支援内容に相違があるため、合併時に一元化をする必要がある。						
	分析	外国籍市民への支援事業比較表						
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町		
支援内容	・外国語版市民生活ガイド作成 ・外国人相談窓口の設置 ・日本語教室開催	・外国語版市民生活ガイド作成 ・外国人相談窓口の設置 ・日本語教室開催	・外国語版市民生活ガイド作成 ・外国人相談窓口の設置 ・日本語教室開催(市民団体主催)			・外国語版ごみガイド作成		
	【課題点】 市町ごとに支援内容に相違があり、支援内容の一元化の調整が課題である。							

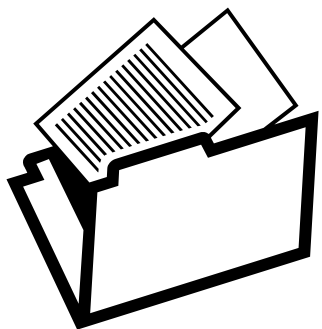
区分	事務事業項目名	内 容																																	
男女共同参画	各種行政協議会事業（男女共同参画推進協議会）	事業概要	男女共同参画社会の形成促進のため、施策推進への必要な助言や提言をいただくための協議会を運営する事業。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町																																
		一元化の方向	B：各市町の体制が異なっているため男女共同参画社会の実現を推進するうえで、一元化が必要である。																																
		分析	男女共同参画推進協議会の状況 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委員の人数</td> <td>20人以内</td> <td>18名以内</td> <td>13名以内</td> <td>5名以内</td> <td>5名以内</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議開催回数</td> <td>3回</td> <td>3回(専門部会8回)</td> <td>10回</td> <td>3回</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>予算額</td> <td>400,000円</td> <td>1,363,000円</td> <td>827,000円</td> <td>33,000円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 男女共同参画推進協議会委員の人数・報酬・委員会の開催数・委員の任期等の調整が課題である。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	委員の人数	20人以内	18名以内	13名以内	5名以内	5名以内		会議開催回数	3回	3回(専門部会8回)	10回	3回			予算額	400,000円	1,363,000円	827,000円	33,000円
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																													
委員の人数	20人以内	18名以内	13名以内	5名以内	5名以内																														
会議開催回数	3回	3回(専門部会8回)	10回	3回																															
予算額	400,000円	1,363,000円	827,000円	33,000円																															
表彰	表彰功労者事業	事業概要	行政の振興、公共の福祉増進等に功労のあった者、または広く住民の模範となる者を表彰する事業。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																
		一元化の方向	A：表彰者の選考基準や決定方法等に相違があるため、公平を図るためには合併時に一元化することが必要である。																																
		分析	平塚市では、表彰者の決定に当たっては議決事項となっている。表彰者の対象については、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は職員も含んでいる。表彰祝賀会を行政主催で平塚市、藤沢市、寒川町は実施している。 <p>【課題点】 表彰者の決定の方法（議決の有無等）、表彰対象者の選考方法の統一、表彰者への祝賀方法の統一等の調整が課題である。</p>																																
表彰	表彰名誉市民事業	事業概要	産業、経済、文化、その他地方自治の振興に顕著な貢献をし、広く住民の敬仰的となっている者に対して、功績と栄誉をたたえ、住民の敬慕の情を表すことを目的とし、名誉市民の称号を贈る事業。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・大磯町・二宮町																																
		一元化の方向	A：名誉市民のあり方について相違があるため、公平を図るためには合併時に一元化することが必要である。																																
		分析	名誉市民 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名誉市民（敬称略）</td> <td>河野一郎 比企能達 河野謙三</td> <td>片山哲 片岡球子 田島博 加藤東一 他6人</td> <td>牧野英一 磯崎貞序 小山敬三 添田良信</td> <td></td> <td>吉田茂 安田靱彦 高橋誠一郎 島崎藤村 澤田美喜 他6人</td> <td>柳川賢二</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 名誉市民選考基準や決定方法等に相違があるため、調整が課題である。</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	名誉市民（敬称略）	河野一郎 比企能達 河野謙三	片山哲 片岡球子 田島博 加藤東一 他6人	牧野英一 磯崎貞序 小山敬三 添田良信		吉田茂 安田靱彦 高橋誠一郎 島崎藤村 澤田美喜 他6人	柳川賢二												
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																													
名誉市民（敬称略）	河野一郎 比企能達 河野謙三	片山哲 片岡球子 田島博 加藤東一 他6人	牧野英一 磯崎貞序 小山敬三 添田良信		吉田茂 安田靱彦 高橋誠一郎 島崎藤村 澤田美喜 他6人	柳川賢二																													

区分	事務事業項目名	内 容																		
市史編纂	市史刊行事業	事業概要	市町の歴史を調査・研究し、市史として整理する事業。																	
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																	
		一元化の方向	A：市町ごとに歴史・文化が異なっており、それぞれの市町の歴史として存続させる。																	
		分析	市史刊行事業比較表 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>刊行内容</td> <td>平塚市史(全16巻)</td> <td>藤沢市史(全7巻) (続)藤沢市史 (全7巻)</td> <td>茅ヶ崎市史(全5巻) 写真集 茅ヶ崎市史現代 (全9巻)</td> <td>寒川町史(全16巻)</td> <td>大磯町史(全8巻)</td> <td>二宮町史 (刊行事業終了)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 事務的な統合は必要であるが、一元化についてはできない。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	刊行内容	平塚市史(全16巻)	藤沢市史(全7巻) (続)藤沢市史 (全7巻)	茅ヶ崎市史(全5巻) 写真集 茅ヶ崎市史現代 (全9巻)	寒川町史(全16巻)
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町														
刊行内容	平塚市史(全16巻)	藤沢市史(全7巻) (続)藤沢市史 (全7巻)	茅ヶ崎市史(全5巻) 写真集 茅ヶ崎市史現代 (全9巻)	寒川町史(全16巻)	大磯町史(全8巻)	二宮町史 (刊行事業終了)														
管財契約	会議室使用事業	事業概要	庁舎内に設置されている会議室を管理する事業。																	
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																	
		一元化の方向	C：内部的な事務であり住民サービスに直接影響は少ないものの、各市町の事務手続きは一元化が望まれる。																	
		分析	平塚市、藤沢市、寒川町、大磯町、二宮町については、庁内LANによる予約システムにより管理している。 【課題点】 会議室利用にあたって、市民等への利用制限についての調整は課題である。																	
	庁舎案内事業	事業概要	庁舎受付において庁舎案内を行うことにより、住民サービス向上に努める事業。																	
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																	
		一元化の方向	A：内部的な事務であり住民サービスに直接影響は少ないものの、各市町の事務手続きは合併時に一元化することが望まれる。																	
		分析	平塚市、寒川町、二宮町については、庁舎管理委託の中で実施している。藤沢市、茅ヶ崎市は職員が実施している。 【課題点】 庁舎案内方法の形態に相違があり、調整が望まれる。																	
	公共工事の契約事務	事業概要	公共工事等の発注から契約に関する事務。																	
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																	
一元化の方向		B：事業者の受注機会の均等と公平性の確保を図るため、入札及び契約事務を一元化する必要がある。																		
分析		一般競争、指名競争、随意契約という自治法に定める契約については、相違はないが、選考業者の指名数や基準額、入札執行の方法等については相違がある。 【課題点】 入札及び契約事務について、市町ごとに相違があるため受注機会の均衡や公平性の確保を図るための調整が課題である。																		

区 分	事務事業項目名	内 容																																
消防防災	人事事業	事業概要	消防職員の異動、昇格・昇級、評価等職員人事に関する事務。																															
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																															
		一元化の方向	A：内部的な事務であり住民サービスに直接影響は少ないものの、各市町の事務手続きは合併時に一元化することが必要である。																															
		分析	人事異動に伴う昇格・昇級、職員評価、職員の再任用、職員の採用試験、出勤簿の様式等に相違がある。 【課題点】 市町ごとに消防長の選出、職員定数、昇級、昇格等の職員人事関連事務制度に相違があるため調整が課題である。																															
	施設管理事業	事業概要	消防庁舎、土地、車庫等の消防関連施設の管理を行う事業。																															
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																															
		一元化の方向	C：内部的な事務であり住民サービスに直接影響は少ないものの、各市町の事務手続きの一元化をすることが必要である。																															
		分析	消防庁舎使用許可、庁舎土地管理、署・団庁舎・車庫等の消防施設に関する管理であり、各市町とも相違はない。 【課題点】 市町ごとに消防財産管理手続きに相違があるため調整が課題である。																															
	立入検査事業	事業概要	家庭や工場等への立入検査の実施により、災害等の発生を未然に防ぐ事業。																															
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																															
		一元化の方向	A：消防法や火災予防条例等の規定に基づき実施するものであり、合併時に一元化する必要がある。																															
		分析	一人暮らし高齢者家庭調査、防火対象物査察、文化財査察等の実施を行い、相違はない。 【課題点】 一人暮らし高齢者家庭調査、立入検査、防火対象物査察、建築業付属寄宿舎査察、文化財査察等があるが、実施要綱については相違があるので、調整が課題である。																															
車両装備事業	事業概要	消防車、救急車等の消防関係車両の装備及び管理を行う事業。																																
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																
	一元化の方向	C：内部的な事務であり住民サービスに直接影響は少ないものの、各市町の事務手続きは一元化が必要である。																																
	分析	車両装備の状況 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防ポンプ車</td> <td>11</td> <td>17</td> <td>10</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>はしご車</td> <td>3</td> <td>5</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>救急車</td> <td>6</td> <td>14</td> <td>6</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> 【課題点】 消防関係車両の管理手続きの一元化及び配置計画の見直しや調整は課題である。							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	消防ポンプ車	11	17	10	1	3	2	はしご車	3	5	2	0	1	1	救急車	6	14	6	2	2
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
消防ポンプ車	11	17	10	1	3	2																												
はしご車	3	5	2	0	1	1																												
救急車	6	14	6	2	2	2																												

区 分	事務事業項目名	内 容																										
消防防災	救急装備事業	事業概要	救急自動車や救急備品等の整備事業。																									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																									
		一元化の方向	C：内部的事業であり住民サービスへの影響は少ないが、装備の均衡を図る必要がある。																									
		一元化の方向 分析	救急装備事業比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>救急搬送人数</td> <td>8,683</td> <td>14,574</td> <td>7,044</td> <td>1,526</td> <td>1,161</td> <td>1,084</td> </tr> </tbody> </table> 【課題点】 救急体制や装備の適正化の調整が課題である。							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	救急搬送人数	8,683	14,574	7,044	1,526	1,161	1,084						
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																					
	救急搬送人数	8,683	14,574	7,044	1,526	1,161	1,084																					
	団人事業	事業概要	地域ごとに設置されている分団員の任免を行う事務。																									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																									
		一元化の方向	A：市町ごとに分団員に関する任免方法に相違があるため、合併時一元化を図る必要がある。																									
		分析	消防団比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分団数</td> <td>19</td> <td>31</td> <td>21</td> <td>10</td> <td>12</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>団員数</td> <td>384</td> <td>504</td> <td>403</td> <td>178</td> <td>177</td> <td>78</td> </tr> </tbody> </table> 【課題点】 分団の数や位置の適正化及び分団員の確保や調整が課題である。							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	分団数	19	31	21	10	12	5	団員数	384	504	403	178	177
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																					
	分団数	19	31	21	10	12	5																					
	団員数	384	504	403	178	177	78																					
	組織育成事業	事業概要	防災に関する組織の育成や研修を行う事務。																									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																									
		一元化の方向	C：市町ごとに実施方法が異なっているが、一元化は望まれる。																									
分析		【課題点】 各種組織の育成や指導方法には相違があるが、調整が望まれる。																										
防災整備事業	事業概要	防災資機材の整備や管理を行う事務。																										
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																										
	一元化の方向	C：市町ごとに整備状況や方法は異なるが、一元化は望まれる。																										
	分析	【課題点】 市町の整備状況は異なるが、管理方法の一元化や適正化の調整は望まれる。																										
防災訓練事業	事業概要	住民への防災意識の啓発や訓練を行う事業。																										
	実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																										
	一元化の方向	C：市町ごとに実施方法が異なっているが、一元化は望まれる。																										
	分析	防災訓練比較表 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自主防災訓練回数</td> <td>49</td> <td>14</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>17</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>防災講演会数</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> 【課題点】 訓練内容や方法に相違はあるが、一元化の調整は望まれる。							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	自主防災訓練回数	49	14	13	11	17	12	防災講演会数	1	1	1	1	1	1
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																						
自主防災訓練回数	49	14	13	11	17	12																						
防災講演会数	1	1	1	1	1	1																						

区 分	事務事業項目名	内 容						
議会・行政 委員会	議会の構成	事業概要	市町議会の運営に関する事務。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町					
		一元化の方向	A：地方自治法及び市町の条例等により規定されているが、合併時に一元化する必要がある。					
		分析	議会の構成比較表					
			議員条例定数	平塚市 34	藤沢市 40	茅ヶ崎市 30	寒川町 21	大磯町 20
		【課題点】 市町により議員定数、委員会条例、会議規則等の相違があり、これらの一元化が課題である。						
	監査事務局事務	事業概要	地方自治法第200条第2項により設置される監査事務局に係る庶務や予算の補助執行を行う事務。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町					
		一元化の方向	C：内部的な事務であり住民サービスに直接影響は少ないものの、各市町の事務手続きは一元化が望まれる。					
		分析	事務局の組織や職員数に相違はあるものの、事務内容は自治法に基づくものであり相違はない。 【課題点】 市町により監査対象や実施回数等に相違があるため、一元化の調整が課題である。					
	衆議院議員選挙	事業概要	衆議院議員選挙の運営に関する事務。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町					
		一元化の方向	C：公職選挙法等により規定されており、継続する事業である。各市町の事務手続きは一元化が望まれる。					
		分析	定数は480人で小選挙区300人（藤沢市と寒川町（高座郡）で第12区、定数1人、平塚市と茅ヶ崎市、大磯町、二宮町（中郡）で第15区、定数1人） 比例代表180人（神奈川県は定数21人） 【課題点】 公職選挙法等に規定されているが、投票所設置等の調整は課題である。					
	参議院議員選挙	事業概要	参議院議員選挙の運営に関する事務。					
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町					
一元化の方向		C：公職選挙法等により規定されており、継続する事業である。各市町の事務手続きは一元化が望まれる。						
分析		定数は247人で、選挙区が149人（神奈川県定数6人） 比例代表が98人。 【課題点】 公職選挙法等に規定されているが、投票所設置等の調整は課題である。						



財政分野

1 2 項目

《 表中の表記について 》

記載内容は、特に注意書きがない限り、平成 14 年 4 月 1 日現在を基準としています。

「一元化の方向」欄の A ~ D は、次のとおり分析した方向性を指します。

- | | |
|----------------|------------------|
| A : 合併時に調整する事業 | C : 今後検討を必要とする事業 |
| B : 合併後に調整する事業 | D : 現況で継続する事業 |

区 分	事務事業項目名	内 容																										
財政	予算編成関係費	事業概要	予算編成及び予算書等の調製。予算編成方針の作成。当初予算、補正予算の査定と予算編成。予算書、予算の概況、議会審議に要する各提出資料の作成。																									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																									
		一元化の方向	A：予算編成事務であるため、合併時に一元化が必要となる。																									
		分析	【課題点】 ○款、項、目、細目、説明等の整理。 ○予算要求等の手法及び議会提出資料の違い。																									
	決算関係費	事業概要	決算整理と決算分析。決算整理の確認と調製。決算分析、バランスシート等作成。決算書、主要な施策の成果等議会の審査に要する各提出資料の作成。																									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																									
		一元化の方向	A：決算編成事務であるため、合併時に一元化が必要となる。																									
		分析	【課題点】 寒川町、二宮町では決算の担当課が会計課である。印刷経費を会計課で計上。 ○款、項、目、細目、説明等の整理。 ○決算まとめの手法及び議会提出資料の違い。																									
	土地公社等に関する事務	事業概要	土地開発公社による用地取得、管理、処分を行うことにより地域の秩序ある整備を行う。土地公社への事業資金貸付及び金融機関からの借入に対する損失補てんを行う。																									
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																									
		一元化の方向	A：各市町で担当課が異なるが、土地公社に関する事務は同様のため、合併時に一元化は可能である。建設に係わる公社については、合併後調整の必要がある。																									
		分析	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地の取得・管理・処分等の事務</td> <td>土地開発公社</td> <td>土地開発公社</td> <td>土地開発公社</td> <td>土地開発公社</td> <td>土地開発公社</td> <td>土地開発公社</td> </tr> <tr> <td>公共施設の建設等の事務</td> <td>開発公社</td> <td>開発経営公社</td> <td>学校建設公社</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 【課題点】 施設の建設等を行う公社は目的により3市で異なる。3町には、そのような公社がない。 ○茅ヶ崎市には学校建設公社がある。							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	用地の取得・管理・処分等の事務	土地開発公社	土地開発公社	土地開発公社	土地開発公社	土地開発公社	土地開発公社	公共施設の建設等の事務	開発公社	開発経営公社	学校建設公社		
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																					
用地の取得・管理・処分等の事務	土地開発公社	土地開発公社	土地開発公社	土地開発公社	土地開発公社	土地開発公社																						
公共施設の建設等の事務	開発公社	開発経営公社	学校建設公社																									

区 分	事務事業項目名	内 容																																			
税	個人住民税	事業概要	市町内に住所のある個人、市町内に事務所・事業所又は家屋敷がある個人で、その市町内に住所がない個人に課せられる税で、税額は均等割と所得割で計算さ																																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																		
		一元化の方向	A：均等割、非課税基準、納期が異なるが、負担の公平のため、合併時に調整する必要がある。																																		
		分析	<table border="1" data-bbox="611 316 2033 432"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>均等割</td> <td>2,500 円</td> <td>2,500 円</td> <td>2,500 円</td> <td>2,000 円</td> <td>2,000 円</td> <td>2,000 円</td> </tr> <tr> <td>非課税基準</td> <td>35 万円</td> <td>35 万円</td> <td>35 万円</td> <td>32 万円</td> <td>32 万円</td> <td>32 万円</td> </tr> <tr> <td>最終納期</td> <td>12 月</td> <td>1 月</td> <td>1 月</td> <td>12 月</td> <td>12 月</td> <td>1 月</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="611 448 2033 576"> 【課題点】 ○均等割税率は地方税法に基づき人口に応じて定められている。合併後は、3,000 円となる。所得割は3市3町ともおなじである。 ○非課税基準は国の保護基準の級地区分により定められる。 納期について相違がある。最終納期は、平塚市・寒川町・大磯町は12月、藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町は1月である。 </p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	均等割	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円	非課税基準	35 万円	35 万円	35 万円	32 万円	32 万円	32 万円	最終納期	12 月	1 月	1 月	12 月	12 月	1 月
			平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																													
		均等割	2,500 円	2,500 円	2,500 円	2,000 円	2,000 円	2,000 円																													
		非課税基準	35 万円	35 万円	35 万円	32 万円	32 万円	32 万円																													
		最終納期	12 月	1 月	1 月	12 月	12 月	1 月																													
		事業概要	市町内に事務所や事業所がある法人に対して課せられる税で、均等割と法人の所得に応じた法人税額（国税）をもとに課される法人税割がある。																																		
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																		
一元化の方向	A：負担の公平のため、合併時に調整する必要がある。																																				
分析	<table border="1" data-bbox="611 927 2033 1217"> <thead> <tr> <th>均等割</th> <th>平塚市 標準税率</th> <th>藤沢市 標準税率</th> <th>茅ヶ崎市 標準税率</th> <th>寒川町 標準税率</th> <th>大磯町 標準税率</th> <th>二宮町 標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税割の税率（資本等の金額）</td> <td> ・5億未満、資本又は出資を有しない法人 12.3/100 ・5億円以上10億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100 </td> <td> ・5億円以下 12.3/100 ・5億円超、10億円以下 13.5/100 ・10億円超 14.7/100 </td> <td> ・5億円未満 12.3/100 ・5億円以上10億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100 </td> <td> ・2億円未満 12.3/100 ・2億円以上5億円未満 13.5/100 ・5億円以上 14.7/100 </td> <td> ・1億円以下 12.3/100 ・1億円超 10億円以下 13.5/100 ・10億円超 14.7/100 </td> <td>12.3/100</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="611 1254 2033 1345"> 【課題点】 法人税割で超過課税をしている団体が5団体。超過課税をしていない団体が1団体。 超過課税を行っている団体は適用税率を区分する資本金等の額が異なる。 </p>							均等割	平塚市 標準税率	藤沢市 標準税率	茅ヶ崎市 標準税率	寒川町 標準税率	大磯町 標準税率	二宮町 標準税率	法人税割の税率（資本等の金額）	・5億未満、資本又は出資を有しない法人 12.3/100 ・5億円以上10億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100	・5億円以下 12.3/100 ・5億円超、10億円以下 13.5/100 ・10億円超 14.7/100	・5億円未満 12.3/100 ・5億円以上10億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100	・2億円未満 12.3/100 ・2億円以上5億円未満 13.5/100 ・5億円以上 14.7/100	・1億円以下 12.3/100 ・1億円超 10億円以下 13.5/100 ・10億円超 14.7/100	12.3/100																
均等割	平塚市 標準税率	藤沢市 標準税率	茅ヶ崎市 標準税率	寒川町 標準税率	大磯町 標準税率	二宮町 標準税率																															
法人税割の税率（資本等の金額）	・5億未満、資本又は出資を有しない法人 12.3/100 ・5億円以上10億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100	・5億円以下 12.3/100 ・5億円超、10億円以下 13.5/100 ・10億円超 14.7/100	・5億円未満 12.3/100 ・5億円以上10億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100	・2億円未満 12.3/100 ・2億円以上5億円未満 13.5/100 ・5億円以上 14.7/100	・1億円以下 12.3/100 ・1億円超 10億円以下 13.5/100 ・10億円超 14.7/100	12.3/100																															

区分	事務事業項目名	内 容																																	
税	固定資産税	事業概要	土地・家屋・償却資産に対して毎年1月1日現在の所有者に固定資産の価格を課税標準として課される税である。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																
		一元化の方向	A：負担の公平が保たれないので、合併時に調整する必要がある。																																
		分析	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地（課税面積 ㎡）</td> <td>47,433,989</td> <td>46,736,303</td> <td>24,602,135</td> <td>8,992,536</td> <td>13,258,581</td> <td>5,986,765</td> </tr> <tr> <td>家屋（課税棟数 棟）</td> <td>79,985</td> <td>110,630</td> <td>59,045</td> <td>14,194</td> <td>12,409</td> <td>10,803</td> </tr> <tr> <td>償却資産（納税義務者数 人）</td> <td>12,606</td> <td>8,959</td> <td>4,503</td> <td>1,172</td> <td>639</td> <td>279</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 納期が異なっている。（4,7,12,2月：藤沢市、茅ヶ崎市、二宮町 4,7,9,11月：平塚市、大磯町 5,7,9,11月：寒川町） ○法定外還付の適用遡及範囲が異なっている。 ○土地について：全域を市街地宅地評価法で評価・・・4団体、市街地宅地評価法・その他の宅地評価法併用・・・2団体。課税台帳の記録方法が異なっている。 ○家屋について：評価計算のサブシステムが異なっている。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	土地（課税面積 ㎡）	47,433,989	46,736,303	24,602,135	8,992,536	13,258,581	5,986,765	家屋（課税棟数 棟）	79,985	110,630	59,045	14,194	12,409	10,803	償却資産（納税義務者数 人）	12,606	8,959	4,503	1,172	639
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
	土地（課税面積 ㎡）	47,433,989	46,736,303	24,602,135	8,992,536	13,258,581	5,986,765																												
	家屋（課税棟数 棟）	79,985	110,630	59,045	14,194	12,409	10,803																												
	償却資産（納税義務者数 人）	12,606	8,959	4,503	1,172	639	279																												
	都市計画税	事業概要	市街化区域内に所在する土地・家屋の所有者に課税される税で、道路の建設、下水道や公園の整備など、都市計画事業に要する費用に充てられる目的税である。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町																																
一元化の方向		A：負担の公平が保たれないため、合併時に調整する必要がある。																																	
分析		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>税 率</td> <td>0.2/100</td> <td>0.25/100</td> <td>0.3/100</td> <td>0.2/100</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>納 期</td> <td>4,7,9,11月</td> <td>4,7,12,2,月</td> <td>4,7,12,2月</td> <td>5,7,9,11月</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 課税してない団体が大磯町、二宮町の2団体ある。また課税の税率が異なる。 ○納期の違いがある。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	税 率	0.2/100	0.25/100	0.3/100	0.2/100	-	-	納 期	4,7,9,11月	4,7,12,2,月	4,7,12,2月	5,7,9,11月	-	-							
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																													
税 率	0.2/100	0.25/100	0.3/100	0.2/100	-	-																													
納 期	4,7,9,11月	4,7,12,2,月	4,7,12,2月	5,7,9,11月	-	-																													

区 分	事務事業項目名	内 容																																	
税	事業所税	事業概要	都市地域における都市環境の整備・改善の事業費に充てるため事業所等において行われる事業又は事業者用家屋の新築・増築に対して課税される目的税である。																																
		実施市町	藤沢市																																
		一元化の方向	A：1市のみしか課税していないが、合併時に課税団体となるため負担の公平を図るため合併時に調整する必要がある。																																
		分析	<table border="1" data-bbox="613 331 2033 411"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税しているかどうか</td> <td></td> <td>課税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 人口30万以上の都市が課税するものなので藤沢市のみ課税している。 課税していない団体の課税準備</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	課税しているかどうか		課税																
		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																												
	課税しているかどうか		課税																																
	市税等の収納 (口座振替)	事業概要	市税・町税を納期限内に、本庁や支所あるいは指定金融機関で納めてもらう。また口座振替による納税も可能である。																																
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																																
		一元化の方向	A：サービス水準が異なるので、合併時に調整する必要がある。																																
		分析	<table border="1" data-bbox="613 906 2085 1114"> <thead> <tr> <th></th> <th>平塚市</th> <th>藤沢市</th> <th>茅ヶ崎市</th> <th>寒川町</th> <th>大磯町</th> <th>二宮町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収納率(%)</td> <td>93.68</td> <td>93.93</td> <td>92.96</td> <td>95.65</td> <td>94.7</td> <td>93.56</td> </tr> <tr> <td>口座での一括納付</td> <td>行なっている</td> <td>行なっている</td> <td>行なっていない</td> <td>行なっている</td> <td>行なっている</td> <td>行なっている</td> </tr> <tr> <td>口座振替申し込み受付</td> <td>市及び金融機関の窓口</td> <td>市及び金融機関の窓口</td> <td>金融機関の窓口</td> <td>町及び金融機関の窓口</td> <td>町及び金融機関の窓口</td> <td>町及び金融機関の窓口</td> </tr> </tbody> </table> <p>【課題点】 口座振替取扱い金融機関の範囲 市・町内に支店をもつ金融機関に限定：2団体 近隣市町に支店を持つ金融機関まで対象：4団体 口座での一括納付 行っている団体5団体 行っていない団体1団体</p>								平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	収納率(%)	93.68	93.93	92.96	95.65	94.7	93.56	口座での一括納付	行なっている	行なっている	行なっていない	行なっている	行なっている	行なっている	口座振替申し込み受付	市及び金融機関の窓口	市及び金融機関の窓口	金融機関の窓口	町及び金融機関の窓口
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町																													
収納率(%)	93.68	93.93	92.96	95.65	94.7	93.56																													
口座での一括納付	行なっている	行なっている	行なっていない	行なっている	行なっている	行なっている																													
口座振替申し込み受付	市及び金融機関の窓口	市及び金融機関の窓口	金融機関の窓口	町及び金融機関の窓口	町及び金融機関の窓口	町及び金融機関の窓口																													

区 分	事務事業項目名	内 容																		
税	納期前納付の報奨金制	事業概要	納税の奨励を図ることによって納税意識を高め、収納率を高めることを目的とする。対象は市町民税と固定資産税。																	
		実施市町	平塚市・大磯町・二宮町																	
		一元化の方向	A：負担の公平が保たれないため、合併時に調整する必要がある。																	
		分析	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td>平塚市</td> <td>藤沢市</td> <td>茅ヶ崎市</td> <td>寒川町</td> <td>大磯町</td> <td>二宮町</td> </tr> <tr> <td>報奨金の算定率</td> <td>1/100</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>0.2/100</td> <td>0.5/100</td> </tr> </table> <p>【課題点】 実施しているのは平塚市、大磯町、二宮町。藤沢市はH13.3.31に制度廃止。報奨金の算定率：平塚市 1/100、大磯町 0.2/100、二宮町 0.5/100 制度を存続させるか、廃止するか要検討。実施の場合は、算定率の相違、限度額の相違を調整する。</p>							平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	報奨金の算定率	1/100	-	-	-
	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町														
報奨金の算定率	1/100	-	-	-	0.2/100	0.5/100														
会計	公共料金口座自動振替払いに関する事務	事業概要	市町が支払う電気、電話、ガス等の公共料金を、自動支払いにより支出する。																	
		実施市町	平塚市・藤沢市・寒川町																	
		一元化の方向	A：サービス水準を公平にするため、合併時に調整の必要がある。																	
		分析	<p>【課題点】 平塚市、藤沢市、寒川町が実施している。他の1市2町は実施していない。 ○自動振替の対象は、平塚市は電気、ガス、上下水道、電話、電気、ガス、上下水道、電話、NHK受信料、藤沢市は電気、都市ガス、電話、上下水道 ○各市町の事務処理に多少の相違があるので、会計処理の統一化、関係企業や金融機関との調整、統一システムの調達が必要である。</p>																	
会計	公金の運用に関する事務	事業概要	地方自治法に基づき、歳計現金・歳計外現金について最も確実で有利な方法で保管すること、また基金についても確実かつ効率的に運用することについて、金融機関の経営状況等を把握し適正な運用を図る。																	
		実施市町	平塚市・藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町・大磯町・二宮町																	
		一元化の方向	C：法に基づく事務のため、考え方や事務内容に差はないが、公金の運用なので合併後に調整の必要がある。																	
		分析	<p>【課題点】 法に基づく事務のため、考え方や事務内容に差はない。</p>																	



3 各種実務課題の研究

各種実務課題の研究として、電算システム、組織、法令、財政等について専門部会、分科会において、調査検討を行いました。

(1) 電算システムの現状

ア 電算システム一元化に向けての考え方

市町村が合併する場合のシステム一元化については、事務運用の統合、システムの統合、窓口の増加、処理件数の増加、高度な行政サービスの提供等の要件を短期間に整理し、安全、正確さを確保し、移行する必要がある。

現実的には住民情報系、内部情報系、地域情報系システムについては既存システムを踏襲した統合が、安全な構築方法と考えられる。電子自治体系システムは、今後の開発課題であり、共同利用等の考え方を踏まえた構築を検討することが必要である。

住民情報系：住民記録や税、国保等の住民情報に関わるシステム

内部情報系：財務や文書管理など内部事務に関わるシステム

地域情報系：市民生活に関わる情報システム（例えば公共施設予約システムなど）

電子自治体への対応：平成 15 年度から平成 18 年度に、住基ネット・電子申請・電子申告・総合行政ネットワーク等の導入が予定されている。

イ 電算システム一元化に向けての検討

電算システムの統合においては、各市町のシステムの導入状況を把握し、課題を整理した上で、統合方式、データ移行方法等の検討が必要である。

ウ 3市3町の電算システムの導入状況

3市3町のシステム導入状況を、汎用機でのシステム、分散系でのシステム、地域情報化システムの3つに大別し、整理した。

汎用機でのシステム：大型コンピュータを使ったシステム

分散系でのシステム：パソコンネットワークシステム

汎用機でのシステム

業務		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	備考
住民情報 基幹プラットフォーム		汎用機 (ACOS4)	汎用機 (ACOS4)	汎用機 (ACOS4)	汎用機 (ACOS4)	汎用機 (ACOS2)	PCサーバ (WinNT)	汎用機2種類、PCサーバ1 種類の計3種類
住民記録	住民票形態	個人票	個人票	世帯票	個人票	個人票	世帯票	
	APサーバ	PCサーバ (Win2K)	PCサーバ (Win2K)	PCサーバ (Win2K)	PCサーバ (Win2K)	PCサーバ (Win2K)		基幹プラットフォームとの連携 方式が3種類
	CS	PCサーバ (Win2K)	PCサーバ (Win2K)	PCサーバ (Win2K)	PCサーバ (Win2K)	PCサーバ (Win2K)		基幹プラットフォームとの連携 方式が3種類
	バックアップシステム	汎用機 (ACOS4)	PCサーバ (Win2K)		PCサーバ (Win2K)			
	外字							
印鑑	密度	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	(400)	フォント確認が必要
外国人					未			
戸籍		PCサーバ (WinNT)	UNIXサーバ	未	未	未	未	
除籍		PCサーバ (WinNT)	UNIXサーバ	未	未	未	未	
附票		PCサーバ (WinNT)		未	未	未	未	
宛名								
住民税								
固定資産税								
軽自動車税								
国民健康保険	徴収方法	(税)	(料)	(料)	(料)	(税)	(税)	
国民年金								
介護保険	介護事務処理							
	介護認定支援	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (WinNT)		

	給付実績チェックシステム	未	未	未	未	未		
	アプリケーション作成支援システム	未	PC サーバル (WinNT)	未	未	未	未	
	収納							
	下水道使用料		PC サーバル (A-VX)					H15.4 県企業庁

- ・表中の 印は対象業務が住民情報基幹プラットフォーム上で処理されていることを示す。
- ・他のプラットフォームで分散処理されている場合は、その名称を記入した。

分散系でのシステム

業務		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	備考	
内部情報	財務 プラットフォーム	PC サーバル (WinNT)	PC サーバル (WinNT)	汎用機 (ACOS4)	汎用機 (ACOS4)	PC サーバル (WinNT)	PC サーバル (WinNT)	パッケージソフト 3種類が導入	
	基本体系	科目体系 (歳入)	会計・款・項・目・節・細節	会計・款・項・目・節・細節	会計・款・項・目・節・細節	会計・款・項・目・節・細節	会計・款・項・目・節・細節	会計・款・項・目・節・説明	
		科目体系 (歳出)	会計・款・項・目・細目・細々目・節・細節	会計・款・項・目・細目・細々目・節・細節	会計・款・項・目・細目・細々目・節・細節	会計・款・項・目・細目・細々目・節・細節	会計・款・項・目・細目・細々目・節・細節	会計・款・項・目・大事業・小事業・細節・説明	
	対象業務	起債					(H15.4~)		
		公有財産	未		未	未	未	未	
		債権債務者							基本システムに含む
		資金	未	未		未	未	未	
		基金	未	未	未	未	(H15.4~)	未	
		備品	(H15.4~)		未	未	未	未	
		用品	未	未	未	未	未	未	
		契約	未	(物品のみ)	未	未	未	未	
		業者	未	(物品のみ)	未	未	未		
		財政計画支援	未	未	未	未	未	未	
	計画事業	(独自)			未	未			
他処理連携	未	(文書・旅費・行政評価)	統計は PC サーバル処理	未	未	未			
電子決裁	未		未	未	未	未			

	人事給与	PCサーバ (A-VX)	PCサーバ (A-VX)	PCサーバ (WinNT)	汎用機 (ACOS4)	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (WinNT)	
	文書	未	UNIXサーバ	未	未	未	PCサーバ (WinNT)	
	グループウェア	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (WinNT)	パッケージソフト2種類が 導入
	行政評価	未	PCサーバ (WinNT)	未	未	未	未	
	清掃施設管理	PCサーバ	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (NEC7200)	なし	なし	なし	
	市民病院	汎用機 (ACOS4)	PCサーバ (Win2K)	PCサーバ (WinNT)	なし	なし	なし	
福祉情報	障害者	PCサーバ (WinNT)	UNIXサーバ	PCサーバ (WinNT)	PCサーバ (A-VX)	未	未	
	高齢者	未	UNIXサーバ	未	未	未	未	
	児童福祉	PCサーバ (WinNT)	UNIXサーバ	PCサーバ (WinNT)	未	未		
	生保	PCサーバ (WinNT)	UNIXサーバ	PCサーバ (A-VX)	未	未	未	
	医療	PCサーバ (WinNT)	UNIXサーバ		未		PCサーバ (WinNT)	
	老健	汎用機 (ACOS4)	UNIXサーバ		汎用機 (ACOS4)	汎用機 (ACOS2)		
	健康管理	未	基本健康調査 のみ	未	未		なし	

- ・表中の財務個別業務の 印は対象業務が財務共通プラットフォーム上で処理されていることを示す。
- ・表中の福祉個別業務の 印は機種等の詳細は不明であるが、導入済みを示す。

地域情報化システム

業務		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	備考
内部情報	施設予約	スポーツ	PCサーバ (Win2K)	PCサーバ (Win2K)	UNIXサーバ	未	未	未
		文化(市民会館・公民館等)	PCサーバ (Win2K)	UNIXサーバ	UNIXサーバ	未	未	未
		宿泊	未	UNIXサーバ	未	対象施設なし	対象施設なし	対象施設なし
	図書館				未			
	地図	統合化	未	計画中	未	未	未	未
		都市計画	未			未		
		固定資産	未			未	未	
		道路	未		未	未	未	未
		下水道	未		PCサーバ (Win2K)	未	未	未
	ポータル				未	未	未	
電子自治	電子申請	未		未	未	未	未	
	電子調達	未	未	未	未	未	未	
	電子相談	未	未	未	未	未	未	
	認証	未	未	未	未	未	未	
学校イントラネット (学校間ネットワーク)		(H14.11)	PCサーバ (Win2K)	未		未	未	
地域イントラネット (施設予約等各施設間ネットワーク)		未	PCサーバ (Win2K)	未	未	未	未	
その他	土木設計積算		PCサーバ (WinNT)					
	農家台帳	PC単体	不明	未	未	未	PCサーバ (WinNT)	
	消防(指令等)	UNIXサーバ	UNIXサーバ	UNIXサーバ	UNIXサーバ		PCサーバ (WinNT)	
	防災	未	UNIXサーバ	未	未	未	PCサーバ (WinNT)	
報基盤情報	庁内LAN	LAN(1G)	基幹LAN(1G)	LAN(100M)	LAN(100M)	LAN(100M)	LAN	
	出先機関	スーパーワイドLAN	スーパーワイドLAN	スーパーワイドLAN	DA64	DA128	INS64	

・表中の 印は機種等詳細は不明ながらシステム化済の業務を示す。

エ 3市3町の電算システム一元化に向けての課題

現状の3市3町のシステム化の範囲を踏まえた上での大まかな問題・課題点は以下ようになる。

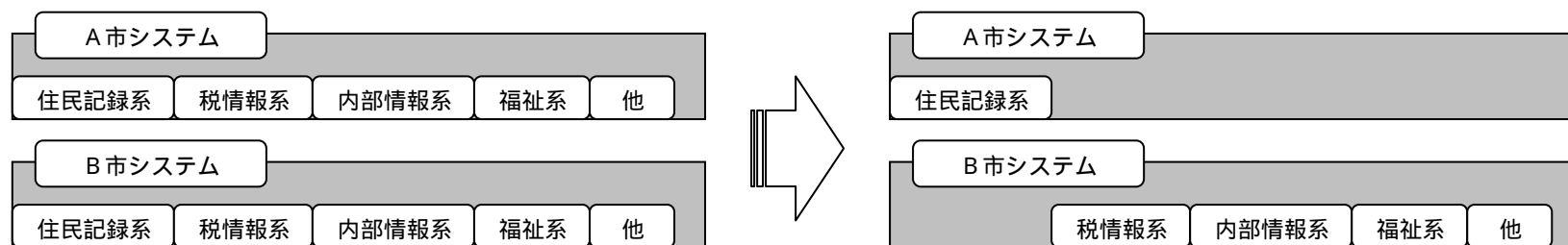
汎用機での運用システム	
住民記録	・世帯票と個人票の違い・外字の整理・コードの整理
印鑑証明	・印鑑カードの取扱い・印影については3市3町が400dpiを使用
外国人	・寒川町未システム化 ・3市2町で運用が異なる(カスタマイズあり)
選挙	・選挙資格の設定方法(定時登録条件等) ・藤沢市と二宮町が不在者投票システム化
戸籍	・藤沢市のみシステム化(H15.2 平塚市システム化) ・外字の整理
除籍	・2市でシステム化 ・データ形式の統一
附票	・藤沢市のみシステム化(H15.2 平塚市システム化)
宛名管理	・不均一課税の対応により方法論検討 ・管理方法については3市3町で特徴あり
住民税	・不均一課税の対応により方法論検討 ・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
固定資産税	・不均一課税の対応により方法論検討 ・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
軽自動車税	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
法人市民税	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
国民健康保険	・課税方法の相違(平塚市・大磯町・二宮町:国保税、藤沢市・茅ヶ崎市・寒川町:国保料)
国民年金	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり) ・社会保険庁への対応
介護保険	・不均一課税の対応により方法論検討 ・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
収納	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり) ・過年度消し込みについて検討
下水道使用料	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり)
汎用機・分散系での運用システム	
財務	・科目体系は同一 ・サブシステムにばらつきあり ・藤沢市のみ文書連携
電子決済	・藤沢市のみシステム化 ・専決規定の統一化
人事給与	・3市3町で運用が異なる(カスタマイズあり) ・諸手当について差異が多い
文書管理	・藤沢市のみシステム化 ・専決規定の統一化 ・文書管理規定の統一化

グループウェア	・職員情報との連携
行政評価	・藤沢市のみシステム化
清掃施設管理	・運用形態の位置付けを明確にする
市民病院	・市民病院としての位置付けを明確にする
総合福祉	・政策、施策レベルのサービスについての取扱いによりカスタマイズの差異が多い
生活保護	・3市3町で運用が異なる（カスタマイズあり）
健康管理	・3市3町で運用が異なる（カスタマイズあり）
医療	・3市3町で運用が異なる（カスタマイズあり）
老健	・3市3町で運用が異なる（カスタマイズあり）
保健所	・藤沢市保健所設置計画策定
施設管理	・3市3町で運用が異なる（カスタマイズあり） ・条例の整理が必要
図書館	・パッケージは異なるが、データ移行は比較的容易 ・マークデータの統合等データ整理方法の検討
地図管理	・ベース地図作成時期、精度の整理 ・リンクする業務の考え方（評価算定等の統一）
土木設計積算	・パッケージは異なるが、データ移行は比較的容易 ・県との連携
農家台帳	・3市3町で運用が異なる（カスタマイズあり）
消防・防災	・連携方法の検討
庁内情報基盤整備	・実施は今後であるため合併を踏まえた導入形態を検討する必要がある
地域情報化	
地域情報化計画	・総合計画に基づく個別情報化計画の策定 ・地域と行政が情報化を総合的・体系的に整備
電子自治体関連	・実施は今後であるため合併を踏まえた導入形態を検討する必要がある
地域情報基盤整備	・インフラ（ブロードバンド）の整備 ・地域イントラネットの構築 ・学校イントラネットの構築
市政情報提供	・情報提供システム（方法）の検討
市民ITサポート	・IT体験施設の整備 ・サポート組織作り
ポータルサイト	・新規構築

オ システム一元化方式について

システム一元化方式をみると、個別業務選択方式、任意団体一本化方式、新規システム導入方式の3方式が想定される。先進市の事例を参考にその方式を整理する。

...個別業務選択方式（分割型） さいたま市（大宮市・浦和市・与野市の合併）で採用
旧自治体で運用中のシステムを選択し、継続使用する方式



〔想定される作業〕

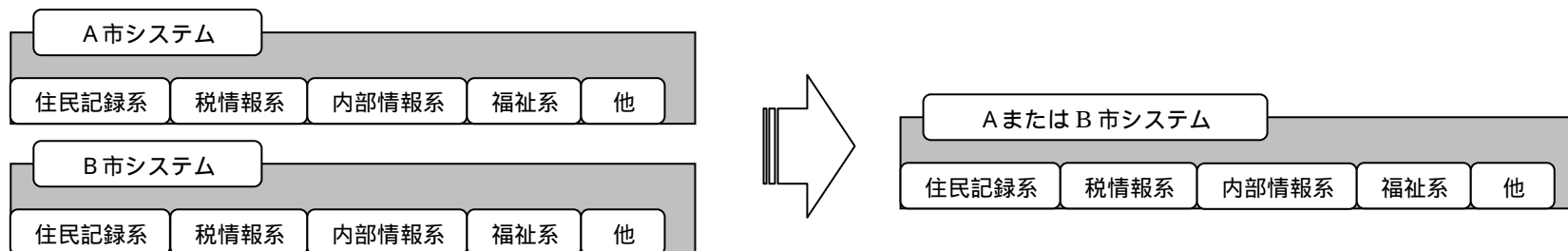
- ・期割、住民票出力形式、国保徴収方法などの統一化
- ・連携（上記の例では「住民記録 - 税」）について新規で作り込み
- ・操作性が異なることにより入出力部分の修正
- ・宛名の新規作成
- ・不均一課税（固定資産・住民・介護保険等）の対応
- ・システム化されている業務の統一
- ・外字・個人番号・世帯番号などの統合

〔課題点〕

- ・複数システムのため維持経費が重複
- ・各旧システムをデータ連携させる仕組み（業務間の整合処理）が必要
- ・並行稼働期間の運用が複雑

但し、各部会での検討結果に近いシステムの選択が可能である。移行作業が最低限に抑えられる可能性がある。

任意団体一本化方式（片寄せ型） 西東京市（田無市・保谷市の合併）で採用
任意の一団体のシステムを選択し、継続使用する方式



〔想定される作業〕

- ・期割、住民票出力形式、国保徴収方法などの統一化
- ・不均一課税（固定資産・住民・介護保険等）の対応
- ・システム化されている業務の統一
- ・外字・個人番号・世帯番号などの統合
- ・宛名へのデータ移行（不均一課税実施の場合含む）

〔課題点〕

- ・どの自治体のシステムを継続するのか調整が必要
- ・旧システムからのデータ移行が発生
- ・並行稼働期間の運用が複雑
- ・合併による人口増、サービス増への対策
- ・不採用システムの要件を追加し構築すると費用が高額になる可能性あり

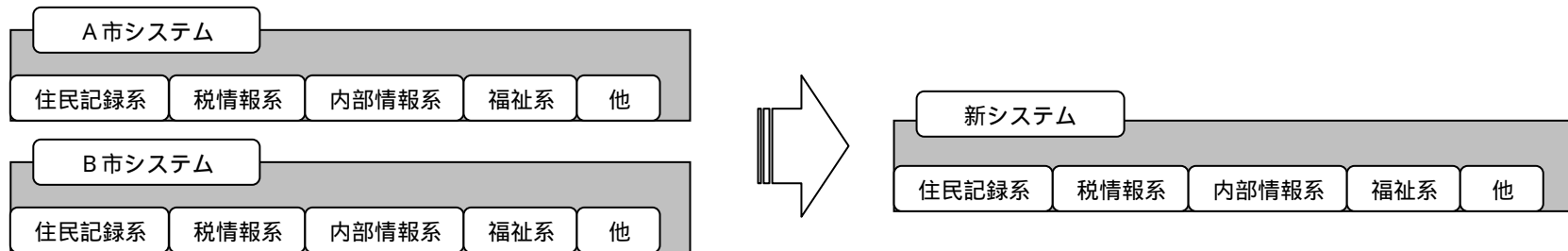
但し、システム連携は実現されているため安全性が高い。費用は個別業務選択方式より安価の可能性はある。

* サービスの統廃合を行っても、合併までは各市町の業務として継続するため移行時期は合併時に合わせて行うことが前提。

* 合併月によっては、合併時に統合が必要ないシステムがある。

* 戸籍業務など部分的なシステム化が認められている業務においては段階的なシステム化が可能。

新規開発方式（新システム導入型）
完全にシステムを一から構築する方式



〔想定される作業〕

- ・期割、住民票出力形式、国保徴収方法などの統一化
- ・不均一課税（固定資産・住民・介護保険等）の対応検討

〔課題点〕

- ・新規導入のため、担当課の負担（確認作業・オペレーション等）が大きい。
- ・十分な準備期間が必要
- ・過年度についての考慮が必要

但し、先進パッケージの導入により、住基ネット、電子自治体等への対応が容易になる。住民C D、賦課計算等合併を意識したパッケージであれば改修は最低限に抑えられる。



(2) 組織の現状

ア 整備方針の制定

新市の事務処理組織及び機構の設置は、新市の市長職務執行者が行うこととなる。その準備については、合併市町間で協議を行った上で合併後の事務執行に支障がないよう配慮するとともに、新市の効率的な事務運営につながるよう、内容を固めておくことが必要である。

地方自治体は、その地域の社会経済条件、自然環境条件や歴史的背景を踏まえ住民の生活向上と福祉の充実を目指し、その地域の課題を克服する効率的な組織機構としなければならない。そのためには、「最少の経費で最大の効果をあげる地方自治運営の能率化の原則」や「地方自治体の組織及び運営の合理化とその規模の原則」の趣旨に沿った組織機構を整備することが必要である。

イ 本庁組織

地方自治法第158条第7項の規定に基づき、新市の部の設置については、条例で定めることとなる。その際は、住民の福祉の増進、運営の合理化、規模の適正化に配慮しつつ、かつ、他の市町の部の組織との間に権衡を失しないようにする必要がある。

ウ 出先機関

合併をする場合には、これまでの市町の本庁としての事務所や出先機関としての支所等の扱いについて、その位置、名称、機構、業務内容、所管区域等に関して、合併関係市町で協議しておくことが必要である。

支所または出張所等の位置、名称及び所管区域は、地方自治法第155条の規定に基づき、「条例でこれを定めなければならない」と定められている。合併時には、従来の市役所、町役場を支所または出張所とする例が多く、どの程度の事務をその支所等で取り扱うのか、組織、人員、所管区域をどのようにするのか、事務の効率化と住民の利便性の均衡をどのように図っていくのか等を十分に検討することが必要である。

エ 附属機関

合併する場合には、本庁組織の扱いに付随して、附属機関の取り扱いを合併関係市町で協議しておく必要がある。

オ 3市3町の組織の現況 (平成15年4月1日現在)

平塚市		藤沢市		茅ヶ崎市		寒川町		大磯町		二宮町		
部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名	
企画部	企画課	企画部	経営企画課	企画部	企画調整課	企画部	企画課	行政改革・企画政策担当	企画室	総務部	企画室	
	秘書課		IT推進課		行政管理課		広報広聴課				総務課	総務課
	広報課		渉外課		情報推進課						財政課	財政課
	市民情報・相談課		男女共同参画課		男女参画社会課						税務課	税務課
	職員課		公共用地取得担当		文化推進課							
	情報システム課											
		市民自治部	市民自治推進課									
			広報課									
			市民窓口センター									
			市民相談課									
			消費生活課									
			情報管理課									
			市民センター(11ヶ所)									
総務部	総務課	総務部	秘書課	総務部	秘書課	総務部	総務課	総務部	総務課	総務部	総務課	
	財政課		行政総務課		行政総務課		財政課				財政課	
	管財課		職員課		職員課		税務課				税務課	
	工事検査課		文書統計課		市民活動推進課							
	市民税課		災害対策課		広報広聴課							
	固定資産税課		行政改革推進担当		文書法務課							
	納税課		財政課									
			用地管理課									
			契約検査課									
			納税課									
		資産税課										
		契約課										
		管財課										
		検査課										
経済部	産業推進課	経済部	産業振興課	市民経済部	商工労政課	町民部	町民課	町民福祉部	町民課	町民福祉部	住民課	
	農産課		観光課		農政課		防災交通課				福祉課	
	商業観光課		農業水産課		海浜課		環境課				健康課	
	工業労政課		勤労市民課		市民課		産業振興課					
	みなと水産課		中央卸売市場		小出支所							
		畜場										
公営事業所	事業課											
市民部	市民活動推進課			防災安全部	防災対策課							
	市民課				安全対策課							
	青少年課											
	交流親善課											
	文化行政推進室											
	男女共同参画推進室											
健康福祉部	福祉政策課	福祉健康部	福祉推進課	保健福祉部	保健福祉総務課	保健福祉部	福祉課	町民福祉部	町民課	町民福祉部	高齡福祉課	
	高齡福祉・介護保険課		保険年金課		健康づくり課		高齡介護課				地域協働課	
	障害福祉課		介護保険課		保険年金課		福祉課				福祉課	
	生活福祉課		医療予防課		障害福祉課		健康課				子育て介護課	
	児童福祉課		市民健康課									
	保険年金課		保健医療施設開設準備担当									
健康課												
		高齡福祉課										
		児童福祉課										
		障害福祉課										
		生活福祉課										
		太陽の家										
環境部	環境政策課	環境部	環境管理課	環境部	環境政策課	環境部	環境政策課	環境経済部	環境美化センター	環境経済部	経済課	
	環境管理課		環境保全課		環境保全課		環境観光課				環境課	
	環境業務課		減量推進課		ごみ対策課						環境衛生センター	
	環境事業センター		環境事業センター		清掃施設整備課						桜美園問題対策プロジェクト	
			北部環境事業所		収集事務所							
	石名坂環境事業所	清掃事務所										

平塚市		藤沢市		茅ヶ崎市		寒川町		大磯町		二宮町	
部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名	部名	課名
都市計画部	建設総務課	計画建築部	建設調整課	都市部	都市計画課	都市部	都市計画課	都市整備部	都市整備課	建設部	建設課
	都市計画課		都市計画課		都市政策課		まちづくり課		都市整備課		
	開発調整課		開発業務課		都市整備課		下水道課		下水道課		
	建築指導課		建築指導課		建築指導課						
	開発審査課		公共建築課		開発審査課						
			住宅課		公園みどり課						
			西北部総合整備事務所								
都市整備部	都市整備課	都市整備部	都市整備課	建設部	建設総務課	建設部	道路課	寒川町周辺整備事務所		建設部	
	みどり公園課		公園みどり課		道路管理課		下水道課				
	総合公園管理事務所		長後地区整備事務所		交通安全課						
	建築課		柄沢区画整理事務所		道路建設課						
	水政課		北部区画整理事務所		建築課						
	ライナーホーム推進室		下水道業務課		国県事業対策課						
道路部	道路総務課	土木部	土木計画課	建設部	建設総務課	建設部	道路課	寒川町周辺整備事務所		建設部	
	道路補修課		道路管理課		道路管理課		下水道課				
	道路建設課		交通安全課		道路建設課						
	交通安全課		道路整備課		建築課						
	国県道推進室		下水道整備課		下水道総務課						
下水道部	下水道総務課		下水道整備課		下水道建設課						
	下水道建設課		土木維持課		下水道建設課						
	下水道管理課				下水道管理課						
平塚市民病院		藤沢市民病院		茅ヶ崎市立病院							
会計課		会計課		会計課		会計課		会計課		出納室	
議会事務局	議会総務課 議事課	議会事務局		議会事務局		議会事務局		議会事務局		議会事務局	庶務課
選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局		選挙管理委員会事務局	
監査委員事務局		監査委員事務局		監査委員事務局		監査委員事務局		監査委員事務局		監査委員事務局	
農業委員会事務局		農業委員会事務局		農業委員会事務局		農業委員会事務局		農業委員会事務局		農業委員会事務局	
		オンブズマン事務局									
教育総務部	教育総務課	教育総務部	教育総務課	教育総務部	教育総務課	教育委員会	教育総務課	教育委員会	学校教育課	教育委員会	教育総務課
	教育施設課		学務課		教育施設課		学校教育課		生涯学習課		
学校教育部	学校給食課		学校教育課		学務課		生涯学習課		郷土資料館		生涯学習課
	学務課		保険給食課		教育指導課		スポーツ振興課		図書館		生涯スポーツ課
	教職員課		学校施設課				教育研究室				
	指導室										
	教育研究所										
	子ども教育相談センター										
社会教育部	社会教育課	生涯学習部	生涯学習課	生涯学習部	生涯学習課	生涯学習部	生涯学習課	生涯学習部	消防総務課	消防本部	消防課
	スポーツ課		文化推進課		青少年課		消防課				
	中央図書館		青少年課		スポーツ課		図書館		消防課		
	博物館		スポーツ課		図書館						
	美術館		総合市民図書館								
消防本部	消防総務課	消防本部	消防総務課	消防本部	消防総務課	消防本部	消防総務課	消防本部	消防総務課	消防本部	消防課
	防災課		予防課		予防課		消防署				
	予防課		警防課		警防課		消防署				
	警防課		救急救命課		救急救命課		消防署				
	通信指令課										
消防署	管理課	消防署	管理課	消防署	指導課	消防署	指導課	消防署	指導課	消防署	消防本部・署
	警備課		警備第一課		警備第一課						
	指令課		警備第二課		警備第二課						



(3) 法令関係の現状

湘南市の場合の合併方式は、新設合併が想定されることから、3市3町における制度を調整し、湘南市としての新たな制度を設計することが必要となる。そのためには、新設合併に伴う3市3町の例規等（要綱等を含む。以下同じ。）の調整について、次のような事務が想定される。

ア 想定される事務の進め方

(ア) 例規等の一覧表の作成

3市3町の例規等の全体像を把握し、かつ、湘南市において制定すべき例規等の基礎資料とするため、3市3町のそれぞれ対応する例規等の一覧表を作成する。

(イ) 例規等の立法方針の決定

事務事業の調整方針に基づき、湘南市において制定すべき例規等を決定する。この決定に当たり、例規等を次のように分類し整理する（事務事業の調整方針は、法定合併協議会で協議し決定する。）。

新しく制定する例規等

統合し、又は分離する例規等

廃止する例規等

(ウ) 例規等の施行方法の決定

事務事業の調整方針に基づき、例規等を次の区分により施行させる。

a 例規等を湘南市の発足日から施行させるもの

(a) 市長職務執行者の専決処分により制定し施行させる条例

湘南市の発足日と同時に、市長職務執行者の専決処分により制定し施行させるもの（地方自治法第179条第1項）

法令により制定が必要なもので、市政執行上空白期間の許されないもの

湘南市の組織及びその運営又は職員の勤務条件に関するもの

市民の権利義務に関するもので、空白期間の許されないもの

公の施設の設置・管理に関するもの

3市3町が同様の制度を有する事務事業に係るもので、統合する必要があるもの

法定合併協議会において協議済のもの

(b) 市長職務執行者の決裁により制定し施行される規則・規程

湘南市の発足と同時に、規則・規程を市長職務執行者が決裁し施行させるもの

(a)に準ずるもの

b 3市3町の例規等を引き続き施行させるもの

湘南市において条例・規則が施行されるまでの間、市長職務執行者が従来の3市3町で施行されていた条例・規則を湘南市の条例・規則として、当該地域に引き続き施行させるもの（地方自治法施行令第3条）

3市3町の制度に相違があり、湘南市の発足までに統合が困難なもので、湘南市において統合案を決定するもの

一部の市町にのみある例規等で湘南市において政策判断を要するもの

既に適用させていたものを整理する間施行させるもの

c 湘南市の発足日に施行させないもの

(a) 逐次制定する例規等

市長の政策判断に係るもの

(b) 議員提出に係る条例・規則

議員にのみ提出権のあるもの

(エ) 例規等の立案の方針及び要領の統一

例規等の立案の方針及び要領を統一する。統一する事項としては、次のようなものが考えられる。

- 法形式の選択
- 規定事項
- 題名の付け方
- 数字の表記方法
- 句読点

(オ) 例規等の立案及び審査

a 立案

3市3町における当該事務事業の主管課において例規等の原案を調整し立案する。

原案には、例規等作成調書を添付する。調書には、次の事項を記載する。

- ・当該原案に対応する3市3町の例規等の名称
- ・事務事業の調整方針の概要
- ・当該原案に係る3市3町の例規等の相違点及び検討・調整事項
- ・当該原案の施行すべき時期
- ・施行に係る経過措置

b 審査

原案について3市3町の例規等主管課においてそれぞれ審査を行う。審査は、原則として、一次審査及び二次審査とする。

(カ) 湘南市の例規集の作成

例規集の編纂を決定する。

例規集の作成にあたり、次のいずれで行うかを決定する。

- ・電子ベースのみ
- ・電子ベースと紙ベース
- ・紙ベースのみ

イ 3市3町の例規集の現況 (平成15年4月1日現在)

平塚市				藤沢市				茅ヶ崎市																								
編	類章	168 条例	224 規則	80 規程	編	類章、節	192 条例	273 規則	87 規程	編	章、節	169 条例	226 規則	66 規程																		
第1編	第1類 総則	第1章 開庁	2	1	0	第1編 総規	第1章 開庁	2	0	0	第1編 総規	第1章 市制施行	2	1	0																	
		第2章 公告式及び広報	1	1	1		第2章 公告式	1	0	0		第2章 公告式・市報	1	1	1																	
		第3章 表彰	2	1	0		第2章の2 情報公開	2	11	10		第3章 表彰	2	3	0																	
	第2類 議会	第1章 議会	5	4	2		第2章の3 資産公開	1	1	0	第2編 議会	第2編 議会	第1章 市長	-	-	-																
		第2章 議会事務局	1	0	6		第2章の4 オンブズマン	1	2	0			第1節 事務分掌	2	4	0																
	第3類 選挙	第1章 選挙	3	0	4		第3類 委員会及び委員	第3類 委員会及び委員	第3章 表彰	2			4	0	第2節 代理・代決等	0	2	3														
		第2章 選挙管理委員会	0	0	3				第4章 その他	3			0	0	第3節 文書・公印	1	4	5														
	第4類 行政一般	第1章 組織及び機関	1	4	0				第4類 行政組織	第4類 行政組織			第1章 選挙管理委員会	3	0	10	第3節の2 情報公開	3	5	1												
		第2章 処務	4	15	19								第2章 公平委員会	1	6	0	第3節の3 行政手続	1	2	0												
		第3章 行政委員会及び委員	5	9	14								第3章 監査委員	1	0	2	第4節 住民	10	13	0												
		第4章 附属機関	14	4	0								第4章 農業委員会	1	0	4	第5節 附属機関等	4	6	5												
		第5章 市民活動	2	1	0								第5章 固定資産評価審査委員会	1	0	1	第2章 教育委員会第7編第1章に登載	-	-	-												
		第6章 住民	3	2	0								第1章 本庁機関	1	1	0	第3章 選挙管理委員会	3	0	7												
	第5類 人事	第1章 定数及び任用	3	2	0								第2章 出先機関	2	1	0	第4章 公平委員会	1	8	1												
		第2章 分限及び懲戒	5	0	0								第3章 附属機関	7	21	3	第5章 監査委員	1	0	3												
		第3章 服務	6	8	4								第5類 処務	第5類 処務	第1章 専決・委任	0	4	3	第6章 農業委員会第9編第1章に登載	-	-	-										
		第4章 職員団体	2	3	0										第2章 文書・公印	2	6	10	第7章 固定資産評価審査委員会	1	0	3										
	第6類 給与	第1章 給料及び諸手当	5	10	0										第3章 印鑑・住民登録	2	4	0	第1章 定数・任用	4	2	0										
		第2章 旅費及び費用弁償	4	2	0										第4章 その他	1	6	1	第2章 分限・懲戒	5	1	1										
		第3章 退職年金及び諸給与金	4	3	0										第1章 定数及び任用	3	2	1	第3章 服務	3	3	4										
		第4章 給料・手当	2	3	0										第2章 服務	5	5	5	第4章 職員団体	2	1	0										
	第2編	第7類 財務	第1章 財産及び契約	9	2										0	第6類 人事	第6類 人事	第3章 分限・懲戒	5	0	1	第5編 給与	第5編 給与	第1章 報酬・費用弁償	4	1	0					
			第2章 会計	2	3										0			第4章 研修・勤務評定	0	0	4			第2章 給料	8	13	0					
			第3章 市税	3	1										0			第5章 福利厚生	1	3	1			第3章 旅費	1	2	0					
第4章 税外収入			5	0	0	第6章 職員団体									2			0	0	第4章 退職料・公務災害補償	4			5	0							
第8類 民生		第1章 民生	9	9	1	第7類 給与									第7類 給与			第1章 報酬・費用弁償 旅費	-	-	-			第6編 財務	第6編 財務	第1章 通則	10	5	4			
		第2章 福祉	13	23	0													第1節 報酬・費用弁償	2	1	0					第2章 市税	2	2	0			
		第3章 国民健康保険	2	2	1						第2節 旅費	1						1	0	第3章 使用料・手数料	4					1	0					
第3編	第9類 経済	第4章 介護保険	1	4	0						第8類 財務	第8類 財務						第2章 給料・手当	7	11	0					第7編 教育	第7編 教育	第4章 会計	2	5	0	
		第5章 衛生	2	3	0		第3章 退職料・退職手当	2										2	0	第1章 教育委員会	2							13	3			
		第6章 環境	3	3	0		第1章 通則	1										2	0	第2章 学校教育	3							4	0			
		第7章 病院	3	10	5		第2章 財産管理	4	4	0								第3章 社会教育	15	18	0											
		第10類 建設	第1章 農林及び水産	2	4		0	第8類 財務	第8類 財務	第3章 税・税外収入								-	-	-	第8編 厚生							第8編 厚生	第1章 社会福祉	15	23	0
			第2章 商工及び観光	0	0		0			第1節 税								1	3	0									第2章 衛生	2	4	0
			第3章 公営事業	1	7		0			第2節 税外収入								10	5	0									第3章 国民健康保険	5	8	3
第1章 通則	0		1	3	第4章 公債		0			0								0	第4章 介護保険	1									4	0		
第2章 道路及び河川	1	3	0	第5章 会計・経理	3		7			5																						

寒川町				大磯町				二宮町						
編	章、節	132 条例	143 規則	65 規程	編	章、節	148 条例	163 規則	65 規程	類	章	134 条例	135 規則	60 規程
第1編 総規	第1章 開庁	2	0	0	第1編 総規	第1章 町制	2	2	0	第1類 通則	第1章 町制	1	0	0
	第2章 公告式	1	0	1		第2章 公告式	1	1	0		第2章 公告式	1	0	0
	第3章 表彰	1	1	0		第3章 表彰	2	2	2		第3章 表彰	2	2	0
第2編 議会		6	4	7	第2編 議会 選挙・監査		6	4	5	第2類 議会 選挙・監査		6	3	6
第3編 執行機関	第1章 町長	-	-	-	第3編 行政通則	第1章 議会	2	0	4	第3類 行政一般	第1章 議会	2	0	7
	第1節 事務分掌	2	4	5		第2章 選挙	1	0	3		第2章 選挙	1	0	4
	第2節 代理・代決等	0	3	3		第3章 監査	-	-	-		第3章 監査	3	5	5
	第3節 文書・公印	0	0	5		第1節 通則	2	4	3		第1章 組織 処務	0	0	2
	第3節の2 行政手続	1	2	0		第2節 委員会等	2	4	0		第2章 文書・公印	1	2	0
	第3節の3 情報公開	2	6	0		第2章 文書・公印	2	5	8		第3章 住民・印鑑	4	6	0
	第4節 広報広聴	0	1	0		第3章 広報・情報	3	10	11		第4章 広報・情報管理	1	2	0
	第5節 住民	2	3	3	第4章 行政手続	1	2	0	第5章 行政手続	1	2	0		
	第6節 災害対策	3	0	2	第5章 庁内管理	0	1	1	第1章 公平委員会	0	0	0		
	第7節 交通安全対策	0	1	1	第1章 公平委員会	0	0	0	第2章 定数・任用	1	1	1		
	第2章 教育委員会第7編第1章に登載	-	-	-	第2章 定数・任用	1	2	0	第3章 分限・懲戒	5	1	0		
	第3章 選挙管理委員会	2	0	7	第3章 分限・懲戒	4	2	0	第4章 服務	5	4	2		
	第4章 監査委員	1	0	4	第4章 服務	5	2	1	第5章 研修・勤務評価	0	0	0		
	第5章 公平委員会	0	0	0	第5章 研修・能率	0	0	0	第6章 福利厚生	0	0	1		
第6章 農業委員会第9編第1章に登載	-	-	-	第6章 福利厚生	1	1	0	第7章 職員団体	2	0	0			
第7章 固定資産評価審査委員会	1	0	3	第7章 公務災害補償	2	3	0	第1章 報酬・費用弁償	4	1	0			
第8章 附属機関等	1	0	0	第8章 職員団体	1	0	0	第2章 給料	5	5	0			
第4編 人事	第1章 定数・任用	2	1	0	第5編 給与	第1章 報酬・費用弁償	3	0	0	第5類 給与	第1章 報酬・費用弁償	4	1	0
	第2章 分限・懲戒	4	1	0		第2章 給料	6	3	0		第2章 給料	5	5	0
	第3章 服務	4	3	1		第3章 諸手当	1	8	1		第3章 諸手当	2	4	2
	第4章 職員厚生	2	2	3		第4章 旅費	1	2	0		第4章 旅費	1	1	0
	第5章 職員団体	1	0	0		第5章 退職給付	0	0	0		第5章 退職給付	0	0	0
第5編 給与	第1章 報酬・費用弁償	4	0	0	第6編 財務	第1章 予算・会計	3	4	0	第6類 財務	第1章 予算・会計	2	3	0
	第2章 給料・手当等	5	9	1		第2章 契約・財産	14	4	2		第2章 契約・財産	13	2	1
	第3章 旅費	1	1	0		第3章 町税	3	2	4		第3章 町税	3	1	3
						第4章 税外収入	2	1	0		第4章 税外収入	1	0	0

豊川町				大磯町			二宮町							
編	章、節	132	143	65	編	章、節	148	163	65	類	章	134	135	60
	条例	規則	規程		条例	規則	規程			条例	規則	規程		
第6編 財務	第1章 通則	2	1	0	第7編 福祉・衛生	第1章 社会福祉	-	-	-	第7類 教育	第1章 教育委員会	1	10	2
	第2章 会計	1	3	1		第1節 通則	6	4	0		第2章 学校教育	3	5	1
	第3章 税・税外収入	5	2	0		第2節 生活援護	1	1	1		第2章の2 生涯教育	3	3	0
	第4章 契約	0	1	3		第3節 児童福祉	4	4	1		第3章 社会教育	4	7	0
	第5章 財産	15	2	2		第4節 母子(父子)福祉	0	0	0		第4章 体育	2	3	0
第7編 教育	第1章 教育委員会	1	10	4	第5節 老人福祉	3	3	1	第8類 民生	第1章 社会福祉	17	18	2	
	第2章 学校教育	2	5	0	第6節 心身障害者等福祉	4	2	0		第2章 保健衛生	5	7	0	
	第3章 社会教育	8	13	1	第7節 同和対策	0	0	0		第3章 国民健康保険	2	1	1	
	第4章 文化財	2	2	0	第2章 国民健康保険・国民年金	3	4	0		第4章 介護保険	1	2	0	
第8編 厚生	第1章 社会福祉	-	-	-	第3章 介護保険	1	3	0		第9類 産業	第5章 交通災害	1	1	0
	第1節 通則	6	8	0	第4章 保健衛生	3	7	2	第1章 農林		2	1	5	
	第2節 児童・母子福祉等	4	4	1	第1章 住民・生活	1	1	0	第2章 商工・観光		1	0	0	
	第3節 老人福祉	5	6	0	第2章 住民施設	1	1	0	第1章 土木		1	2	1	
	第4節 心身障害者福祉	2	3	0	第3章 交通安全等	3	4	0	第2章 建築・住宅		1	0	0	
	第2章 国民健康保険	1	3	0	第4章 環境保全	3	3	0	第3章 都市計画	6	4	1		
	第3章 介護保険	1	2	0	第1章 商工・観光	3	3	0	第4章 下水道	4	7	0		
	第4章 衛生	-	-	-	第2章 労働	0	0	0	第5章 河川・港湾	2	2	0		
	第1節 保健衛生	2	3	0	第3章 農林	3	3	6	第11類 防災	第1章 災害対策	3	0	3	
	第2節 環境衛生	3	2	1	第1章 土木	1	1	2		第2章 消防	8	18	10	
第9編 産業経済	第5章 環境保全	3	3	0	第2章 建築・住宅	2	0	0	134 135 60					
	第1章 農業委員会	1	1	3	第3章 都市計画	5	4	0						
	第2章 農林	0	1	0	第4章 開発	0	0	1						
第10編 建設	第3章 商工・労政	0	1	0	第5章 下水道	4	6	0						
	第1章 土木	2	2	0	第1章 災害対策	4	0	1						
	第2章 都市計画	7	7	0	第2章 消防	7	15	3						
第11編 消防	第3章 下水道	4	5	0	第1章 教育委員会	0	7	2						
	第1章 消防本部	2	4	3	第2章 学校教育	4	6	0						
	第2章 消防団	4	4	0	第3章 社会教育	6	8	0						
第12編 教育	第3章 火災予防	1	3	0	第4章 体育	5	4	0						
	第1章 事務委託	0	0	0	第1章 事務委託	0	0	0						
第13編 雑則	第2章 一部事務組合	0	0	0	第2章 一部事務組合	0	0	0						
		132	143	65		148	163	65						



(4) 財政状況

自治体が、地方分権時代に、住民の多様なニーズに応え、行政の説明責任を果たすには、自立して遂行できる財政力を備えることが必要です。

ここでは、まず3市3町の財政の現況を把握し、その上で、一定の仮定のもとに、それぞれの自治体が現在のサービス水準を続けるとなると、どの程度の財政規模になるのかを検討します。なお、政令指定都市としての想定は行っておりません。

ア 3市3町の財政状況

3市3町の平成13年度普通会計決算状況を示します。3市3町の歳入合計は、約2,743億39百万円であり、歳出合計は、約2,633億7百万円となります。

歳入の主なものとして、地方税の割合は約60.7%となり、国庫支出金は6.8%、地方債は4.5%となります。歳出の主なものとして、人件費は26.4%、公債費は9.8%となっています。

注：人件費とは一般職員の給与、地方公務員共済組合負担金、退職金、首長・議員・委員等の報酬等に要する経費
公債費とは市町が借り入れた地方債の元金や利子の支払いに要する経費
扶助費とは社会保障制度の一環として生活困窮者、児童、老人等を援助するために要する経費
投資的経費とは道路や公共施設のようにストックとして将来残るもの（いわゆる社会資本の形成）に要する経費

平成13年度普通会計決算の状況

歳入

(単位:千円、%)

区分	3市3町合計			平塚市		藤沢市		茅ヶ崎市		寒川町		大磯町		二宮町	
	決算額	構成比	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率
地方税	166,504,336	60.7	100.0	43,238,695	26.0	72,536,002	43.6	32,441,610	19.48	8,918,498	5.4	5,445,558	3.3	3,923,973	2.4
地方譲与税	2,216,275	0.8	100.0	606,339	27.4	875,039	39.5	453,211	20.45	124,927	5.6	79,790	3.6	76,969	3.5
利子割交付金	4,496,549	1.6	100.0	1,034,893	23.0	1,937,649	43.1	1,034,418	23.00	190,882	4.2	160,541	3.6	138,166	3.1
地方消費税交付金	8,056,351	2.9	100.0	2,377,948	29.5	3,242,045	40.2	1,543,935	19.16	463,614	5.8	226,848	2.8	201,961	2.5
ゴルフ場利用税交付金	242,305	0.1	100.0	60,901	25.1	38,537	15.9	88,714	36.61	0	0.0	39,189	16.2	14,964	6.2
特別地方消費税交付金	2,053	0.0	100.0	665	32.4	1,095	53.3	293	14.27	0	0.0	0	0.0	0	0.0
自動車取得税交付金	2,417,667	0.9	100.0	661,693	27.4	954,943	39.5	493,693	20.42	136,298	5.6	87,014	3.6	84,026	3.5
地方特例交付金	6,497,742	2.4	100.0	1,550,509	23.9	2,832,173	43.6	1,432,506	22.05	291,947	4.5	217,634	3.3	172,973	2.7
地方交付税	3,424,956	1.2	100.0	145,128	4.2	77,059	2.2	1,780,498	51.99	62,674	1.8	346,486	10.1	1,013,111	29.6
普通交付税	2,770,441	1.0	100.0	0	0.0	0	0.0	1,617,432	58.38	0	0.0	245,224	8.9	907,785	32.8
特別交付税	654,515	0.2	100.0	145,128	22.2	77,059	11.8	163,066	24.91	62,674	9.6	101,262	15.5	105,326	16.1
交通安全対策特別交付金	218,224	0.1	100.0	65,211	29.9	88,142	40.4	39,356	18.03	11,806	5.4	7,290	3.3	6,419	2.9
分担金・負担金	1,993,506	0.7	100.0	623,817	31.3	652,039	32.7	450,424	22.59	156,769	7.9	34,155	1.7	76,302	3.8
使用料	4,449,189	1.6	100.0	1,358,670	30.5	1,880,017	42.3	835,065	18.77	158,243	3.6	107,395	2.4	109,799	2.5
手数料	2,580,133	0.9	100.0	578,204	22.4	1,174,962	45.5	661,222	25.63	60,701	2.4	56,273	2.2	48,771	1.9
国庫支出金	18,686,983	6.8	100.0	4,605,721	24.6	9,075,713	48.6	3,529,183	18.89	686,406	3.7	476,717	2.6	313,243	1.7
県支出金	10,968,343	4.0	100.0	2,664,763	24.3	4,815,534	43.9	2,277,574	20.76	462,003	4.2	369,980	3.4	378,489	3.5
財産収入	911,030	0.3	100.0	453,686	49.8	222,924	24.5	181,167	19.89	38,943	4.3	8,667	1.0	5,643	0.6
寄附金	233,982	0.1	100.0	72,981	31.2	86,322	36.9	9,526	4.07	8,509	3.6	52,507	22.4	4,137	1.8
繰入金	3,462,645	1.3	100.0	110,145	3.2	1,889,444	54.6	229,490	6.63	330,598	9.5	429,333	12.4	473,635	13.7
繰越金	11,540,614	4.2	100.0	2,228,755	19.3	4,360,628	37.8	3,244,357	28.11	934,482	8.1	352,299	3.1	420,093	3.6
諸収入	13,104,352	4.8	100.0	7,556,761	57.7	2,476,454	18.9	2,497,852	19.06	328,244	2.5	143,753	1.1	101,288	0.8
地方債	12,331,637	4.5	100.0	2,319,700	18.8	4,063,300	33.0	4,394,137	35.63	264,300	2.1	1,005,200	8.2	285,000	2.3
合計	274,338,872	100.0	100.0	72,315,185	26.4	113,280,021	41.3	57,618,231	21.00	13,629,844	5.0	9,646,629	3.5	7,848,962	2.9

性質別歳出

(単位:千円、%)

区分	3市3町合計			平塚市		藤沢市		茅ヶ崎市		寒川町		大磯町		二宮町	
	決算額	構成比	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率	決算額	比率
人件費	69,610,750	26.4	100.0	19,764,751	28.4	28,163,836	40.5	13,930,531	20.01	3,373,822	4.8	2,608,479	3.7	1,769,331	2.5
扶助費	26,092,584	9.9	100.0	7,321,604	28.1	11,975,331	45.9	5,050,279	19.36	1,034,717	4.0	266,589	1.0	444,064	1.7
公債費	25,900,188	9.8	100.0	7,381,788	28.5	10,065,063	38.9	5,792,348	22.36	1,223,076	4.7	838,364	3.2	599,549	2.3
小計	121,603,522	46.2	100.0	34,468,143	28.3	50,204,230	41.3	24,773,158	20.37	5,631,615	4.6	3,713,432	3.1	2,812,944	2.3
物件費	41,925,649	15.9	100.0	9,944,184	23.7	18,855,241	45.0	7,421,113	17.70	2,425,420	5.8	1,681,560	4.0	1,598,131	3.8
維持補修費	3,013,505	1.1	100.0	839,298	27.9	734,332	24.4	970,903	32.22	127,162	4.2	106,342	3.5	235,468	7.8
補助費等	20,882,327	7.9	100.0	4,148,223	19.9	11,787,161	56.4	3,760,176	18.01	456,844	2.2	279,291	1.3	450,632	2.2
積立金	1,286,937	0.5	100.0	215,244	16.7	227,063	17.6	24,367	1.89	354,963	27.6	260,434	20.2	204,866	15.9
投資及び出資金・貸付金	9,971,760	3.8	100.0	5,970,458	59.9	1,391,357	14.0	2,194,788	22.01	237,472	2.4	110,192	1.1	67,493	0.7
繰出金	23,595,895	9.0	100.0	8,145,483	34.5	6,818,805	28.9	5,146,393	21.81	1,411,672	6.0	1,026,763	4.4	1,046,779	4.4
投資の経費	41,027,218	15.6	100.0	6,182,418	15.1	19,862,893	48.4	10,028,956	24.44	1,975,587	4.8	1,983,152	4.8	994,212	2.4
合計	263,306,813	100.0	100.0	69,913,451	26.6	109,881,082	41.7	54,319,854	20.63	12,620,735	4.8	9,161,166	3.5	7,410,525	2.8

イ 3市3町の地方税の状況

3市3町の地方税は、各税ともいくつかの違いがあります。税については、もし一つになるとすれば、負担の公平のため、調整が必要となります。

この違いについて、事務事業の現況調査、課題分析の中で把握しているので、明らかにしておきます。

個人住民税		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	均等割	2,500円	2,500円	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円
	非課税基準	35万円	35万円	35万円	32万円	32万円	32万円
	最終納期	12月	1月	1月	12月	12月	1月
<p>【課題点】</p> <p>○均等割税率は地方税法に基づき人口に応じて定められている。合併後は、3,000円となる。所得割は3市3町ともおなじである。</p> <p>○非課税基準は国の保護基準の級地区分により定められる。</p> <p>納期について相違がある。最終納期は、平塚市・寒川町・大磯町は12月、藤沢市・茅ヶ崎市・二宮町は1月である。</p>							
法人住民税		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	均等割	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
	法人税割の税率 (資本等の金額)	<ul style="list-style-type: none"> ・5億未満、資本又は出資を有しない法人 12.3/100 ・5億円以上10億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100 	<ul style="list-style-type: none"> ・5億円以下 12.3/100 ・5億円超、10億円以下 13.5/100 ・10億円超 14.7/100 	<ul style="list-style-type: none"> ・5億円未満 12.3/100 ・5億円以上10億円未満 13.5/100 ・10億円以上 14.7/100 	<ul style="list-style-type: none"> ・2億円未満 12.3/100 ・2億円以上5億円未満 13.5/100 ・5億円以上 14.7/100 	<ul style="list-style-type: none"> ・1億円以下 12.3/100 ・1億円超10億円以下 13.5/100 ・10億円超 14.7/100 	12.3/100
<p>【課題点】</p> <p>法人税割で超過課税をしている団体が5団体。超過課税をしていない団体が1団体。</p> <p>超過課税を行っている団体は適用税率を区分する資本金等の額が異なる。</p>							

固定資産税		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	土地 (課税面積㎡)	47,433,989	46,736,303	24,602,135	8,992,536	13,258,581	5,986,765
	家屋 (課税棟数 棟)	79,985	110,630	59,045	14,194	12,409	10,803
	償却資産 (納税義務者数 人)	12,606	8,959	4,503	1,172	639	279
<p>【課題点】 納期が異なっている。(4,7,12,2月：藤沢市、茅ヶ崎市、二宮町 4,7,9,11月：平塚市、大磯町 5,7,9,11月：寒川町) ○法定外還付の適用適及範囲が異なっている。 ○土地について：全域を市街地宅地評価法で評価・・・4団体、市街地宅地評価法・その他の宅地評価法併用・・・2団体。課税台帳の記録方法が異なっている。 ○家屋について：評価計算のサブシステムが異なっている。</p>							
都市計画税		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	税率	0.2/100	0.25/100	0.3/100	0.2/100	-	-
	納期	4,7,9,11月	4,7,12,2月	4,7,12,2月	5,7,9,11月	-	-
<p>【課題点】 課税していない団体が大磯町、二宮町の2団体ある。また課税の税率が異なる。 ○納期の違いがある。</p>							
事業所税		平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
	課税しているか		課税				
<p>【課題点】 人口30万以上の都市が課税するものなので藤沢市のみ課税している。 課税していない団体の課税準備</p>							

ウ 財政推計について

3市3町の財政について、もし合併をしたとしたら、どのようになるのか、ある仮定の下で推計をしてみました。推計にあたっては、次のような考え方のもとに行いました。

税収については、仮に平成17年度に合併するとして、合併後5年間(平成17～21年度)は従前の制度のままの不均一課税とし、平成22年度以降に統一するとしてしました。そして、平成22年度以降、法人住民税の法人税割は、超過課税を行った場合と行わなかった場合、都市計画税の税率は0.2/100、0.25/100、0.3/100の場合を想定しております。

また、個人住民税と法人住民税の伸びについては、日本経済研究センターの長期経済予測のGDP成長率、2000年～2010年平均1.0%、2010年～2020年平均2.3%、2020年～2025年平均1.4%、を調整し使用しております。

注：超過課税とは法人税割の税率が法律で定められている標準税率を超えていること(地方税法第314条の6)

その他の歳入は、過去の平均値で推計することを基本としました。扶助費の財源となる国庫、県支出金は過去の実績伸び率で算出しました。投資的経費の財源となる国庫、県支出金は過去2年間の平均値としました。繰越金、地方債については各市町の状況によることとしました。

歳出については、過去の平均値で推計することを基本としました。人件費のうち一般職員の給与費については、今後見込まれる職員数や定年退職者数をもとに推計するとともに、報酬は過去5年間の平均値としました。扶助費は介護保険移行時期(平成12、平成13年度)を除く過去の伸び率により推計しました。投資的経費は過去2年間の平均値としました。公債費は各市町の推計による数値としました。

これらの仮定の下に3市3町の単純合計による推計を行いました。a)法人市民税の超過課税を行わず、都市計画税の税率を0.2/100とした場合は、常に歳出が歳入を上回ることとなりました。b)法人市民税の超過課税を行い、都市計画税の税率を0.25/100とした場合は、平成22年度以降、一時歳入が歳出を上回りますが、5年で歳出が上回ることとなりました。c)法人市民税の超過課税を行い、都市計画税の税率を0.3/100とした場合は、平成22年度以降8年は歳入が歳出を上回ることとなりました。

これらのケースのうち、c)のケースについて、記載いたします。

普通会計3市3町（平成17年度～31年度）の推計

歳入 (単位:千円)

区分	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度
地方税	154,948,775	155,429,718	156,595,016	162,899,206	164,862,439	167,264,239	170,078,371	173,344,082	175,135,131
地方譲与税	2,306,266	2,352,622	2,399,910	2,423,909	2,472,629	2,522,330	2,573,029	2,624,746	2,650,994
利子割交付金	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306	1,176,306
地方消費税交付金	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005	8,218,005
ゴルフ場利用税交付金	270,451	270,451	270,451	270,451	270,451	270,451	270,451	270,451	270,451
自動車取得税交付金	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385	2,700,385
地方特例交付金	6,197,951	6,217,189	6,263,801	6,269,480	6,346,081	6,589,439	6,702,004	6,678,599	6,749,025
地方交付税	2,253,351	2,259,457	2,264,470	2,266,588	2,266,739	2,265,935	2,262,367	2,256,058	2,252,581
普通交付税	1,628,993	1,635,099	1,640,112	1,642,230	1,642,381	1,641,577	1,638,010	1,631,700	1,628,223
地方交付税	624,358	624,358	624,358	624,358	624,358	624,358	624,358	624,358	624,358
交通安全対策特別交付金	242,443	242,443	242,443	242,443	242,443	242,443	242,443	242,443	242,443
分担金・負担金	2,039,422	2,066,174	2,095,897	2,112,049	2,147,230	2,186,741	2,231,257	2,281,566	2,309,173
使用料	4,614,366	4,708,827	4,812,230	4,867,553	4,986,017	5,115,747	5,257,833	5,413,478	5,496,789
手数料	2,580,133	2,580,133	2,580,133	2,580,133	2,580,133	2,580,133	2,580,133	2,580,133	2,580,133
国庫支出金	22,098,444	23,703,190	25,557,993	26,591,287	28,897,290	31,564,469	34,650,328	38,221,685	40,213,232
県支出金	10,678,954	11,017,383	11,427,983	11,665,243	12,215,394	12,885,103	13,701,314	14,697,165	15,274,856
財産収入	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188	1,007,188
寄附金	264,385	264,385	264,385	264,385	264,385	264,385	264,385	264,385	264,385
繰入金	817,029	817,029	817,029	817,029	817,029	817,029	817,029	817,029	817,029
繰越金	7,352,893	7,336,626	7,336,213	7,337,115	7,338,493	7,340,204	7,342,027	7,338,578	7,338,723
諸収入	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352	13,104,352
地方債	14,684,100	13,850,000	13,850,000	13,850,000	13,850,000	13,850,000	13,850,000	13,850,000	13,850,000
合計	257,555,197	259,321,861	262,984,189	270,663,105	275,762,989	281,964,882	289,029,208	297,086,633	301,651,180

性質別歳出 (単位:千円)

区分	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度
人件費	64,087,154	65,614,617	62,904,261	60,499,868	61,052,289	60,954,380	60,076,492	59,519,118	59,223,368
扶助費	35,435,438	40,660,329	46,687,279	50,040,424	57,514,765	66,148,183	76,125,733	87,662,772	94,092,914
公債費	21,916,534	21,405,155	20,754,456	20,267,122	19,187,377	18,963,658	17,879,508	17,780,359	17,785,309
小計	121,439,126	127,680,102	130,345,996	130,807,413	137,754,431	146,066,221	154,081,733	164,962,250	171,101,591
物件費	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899	40,121,899
維持補修費	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725	3,369,725
補助費等	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257	21,684,257
投資及び出資金・貸付金	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034	11,322,034
繰出金	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829	18,643,829
投資の経費	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127	38,900,127
合計	255,480,997	261,721,973	264,387,867	264,849,284	271,796,302	280,108,092	288,123,604	299,004,120	305,143,462

収支差し引き	2,074,200	2,400,111	1,403,677	5,813,821	3,966,687	1,856,790	905,604	1,917,487	3,492,282
--------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------	-----------

エ 税収シミュレーションについて

財政推計で用いた税収シミュレーションは、次のような仮定のもとに推計しました。

< 推計の際の仮定 >

(ア) 全体

合併後5年間は経過措置として、従前の制度のまま不均一課税とし、平成22年度から統一した制度による課税とします。徴収率は平成13年度～16年度の平均を使用しました。滞納繰越分については各税目に含めました。

(イ) 個人住民税

平成22年度からの均等割税額の計算基礎は平成14年度均等割納税義務者数により、人口50万人以上の市の税率3,000円で算出しました。各年度の税額の伸びは(社)日本経済研究センターの長期経済予測(2002.3.7)のGDP成長率2000年～2010年平均1.0%、2010年～2020年平均2.3%、2020年～2025年平均1.4%を調整し使用しました。

(ウ) 法人住民税

法人税割については平成22年度から超過課税を行った場合、行わなかった場合の2通りでシミュレーションしました。なお、法人税割の税率区分が各団体で異なっている部分があるが藤沢市をサンプルとして各団体の資本金ごとの税率区分を当てはめシミュレーションしたところ、平均税率で12.55%～12.61%とその差が単純平均で0.06%であるため、あまり差がでないと考えられるので考慮しないこととしました。各年度の税額の伸びは(社)日本経済研究センターの長期経済予測(2002.3.7)のGDP成長率2000年～2010年平均1.0%、2010年～2020年平均2.3%、2020年～2025年平均1.4%を使用しました。

(エ) 固定資産税・交付金

固定資産税については制度上の先行きが不透明なため平成16年度の収入額を固定して平成31年度まで算出しました。交

付金についても同じです。また、町の市街化農地宅地並課税については考慮していません。

(オ) 軽自動車税

軽自動車税については、平成 21 年度まで年 2 % の伸び、平成 22 年度以降は 1 % の伸びとしました。

(カ) たばこ税

たばこ税については、平成 21 年度まで年 2 % の減少、平成 22 年度以降は 1 % の減少としました。なお、税制改正は考慮しないこととしました。

(キ) 特別土地保有税

廃止の方向にあるので平成 17 年度から 0 としました。

(ク) 入湯税

現在の平塚市、大磯町の制度を生かした課税免除規定とし、収入額は固定しました。

(ケ) 事業所税

平成 13 年度の市町村税制研究会の試算（平塚市、茅ヶ崎市分）を基礎に法人数の比率、年度の補正をして算定しました。課税後の収入額は固定しました。

(コ) 都市計画税

大磯町、二宮町の固定資産税の面積、価格を基礎に市街化区域面積の比率、他団体の都市計画税と固定資産税の比率を勘案して算出しました。平成 22 年度以降は固定資産税と同様収入額を固定しました。税率については 3 通りの場合を算出しました。

< 推計結果 >

推計結果については次のとおりです。

湘南市税収シュミレーション

・法人市民税 超過課税を行わず 都市計画税率 0.2/100 の場合

(単位:千円、%)

税目	平成13年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	収入額対 16年度比
	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	
個人市民税	61,637,532	56,841,843	56,972,318	57,542,041	58,698,636	59,597,556	61,217,418	63,254,121	65,680,549	68,535,026	70,111,332	123.3
法人市民税	12,047,942	8,569,742	8,587,028	8,672,899	8,847,224	7,948,253	8,321,301	8,708,483	9,113,680	9,537,731	9,757,098	113.9
固定資産税(土地・家屋・償却)	71,410,007	68,797,378	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	100.1
交付金	405,622	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	100.0
軽自動車税	588,131	639,219	653,222	679,612	707,068	714,139	728,493	743,136	758,073	773,310	781,043	122.2
たばこ税	5,480,778	5,180,376	5,076,768	4,875,728	4,682,649	4,635,823	4,543,570	4,453,153	4,364,535	4,277,681	4,234,904	81.7
特別土地保有税	80,521	28,030	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
入湯税	7,468	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	100.0
事業所税	2,316,779	2,273,211	2,273,264	2,273,264	2,273,264	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	195.3
都市計画税	12,529,549	12,052,571	12,096,797	12,096,797	12,096,797	10,113,070	10,113,070	10,113,070	10,113,070	10,113,070	10,113,070	83.9
合計	166,504,329	154,771,616	154,948,775	155,429,718	156,595,016	156,737,006	158,652,017	161,000,128	163,758,073	166,964,983	168,725,613	109.0

・法人市民税 超過課税を行い 都市計画税率 0.25/100 の場合

(単位:千円、%)

税目	平成13年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	収入額対 16年度比
	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	
個人市民税	61,637,532	56,841,843	56,972,318	57,542,041	58,698,636	59,597,556	61,217,418	63,254,121	65,680,549	68,535,026	70,111,332	123.3
法人市民税	12,047,942	8,569,742	8,587,028	8,672,899	8,847,224	9,053,918	9,475,188	9,916,059	10,377,443	10,860,295	11,110,082	129.6
固定資産税(土地・家屋・償却)	71,410,007	68,797,378	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	100.1
交付金	405,622	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	100.0
軽自動車税	588,131	639,219	653,222	679,612	707,068	714,139	728,493	743,136	758,073	773,310	781,043	122.2
たばこ税	5,480,778	5,180,376	5,076,768	4,875,728	4,682,649	4,635,823	4,543,570	4,453,153	4,364,535	4,277,681	4,234,904	81.7
特別土地保有税	80,521	28,030	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
入湯税	7,468	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	100.0
事業所税	2,316,779	2,273,211	2,273,264	2,273,264	2,273,264	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	195.3
都市計画税	12,529,549	12,052,571	12,096,797	12,096,797	12,096,797	12,641,337	12,641,337	12,641,337	12,641,337	12,641,337	12,641,337	104.9
合計	166,504,329	154,771,616	154,948,775	155,429,718	156,595,016	160,370,939	162,334,171	164,735,972	167,550,103	170,815,815	172,606,864	111.5

・法人市民税 超過課税を行い 都市計画税率 0.3/100 の場合

(単位:千円、%)

税 目	平成13年度	平成16年度	平成17年度	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成24年度	平成26年度	平成28年度	平成30年度	平成31年度	収入額対 16年度比
	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	収入額	
個人市民税	61,637,532	56,841,843	56,972,318	57,542,041	58,698,636	59,597,556	61,217,418	63,254,121	65,680,549	68,535,026	70,111,332	123.3
法人市民税	12,047,942	8,569,742	8,587,028	8,672,899	8,847,224	9,053,918	9,475,188	9,916,059	10,377,443	10,860,295	11,110,082	129.6
固定資産税(土地・家屋・償却)	71,410,007	68,797,378	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	68,900,132	100.1
交付金	405,622	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	383,146	100.0
軽自動車税	588,131	639,219	653,222	679,612	707,068	714,139	728,493	743,136	758,073	773,310	781,043	122.2
たばこ税	5,480,778	5,180,376	5,076,768	4,875,728	4,682,649	4,635,823	4,543,570	4,453,153	4,364,535	4,277,681	4,234,904	81.7
特別土地保有税	80,521	28,030	0	-	-	-	-	-	-	-	-	0
入湯税	7,468	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	6,100	100.0
事業所税	2,316,779	2,273,211	2,273,264	2,273,264	2,273,264	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	4,438,787	195.3
都市計画税	12,529,549	12,052,571	12,096,797	12,096,797	12,096,797	15,169,604	15,169,604	15,169,604	15,169,604	15,169,604	15,169,604	125.9
合 計	166,504,329	154,771,616	154,948,775	155,429,718	156,595,016	162,899,206	164,862,439	167,264,239	170,078,371	173,344,082	175,135,131	113.2



(5) 外郭団体の現状

ア 概要

湘南市研究会の研究テーマである「行政サービスのあり方」の研究において、3市3町の各種事務事業を調査分析するためには、特に関連の深い外郭団体の設置及びその実施事業などの現況を把握する必要があります。次のような団体について調査を行いました。

イ 調査団体

調査対象は、次のとおりです。

地方公社

25%以上出資して設立された民法及び商法上の法人

上記に準ずる団体

ウ 調査について

調査対象団体ごとに調査票（外郭団体等調査票）を作成し、主に次のような事項について調査を行いました。

- 団体についての調査
 - ・法人名、形態、設立年月日、設立目的等
 - ・基本財産、基金等の状況
- 主要業務についての調査
 - ・実施事業の状況、事業の形態（自主事業・受託事業）等の状況

主な事業別調査団体一覧

主な事業	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
社会福祉事業	(社福)平塚市 社会福祉協議会	(社福)藤沢市 社会福祉協議会 (財)藤沢市 社会福祉事業協会 (財)藤沢市 ふれあい事業団	(社福)茅ヶ崎市 社会福祉協議会 (社福)茅ヶ崎市 社会福祉事業団	(社福)寒川町 社会福祉協議会	(社福)大磯町 社会福祉協議会	(社福)二宮町 社会福祉協議会
高齢者の社会参加機会の提供事業	(財)平塚市 生きがい事業団	(財)藤沢市 生きがい福祉事業団	(社)茅ヶ崎市 シルバー人材センター	(社)寒川町 シルバー人材センター	大磯町中高年 生きがい事業団	二宮町 生きがい事業団
保健医療、健康増進事業		(財)藤沢市 保健医療財団				
文化の向上及び振興事業	(財)平塚市文化財団	(財)藤沢市 芸術文化振興財団 市民会館 サービスセンター(株)	(財)茅ヶ崎市 文化振興財団			二宮町文化施設等 振興協会
スポーツの普及振興事業	(財)平塚市 スポーツ振興財団	(財)藤沢市 スポーツ振興財団				
青少年育成事業		(財)藤沢市 青少年協会				
公共用地・公用地等の取得、管理、処分	平塚市土地開発公社	藤沢市土地開発公社	茅ヶ崎市 土地開発公社	寒川町土地開発公社	大磯町土地開発公社	二宮町土地開発公社
施設整備、財産管理、	(財)平塚市開発公社	(財)藤沢市 開発経営公社 (財)藤沢市 まちづくり協会	(財)茅ヶ崎市 都市施設公社 (財)茅ヶ崎市 学校建設公社	(株)さむかわ 公共サービス		
環境衛生事業		(株)藤沢市興業公社				
産業振興事業		(財)藤沢市 生活経済公社 (財)藤沢市 産業振興財団		寒川まちづくり(株)		

エ 各団体の状況について

調査を行った団体等について、次のように分類しその主な事業などについてまとめました。

土地開発公社 民法法人 商法法人 社会福祉法人 その他

〔表の説明〕

	団体の概要	主要業務	形態	備考
市	<p>市土地開発公社 (S49.10.1) 総5,000 出5,000 公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行い、地域の秩序ある整備と平塚市民の福祉の増進に寄与する。</p>	<p>1 公有地取得事業 2 公有地売却事業 3 土地開発公社運営</p>	<p>自主 自主 自主</p>	

土地開発公社

	団体の概要	主要業務	形態	備考
平塚市	<p>平塚市土地開発公社 (S49.10.1) 総5,000 出5,000 公共用地、公有地等の取得、管理、処分等を行い、地域の秩序ある整備と平塚市民の福祉の増進に寄与する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公有地取得事業 2 公有地売却事業 3 土地開発公社運営 	<p>自主 自主 自主</p>	
藤沢市	<p>藤沢市土地開発公社 (S49.4.1) 総5,000 出5,000 公共用地・公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地取得事業 2 土地処分事業 3 資産貸付事業 	<p>自主 自主 自主</p>	
茅ヶ崎市	<p>茅ヶ崎市土地開発公社 (S49.7.31) 総5,000 出5,000 市の委託に基づく用地の先行取得を主な業務として設立。「公有地の拡大の推進に関する法律」の基づき49年7月組織変更。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公有用地取得 2 公有用地売却 	<p>自主 自主</p>	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
寒川町	<p>寒川町土地開発公社 (S49.4.1) 総 48,538 出 1,000 公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行い、もって地域の秩序ある整備と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公有用地取得 2 代行用地取得 	<p>受託 受託</p>	
大磯町	<p>大磯町土地開発公社 (S41.3.18) 総 5,000 出 5,000 公共用地、公用地等の取得、管理処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共用地の取得 2 公共用地の管理及び処分等 	<p>受託 受託</p>	
二宮町	<p>二宮町土地開発公社 (S49.8.31) 総 1,000 出 1,000 公共用地、公用地等の取得・管理・処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と町民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共用地・公用地等の取得・造成・その他の管理及び処分 	<p>受託</p>	

民法法人

	団体の概要	主要業務	形態	備考
平塚市	<p>(財)平塚市開発公社 (S38.12.10) 総1,000 出1,000 公共用地の取得造成及び住宅の建設を行い、計画的な分譲と高度な土地利用が円滑にできるよう土地資源を開発し、もって平塚市の産業振興と市勢の発展に貢献する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 霊園施設管理運営事業 2 総合公園管理運営事業 3 スカイプラザ管理運営事業 4 湘南ひらつか総合案内所管理運営事業 5 自転車駐車場管理運営事業 6 自動車駐車場管理運営事業 7 売店運営事業 8 ひらつか市民プラザ管理運営事業 9 財団法人開発公社運営 	<p>受託 受託 受託 受託 自主 自主 自主 自主 自主</p>	
	<p>(財)平塚市生きがい事業団 (S55.8.20) 総2,000 出2,000 高齢者の豊かな経験と知識を社会に役立て、同時に仕事をするにより、高齢者自身の生きがいを見出していただくことを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人運営事業 2 会員の就業機会の提供 3 技能センター維持管理事業 4 高齢者技能講習会事業 5 普及啓発事業 6 会員就業に関する情報収集及び提供 7 会員の就業に関する調査 8 会員の就業に関する相談 9 会員技能講習の実施 10 会員のための安全管理に関する事業 11 会員の福利厚生 12 緊急高齢者就労支援事業 13 高齢者のための無料職業紹介事業 14 シニアワークプログラム事業 	<p>自主 受託 受託 受託 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 受託</p>	
	<p>(財)平塚市スポーツ振興財団 (S62.12.4) 総201,967 出150,000 (財)平塚市スポーツ振興財団は、平塚市市民が生涯にわたりスポーツに親しむことができるよう、市民スポーツの普及振興を図り、もって市民の健康の増進と明るく豊かな潤いのある市民生活に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ教室・講習会等開催 24種目 67教室 2 スポーツ活動の支援 3 情報提供 4 市民の健康増進事業 5 スポーツ施設利用者へのサービス事業 6 Jリーグ開催運営協議会の構成団体加盟、サッカー普及活動事業への助成 	<p>自主 自主 自主 自主 自主 自主</p>	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
平塚市	<p>(財)平塚市文化財団 (H11.4.1) 総300,000 出300,000 平塚市における文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、市民の自主的で創造的な文化活動を促進し、もって豊かで潤いのある地域文化の形成と発展に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 参加創造事業(12事業) 2 普及振興事業(20事業) 3 芸術文化鑑賞事業(11事業) 4 文化のまちづくり事業(24事業) 5 文化情報収集提供事業(4事業) 6 文化振興調査研究事業(1事業) 7 市民の国際文化交流事業(1事業) 8 市民センター管理運営事業(1事業) 	<p>自主 自主 自主 受託 自主 自主 自主 受託</p>	
藤沢市	<p>(財)藤沢市開発経営公社 (S36.6.19) 総1,000 出1,000 藤沢市の健全な発展と市民福祉の増進を図るため、必要な施設を設け、または用地を確保し、これを経営することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地取得事業 2 負担事業 3 ビル等経営事業 4 土地貸付事業 5 土地等処分事業 	<p>自主 自主 自主 自主 自主</p>	
	<p>(財)藤沢市社会福祉事業協会 (S44.7.8) 総201,000 出201,000 在宅における高齢者等の生活の援助、充実等に関する事業を行うとともに、市民に福祉のための施設を提供することにより、市民の福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 在宅福祉サービス事業 ホームヘルプサービス、デイサービス 一時入所、給食サービス 入浴サービス 緊急通報システム 寝具乾燥消毒サービス 生活支援型日常生活用具貸与 紙おむつ給付 短時間デイ入浴移送サービス、住宅相談、 資産活用福祉資金貸付 2 老人福祉センター事業 湘南なぎさ荘、やすらぎ荘、こぶし荘 の運営管理と生きがい対策 	<p>受託 受託 受託 受託 受託 受託 受託 受託 自主 受託 受託</p>	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
藤 沢 市	<p>(財) 藤沢市生活経済公社</p> <p>(S48.6.15)</p> <p>総5,000 出5,000</p> <p>市民の生活経済の安定と人間環境の保全の一翼を担い、中小企業の振興事業並びに快適な市民の憩いの場の建設及び管理運営、青少年の健康と情操の涵養等市民の余暇利用の需要に対応するための事業を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 公社運営管理事業 2 藤沢市民美ヶ原休暇村運営事業 3 小売店等小企業緊急資金融資事業 4 中小企業従業員等福利共済事業 5 藤沢市八ヶ岳野外体験教室管理事業 	<p>自主・受託</p> <p>受託</p> <p>受託</p> <p>受託</p> <p>受託</p>	
	<p>(財) 藤沢市生きがい福祉事業団</p> <p>(S53.4.1)</p> <p>総2,000 出2,000</p> <p>高齢者(概ね65歳以上の者をいう)、心身障害者、心身障害児及び母子家庭等の主婦(以下高齢者等という)に対して働く機会を提供することにより、高齢者等の社会参加を図るとともに、生きがいを確保し、もって藤沢市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体、民間企業、個人等からの高齢者等に適した仕事の請負 2 生きがい福祉センターの管理受託 3 高齢者等に適した仕事の開拓、高齢者等の就業相談、技術研修、福利厚生 	<p>自主</p> <p>受託</p> <p>自主</p>	
	<p>(財) 藤沢市ふれあい事業団</p> <p>(S60.8.20)</p> <p>総15,000 出13,000</p> <p>心身障害者等の働く場の確保、社会参加の促進及び援護指導に関する事業を行うとともに、地域の福祉活動により、藤沢市に居住する心身障害者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 センターの運営管理事業 2 第1地域活動センター運営事業 3 第2地域作業所運営事業 4 一時預かりホーム運営事業 5 ナイトケア運営事業 6 あゆみ荘運営事業 7 ケア付き住宅運営事業 8 生活ホーム運営事業 9 斎場売店運営事業 	<p>受託</p> <p>自主</p> <p>自主</p> <p>自主</p> <p>自主</p> <p>自主</p> <p>自主</p> <p>受託</p> <p>自主</p> <p>自主</p>	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
藤 沢 市	<p>(財) 藤沢市まちづくり協会 (S61.4.1) 総 70,000 出 70,000 藤沢市と密接な連携を保ち、藤沢市のまちづくりに関する啓発奨励、調査研究をはじめ、文化的住環境の向上に関する事業の促進と発展を積極的に図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 まちづくりに関する啓発・奨励、調査研究、資料の収集及び提供、建物の賃貸し 2 土地区画整理事業の業務の受託と組合の運営（菖蒲沢境） 3 公共施設の管理事業 長久保公園都市緑化植物園、湘南台文化センターこども館、千曲川荘、大庭台墓園墓所、鵜沼歩行者専用道、市営住宅維持管理、湘南台駅地下公共施設、市内大規模公園の維持管理 4 駐車場、物品販売事業 奥田公園駐車場、湘南台駐車場の運営、管理 受託施設での物品販売 	<p>自主 受託 受託 自主</p>	
	<p>(財) 藤沢市産業振興財団 (H3.11.6) 総 270,250 出 121,520 多様化する消費者需要や新しい技術の動向を捉えるための事業間の交流、人材育成のための研修、地域・国内・世界の経済動向など情報の収集提供、地域に根付いた地域産業の調査研究や地域産業振興を図る機関として設立する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 産業センターの管理運営 2 産業振興に関する懇談会、シンポジウム等の開催 3 産業経済に関する調査研究、情報の収集及び提供 4 インターネット運営事業 5 データ入力業務の受託 6 新産業創出コンソーシアム事業 	<p>自主 自主 受託 自主・受託 受託 自主・受託</p>	
	<p>(財) 藤沢市芸術文化振興財団 (H4.10.1) 総 300,000 出 300,000 藤沢市の芸術文化の振興に資する事業を展開するとともに、これらを通じて芸術文化の交流を図り、もって地域文化のより一層の発展に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 財団の運営 2 芸術文化事業の企画及び実施 3 芸術文化活動への助成事業 4 芸術文化情報の収集及び提供事業 5 芸術文化の鑑賞機会の提供並びに舞台芸術の制作、上演 市民会館事業 市民シアター事業 	<p>自主 自主 自主 自主 自主</p>	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
藤 沢 市	<p>(財) 藤沢市保健医療財団 (H5.10.1)</p> <p>総 200,000 出 145,000</p> <p>市民の健康づくり、医療関係者等の教育及び研修、保健及び医療情報の収集及び提供、保健に関する相談、指導及び教育、在宅療養者の支援、機器の共同利用に関する事業等を実施することにより、保健・医療及び福祉に関する総合的な市民サービスの向上を図り、もって市民の健康維持、健康増進に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の健康づくりに関する事業、保健事業、機能訓練事業 2 医療関係者等の教育及び研修に関する事業 3 保健及び医療情報の収集及び提供 4 保健に関する相談、指導及び教育 5 在宅療養者の支援（訪問歯科衛生） 6 保健医療センターの管理運営 7 保健調剤薬局の運営 8 事業所検診及び高度医療機器の共同利用 9 訪問看護 10 居宅介護支援 	<p>受託</p> <p>受託</p> <p>受託</p> <p>受託</p> <p>受託</p> <p>自主</p> <p>自主</p> <p>自主</p> <p>自主</p>	
	<p>(財) 藤沢市青少年協会 (H7.3.31)</p> <p>総 200,000 出 200,000</p> <p>広く市民の総意を結集し、社会の変化に対応した施策の展開を図り、もって青少年の健全育成と発展に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年国際化推進事業 2 青少年社会参加活動推進事業 3 青少年洋上研修事業等 4 青少年育成市民運動推進事業 5 青少年団体育成事業 6 青少年育成資料刊行等事業 7 青少年施設管理運営事業 青少年会館、少年の森、S L 広場、児童館 8 放課後児童健全育成事業 	<p>自主・受託</p> <p>自主・受託</p> <p>受託</p> <p>受託</p> <p>自主・受託</p> <p>受託</p> <p>受託</p> <p>受託</p>	
	<p>(財) 藤沢市スポーツ振興財団 (H12.12.1)</p> <p>総 300,000 出 300,000</p> <p>藤沢市民が生涯にわたり多種多様なスポーツレクリエーション活動に親しめるようその普及振興を図ることにより、多くの市民がふれあいのあるスポーツライフを共感し、健康で豊かな明るい市民生活の形成に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 スポーツ振興財団運営管理業務 2 スポーツ事業、施設運営管理業務 スポーツ事業 スポーツ教室事業 各種大会等開催事業 スポーツ開放事業 健康ライフ推進事業 広報情報事業 指導者養成事業 スポーツ施設管理運営事業 物品販売事業 	<p>受託</p> <p>自主・受託</p>	
茅 ヶ 崎 市	<p>(財) 茅ヶ崎市学校建設公社 (S48.5.15)</p> <p>総 5,000 出 5,000</p> <p>義務教育の施設の整備、拡充を図る</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 浜之郷小学校及び緑が浜小学校保有財産管理 2 (仮称)小出第二小学校の設計等保有財産の管理 	<p>受託</p> <p>受託</p>	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
茅ヶ崎市	<p>(財)茅ヶ崎市都市施設公社 (S57.2.10) 総8,000 出8,000 茅ヶ崎市が設置する諸施設の管理等に協力することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 駐車場利用者等に対する交通安全推進 2 自転車・自動車各駐車場の保管、利用受付、収納等 3 茶室・書院「松籟庵」の管理、使用受付等 4 「氷室椿庭園」の使用受付 5 青少年の家「ちがさき山荘」の管理、使用受付等 6 「市民ギャラリー」の管理、使用受付等 7 「屋内温水プール」の管理、使用受付、収納等 8 「福祉会館」の管理、使用受付、収納等 9 「茅ヶ崎市体育館」「市営体育施設」「茅ヶ崎公園」管理、使用受付、収納等 10 「斎場」の管理、使用受付、収納等 11 老人憩いの家「皆楽荘」の管理、使用受付等 	<p>自主 受託</p> <p>受託 受託 受託</p> <p>受託 受託</p> <p>受託 受託</p>	
	<p>(社)茅ヶ崎市シルバー人材センター (H2.8.27) 総27,916 出0 組織の強化と運営の充実を図り、もって地域の高齢者に就業機会の拡大、社会参加及び生きがいの増進に努めるとともに活力ある地域社会づくりに寄与する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 植木の手入れ 2 庭の清掃・除草 3 襖・障子の張り替え、 4 家事援助サービス(掃除・洗濯・買い物等) 5 駐車場・駐輪場の管理監視 6 事務(封書や葉書の宛名書き等) 7 簡単な大工仕事や修繕、塗装、雑務等 	<p>受託 受託 受託 受託 受託 受託</p>	
	<p>(財)茅ヶ崎市文化振興財団 (H8.4.1) 総300,000 出300,000 文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、市民の自主的で創造的な文化活動を促進し、もって豊かな地域文化の発展に寄与する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 芸術文化の鑑賞機会の提供 2 市民文化の創造及び育成 3 文化情報の収集及び提供 4 文化振興に関する調査研究 5 文化施設の管理運営の受託 6 文化遺産に関する啓発 7 埋蔵文化財の調査研究の受託 8 飲食店事業の経営 9 その他目的を達成するために必要な事業 	<p>自主 自主 自主 自主 受託 自主 自主 自主 自主</p>	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
寒川町	<p>(社) 寒川町シルバー人材センター (H7.4.1) 総0 出0 健康で働く意欲がある高齢者(会員)に臨時的、短期的な就業機会を確保し組織的に提供する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 自転車駐輪場整理業務委託 2 公共用地等清掃委託 3 クリーンセンター庭園手入れ委託 4 スポーツ公園等除草清掃委託 5 美化センター管理棟清掃及び除草清掃等委託 6 自転車駐輪場整理業務委託(緊急分) 7 街区公園等除草清掃委託 8 川とのふれあい公園管理清掃委託 9 緑道除草清掃等委託 10 緑地等清掃等委託 11 一之宮公園管理等委託 12 さむかわ中央公園除草清掃委託 13 福祉事業センター管理委託 14 老人憩いの家管理委託 	<p>受託 受託 受託 受託 受託 受託 受託 受託 受託 受託 受託 受託 受託</p>	

商法法人

	団体の概要	主要業務	形態	備考
藤沢市	<p>(株) 藤沢市興業公社 (S37.4.1) 総10,000 出5,670 環境衛生の向上を図り、公共の福祉増進のため、環境事業を営むことを目的とする。</p>	<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 し尿・浄化槽汚泥の収集運搬業務 2 大型ごみ・不燃ごみの収集運搬業務 3 その他固化灰等の残さ運搬業務 4 最終処分場の埋立管理 5 資源ごみ回収容器洗浄等の塵芥関連業務 6 下水道管渠清掃業務等 	<p>自主 受託 受託 受託 受託 受託</p>	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
藤 沢 市	<p>(株) 藤沢市民会館サービスセンター (S43.7.15)</p> <p>総 10,000 出 5,200</p> <p>藤沢市民会館等の運用にあたっては、公の施設としての公共性ときめ細かな市民サービスを図るための専門技術的な要素が必要であり、この両面を兼ね備えた統一的組織形態を検討し、民間エネルギーの特性活用と公共性を加味した法人を設立する。</p>	<p>公共性と独立採算性を堅持し、総合施設管理の舞台、電電気、機械、警備、受付等の管理運営業務をはじめ、設営企画及び施設利用者へのサービス提供を中心に効果的かつ能率的な運営をはかる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民会館の総合運営管理 2 市民シアター舞台運営業務 3 労働会館ホール運営管理業務 4 各種イベントの設営企画 5 レストラン、売店等の営業 	<p>受託 受託 受託 自主 自主</p>	
寒 川 町	<p>(株) さむかわ公共サービス (H9.10.16)</p> <p>総 10,000 出 10,000</p> <p>公共施設のより柔軟な運営管理を通じ、住民サービスの向上とともに公共性と収益性の調和を図りながら、最小の経費でより充実した利用者サービスの提供を目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 寒川総合体育館管理運営事業 2 寒川町営プール管理運営事業 	<p>受託 受託</p>	
	<p>寒川まちづくり(株) (H13.2.26)</p> <p>総 15,750 出 10,000</p> <p>寒川駅北口地区の商業活性化のための事業を中心となり進める役割を担い、特に中核となる施設としてコミュニティセンターや共同駐車場の建設・運営を目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 寒川町中心市街地活性化認定計画策定事業 2 商店街活性化事業 3 TMO 構想の広報事業 4 地域特産品の紹介・販売事業 5 駐車場経営等受託事業 	<p>自主 自主 自主 自主 自主</p>	

社会福祉法人

	団体の概要	主要業務	形態	備考
平塚市	<p>(社福)平塚市社会福祉協議会 (S38.12.10) 総3,000 出0</p> <p>平塚市における社会福祉事業、その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 法人運営事業 2 広報啓発事業 3 地域福祉推進事業 4 ボランティア活動推進事業 5 当事者援護事業 6 貸付事業 7 生活支援事業 8 地域福祉権利擁護事業 9 基幹型在宅介護支援センター事業 10 施設管理受託事業 11 介護保険事業 12 高齢者受託事業 13 障害福祉受託事業 14 ヘルパー研修事業 15 社会福祉基金管理事業 16 交通遺児等福祉基金管理事業 	<p>自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 県社受 託 受託 受託 受託 受託 自主 自主</p>	
藤沢市	<p>(社福)藤沢市社会福祉協議会 (S44.4.1) 総3,000 出3,000</p> <p>藤沢市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により地域福祉の推進をはかることを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 ホームヘルパー研修事業 2 法外援護事業 3 福祉活動事業 4 愛の輪福祉基金事業 5 助成、共催事業 6 地域福祉権利擁護事業 7 経営資金貸付金事業 8 ボランティアセンター事業 9 地域活動ホーム事業 10 共同募金事業 11 善意銀行預託金事業 	<p>自主 自主 自主 受託 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主</p>	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
茅ヶ崎市	<p>(社福)茅ヶ崎市社会福祉協議会 (S53.12.22)</p> <p>総2,300 出0</p> <p>地域社会において、住民が主体となり、社会福祉、保健衛生その他生活の改善向上に関連ある公私関係者の参加、協力を得て、地域の実情に応じ住民の福祉を増進することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地区社協の育成援助 2 援護活動 3 ボランティアの育成、活動の推進 4 福祉教育の充実、展開 5 当事者の組織化と活動の育成・援助 6 福祉団体への協力、援助 7 広報・啓発活動の充実強化 8 在宅福祉サービス事業 	<p>自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主</p>	
	<p>(社)茅ヶ崎市社会福祉事業団 (H5.4.1)</p> <p>総3,000 出3,000</p> <p>市の福祉事業の拠点となるように、ふれあい活動ホーム赤羽根の建設を契機に平成5年3月に設立し、4月1日からつつじ学園、赤羽、あかしあ、第2あかしあの管理運営を受託している。</p>	<p>第1種社会福祉事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 茅ヶ崎市知的障害児通園施設(つつじ学園) 2 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム赤羽根 <p>公益事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 茅ヶ崎市心身障害児通園施設(つつじ学園) 4 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホームあかしあ 5 茅ヶ崎市障害者ふれあい活動ホーム第2あかしあ 	<p>受託 受託</p> <p>受託 受託</p> <p>受託</p>	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
二宮町	<p>(社福)二宮町社会福祉協議会 (S59.4.2)</p> <p>総1,000 出0</p> <p>専門機関やボランティア、地域団体の組織などそれぞれが持っている福祉の力を引き出し、相互の機能を調整・統合して、地域福祉活動を推進していく役割を担う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 企画広報事業 2 助成事業 3 心配ごと相談所事業 4 共同募金配分金事業 5 福祉サービス利用援助事業 6 居宅介護支援事業 7 居宅サービス事業 8 資金貸付事業 9 基金運営事業 10 ボランティア活動振興事業 11 地域福祉活動推進事業 12 愛の家かんな作業所受託事業 	<p>自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 自主 受託</p>	

その他

	団体の概要	主要業務	形態	備考
大磯町	<p>大磯町中高年生きがい事業団 (S59.9.1)</p> <p>総0 出0</p> <p>高齢化社会の到来により地域での老人福祉活動の必要性が叫ばれている現状と、家庭電化増進により家庭の主婦の方の時間的余裕を有効に生かし、勤労意欲があり又趣味を通して収入を得たいという方々のために制度的に一本化し活動の機会を与え、生きがいとうるおいを求めて貰い、もって地域の方の福祉の向上に寄与することを目的とする。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 草刈り・植木の選定 2 城山公園駐車場の管理 3 運動公園の管理 4 役場本庁舎夜間管理 5 町内公園の清掃管理 6 鳴立庵の清掃 7 海岸トイレ清掃 8 畜犬登録事務 	<p>自主 受託 受託 受託 受託 受託 受託 受託</p>	

	団体の概要	主要業務	形態	備考
二宮町	<p>二宮町生きがい事業団 (H3.4.27) 総0 出0 働く意欲のある60歳以上の、健康な高齢者の就業機会を確保し、社会参加による生きがいと連帯感を高め、福祉の向上に寄与する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 草むしり 2 屋内・外の軽作業 3 公園の清掃 4 駐車場・駐輪場の運営管理 	<p>受託 受託 受託 受託</p>	
	<p>二宮町文化施設等振興協会 (H12.10.1) 総0 出0 文化の向上及び振興を図るための事業を行うとともに、町民の自主的で創造的な文化活動を促進し、もって豊かな地域文化の発展に寄与する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 文化施設等(生涯学習センター)全体の利用促進 2 文化施設等(生涯学習センター)全体の維持管理 	<p>自主 受託</p>	



(6) 政令指定都市として想定される事務事業の把握

湘南市は、その地域特性を活かすため、政令指定都市制度を含む地方制度を研究していくことが必要です。このことから、行政サービスのあり方を研究する上で、政令指定都市となった場合に権限委譲されると想定される事務事業について、法令や先進市の事例等の調査により把握を行いました。政令指定都市の制度的な特例については、次のとおりとなっています。

ア 事務配分上の特例

県が処理することとされている一定の事務を処理することが出来る。

福祉・健康・医療分野

移譲される主な事務	関連法令	特例市	中核市	政令市
身体障害者手帳の交付	身体障害者福祉法			
身体障害者更正相談所の設置				
母子相談員の設置、母子・寡婦福祉資金の貸付	母子及び寡婦保険法			
老人福祉施設の設置認可	老人福祉法			
民生委員の推薦	民生委員法			
保護施設の設置認可	生活保護法			
社会福祉施設設置等の許可	社会福祉法			

移譲される主な事務	関連法令	特例市	中核市	政令市
民間が行う知的障害者居宅生活支援事業等の開始の届出の受理	知的障害者福祉法			
知的障害者更正相談所の設置				
知的障害者に対する保護措置				

民間の児童福祉施設の設置認可	児童福祉法			
児童相談所の設置、児童自立支援施設の設置				
墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可	墓地、埋葬等に関する法律			
精神障害者等への入院措置、精神障害者保健福祉手帳の交付	精神保健及び精神障害者福祉法			
精神保健福祉相談員の設置、				
飲食店営業等の許可、施設に係る基準の設定	食品衛生法			
興行所等営業の許可	興業場法・旅館業法及び公衆浴場法			
定期外の結核予防接種等の実施、結核に係る指定医療機関の指定	結核予防法			
未熟児に対する養育医療機関の指定	母子保健法			

教育・文化・自治分野

移譲される主な事務	関連法令	特例市	中核市	政令市
県費負担職員の任免、給与の決定	地方教育行政の組織及び運営に関する法律			
埋蔵文化財包蔵地域における土木工事の届出の受理、発掘調査指示	文化財保護法			

都市計画・都市整備分野

移譲される主な事務	関連法令	特例市	中核市	政令市
都市計画の決定	都市計画法			
開発審査会の設置、開発行為の許可				
都市計画施設又は市街地開発事業の区域内における建築の許可				
都市計画事業の施行地区内における建築等の許可				
風致地区内での建築等の許可				

宅地造成工事規制区域の指定、規制区域内における建築行為等の許可	宅地造成等規制法			
被災市街地復興推進地域内における建築行為等の許可等	被災市街地復興特別措置法			
市街地再開発事業の施行地区内における建築等の許可等	都市再開発法			
土地区画整理組合の設立認可、土地区画整理事業の施行地区内の建築行為の許可	土地区画整理法			
土地区画整理促進区域等における建築等の許可	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法			
住宅地区改良事業の改良地区内における建築等の許可	住宅地区改良法			
路外駐車場管理者からの報告、資料徴収、立入検査	駐車場法			
屋外広告物の条例による設置制限	屋外広告物の条例による設置制限			
保全地区内における建築等の許可、届出の受理	都市緑地保全法			
土地に関する権利の移転等の届出の受理	国土利用計画法			
市内の指定区間以外の国道の管理	道路法			
市内の県道の管理				

環境・産業分野

移譲される主な事務	関連法令	特例市	中核市	政令市
騒音規制地域の指定	騒音規制法			
悪臭原因物排出規制地域の指定、規制基準の設定	悪臭防止法			
振動規制地域の指定	振動規制法			
特定施設の設置届出の受理、計画変更命令等、常時監視、公表、報告受理、立入検査	水質汚濁防止法			
公害防止管理者等の職務の実施状況報告の受理、立入検査	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律			
ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設の設置の届出の受理	大気汚染防止法			

特定計量器の定期検査	計量法			
流通業務地区を定める場合に必要の公共施設に関する都市計画の策定	流通業務市街地の整備に関する法律			
特定工場の新設に係る届出の受理	工場立地法			
大規模小売店舗の新設に係る届出の受理、公告、縦覧	大規模小売店舗立地法			
中核的支援機関の認定	新事業創出促進法			

イ 行政関与上の特例

(ア) 知事の承認、許可、認可などの関与を要している事務について、その関与の必要をなくす。

- ・ 児童居宅生活支援事業等の制限又は停止命令
- ・ 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの施設の設備又は運営の改善命令等
- ・ 土地区画整理に係る換地計画又は換地計画の変更の認可

(イ) 知事の関与に代えて直接、主務大臣の関与になる。

- ・ 地方債の許可又は起債の方法、利率若しくは償還方法の変更の許可
- ・ この他、土地区画整理法、地方交付税法、地方公営企業法等に規定がある。

(ウ) 事務処理時間のスピードアップが期待される。

ウ 行政組織上の特例

(ア)行政区の設置

住民に身近な行政の円滑な処理という観点から、市長の権限に属する事務を分掌するため、条例でその区域を分けて区を設け、区の事務所や出張所を設けることが出来る。

- ・住民基本台帳法や戸籍法等においては、区は市に準ずる取扱いとなる。
- ・政令指定都市の行政区は、東京都の特別区と異なり、区長は公選ではなく、事務吏員をもって充てる。

(イ)区選挙管理委員会の設置

市の選挙管理委員会のほか、行政区ごとに選挙管理委員会を置く。

- ・市議会議員及び県議会議員の選挙区は、行政区の区域となり、それぞれ行政区の区域の選挙区において選挙をする。

(ウ)その他

- ・人事委員会の設置
- ・職員共済組合の設置
- ・県公安委員会の委員の推薦 等

市名	政令施行日	区の数	区の人口(人)		
			最大	最小	平均
横浜市	S31.09.01	18	294,305	78,320	190,370
大阪市	S31.09.01	24	201,722	50,188	108,282
名古屋市	S31.09.01	16	209,982	62,625	135,722
札幌市	S47.04.01	10	260,114	110,102	182,237
神戸市	S31.09.01	9	235,758	105,464	165,933
京都市	S31.09.01	11	287,909	44,813	133,435
福岡市	S47.04.01	7	269,307	126,468	191,639
川崎市	S47.04.01	7	200,040	136,487	178,558
広島市	S55.04.01	8	204,636	75,435	140,780
さいたま市	H15.04.01	9	164,825	81,759	116,833
北九州市	S38.04.01	7	260,452	65,045	144,496
仙台市	H01.04.01	5	277,743	129,717	201,626
千葉市	H04.04.01	6	179,892	101,829	147,861
13市 計	-	137	294,305	44,813	156,752

資料：総務省「国勢調査」(平成12年)

さいたま市は住民基本台帳人口と外国人登録人口の合計(平成15年2月1日現在)

エ 税財政上の特例

事務委譲や行政組織の変更などによる新たな行政需要に対応した特例

(ア)道路管理費用の財源が増額される

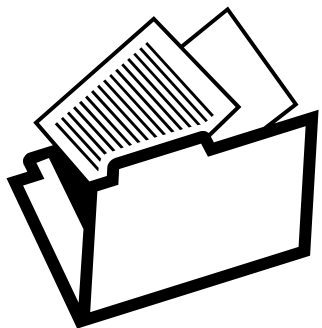
- ・石油ガス譲与税、軽油引取税交付金の新たな交付
- ・地方道路譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金等が増額

(イ)普通交付税の態様補正

- ・基準財政需要額の増額により、普通交付税の増加が見込まれる。

(ウ)大規模償却資産に係る固定資産税の課税制限が除外される

(エ)宝くじの発行主体となる



4 参考資料

〔資料1〕 事務事業一元化現況調査及び分析検討 件数集計表

〔資料2〕 3市3町の市町長、議員等の数

〔資料3〕 3市3町の基金について

〔資料1〕 事務事業一元化現況調査及び分析検討 件数集計表（分科会別）

（平成15年3月31日現在）

専門部会名	分科会名	事務事業数	実施市町数						調整が必要な事業		調整が不要な事業	
			1市町で実施	2市町で実施	3市町で実施	4市町で実施	5市町で実施	全市町で実施	A 合併時に調整する事業	B 合併後に調整する事業	C 今後検討を必要とする事業	D 現況で継続する事業
健康・福祉・医療	社会福祉	19	0	0	3	1	1	14	10	4	2	3
	障害者福祉	65	11	5	7	6	5	31	19	9	28	9
	高齢者福祉	63	13	8	11	6	4	21	35	15	6	7
	児童福祉	21	0	1	7	2	5	6	15	4	2	0
	生活保護・災害救助	2	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0
	国民年金・国民健康保険	55	3	4	1	2	1	44	33	3	18	1
	保健医療	125	5	9	60	4	8	39	34	21	11	59
	介護保険	19	1	0	0	2	0	16	7	4	8	0
	老人保健	14	0	0	2	1	0	11	3	0	11	0
斎場・墓地	5	0	3	1	0	0	1	5	0	0	0	
専門部会1 小計		388	33	30	92	24	24	185	163	60	86	79
教育・文化・自治	教育総務	10	1	0	0	1	0	8	6	2	1	1
	学校教育	44	2	1	3	1	7	30	10	23	3	8
	社会教育	14	0	0	0	3	3	8	3	5	0	6
	青少年対策	20	1	0	4	2	2	11	5	12	0	3
	図書館	8	0	0	0	0	1	7	5	1	0	2
	保健体育	21	1	1	5	0	1	13	5	11	0	5
	博物館・美術館	20	0	10	1	8	1	0	0	3	0	17
	文化振興	9	1	0	4	2	1	1	2	5	0	2
	市民活動・消費者	30	2	4	5	8	1	10	17	10	2	1
市民窓口	26	0	0	1	0	1	24	22	0	4	0	

都市整備・都市計画	都市計画	42	5	5	10	1	4	17	15	16	6	5
	開発指導	20	3	0	5	0	0	12	14	0	5	1
	住宅・建築指導	15	0	0	1	0	0	14	7	0	6	2
	公園	36	9	3	2	1	2	19	4	3	6	23
	都市整備	13	4	1	4	1	1	2	5	2	1	5
	道路	72	2	0	4	5	12	49	10	6	21	35
	河川・下水道	107	9	2	5	1	1	89	19	26	30	32
専門部会3	小計	305	32	11	31	9	20	202	74	53	75	103
環境・産業	環境	90	13	11	16	15	7	28	38	28	10	14
	清掃	64	9	5	7	3	9	31	29	11	9	15
	農林水産業	91	15	11	10	9	6	40	35	11	12	33
	商工・観光	97	32	19	12	10	9	15	10	54	1	32
	労働	20	6	2	6	2	1	3	3	11	0	6
	市場・公営競技	5	2	3	0	0	0	0	0	0	0	5
専門部会4	小計	367	77	51	51	39	32	117	115	115	32	105
総務・企画・防災	人事	38	1	2	6	2	5	22	11	0	25	2
	文書	12	0	0	1	0	0	11	3	0	9	0
	情報化	3	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0
	企画	40	4	3	4	5	4	20	6	10	18	6
	情報公開	4	0	0	0	0	0	4	2	0	1	1
	広報広聴	17	0	0	0	0	0	17	7	0	7	3
	都市交流	7	1	1	3	1	0	1	4	0	0	3
	男女共同参画	9	2	2	0	2	1	2	0	7	1	1
	表彰	5	0	1	0	0	1	3	4	0	1	0
	市史編纂	5	0	0	0	1	2	2	2	0	3	0
	管財・契約	52	0	1	3	6	3	39	2	15	34	1
	消防・防災	40	0	0	0	0	0	40	14	0	26	0
	議会・行政委員会	28	1	0	0	1	2	24	10	0	18	0
専門部会5	小計	260	9	10	17	18	18	188	68	32	143	17
財政	財政	6	0	0	0	0	0	6	6	0	0	0
	税	14	1	1	1	1	0	10	13	0	0	1
	会計	23	1	3	3	2	0	14	12	2	9	0
専門部会6	小計	43	2	4	4	3	0	30	31	2	9	1
合計		1,565	161	122	218	118	112	834	526	334	355	350

〔資料 2〕 3市3町の市町長、議員等の数

(平成15年4月1日現在)

	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町	もし一つになった場合
市町長	1人	1人	1人	1人	1人	1人	1人
市町議会議員	34人	38人	30人	21人	20人	18人	64人を限度とした条例で定めた数
教育委員	5人	5人	5人	5人	5人	5人	5人
選挙管理委員	4人	4人	4人	4人	4人	4人	4人
公平委員	3人	3人	3人	-	-	-	3人
監査委員	4人	4人	3人	2人	2人	2人	4人
固定資産評価審査委員	3人	3人	3人	3人	3人	3人	3人以上

注：政令指定都市としての想定はしていない。

市町の議会議員数は、平成15年4月1日現在、施行されている条例による議員数

公平委員会については、3町は、神奈川県に委託している。

〔資料3〕 3市3町の基金について

(平成15年4月1日現在)

	平塚市	藤沢市	茅ヶ崎市	寒川町	大磯町	二宮町
年度間の財源調整	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金	財政調整基金
地方債の償還	-	-	-	減債基金	減債基金	減債基金
庁舎等の建設	庁舎建設基金	-	-	-	本庁舎建設基金	-
国際化の推進	-	-	-	国際交流基金	-	-
地域の基盤整備の推進	-	土地開発基金	土地開発基金	公共施設整備基金 都市計画事業基金 東海道新幹線 新駅整備基金 都市基盤整備事業基金 土地開発基金	公共施設整備基金 土地開発基金	公共施設整備基金 公共施設用地取得基金 土地開発基金
社会福祉の充実 国民健康保険、介護保 険の運営等	国民健康保険療養給付費 等支払準備基金 介護保険給付費 支払準備基金	愛の輪福祉基金 国民健康保険 事業運営基金 介護保険事業運営基金	国民健康保険運営基金 介護保険運営基金	社会福祉基金 国民健康保険 財政調整基金 介護給付費準備基金	地域福祉基金 横溝千鶴子記念 障害者福祉基金 国民健康保険 財政調整基金 国民健康保険 高額療養費貸付基金 介護保険給付費支払基金 国民年金印紙購入基金	地域福祉基金 国民健康保険 財政調整基金 介護給付費準備基金
環境保全対策の推進	みどり基金	みどり基金 ごみ減量基金	緑のまちづくり基金 ごみ減量化・資源化基金	緑化基金	みどり基金	みどり基金 じん芥焼却場整備基金
産業の振興	河口対策事業基金	-	-	-	-	-
教育・文化・スポーツ の振興	文化振興基金	文化振興基金	文化振興基金	義務教育施設整備基金 奨学金基金	町民会館建設基金	-
その他	下水道事業環境整備基金 競輪事業基金 交通災害共済見舞金 支払準備基金	平和基金 交通安全対策基金 大庭台墓園基金	-	-	-	-

注：この表に掲載されている基金は、市町の財産として設置されているものである。